

養老町史

通史編
上



養 老 町 章

養老町民憲章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、清らかな水に恵まれた歴史の町です。わたしたちの、この美しいふるさとを、先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて、未来につづく明るい町をつくります。

一、おはよう、こんにちとはと

元気な声があく町にしましょう

一、美しい自然の中で力いっぱい

働ける町にしましょう。

一、おとしよりが豊かに

くらせる町にしましょう。



養老町役場庁舎

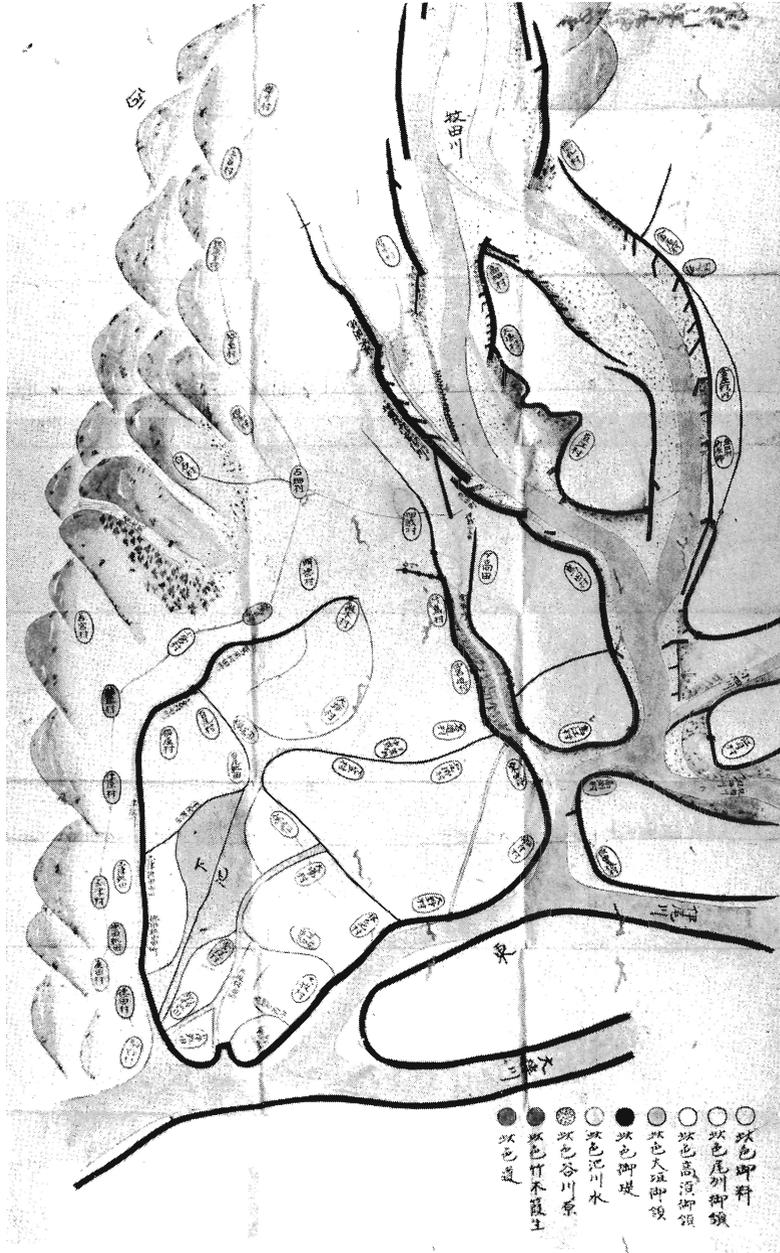


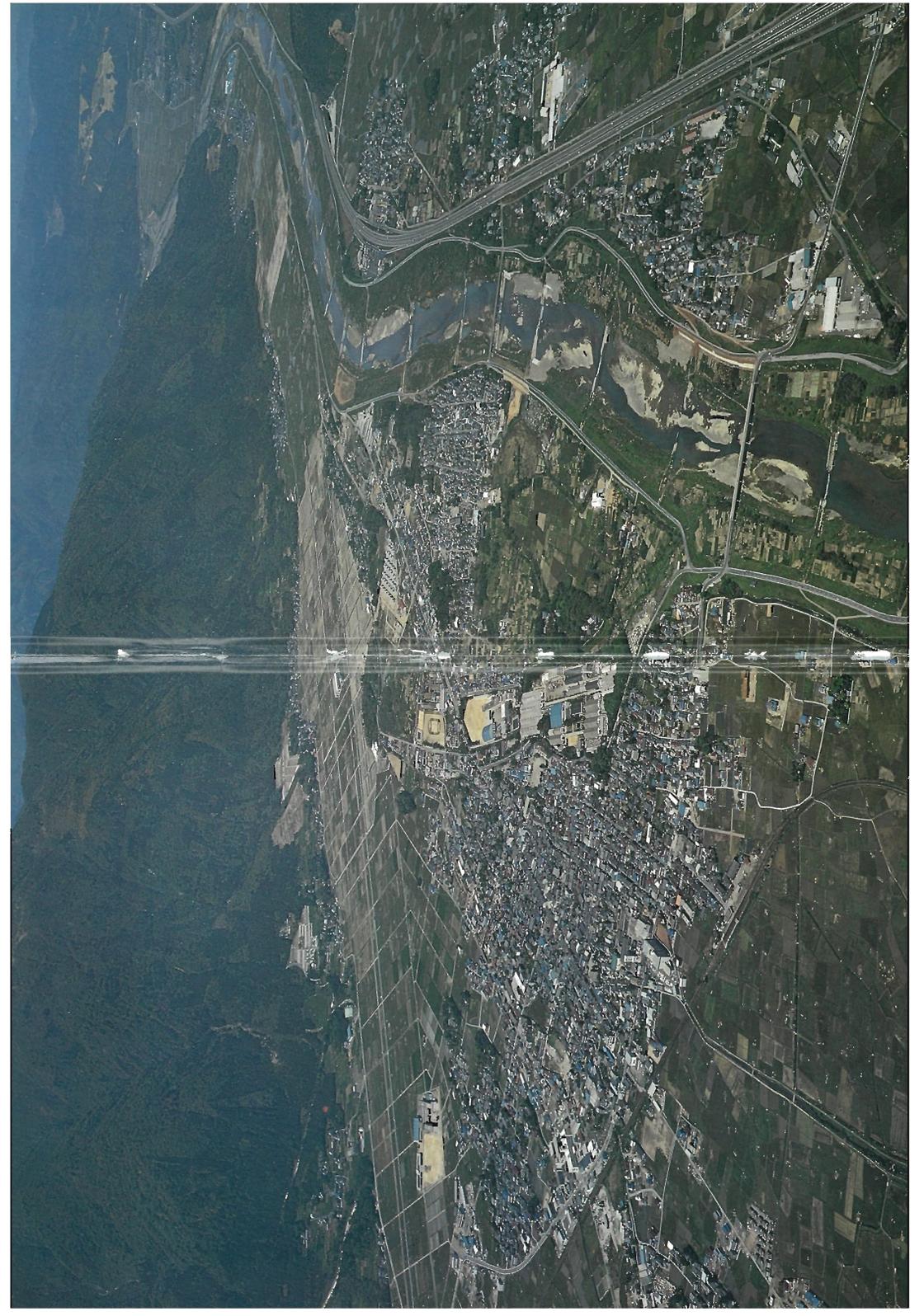
町花(菊)



町木(つげ)

多芸輪中古絵図（渋谷保之氏蔵）







国指定重要文化財 十一面千手観音像（養老寺）



県指定史跡 薩摩工事役館跡



養 老 の 滝



はじめに

「田跡河の滝を清みか古へゆ宮仕へけむ多芸の野の上に」と萬葉の歌人・大伴宿禰家が詠んだころより、わたくしたちのまち養老は、

多くの人びとの心のなかに生きていて、いまでは年間百万人以上の人々が、この地を訪れ、自然美の景観のなかで、過ぎ去った歴史の残り香にひたっておられます。

その元正、聖武兩帝の行幸を仰ぐ以前、この地域は物部氏の子孫の多芸氏が勢力を持ち、山を開き田を耕し、また武力をたくわえて、条里の制を施すなど、都より帝をお迎えするのに、すでにふさわしい土地であったようです。その後千数百年間、そのかぐわしい故郷が、武家政治から近代・現代へと展開してきました。

そうした過去をさぐり、明日の扉を開く資料として、数多くの民謡・民話・郷土史料等が残され、ひろく「養老」が全国へ紹介されてきましたが、さらに一歩進め、適確な町史を、いまこそ残すべきとの声が高まり、昭和四六年五月、町史編集委員会をつくり、この事業に踏み出しましたところ、さいわいにも元県史編集室長・吉岡勲、県史編集室・早野博之両先生の熱心なご指導、ご協力を受け、昭和四九年一〇月、まず史料編上・下二巻を刊行することができました。

時あたかも町制二〇周年のよろこびの日を迎え、刊行までご苦勞の連続であった町史編纂、編集両委員の皆さん、そして、多くの史料を提供してくださった町民皆さんへ深く感謝したことでした。

その後四年、さらに通史編の編集に、着手していただきましたが、資料発掘に勞力を費やしていただいた史料編に対し、史実の解明に精力を集中していただく通史編の編集にも、筆舌に尽くせぬご苦勞があったように承っております。

しかし町史編纂という金字塔建立に向われる委員の方がたの熱意は高く、いまや、刊行のゴールへ突入されました。ありがたいことであり、そのご苦勞に、なんと感謝してよいか分らぬくらいです。

この養老町史全四巻の完成は、全国の歴史愛好家はもとより「養老」を知るすべての人たちにとって、たしかに「養老そのもの」が贈られるわけで、これを礎にして、さらに町勢が發展することを祈り、刊行のことばといたします。

昭和五三年三月

養老町長 津 田 梨

監修にあたって

養老山塊の東山麓に位置する当町域は、前面に濃尾平野をひかえた要衝であり、畿内軍事力の前面基地でもあった。始め山腹を南北に通じていた交通路線はやがて低地に下り、開拓は進んで盛んとなったが、養老の名が示す通り、民生も豊かな豊穰をみせてきた。この期間、多くの人々が力を注いで村を支え、また町の発展へと進めてきた。その跡をたずねてまとめたのがこの通史編である。

養老町史は編集委員会を設け、中央公民館の一室を町史編集室とし、田中育次氏を主任として進められたが、委員の中には老齢のため柏尾静円氏、村上弁二氏、村上肇氏らが逝去され、急遽その分担を埋めねばならなくなり、また全編にわたって調整補筆の必要があり、田中主任は文字通り日々努力を傾けられた。氏は長い教員生活を養老町のみに終始して退職された経験、学識共に卓れた方で、この主任が迎えられなかったら、恐らく養老町史は成就を見なかったことであろう。

町史は昭和四六年五月に編集を開始し、ここに通史編史料編の刊行を終ることとなったが、その間、多くの執筆者・史料提供者の協力を得た。特に町外から早野博之氏の協力を願った。また史料編・通史編の刊行に寄せられた町民の期待と好意は編集室をのぞくたびに私の心をなごませた。町当局を始

めとする多くの高庇のもとにかくて本書は完成した。

勿論、微力をそそぎきったものの、多少の誤りはあろう。また歴史学それ自体が進歩し、年月の経過は更に将来新しいものを求めることであろう。しかし本書がひろく町民各位に熟読され、先祖のあゆみを思い返すと共に、明日の示標となることを、関係者の一人として切望する次第である。

昭和五三年三月

吉 岡 勲

養老町史 通史編

目次

口 絵
序 文 町長 津田 梨
監修のことば 吉岡 勲

第一章 自然と環境

第一節 位置・面積……………三

第二節 地形・地質

概 説……………七

養老山地……………八

養老扇状地……………一〇

東部の平坦地……………一三

牧田川・揖斐川……………一四

目次

第三節 気候 二五

概説・気温・降水量・風水害

第四節 植物・動物

一 植物

1 植物分布地理概観 二一

2 植生 二四

3 東海自然歩道付近の植物 二二

4 竹類見本園 二七

5 天然記念物および特殊植物 三八

二 動物

1 動物相概観 〇〇

2 ほ乳類 〇一

3 鳥類 〇二

4 は虫類・両生類 〇二

5 魚類 〇三

6 昆虫類 〇三

7 その他の動物 〇三

第二章 古代・中世

第一節 古代のあけぼの

- 一 山麓にひろがる古墳群…………… 六
- 二 日本武尊と建部…………… 七

第二節 輝く白鳳・奈良期

- 一 壬申の乱と高田首新家…………… 六
- 二 元天正皇の養老行幸と醴泉…………… 三
- 三 聖武天皇の養老行幸…………… 七
- 四 奈良期を彩る人々…………… 七

第三節 移りゆく平安期

- 一 平安初期の流れ…………… 三
- 二 多芸郡八郷…………… 七
- 三 平安期の社寺…………… 七

四 貞観寺領多芸荘……………八二

第四節 中世の発端

一 鷲巢玄光と折戸……………八三
二 額願源五と多記荘……………八五
三 鎌倉初期の高田氏……………八七

第五節 室町期の豪族と多芸荘

一 多芸荘と土岐・斎藤氏……………八九
二 室町期の土豪……………九四

第六節 室町後期の状勢

一 崩れゆく土岐守護家……………九七
二 後斎藤家の体制下に……………一〇一
三 丸毛家と信長……………一〇二

第七節 荘園と鑄鍛造業

一 禁裏御料所多芸庄・北野社領多芸領家……………一〇六
二 刀鍛冶と鑄物師……………一〇八

第八節 中世の社寺と結んで

- 一 多芸七坊……………二二
- 二 莊福寺と正徹……………三三
- 三 本願寺教団の展開……………三五
- 四 経塚を點綴して……………三七
- 五 多岐神社……………三三
- 六 養老孝子伝説の展開……………三四

第三章 近 世

第一節 織 豊 時 代

- 一 織田信長の美濃支配……………一四二
- 二 豊臣政権の成立……………一四六
- 三 勢至の玉井氏と鉄座……………一四九

第二節 江戸時代の政治

- 一 領主とその領知……………一五四
- 幕 府 領……………一五四

館林領	一五五
幕府領大垣藩預所	一五六
高須藩領	一五七
大垣藩領	一六一
尾張藩領(徳川氏・成瀬氏・竹腰氏・石河氏)	一六七
織田長孝領	一七五
堀直寄領	一七五
日根野領	一七六
佐々領	一七七
法泉寺領	一七八
伊勢神領	一七八
二 領内の支配	
大垣藩の支配	一八一
幕府領大垣藩預所の支配	一八六
尾張藩の支配	一八八
三 農民統制と村方支配	
第三節 江戸時代の経済	
一 土地制度	二〇三

二 貢租制度……………三〇六

第四節 江戸時代の産業交通

一 農 業……………二一五

農民階層……………二二五

農作物・肥料・雨乞・病虫害……………二二六

新田開発……………二二三

二 諸 業……………二四一

三 交 通……………二四一

濃州揖斐川三湊……………二四四

三湊の成立時期……………二四五

九里半街道……………二四六

鳥江湊と問屋吹原家……………二四九

栗笠湊と問屋佐藤家……………二四一

船付湊と浦高札……………二四九

上り下りの諸荷物……………二五一

衰退する三湊……………二五三

第五節 治水・用水

一 治水制度	二五七
二 宝曆治水工事	二六八
三 明和三年の御手伝普請	二八〇
四 その他の御手伝普請	二八二
五 輪中と用排水	二八四

第六節 江戸時代の社会

一 戸口	二九八
二 農民生活	三〇三
三 災害	三〇六

第四章 近代

第一節 政治

一 行政と議会	
1 行政の沿革	三二四
岐阜県の成立、行政沿革表、郡役所と郡行政、町村の成立と歴代町村長、養老町の設置、歴代町長・助役・収入役・教育長	

2	養老町議会・選挙	三七一
	歴代議長・町議会議員・区長・各種選挙	
3	農業委員会	三七六
4	国会・県会議員	三八二
5	表彰	三八五
6	同和対策に関する行政	四〇六
7	町村勢要覧	四一六
	二 治 安	
1	警察署	五二二
2	消防団の沿革	五二四
3	水防制度	五一八
4	騒動	
5	災害	
	三 厚 生	
	保 育 園	五四四
	四 軍 事	五四九
1	軍管区の沿革と養老町	五五六
2	徴兵検査	五五九
3	各戦役と銃後の働・生活	五六一

4 戦病死者芳名簿……………五七三

第二節 産 業

一 用排水・耕地整理

1 用 水……………六二六

2 排 水……………六二一

3 「下立用水」対「笠郷用水」の行政訴訟……………六三一

4 耕地整備……………六三四

二 水産業その他

1 漁 業……………六六一

2 狩 猟……………六六六

3 養 蚕……………六七九

三 農家経営・金融機関・経済・商工業

1 農 家 経 営……………六七〇

2 金 融 ・ 経 済……………六七三

3 商 業……………六八〇

4 工 業……………六八三

四 下池の干拓……………七三七

第三節 交通・通信

一 道・橋・渡船・舟運

1 道路

古通路

明治期の重要路線

県道の認定・昇格

名神高速道路・国道二五八号

交通事故・養老地区交通安全協会

2 橋

3 渡船場

4 舟運

二 乗物

1 定期バス

2 自動車

3 自転車

4 人力車

5 馬車

6 人力による運搬

7 近畿日本鉄道養老線……………七六一

三 郵便・電話

1 養老町の概観……………七八六

2 養老郵便局……………七八七

3 笠郷郵便局……………七八二

4 養老公園口郵便局……………七八七

5 養老町に於ける電気通信の沿革……………八〇〇

第四節 教育

一 義務教育制度

1 義務教育以前……………八〇三

2 学制発布と近代教育制度の始め……………八二二

3 近代教育制度の確立……………八二七

4 教育制度の拡充……………八三六

5 戦時体制への教育……………八四五

6 戦後の教育……………八五六

7 教育基本法と学校教育法……………八六二

8 新教育の発展と制度の整備……………八六七

第一章 自然と環境



岐阜県養老郡養老町全図

第一節 位置・面積

位置の概要 養老町は、岐阜県養老郡に属し、岐阜県美濃の西南部に位置する。東は大垣市・安八郡輪之内町に接し、西は養老郡上石津町に境している。南は海津郡平田町・海津町・南濃町・三重県員弁郡北勢町に接し、北は不破郡垂井町など一市七町に接している。全域は西部山地と東部平地に分けることができる。西部山地には、養老山地が



つらなり、東部平地には北方を牧田川が流れ揖斐川へと結び山地より多量の土砂を流出し沖積作用を行なってできた平地で構成されている。このように養老町は、養老山地の北部に位置し濃尾平野の最西端にあるが、岐阜県の政治の中心地岐阜市や、西濃の経済の中心地大垣市への距離は比較的近く交通の便も良い。近年、国道二五八号線も開通し道路整備も着々と充実し、三重県・愛知県・滋賀県方面への交通も大変便利になった。

この町の中心は庁舎のある高田である。

数理的位置 養老町の数理的位置をみると、同町役場は北緯三五度一八分余東経一三六度三四分余で

ある、町の四限を示すと次のとおりである。

- 1 東限 東経一三六度三七分四二秒
(大巻の東端)
- 2 西限 東経一三六度三〇分一五秒
(桜井の山頂西)
- 3 南限 北緯三五度一三分二八秒
(小坪の南端)
- 4 北限 北緯三五度二〇分二二秒
(室原の北端)

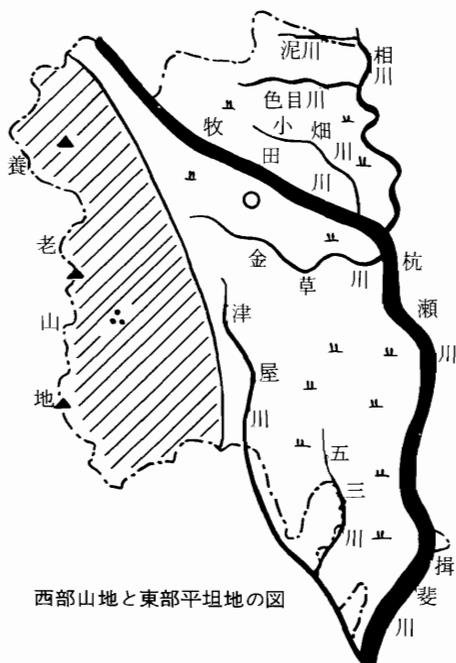
岐阜県の南限が北緯三五度七分四九秒(海津郡海津町)で、それよりやや北に位置し、岐阜県の西限

東経一三六度一六分一四秒(揖斐郡坂内村)より僅か東に位置するところになる。

総面積 養老町の面積は、七二・二九平方キロメートルである。幅の広いところで南北約一二キロメートル、東西約一〇キロメートルに及ぶ広域町村である。

昭和二九年合併した時の各地の面積は下表のとおりである。

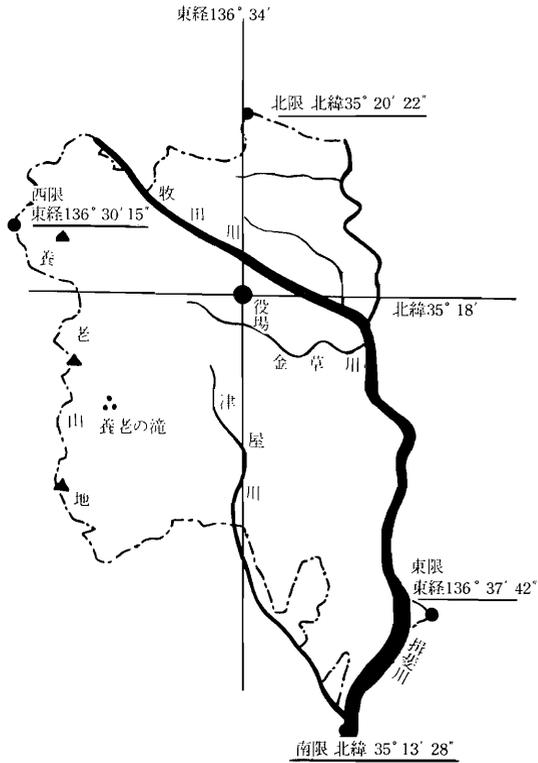
註 合併時の各地区の面積の合計は、現在の養老町の面積と一致しない。その理由は、翌年の昭和三〇年四月一日に下多度北部の一、四



西部山地と東部平坦地の図

地区	面積 ^{km²}
高田	5.74
養老	19.30
広幡	3.79
上多度	10.30
池辺	10.29
笠郷	7.63
小畑	4.33
多芸	3.10
日吉	4.53
室原	1.80
計	70.81

近年、農免道路（現・県道養老・平田線）の完成、二五八号線の開通に伴ない住宅地の開発、工場敷地の増加などによって、農耕地の転用が顕著となり土地利用の変遷が著しい。



地目 \ 年次	47年 ^{km²}	48年 ^{km²}
田	29.95	28.91
畑	4.79	4.78
宅地	3.14	3.33
山林	12.98	13.15
原野	1.00	0.35
池沼	1.14	1.14
その他	19.29	19.83
雑種地	—	0.80
合計	72.29	72.29

次表のとおりである。

土地利用別面積 土地利用別の面積は、

八平方キロメートルが合併加算されたためである。

岐阜県養老郡地図

岐阜縣養老郡地圖

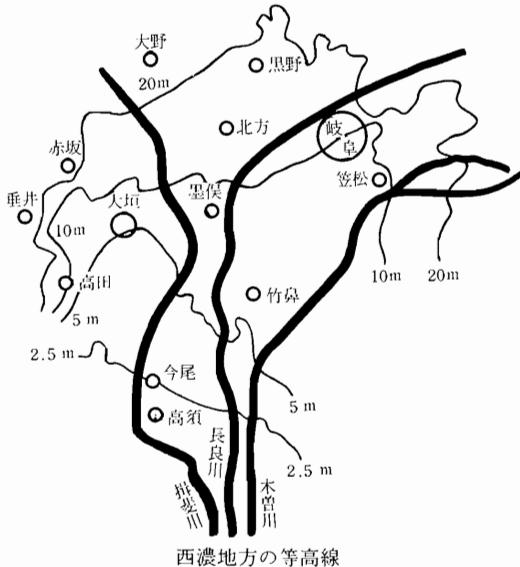


第二節 地形・地質

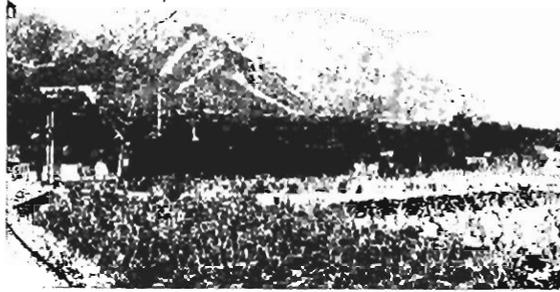
概説 養老町は中部太平洋沿岸部の西寄り、濃尾平野の最西端に位置している。もともと濃尾平野そのものが東西低の地形であるところから、町の地形は海拔0メートルの水場地带から、なだらかな養老山地の扇状地带につながり、扇状地带の最西端からは切りたった岩盤の養老山地の山々、標高八〇〇メートルクラスの山峰がちなっている。扇状地带には美しい景観の県営養老公園をはじめ、歴史の香りただようしっとりとした集落が点在している。

山麓を流れる津屋川以東の平坦地では、牧田川をはじめ金草川・杭瀬川・相川・泥川・色目川・小畑川・五日市川・五三川の諸川が「母なる川」揖斐川にそいで沃野をうるほしている。一方、町の北部を東西に横断する名神高速道路をはじめ、町を縦断する国道二五八号線の完成、県道大垣、関ヶ原、桑名線などのバイパス化ともなって、養老町の発展は中部圏開発のポイントになろうとしている。

養老町の地質は略図で大体わかるように、古生層と新生層が入りまじった地質で構成されている。養老山地も大部分が古生層であり東麓のなだらかな傾斜で細長く続いている扇状地は、

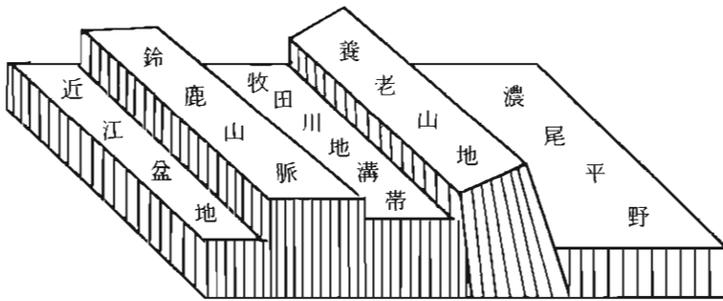


第四紀洪積層である。津屋川以東の平坦地はもっとも新しい第四紀沖積層である。

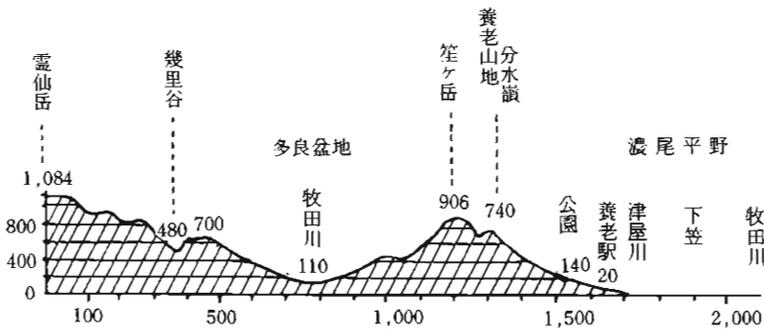


養老山地の遠景

養老山地 養老山地は濃尾平野と牧田川地溝帯にはさまれた紡錘形をした山塊で高度六〇〇〜八〇〇メートルにおよび、山頂付近に



養老地塁と鈴鹿地塁

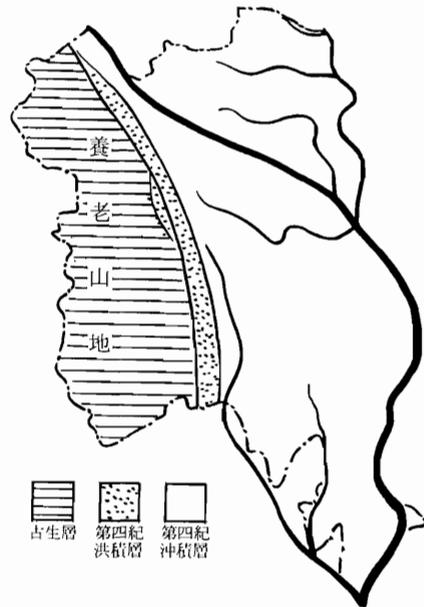


養老山地断面図

は平坦面がかなりあるが、谷はだいたいの険峻な様相をあらわしている。養老山地は断層地形がよく発達しており、東部には急峻な断層崖が顕著にあらわれている。その上所々に崖錐や扇状地が多く存在する。断層は階段式で落差が大きい。これに對して、西部は比較的小さい落差の断層によって切断されている。山地は全体として西に傾く傾動地塊をなしているため、分水界は山地の中央よりも東に片寄り、西側斜面が緩傾斜を見せている。養老山地は中央部において東西に走る川原断層によって、地形的にも地質的にも北部と南部に二分することができる。

北部は南北一〇キロメートル、東西七キロメートル、高度約八五〇メートルあり、ここには石灰岩が多く分布し山頂にはカルスト地形の見られるところもある。東部の急崖は養老断層の断層差にあたり滝が多く養老の滝は滝谷断層にかかり落差は二四メートルである。またマグサの滝はマグサ谷の石英粗面岩花崗閃緑岩にかかり落差は二八メートルで奇観を見せている。山地の西部は谷が深く曲折し侵食が進みV字形谷を呈している。

南部山地は北々西方向にのび、南北一五キロメートル、東西六キロメートル、高度六五〇メートル内外で北部よりも低い。岩相は砂岩相に富み比較的低下部分が多い。東部は急な断層崖に富み西部は緩傾斜を見せているのは北部



養老町地質略図

山地と同じである。

北部と南部との境をなす川原断層は落差約一〇〇メートル、走向ずれ八〇〇メートルを示しこのため南部は北部に対して約一キロメートル東に移動している。

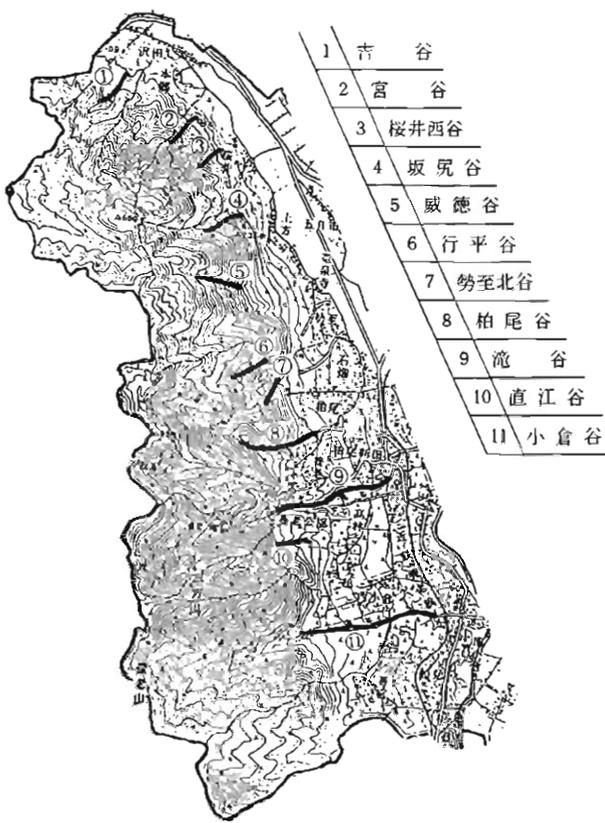
養老山地を構成する地質は、鹿沼茂三郎・入江和彦両氏の岐阜県養老山地の地質研究によれば、全体は秩父古生層より成り二畳系に属している。(これを養老層群と称する)養老層群は岩相上下部の石灰岩相と上部の非石灰岩相に区分され、両者の境に礫岩相が若干発達している。

下層部には石灰岩・チャートが多く更に輝緑凝灰岩・砂岩・粘板岩等をふくみ、石灰岩中には *Parasch wagerina* sp. *Pseudo fusulina* sp. 等の概ね下部二畳系を示す紡錘虫化石を多く含んでいる。

上層部は礫岩・砂岩・粘板岩・チャート等より成り無化石である。大体 *Para fusulina Neosch wagerina* 帯乃至 *Yabeina* 帯に相当するものと思われる。

岩層排列の状態には著しい特色がみられる。山地全体をながめると、南北に長く引きのばされたS字状に岩層が排列している。北部はSの上半部に相当するところで、養老層群下層部から上層部まで分布し、これに対して南部山地はSの下半部にあたり、養老層群の上層部が分布している。これらの排列状態も断層や各種火成岩の貫入によって各所で分割され地塊化しているので一見しては不明瞭な所も存在する。

養老扇状地 地塁(地かく変動によって東側も西側も断層が起って陥没し、中央が高くなってできた地形)をなす養老山地の東側は、低い濃尾平野と断層崖をもって続き、山地より流出する多量の土砂によって数多くの扇状地ができてゐる。図は養老山地の北部にあたり北から吉谷・宮谷・桜井西谷・坂尻谷・威徳谷・行平谷・勢至北谷・柏尾谷・滝谷・直江谷・小倉谷となり、それぞれの流域に比例して扇状地の大きさが違っている。谷と谷の間の尾根の末端に

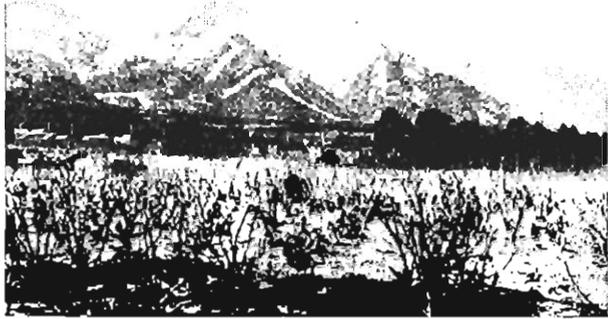


は断層による明瞭な三角面ができています。これは末端切面といつてかつての断層崖のおもかげであり、この地方では「貝がら山」とか「立山」と呼んでいる。

水流は急斜面を流れるため比較的短かく扇頂近くで伏流し、扇面では水無川が長く続いて透水性が大きい。各扇状地では護岸工事がよく進み砂防に力を入れている。ことに小倉谷扇状地はこの中でも規模が大きく扇端がデルタ状に



末端切面の写真(養老小より勢至をのぞむ)



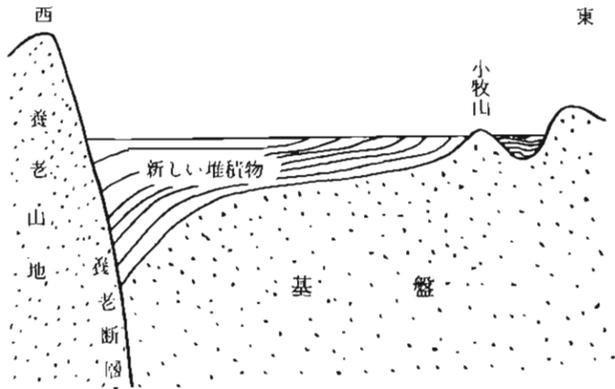
小倉谷扇状地

水面にあらわれたのが現在の濃尾平野である。このようにしてできた一見平らにみえる濃尾平野も東と西ではかなり高度差がある。名鉄鶴沼駅附近では五十メートルもあるが、西へいくにつれて次第に高度が減じ養老町では海拔〇メートルとなってしまう。すなわちこの平野は鶴沼・犬山を最高

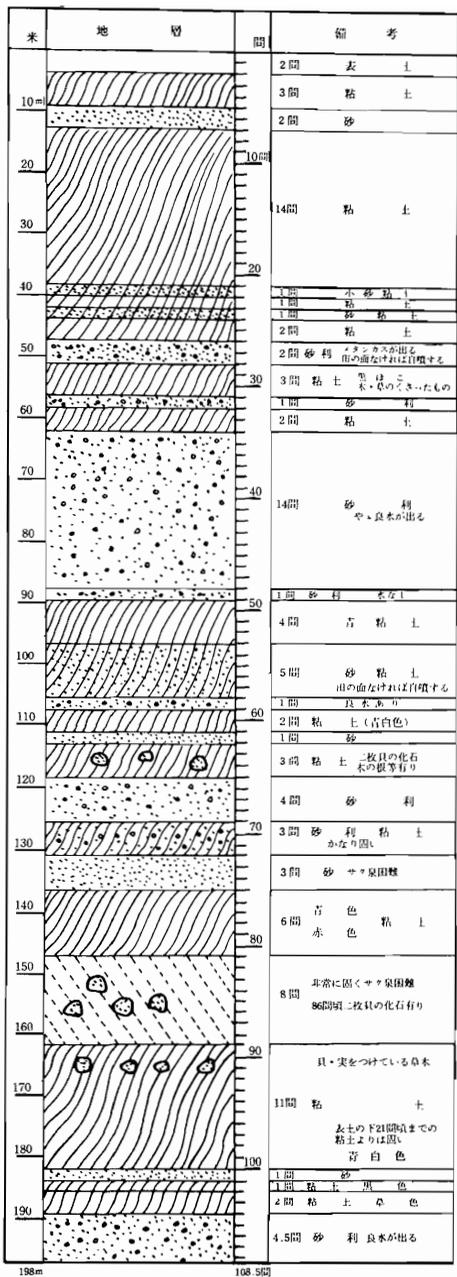
濃尾平野に向かって突込み天井川をなしている。扇端の五・七・五メートルの等高線付近には泉が湧出し（この地方では河間と呼んでいる）津屋川の水源となつて南流し、集落も水に支配されて扇端に発達している。

東部の平坦地 町の東部を

しめる平野は濃尾平野の一部である。中世代の末から第三紀にかけて大地変があり、この時伊勢海から濃尾平野へかけて一大陥没があり今の濃尾平野の大部分が海底となった。その後木曾川・長良川・揖斐川を始め相川・牧田川等盛んに土砂を流出し海底に堆積し



濃尾平野断面図



養老町池辺の地層(想像図)

点として西南西へ傾いている。

濃尾平野は図のように基盤が東から西にいくに従って低くなり養老の断層山脈の下では二〇〇〇メートル以上と推定されている。濃尾平野とはこのように底が西へ傾斜している基盤の上に積った土砂である。

基盤岩石は主として花崗岩・秩父古生層でほとんど水をふくまない。水を供給すると考えられるのはその上にある新第三紀層で今から二千万年ほど前に積った土砂で礫層である。

しかし大量に汲み上げる水は、その上の洪積層・沖積層のやわらかい堆積物の帯水層から得られるのである。この

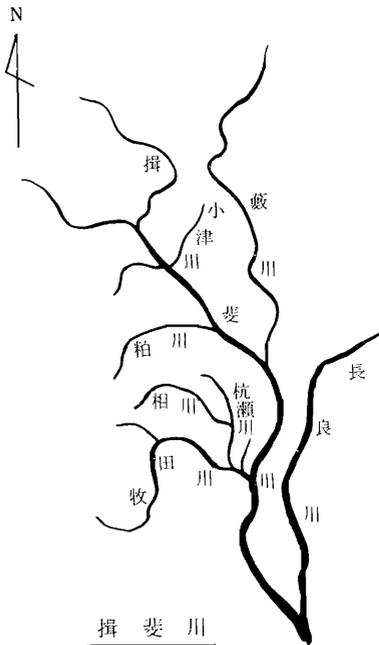
ように東部の平坦地は水をふくむ二〇〇〇メートル以上の厚い堆積物からできていている平野の一部である。すなわち上層部は第四紀沖積層である。

前頁の図は昭和二六年池辺小学校で校庭に掘抜き井戸を掘った時、掘り出した粘土や砂を細かく調査してつくられた地下二〇〇メートルの地質の想像図で貴い記録である。

牧田川 牧田川は養老郡上石津町時山の西方の鈴鹿山脈に源を発し、同町一之瀬橋までの約二一キロメートルを上流とする。流域の多良・一之瀬には多良層群とよばれる第三紀層の頁岩・砂岩が分布し、川幅も狭く急流である。

一之瀬橋から少し下って養老町へ入り烏江まで一二キロメートルが中流であり、川幅は一三〇メートルから一五〇メートルでもっとも広く流勢はおとろえるが（伏流水となる）が、土砂の堆積も多く一面の川原となっている。川底は両側の平野面より高く天井川をなしている。烏江から舟付を経て養老町大巻の東側で揖斐川との合流点までの約七キロメートルを下流とする。上流より流れた土砂が堆積し川幅が広く蛇行している。

揖斐川 揖斐川は揖斐郡の西北端越美山脈中の高倉峠（海拔九六四メートル）に源を発し、赤谷・徳山門入川と合流）藤橋村川尻（広瀬川と合流）久瀬村津波（小津川・日坂川と合流）揖斐郡揖斐川町（粕川と合流）安八郡神戸町落合（藪川と合流）養老郡養老町大巻（牧田川と合流）南濃町駒野（津屋川と合流）海津郡海津町千本松原（長良川に合流）を通過して伊勢湾に



流入している。

揖斐川は、古伊勢海（中生代末から第三紀にかけての地かく運動で当地方は陥没地帯となった）を濃尾平野に変えるのに長良川・木曾川と並んで三角州作りに一役かった川である。

第三節 気 候

概説 養老町の気候は表日本式気候に属している。西部の山地地域と東部の平坦地域では気温・雨量ともいくぶんの差異はあるが、両地域とも気候は温暖である。春先から夏にかけて南東の季節風が吹き始め長良川・揖斐川の上流地帯には雨が多く、梅雨期や台風の時には多量の雨が降って、大水の害を被ることがはなはだ多い。夏の日中は可成り暑い日が続くが夜は割合に涼しくしのぎやすい。秋も終り頃になると北西の冷たい季節風が吹き、この地方では「伊吹おろし」といって特有の強風となり雪は少ないが寒さがきびしい。時にはさえぎる物の無い牧田川の谷を下り横なぐりの吹雪となり大雪に見舞われることもある。土地の人たちは「雪おこし」ともいってこれをきらい平野部の家々では屋敷の西と北に「屋敷森」を作ってこの風を防いでいる家も多い。

気温 養老町には定時的の観測所がないので養老町消防本部の観測記録

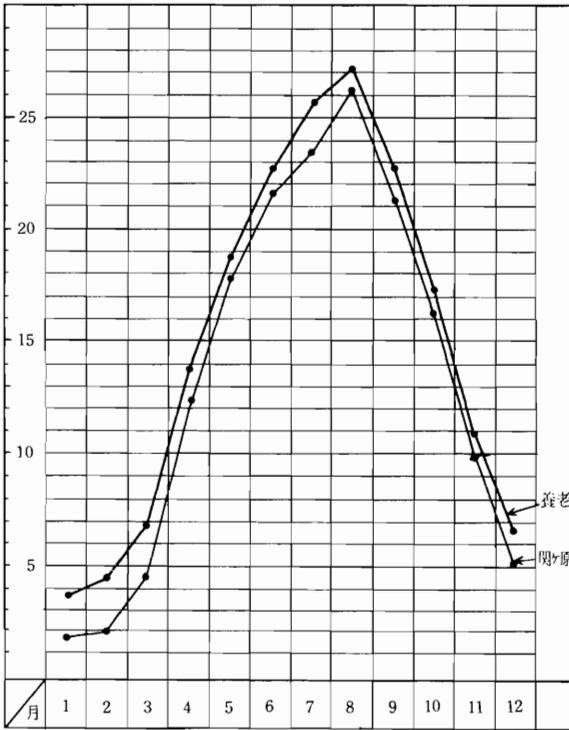


屋敷森の家（北と西に森が茂っている）

を参考にして考察をする。年平均気温一五・三度で関ヶ原町の一三・五度や岐阜市の一四・六度より一・八度（○・七度高い。関ヶ原町と養老町の月別気温比較グラフにより観察すると、二度以上の差を持つ月は、一・二・三・七の四ヶ月で、五・八・一〇・一一の四ヶ月は一度内外の小差である。即ち春から夏・秋へかけてはあまり気温に差はないが、冬の気温は豪雪で知られている関ヶ原に比べれば養老町はかなり過ごし易いといえる。

気温の最低月は一月で平均三・七度、最高は八月の二七・一度で、年較差は二三・四度である。関ヶ原町の一月一・七度、八月の二六・二度、年較差二四・五度に比較すると養老町は年較差が小さい。この点からも養老町は関ヶ原に比して生活し易いと分析できる。

降水量 養老町の昭



気温 グラフ

各地の気温表

昭和49年

地域 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
養 老	3.7	4.4	6.9	13.9	18.8	22.8	25.8	27.1	22.8	17.4	11.0	6.8	15.3
関ヶ原	1.7	2.0	4.6	12.5	17.9	21.6	23.5	26.2	21.2	16.3	9.9	5.1	13.5
岐 阜	2.9	3.9	6.7	13.9	18.7	22.4	24.3	27.1	22.2	17.0	10.6	6.0	14.6

和四九年度の年間降水量は二六四三ミリメートルである。月別降水量の変化を見ると冬の降水量が少なく六月の梅雨による雨や七・八月の豪雨や台風による夏の降水量が一四七六ミリメートルと非常に多雨である。表日本式気候特有の夏高温多雨型を示し、当町においては稲作・野菜・果樹の栽培に最も適している。北西の季節風が吹き始める十二月から一月・二月の降水量は関ヶ原町の三七八ミリメートルに比べて二一一ミリメートルと約半分となっている。冬裏日本式気候の影響を受ける関ヶ原は、降雪による降水量が多いためである。養老町は最近では降雪も割合少なく一月初旬から二月下旬にかけて五・六回降る程度で積雪量も余り多くない。

風水害 降雨の少ない春が終ると洪水の起ることの多い夏が来る。六月頃になると梅雨前線や低気圧の襲来が多く河川の水量が増加する。その上早い台風がこの時期に本土を襲うこともあってこれらが重なるると出水し災害をまねくこととなる。

八月から九月にかけては台風襲来の時期となり古来二百十日・二百二十日がこの地方でも厄日と恐れられている。近年では昭和三四年八月一二日午後から西濃地方を襲った集中豪雨は実に六〇〇ミリを記録し、木曾・長良・揖斐の三川とも危険水位を突破して輪中地

雨 量 統 計 昭和49 mm

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計平均
関ヶ原	99	137	161	320	125	341	444	284	162	155	96	142	2466 205
養 老	44	85	133	283	160	282	849	345	136	166	78	82	2643 220

季節別雨量 昭和49 mm 五ヶ年の雨量 mm

月	春	夏	秋	冬
関ヶ原	606	1069	413	378
養 老	576	1476	380	211

年 別	合 計
昭和145年	2.274
46年	2.536
47年	2.784
48年	1.826
49年	2.643

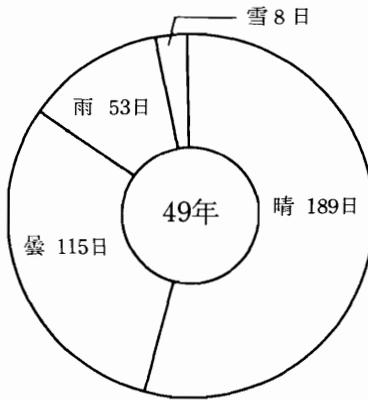
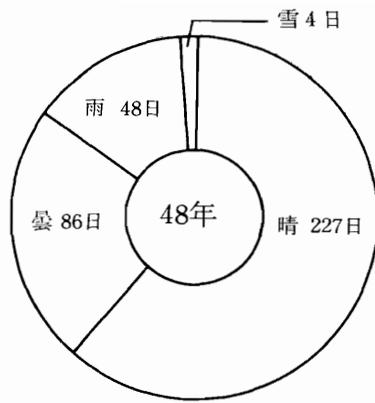
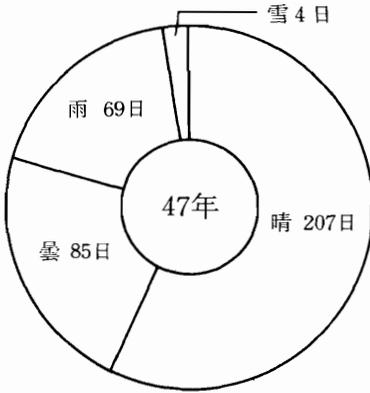
域には水がはらんした。揖斐川の支流をなす牧田川は、一二日午前九時養老郡養老町高田地区で破堤し次いで一三日午後七時五十分一大音響とともに養老町大字根占地内の牧田川右岸堤を破った。おりから南濃の穀倉地帯は豊穰の秋を目前にして二六〇〇ヘクタールがみるみるうちに泥水の中に沈み、多芸輪中内、池辺・笠郷・上多度・広幡・高田地区にわたる二、二〇〇世帯、一二、〇〇〇人の罹災者を出した。被害の最も激甚であった根古地内の農家はかろうじて人と役牛のみが堤上または、堤内高地に立つ農家に難をさげ言語につくせない不安と恐怖の夜をあかした。

決壊口仮締切の工事は昼夜兼行で進められ二、五〇〇馬力の排水機がすべての機能を發揮してもなお湛水二〇日に及んだ。

九月二六日中部地方を襲った伊勢湾台風

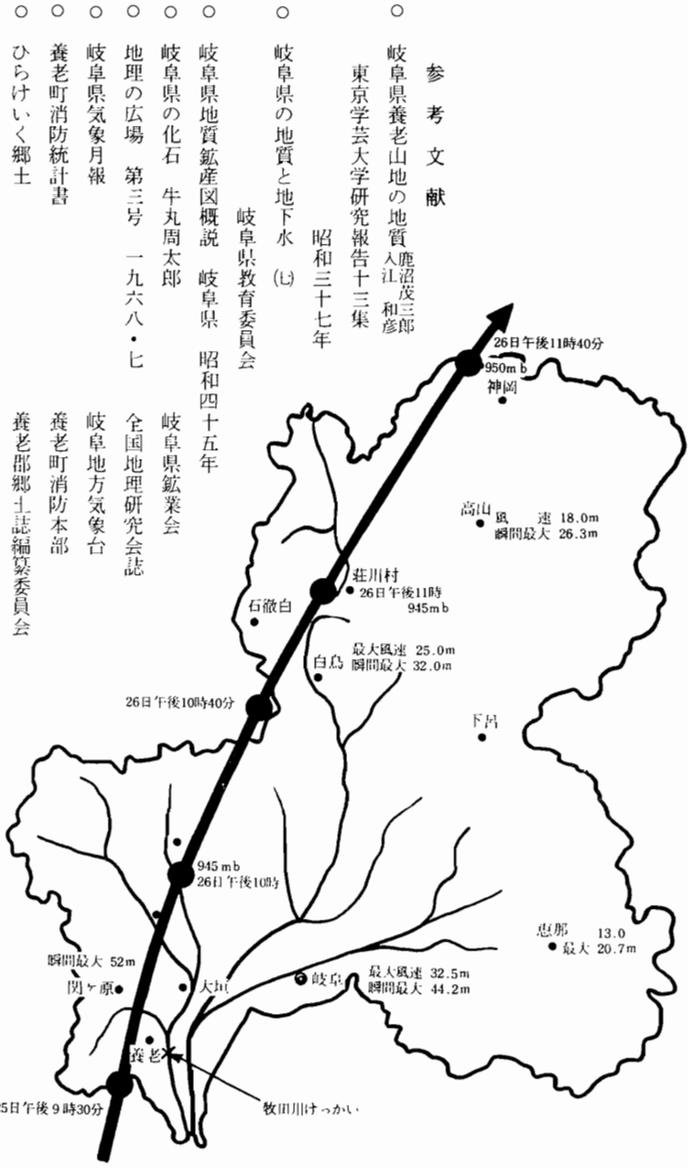
昭和 49 月 別 風 向 統 計

月別 風向	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
東							1	1	1				3
西				2	3	2	1	6	3	3	1		21
南			1	2	5	6	9	4	4	4			33
北			1										1
南 東		2	3	12	14	9	14	13	4	4	3	2	80
南 西						1		1					2
北 東													
北 西	31	26	26	14	9	12	6	5	14	19	25	29	216
東 南 東										1	1		2
東 北 東													
南 南 東													
南 南 西													
西 南 西													
西 北 西								1					1
北 北 東													
北 北 西													



年別天候統計

は史上空前の惨事をひきおこした。仮締切を終ったばかりの前記根古地内の堤防を再び決壊し地域住民の生活の基盤を徹底的に破壊した。その後養老町は災害復旧に努力しこの事を契機に農業のあり方の改革を企画し県の指導と相まって養老町農業振興計画を樹立し、台風被害の最も激甚であった多芸輪中の復興を重点に目ざましい躍進を遂げたのである。



15号台風の岐阜県下通過図

- 参考文献
 - 岐阜県養老山地の地質 鹿沼茂三郎 和彦
 - 東京学芸大学研究報告十三集 昭和三十七年
 - 岐阜県の地質と地下水 (上)
 - 岐阜県教育委員会 昭和四十五年
 - 岐阜県地質鉱産図概説 岐阜県 岐阜県鉱業会
 - 岐阜県の化石 牛丸周太郎
 - 地理の広場 第三号 一九六八・七 全国地理研究会誌
 - 岐阜県気象月報 岐阜県気象台
 - 養老町消防統計書 養老町消防本部
 - ひらけいく郷土 養老郡郷土誌編纂委員会

第四節 植物・動物

一 植物

1 植物分布地理概観

「岐阜県の植物」によれば、岐阜県の植物地理区系は、大きく飛騨植物区、東濃植物区、西南濃植物区の三つに分けられている。本町は、そのうちの西南濃植物区に属し、その西南濃植物区は、両白伊吹系植物区、養老山系植物区、濃尾平野植物区に細分されて、後二区にまたがっている。

養老山系植物区は、鈴鹿山地につづくフローラを示し、伊勢湾周辺から木曾三川の流域を北上してきた暖帯分子や、岐阜県西半分に多い西南日本の太平洋側斜面を通じて分布するミカエリソウなどのソハヤキ要素が大きな勢力を示していると共に、関西系の分子も影響を持っている。

裏日本の冬期多雪帯に分布するハイヌガヤ、スマレサイシンなどの好雪植物は、両白植物区系からのび、分布能力の強いものは、養老山系をへて、鈴鹿山地まで南下している。それに対して、暖地性常緑樹、あるいはその随伴種として沿岸低地から北上分布しているものには、シイ、タブ、ヤブニッケイや常緑のカシ類の他に、シキミ、サカキ、ソヨゴ、モチノキおよび栽植によるクスノキ、チャノキ、ミカン、サザンカ、サンゴジュなどがある。

シイは、ツブラシイばかりであるが、濃尾平野をめぐる低山地の山足までで、一部養老公園内、寺社林など保護さ



図-1 岐阜県植物区系図(原図井波)

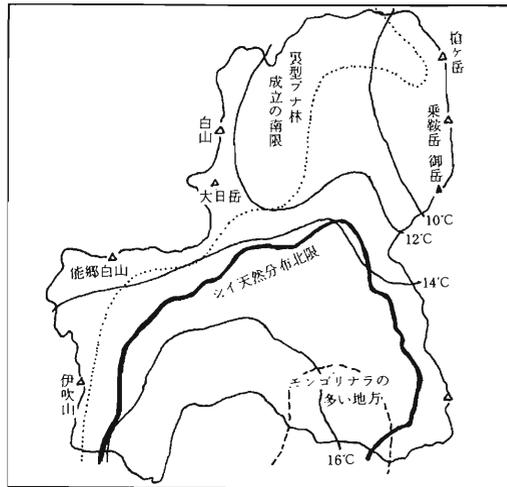


図-2 シノキ分布限界線(原図井波)

れている所でみられるのみで、自然林を成立させる余地がない状態である。随伴種としては、タブノキ、カゴノキ、イタビカヅラ、クチナシ、コバノミツバツツジ、リンボク、シャジャンボ、ハナミョウガ、コ克蘭などが分布している。

シイ林の上は、常緑カシ林が接するが、ウラジロガシは、標高一〇〇〇m位までは独立樹として生育するが、アラカシ、アカガシ、ツクバネガシ、シラカンなどは七〇〇m前後までである。これらカシ林も寺社林などの残存林としてうかがえるだけで、本来の生育領域は、スギ、ヒノキの造林、コナラ、クヌギなどの薪炭二次林、アカマツ林など



写-1 コモチシダ

におきかわっている。常緑カシ林、単独樹のカシに随伴する種としては、サカキ、ヒサカキ、ツバキ、モチツツジ、ソヨゴ、フユザンショ、ヒイラギ、ヤブニツケイ、シロダモ、シキミなどの常緑樹、ベニシダ、イタチシダ、ウラジロ、コシダ、オニカナワラビ、ミヤマノコギリシダ、コモチシダなどのシダ類、テイカカヅラ、サネカヅラ、キツタなどのつる性植物がみられる。

その他の特徴を示す植物の分布として、好石灰岩植物として、フクジュソウ、クリハランなどが分布している。

アザミ属は、キク科の中でも多様性に富む一群であり、本区で興味のあるも

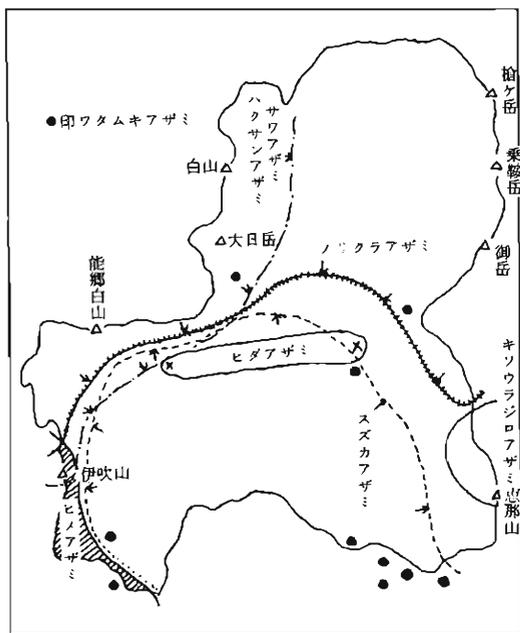


図-3 岐阜県のアザミ属の分布 (原図井波)

のとして、スズカアザミがある。このスズカアザミは、かなり普遍的な種として北上して、六〇〇m前後の山野の陽地にみられ、田野路傍のノアザミに対応する分布をもっている。ヒメヤマアザミが関西の勢力として伊吹・養老の線まで入り、その変種イブキヒメアザミもみられる。また、鈴鹿山地の綿向山をタイプとするワタムキアザミが養老山地に分布する。

イネ科では、裏日本要素のニシノホンモンジスゲがみられる。

周伊勢湾要素（伊勢湾をとりまくような太平洋斜面分水界の扇状地内の山地に特産したり、分化変形している植物要素）の植物として、ヒロハタンホホ、スズカアザミ、ワタムキアザミ、スズカカンアオイ、ヒロハテンナンショウなどが上げられる。

濃尾平野植物区は、一般農耕随伴植物や雑草といわれる普通種、史前帰化種といわれる古い時代に渡来したものなどが主要構成種となっている。また、湧水地帯には、清流が多く、沈水植物も豊富であり、バイカモ、ヒメミクリ、ヒロハノドジョウツナギなどの冷水性の湿地性植物も多い。

農耕田野での向陽の地は、シダとしては、やはり普通種のカニクサ、コシダ、ゼンマイ、ワラビ、イノモトソウ、シケンダ、ゲジゲシダ、イヌシダ、ホシダなどで、湿地には、ヒメシダ、コウヤワラビなどもみられる。

2 植 生

本町内の植生区分は、

ア、養老山系嶺線沿いの風衝植生

イ、山腹の高木林植生

ウ、扇状地を構成する高木林植生

エ、濃尾平野部の池沼性植生

の四区分にされよう。

(ア) 養老山系嶺線沿いの風衝植生

山頂付近は、ミヤコザサ草原となつて、それにアセビ、イヌツゲ、タンナサワフタギ、リョウブ、ブナ、イヌブナ、ヤシオツツジ、ドウダンツツジなどの高木、低木類が地形と季節風の影響を受けて、樹冠高を低くおさえられて、並立して点在、あるいは小群落を形成して、風衝景観を作り上げている。

ススキ群は、リョウブ、イヌツゲ、アセビなど低木層にみられるが、あまり発達せず草本層にススキを主体として、タガネソウ、シハイスミレ、ダンドボロギク、チゴユリなどがみられる。

また、ミヤコザサ群落では、低木層の木本を点在させるが、ミヤコザサの純群落に近い状態となり、ミヤコザサ―ススキ群落は低木層にヤマツツジ、リョウブ、イヌツゲ、アセビなど、草本層に、ミヤコザサ、ススキ、チゴユリ、シハイスミレ、キツネアザミ、ツルリンドウなどがあり、ササの高さも低く、風をかなりうける植生である。また、ササの枯跡地では、リョウブ、タニウツギ、イヌツゲなどの低木層を持つが、少なく、草本層にニシノホンセンジスゲを主とする群落となり、ススキ、スズカカンアオイ、ヤマジノホトトギス、タガネソウ、シハイスミレ、チゴユリ、ニガナなどによって構成されている。これらの群落は、草本を主体とし



写・2 ミヤコザサ群落

低木層も少ない風衝植生である。

それに対して、低木状の木本を持つ風衝林としては、リョウブ—ササ群落があり、低木層にリョウブ、アセビ、ソヨゴなどが優占し、草本層には、被度が4〜5のミヤコザサ、イワガミとなっている。ソヨゴ—イヌツゲ群落では、低木層にソヨゴ、イヌツゲ、アセビ、リョウブなどが、草本層にはウスノキ、コバノトネリコなどがみられ、アセビ—ミヤコザサ群落では、低木層にリョウブ、イヌツゲ、アセビ、ソヨゴ、カマツカ、コナラなどが、草本層には、コックバネウツギ、アクシバ、ミヤコザサ、ススキ、コウヤボウキ、ニシノホンモンジスゲなどとなっている。また、アセビ群落では、低木層にアセビ、シロモジ、リョウブが、草本層にはアセビ、ツルシキミ、スズカカンアオイ、ススキなどがみられ、アセビの古木の形態もすぐれている。これらの低木のうち、大型のものは風のために奇形を示し、樹冠がおさえられて、偏平になっている。

山頂より下部の植生の林縁群落的な性格をおびるものとしては、次のような型のものが上げられよう。カマツカーアセビ群落においては、高木層にコナラ、リョウブ、ブナなどが、低木層にはアセビ、イヌツゲ、ヤマツツジ、タニウツギが、草本層にはシシガシラ、ニシノホンモンジスゲ、コアジサイ、ツルシキミなどがみられる。コナラ—ミヤコザサ群落には、高木層にコナラ、リョウブ、カマツカなどが、低木層にコナラ、リョウブ、アセビが、草本層にスズカカンアオイ、トリアシショウマ、チゴユリなどから構成されている。リョウブ—アセビ群落では、リョウブ、コナラ、ウリハダカエデ、ネジキ、ウラジロノキなどの亜高木層、アセビ、イヌツゲ、カマツカ、コックバネウツギなどが低木層に、イワカガミ、ツルリンドウ、コウヤボウキ、スズカカンアオイなどの草本層から成っている。

(イ) 山腹の高木林植生

養老町側の東斜面の山腹は、断層崖からなっているために、急斜面が多く、標高差による差が大きく、高い部分と

山足部においては植生にも差がみられる。山腹も稜線部は、前述の風衝植生に近い状態を多く形成している。

山頂に近い部分においては、リョウブーイヌブナ群落を作り、リョウブ、コハウチワカエデ、イヌブナ、ミズナラ、アオハダ、エゴノキなどの高木層が、シロモジ、カマツカ、エゴノキ、コシアブラ、ウリハダカエデの亜高木層、シロモジ、イヌツゲ、アセビ、サワフタギ、クロモジ、ヤマツツジ、カナクギノキ、ツノハシバミ、エゴノキの低木層、コツクバネウツギ、バイカツツジ、ホツツジ、シシガシラ、クルマバハダマ、イワカガミ、ヤマジノホトトギスが草本層を構成し、寒さに強い要素の種類が多く入っている。高度が下ったところは、コナラーリョウブ林、コナラーシロモジ林となっている。コナラーリョウブ林では、高木層にコナラ、リョウブ、マンサク、コハウチワカエデ、カマツカ、コシアブラが、亜高木層にはコナラ、カマツカ、リョウブ、ウラジロノキなどが、低木層にはシロモジ、コバノトネリコ、タンナサワフタギ、クロモジ、ムラサキシキブ、アセビ、エゴノキ、コバノミツバツツジ、ドウダンなどが、草本層にはシシガシラ、ヤマイワカガミ、コウヤボウキ、チゴユリなどから構成され、山腹の落葉広葉樹林を代表する。コナラーシロモジ林では、コナラ、カマツカ、コハウチワカエデ、ウリハダカエデ、コバノトネリコの高木層、コナラ、マンサク、シロモジ、エゴノキ、コシアブラの亜高木層、シロモジ、クロモジ、アセビ、ネジキ、タンナサワフタギ、コバノミツバツツジの低木層、シシガシラ、ヤマイワカガミ、コアジサイ、ホツツジ、アクシバなどの草本層からなっている。

標高が二〇〇m〜三〇〇m位になると、シデーコナラ林となり、アカシデ、イヌシデ、コナラが優占し、クリ、ネジキ、ウリハダカエデ、ウラジロノキ、リョウブ、アカマツが高木層を、タニウツギ、シロモジ、コナラ、リョウブ、ネジキ、ウツギが、亜高木層を、コバノミツバツツジ、ホツツジ、コアジサイ、コゴメウツギ、トリカブト、アカシヨウマ、キツネアザミ、シシガシラ、イタドリ、ススキ、ミヤコザサなどが草本層を構成する。



写一3 シンデーコナラ林

中腹のヒノキ、スギの植栽林の構成は、前述までの自然林とやや異なり、低木層、草本層が非常に貧弱となり、アオダモ、イタドリ、ヤマブキ、コクサギ、コゴメウツギ、ムラサキシキブ、イヌガヤ、コアジサイ、アカソなどが低木層、草本層をつくり、また、特に高木層が混んで光が入らないようなスギ林には、草本層にイノモトソウ、ソクズ、シヨウジ ヨウバカマ、フユイチゴなどが所々に見られる程度で、非常に貧弱な林床を呈している。

林道、谷合などには林縁植物として、イタドリ、アカソ、カラムシ、ヤブソテツ、フキ、クサギ、イヌガヤ、ヤマノイモ、ヤクシソウ、イノモトソウ、ソクズ、テイソウ、ヤブラン、クジャクシダなどの草本などがみられる。

(ウ) 扇状地を構成する高木林植生

扇状地は、伏流水となるために、一般に乾燥の度合が大きく、それに強い植生のアカマツ—コナラ林と暖地性要素の強いアカマツとツブラシイ、タブノキ、アラカシなどのアカマツ—常緑広葉樹林となっている。

アカマツ—コナラ林においては、アカマツが優占しているが、アカマツの優占度によっていろいろの状態を示している。アカマツの純林の様相を示す所においては、他の高・亜高木の侵入を許さず、林内に立入ることもできない状

態の所が多い。そのようなアカマツ林の低木・草本層には、ヒサカキ、ネザサ、ヤマツツジ、ヤブニッケイ、イロハカエデなどの幼木、サルトリイバラ、ヘクソカヅラ、テイカカヅラ、ギョウジャノミズ、ノブドウなどのつる性植物が多い。

やや他の落葉広葉樹を混入させるアカマツ林では、ヤマハンノキ、エゴノキ、リョウブ・ヌルデ、イヌシデ、ヤシヤブシの高木を伴い、アキニレ、ヌルデ、アオハダ、ムクノキ、クリ、タラノキ、ヤブニッケイ、イロハカエデなどの幼木、チャノキ、ヤマツツジ、ヒサカキ、アブラチャン、ゴマキなどの低木層、ネザサ、ススキ、イタドリ、オオネバリタデ、ヨウシュヤマゴボウ、ヒヨドリバナ、オトコヘシ、ダンドポロギク、ワラビなどの草本層に、ヒヨドリジヨウゴ、クズ、ヤブカラシ、キヅタ、ヘクソカヅラなどのつる性植物からなっている。落葉広葉樹の多い林になると、アカマツにコナラ、アベマキ、クヌギ、クリを多く混生して高木層をつくり、ヒサカキ、ヤマツツジ、アブラチャン、ネジキ、イヌツゲ、サンショ、ヤマハゼ、ムラサキキブ、イボタノキ、アオキ、ネムノキ、イロハカエデなどの亜高木・低木層を、イタドリ、ススキ、ヤブコカウジュ、ワラビ、ダンドポロギク、ネザサ、ナガバノモミジイチゴなどの草本層から構成されている。

それに対し、アカマツ―常緑広葉樹林は、気候等から、養老山麓の極相林となるものと考えられるが、ほとんど保存されていない。常緑広葉樹としては、ツブラシイ、

写 4 アマツ林





写-5 シーアカマツ林

タブノキ、アラカシ、ツクバネガシ、アカガシ、シラカシ、ウラジロガシ、ヤブニツケイ、シロダモなどの高木とアカマツが混交するが、多くの場合、これらの常緑広葉樹が点存する。下草は、ほとんどの場合貧弱であり、ユズリハ、シキミ、イヌツゲ、アオキなどの低木層、シシガシラ、フユイチゴ、ヤブコウジュなどの草本からなっている。

この他に、山麓部の民家、その付近には、多くのケヤキが単樹として多く保存されてなかには大木もある。

(エ) 濃尾平野部の池沼性植生

本町における濃尾平野部の植物群落としては、堤防に見られる群落、河原の植物群落、池沼湿地の群落に分けることができよう。

本町内には多くの堤防がみられるが、それらを作っている群落のうち、よく刈り取りが行われているかいないかによって異った形態を持っている。ほとんど刈り取りが行われない所では、木本が多く、アキニレ、エノキ、アカメガンソウ、ムクノキなどの高・亜高木、メダケ、ノイバラ、ヤマテリハノイバラなどが多い。それに対し、毎年刈り取りが行られる所ではチガヤが優占し、オギ、ススキが優占し、その他に、コマツナギ、アレチノギク、ヒメムカシヨモギ、ヒメジョオン、ノアザミ、ヒガンバナ、カラスノエンドウ、ノカンゾウなども多く見られる。

河原を作っている群落としては、高木としてヤナギ類が多く、カワネコヤナギ、キヌヤナギ、シバヤナギ、キツネヤ

ナギなどが、下草としては、シロネ、メハジキ、セリ、メドハギ、トダシバ、オギ、ミゾソバ、クワクサなどが、つる性植物としては、クズ、ノブドウ、ヤブカラシなどが見られる。

水辺の植物群落としては、ヨシ、マコモが主体をなし、ミズタガラシ、クサヨシ、カナムグラ、ガマ、フトイ、クサイが、池などの浮水植物としては、ガガブタ、トチカガミ、ホテイアオイ、ヒシ、ヒメビシ、サンショウモ、アオウキクサ、オオアカウキクサなどがある。沈水性植物には、ミズオオバコ、クロモ、セキシヨウモ、マツモ、イトヤナギモ、ササバモ、エビモ、ヒルムシロなどが多くみられる。水田、休耕田などの湿地、水路などには、コナギ、アブノメ、アゼナ、アゼトウガラシ、セリ、マツバイ、ヒエ、イボクサ、ミゾソバ、ヤノネグサ、アキノウナキツカミなどもよく繁る。また、畑、およびその周辺には、オオイヌノフグリ、スズメノカタビラ、ナズナ、ミミナグサ、ハコベ、ノミノフスマ、メヒシバ、スベリヒユ、コゴメガヤツリ、クグガヤツリ、キツネノマゴ、ザクロソウ、ニシキソウ、コニシキソウ、クワクサ、エノキグサ、メヒシバ、アキノメヒシバなどがよく生育する。

3 東海自然歩道付近の植物

日本人の心の故郷であり、憩の場であった自然を遠ざかったものからふたたび身近かなものにしよという構想か



写-6 ヨシ群落

ら生まれたのが東海自然歩道である。これは、東京の明治の森高尾国定公園から大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、本町内も沢田から若宮を結ぶ養老山脈の山麓を通っている。同好の志と共に歩いた時の記録を中心に述べる。

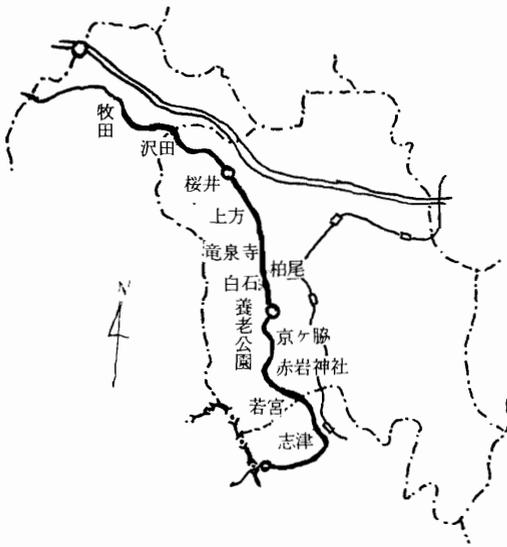


図-4 東海自然歩道地図

〔沢田橋―桜井―上方〕 養老山脈の北の端の山麓から、牧田川・名神高速道路をながめながら、桜井までには、シイノキが多く、ウリカエデ、ウラジロガシ、ビワ（自生）、アカマツ、ウワミズザクラ、ヤマザクラの下や、スギ、ヒノキの植林の中を歩きながら、スグリ、ヤマテリハノイバラ、ノイバラ、サカキ、ヤブデマリ、スノキ、ヒサカキ、イヌツゲ、バイカツツジ、コバノガズミ、リョウブ、タカノツメの低木をながめながら、草本のキツネノカミソリ、ヒカゲスミレ、ミヤマカタバミ、コウヤボウキ、シハイスミレ、ヤブカンゾウ、キツネアザミ、キチジョウソウ、また、マムシグサ、ウラシマソウの仏炎花をながめることができる。シダ類では、ヘラシダ、シンガシラ、ホラシノブ、キジノヲシダ、トウゲシバ、コバノイシカグマ、オニカナワラビ、スゲ類でニシノホンモンジスゲ、カンスゲもみられ、春には、多くの花をつけている。

桜井の白鳥神社にはイチリンソウも美しい花をつけ、心をやしてくれる。上方に至る間には、ケヤキの大木も多く、



写 7 東海自然歩道 ウランマソウ

アラカシ、クスノキ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、アイグロ
マツの常緑の高木に、ソクズ、カマツカ、ウツギ、ネヅミモ
チ、ヤマブキ、石灰岩の所に多いコクサギ、自生のナンテン
などの低木、草本には、コスミレ、ヤマアイ、北方系のキバ
ナイカリソウ、アギ

スミレ、南方系のヒ
メウス、トウカイタ
ンボボ、キランソウ、
染料にするアカネ、
ナツボウズ、ヒトリ

シズカ、イチリンソウ、ニリンソウの美しい花が、シダでは、ヤブソテツ、ミ
ヤマノコギリシダ、ホシダ、コバノヒノキシダ、トウゴクサバノオ、イノデ
などがみられる。

〔上方―竜泉寺―勢至―柏尾〕 四月始めの道沿いには、キバナイカリソ
ウの花もつけ、その他にミヤマカタバミ、タチツボスミレなどの花の種類も
多く、目をたのしませてくれる。

竜泉寺の六社神社には、県指定の天然記念物のムクノキの大木がながめら
れる。勢至に至る間には、常緑広葉樹のヤブツバキ、ヤブニッケイ、ウラジ



写-8 東海自然歩道 ヒトリシズカ



写一 9 東海自然歩道 シラカシ

ロガシ、シロダモ、タブノキ、落葉広葉樹のケヤキ、コナラ、クヌギ、アベマキ、常緑針葉樹のスギ、ヒノキの他に、ネズの大径三〇cmの大木もみられ、アイグロマツ、アカマツの混交林を作っている。春先きのオドリコソウ、ヤマアノ、カテンソウ、タチツボスミレ、ヒメウズ、シヨウジョウバカマ、イチリンソウの花はあたり一面をうめる。南方系スズカカンアオイ、オオバノハチジョウシダ、コモチシダ、北方系のナツボウズ、キバナイカリソウなど興味をそそる。

〔柏尾神社—白石—養老公園〕 柏尾神社には、カヤの大木があり、それをながめながら南へむかうと、このあたりにはめずらしく、目どおり直径五〇cm位のノタヤカエデを見ることが出来る。常緑樹のヤブニツケイ、シロダモ、ヤブツバキ、ツクバネガシ、アラカシ、暖地性の強いアカガシ、落葉樹のコナラ、クヌギ、エノキ、シロモジ、ヤマコウバシ、ネズミモチ、リョウブ、マユミ、カマツカ、ズミ、ソクズ、草本層には、ミヤマカタバミ、春に黄色の花をつけるヤマブキ、正月のハネツキのハネを思わせるツクバネウツギ、黄色の花が一本のすじのようについてミズヒキを思わせるキンミズヒキ、葉の中央に花をつけるハナイカダ、そのほかセンニンソウ、ナガバノモミジイチゴ、ヌスビトハギ、タニタデ、ヤマハギ、スズカアザミ、ミカエリソウ、タサポタン、アキカラマツ、アキノキリンソウ、ヒヨドリバナなど名前からいろいろのことが連想されるような草が多い。シダでは、イワガネソウ、オオクマワラビ、ハコネシダ、リョウメンシダ、ベニシダ、タチシノブ、ナガ

オノキシノブ、ハリガネワラビ、フモトシダなどもみられる。

柏尾谷は石灰岩の礫岩、チャートからなるが、石灰岩地帯に多いハクサンハダザオもみられる。

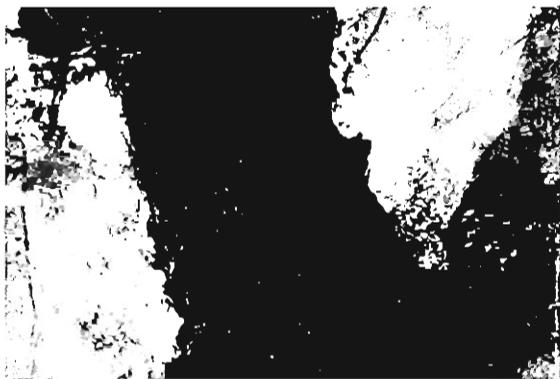
養老公園内は、アカマツ、シイノキ、イロハカエデ、オオモミジなどが多く、アセビ、ヒサカキ、イボタノキ、アオキなどの低木、シャガ、ノコンギク、アカネ、ヤブラン、ジャノヒゲ、イノモトソウ、ヤブソテツ、ホシダ、イブキシダなど、シダ、草本共に多い。

また、養老寺のエノキの老木には、イワオモダカ、ビロードシダが着生しているのもめずらしい。

〔養老公園—京ヶ脇—赤岩神社〕 滝谷をわたり、つつじヶ丘から東に濃尾平野を眼下にしながらの探索は非常にのしものである。アカマツ林の中に、春のヤマツツジ、秋のヤマハギと各々の時期に目をたのませてくれる。オトコヘシ、イタドリ、クズ、ワラビ、ヨモギ、ニワフジ、キンミズヒキ、スズカアザミ、ノコンギク、ミズヒキグサ、コマツナギの双子葉草本、ノガリヤス、アブラススキ、ササガヤ、ヒメアシボソなどの単子葉草本が、ヤマウルシ、アカメガシワ、リヨウブ、スルデ、エゴノキ、ネジキ、ホツツジ、コバノガマズミ、コゴメウツギ、ガマズミ、コナラ、ハンノキ、アカシデ、の落葉亜高木の中にみつけることができる。また、アセビ、ヒサカキ、ソヨゴ、イヌツゲ、アオキなどの常緑低木、高木では、ツブラシイが多く、アラカシ、ツクバネガシもみられる。

京ヶ脇に入ると、ケヤキが各家に植えられており、またその芽生え状態のものも多い。また、ヤブツバキ、シロダモ、ヤブニッケイなどの常緑樹も多く、クマヤナギが植えられているのも見られた。村落の南に出ると畑となり、その道路沿いには、アズキナといわれて山菜にされるフタバハギが多く、チガヤ、メダケ、アカソ、センニンソウ、アカネ、ナワシロイチゴ、クマイチゴ、ツリガネニンジンなどがみられる。

〔赤岩神社—若宮—今熊谷〕 赤岩神社付近は、アカマツ、コナラ、クスギの混交林となっており、林内には、春



写-10 東海自然歩道 エノキについたビロードシダ

ギなど、草本では、ヤクシソウ、ヤブコウジュ、ツルニンジン、コバノギボウシ、オオヤマボクチ、コウヤボウキ、ツクバネウツギ、リュウノウギク、シダでは、ハジガネワラビ、コバノイシカグマ、ヤワランダ、ハシゴシダ、イノ

にうつくしい花を吹かせるタニウツギ、秋をいろどるヤマハギ、ヤマハゼ、スルデ、その他にヤマテリハノイバラ、カマツカ、マユミ、ガマズミ、ゴズイなどの低木、ヨモギ、ノコンギク、ススキ、ススカアザミ、イタドリ、ヤブラン、キンミズヒキ、オオバジヤノヒゲ、シシガシラ、ゼンマイなどの草本、ヘクソカヅラ、クズ、オニドコロ、ヤマノイモ、アケビ、イワガラミ、イタビカヅラなどのつる性植物がおおっている。常緑広葉樹には、アラカシ、シラカシ、ウラジロガシ、ツクバネガシ、シロダモ、ヤブツバキが多く、リョウブ、コナラ、クスギなどと混交している。低木では、クロモジ、ヤマコウバシ、アブラチヤン、ウリハダカエデ、コバノガマズミ、ヤマガキ、ウツギ、エンジュ、ネムノキ、コクサ



写-11 東海自然歩道 村落近くのケヤキ林

デ、クマワラビなどがでている。

若宮付近もケヤキの大木がみられ、ナンテンの自生したのも多く、また、ツブラシイ、ヤブニッケイなどの常緑樹も多い。ミヨウガ、シヤガ、キチジョウソウ、フユノハナワラビ、ササガヤなど林辺植物も多くみられた。

4 竹類見本園

揖斐郡揖斐川町の生んだタケの研究家坪井伊助が育てたもので、京都大学をはじめ、数ヶ所に分植されているが、その一部が養老公園内の不動橋を南に渡った所にあり、一時はあれはてて、なくなった種類もあるが、現在整備され保存されている。一部はつつじヶ丘にも移植されている。その現存する種名は次のようである。

トラトラフダケ	ヤシヤダケ	トウチク
ヤダケ	タンバハンチク	メダケ
トウゲザサ	ネザサ	マダケ
ホテイチク	オロシマチク	キッコウチク
コハンダケ	ハチク	メグロチク
ブンゴザサ	キンメイチク	クマガサ
リュウキユウチク	ケイチク	アズマガサ
モウソウチク	ナリヒラダケ	ツボイダケ



写-12 竹類見本園

シボダケ

ニタグロチク

カブクロチク

5 天然記念物および特殊植物

本町内で現在、天然記念物として指定されているのは次の九点である。

- 一、ムクノキ 龍泉寺 六社神社(県) 昭和四九、三・六指定
- 二、ナギノキ 押越 八幡神社(町) 昭和四七・一二・一四指定
- 三、ケヤキ 桜井 白鳥神社(町) 昭和四八・一二・三指定
- 四、遠見の松 柏尾 若山正雄(町) 昭和四四・一一・五指定



写・13 県指定天然記念物 龍泉寺六社神社ムクノキ

- 五、チャボヒバ 養老 正慶寺(町) 昭和四八・一二・三指定
 - 六、エノキ 養老 養老寺(町) 昭和五〇・四・四指定
 - 七、覗き仏 鷺ノ巣 白山神社(町) 昭和四四・一一・五指定
 - 八、ナギノキ 室原 住吉神社(町) 昭和四七・四・八指定
 - 九、タブノキ 宇田 仁位八幡神社(町) 昭和五二・二・一六指定
- 本町内にある特殊植物として、岐阜県内で唯一のものとして、淡水産藻類のうち、紅藻類に属するベニマダラ

(Hildenbrandtia rivularis (LIEBMAN) BRÉBISON) が存在する。存在場所は、養老公園内の養老神社の「掬水の泉」に着生し、東洋で初めて発見された。藻の着生した石は「養老サンゴ石」といわれている。

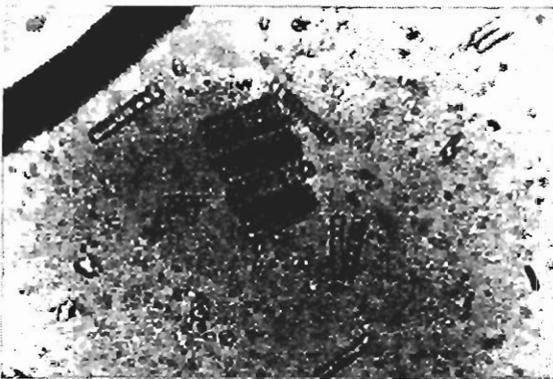
このベニマダラは、「日本淡水生物学」によれば、「体が扁平で、密に接着した縦走細胞よりなり、赤紫色、赤褐色などを呈し、流水中の岩石面上に地衣状に密着している。それであたかも岩石自身が紅色の斑点を有するかのような状態を呈する。縦の各細胞列は七、八個の正立方体ないし多角立方体の細胞よりなり、細胞列の最上部の細胞の外壁がやや円く壁に沿って一個の盤状の色素体がある。まだ分類上の位置は不明である」とされ、非常にめずらしいものといえる。

その他、比較的分布等から希れな種類、変種としては、次のようなものが上げられよう。

- バイカウツギ サラサドウダン
- アブラツツジ ウラシマソウ
- タキミチャルメルソウ
- ヨウロウマンサク
- カワラハハコ コクラシ
- ヘラシダ ハコネシダ



写-14 掬水の泉



写-15 ベニマダラ 顕微鏡写真

コモチンダ イワオモダカ ビロウドシダ フクジュソウ

二 動物

1 動物相概観

養老山系は、伊吹・鈴鹿山脈に比べて山の規模が小さく、中間的な気候のためか、特筆すべき動物は少ないが、概して動物相は豊富である。

ほ乳類では、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンイノシシ、ノウサギなど一九種の生息が確認され、鳥類は、養老の滝周辺の天然林などにヒヨドリ、カヤクグリ、ウグイス、エナガなどが多いようであるが、造林地・皆伐地では少ない。

は虫類では、マムシ、ヤマカガシ、シマヘビなどが生息し、両生類では、ニホンヒキガエル、カスミサンショウウオなどが確認されている。

魚類は、湧水、清流、池沼などがあり、それぞれ特有な魚類が多く分布している。

昆虫類は、甲虫五六種、蝶類九八種、蛾類二六種その他蟬類、直翅類、膜翅類、蜻蛉類など各類にわたり確認されているが、地域的な特有種は確認されていない。しかし、数多くの昆虫が発見されており、種類は豊富である。

また、養老山系の石灰岩地帯には、陸生貝類も、伊吹山・金生山などと共に豊富であると考えられるが、くわしい報告がないために不明な点が多い。

2 ほ 乳 類

ニホンザル||養老山系に二・三群がみられ、季節によって移動していると思われる。昭和四三年正月に養老神社の裏山に一頭のボスザルが表われて、住民をさわがせたこともあった。

ムササビ||夜間樹間を滑走しながら樹木から樹木へと飛しょうしていくが、強い光を浴びると活動を一時停止し、意外に可憐な外ぼうを見せてくれることもある。神社・寺の古木の洞穴などに生息する。

ノウサギ||養老山系全域にみられる。しかし徳山、坂内に生息するエチゴウサギはみることができない。

ホンドタヌキ・ホンドキツネ||本町内全域にみられるが、数は少ない。

ホンシユウジカ||養老山系には、五〇〜六〇頭が棲み、毎年二〇頭余りが捕獲されている。近年は、目だつてふえているようである。

ニホンイノシシ||養老山系では、その数が十数頭といわれていたが、最近少し増えているようであるが、以前のようではない。この減少の原因としては、名神高速道路の完通などがイノシシの移動を制限していることがあげられるようである。

ホンドハタネズミ、イエネズミ、ニホンドブネズミ、ホンドハツカネズミなどは、どこでもみられ、また、コウモリ類では、アブラコウモリ、ニホンキクガシラコウモリがみられ、ホンドイタチ、ホンドテン、ニホンアナグマ、ニホンリス、モグラ、ニホンカワネズミなどもみられる。

3 鳥類

揖斐川流域の船附では、保護区として残されているため、多くのカモ類、サギ類が生息している。冬期にみられる鳥は、ゴイサギ、アオサギ、キジバト、コサギ、ダイサギ、コガモ、ヒドリガモ、カルガモ、キンクロハジロ、ホオジロ、ヒヨドリ、オカヨシガモ、ヨシガモ、マガモ、アオジ、トビ、ヒバリ、カワラヒワ、ケリ、ツグミ、ユリカモメ、カシラダカ、モズ、ムクドリ、シジュウカラ、イカルチドリ、ハシボソガラス、ウズラ、ノリス、キセキレイ、ハクセキレイなどである。

養老公園周辺に冬期に認められた鳥としては、キセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ジョウビタキ、シロハラ、ルリビタキ、ツグミ、ホオジロ、エナガ、カケスなどである。

その他、ヤマドリ、キジ、フクロウ、ヒバリ、スズメ、ハシブトガラスなど留鳥も多く、比較的、水辺、農地、山地など変化に富むので、それぞれ特有の鳥が生息している。

4 は虫類・両生類

は虫類・両生類の分布については、くわしく研究されていないために不明の点が多いが、西濃で、は虫類は、インガメ、ヤモリ、トカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、マムシなど十三種が、両生類は、カスミサンショウウオ、イモリ、ヒキガエル、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ツチガエルなど十七種の生息が確認されている。

5 魚 類

本町は、揖斐川の支流の牧田川、津屋川が流れており、湧水・清流・池沼等が多いので、魚の種類も多い。池沼などでは、下流指標種のコイ、フナ、ウナギ、ナマズ、ドジョウなどが、牧田川などでは、アユ、カマツカ、ニゴイ、ヨシノボリなどが、湧水・清流のある所には、アブラハヤ、アジメドジョウ、ハリヨなどがみられ、約三〇種の生息が認められている。

6 昆 虫 類

養老山系の昆虫相は大変豊かであり、昆虫採集の好適地となっている。蝶類については、アオスジアゲハ、モンキアゲハなどの暖地性種が多く生息し、北日本系の昆虫は少ない。鞘翅目としては、ハムシ、アトキリゴミムシ、ゾウムシ、チビタママムシ、コガネムシ類が多く、一般的に甲虫類が豊富で、コブヤハズカミキリ、キオビクビホソハムシ、ラインアシナガコガネ、アキタクロナガオサムシなどが見られる。鱗翅目では、アゲハ類が比較的多く、四月にはギフチョウも出現し、滝の近くには、サカハチョウも少なくない。また、蜻蛉目の仲間はずしも多いとはいえないが、ムカシトンボ、ヒメクロサナエ、クロサナエもあり、アカネ類は個体数も少なくない。半翅目では、アブラゼミ、ツクツクボウシ、ニイニイゼミなどの蟬類が多い。

7 その他の動物

ほとんど未調査であり、報告もされていない。二・三についての報告があるので述べる。

- カンテンコケムシ 室原地内の池のヨシの根もとに生息
- マミズクラゲ 近鉄養老駅の噴水池に生息
- ヨワカイメン、アナンデルカイメン 室原地内の池に生息

8 町内に生息する特殊動物

ハリヨ 国内では、岐阜県西南濃地方、滋賀県醒ヶ井付近のみ生息するハリヨは、ハリンコ・ハリンバ・カワサバと呼ばれている。

本町内では、現在では、中、島田、五日市、石畑、鶯ノ巣など湧水のある所にみられる。体長七〜八cmで水温一四〜一八℃、川底は砂質又は砂泥質となっている。三〜七月の生長期の行動が特異で注目されている。すなわち生殖期になると雌は背から腹にかけて青緑色となり、えら近くは赤色の婚姻色を示す。この



写-16 ハリヨ生息地（鶯ノ巣）



写-17 ハリヨ

雌は“なわばり”を作り、その中に巣を作り、雌をさそいこむ。この時の行動は“ジグザグダンス”と呼ばれる一連の行動がみられる。産卵が終ると、雄が“あおり運動”とよばれる行動で水を巣の中に送りこみ保護し、一〇日前後で孵化し、その後も一週間前後保護を続ける。分布、行動上からも興味のある魚であり、保護がのぞまれる。

参 考 文 献

- 岐阜県の植物 一九六六 岐阜県の植物刊行会
- 岐阜県天然記念物緊急調査報告書 一九六九 岐阜県
- 天然記念物緊急調査 植生図・主要動植物地図 (岐阜県) 一九七〇 文化庁
- 同 (三重県) 一九七一 文化庁
- 西濃地方石灰岩地帯の植物群落の特長Ⅳ養老山の場合 一九六七 川地利昭
- 養老自然昆虫園に関する調査報告書 一九七三 岐阜県
- 同 付表
- 伊吹山系学術調査報告書 一九七〇 岐阜県
- 自然環境保全地域候補地学術調査報告書(養老山・時山) 一九七三 岐阜県
- 養老山系開発に関する調査報告書 一九七二 岐阜県
- わが郷土の植物 一九七一 岐阜県教育委員会
- 濃飛の植物 VOL 9 一九七五 濃飛植物研究会
- 岐阜県の動物 一九七四 岐阜県高等学校生物教育研究会
- 生物教育 VOL VIII 一九六八 同 右
- 川村日本淡水生物学
- 遺伝 VOL 一七 一九六三

第二章 古代·中世

第一節 古代のあけぼの

一 山麓にひろがる古墳群

当地域の地形 少しひずんだ四角形のかたちをした当町域は岐阜県の西南に位置する。美濃国の西南にあって、西境を養老山脈で区切られている。養老山脈は八百竈台の山々をつらねて、西境をほぼ分水嶺として貫いている。この分水嶺から東へは八kmほど隔てて揖斐川が流れ当町域の東境となっているが、西境からこの東境まで、なだらかな傾斜で低くなってくるのでは無くて、西境の傾斜は最も幅広くとつても四kmで平地へ下りきってしまう。従って当町域は西に急な傾斜の山地を持ち東に平坦な低湿地を持っている。

地質時代と呼んでもよいほどの昔に濃尾平野の一角が一面に陥没した。陥没は西部が東部よりは深く蔽しかった。即ち接断面が当町域の西部四分の一ほどの位置を北から南へ走った。西の高い山地と東の低い地帯の二つに区切られてしまった。しかも平地は台地との接点で最も低いという形であった。

それから長い長い年月が過ぎた。その間に西部の高地では雨水などによって断面を崩し、山の地を流して次第に扇状地をつくってきた。また東部の平地は木曾・長良・揖斐三川の水系が土砂を流してきて少しずつ積み重ねてきた。土砂がつかれば微高地となる。河川は低い地域を求めて新しい流れを洪水をきっかけにつくっていく。東部の平地は僅かな微高を避ける水流のため、次々と川筋が変わった。自然はまだ人々の住みつかない前に、こうした激しい変異を行なった。いや、住みついてからも次々と変動し、順々に移ってきた。急激な変異は自然災害として人々は恐れたが、

目にみえないほどの変移も積もれば生活に大きくひびいてくる。

ここでは地質時代の当町域の変化を詳しく述べるつもりは無い。ただ生活の基盤となる地域が集落をつくるに重大な条件となったことを記して置く。

古墳について 宇田の西勝寺境内から石鏃が発見されているが、当地域の石器出土地の報告は意外に少ないので、一切をばぐいて、遺跡としての古墳の記述から始める。古墳は死者を葬^{ほうむ}り、その上に土を盛って形を整えた墓である。盛土のことを封土^{ほうど}というが、封土の形で、円墳とか前方後円墳とか呼んでいる。円墳はマンジュウを据えた形で、前方後円墳は円墳の前にやや小さい矩形のつくり出しをつけた形でフラスコを横にして、半分地面へ埋めこんだ姿である。古墳は三世紀から七世紀にかけて築かれたが、当地方でいえば、始めは国造・県主^{あがたし}など大豪族が先ず手がけ、順次拡がってムラの長、戸の主まで小古墳を築くのが六・七世紀であると見てよい。ただし今日まで長い年月を経た為、封土が崩れ不明となっているものもあり、確かめようのないものもある。さらには潰されてしまい、その出土品も紛失して居れば、古墳内部の状態は勿論、所在さえも記憶されていないものもある。以下、当地域の古墳を町の調査に基いて記していく。

別庄古墳群 南宮山（四一九m）の尾根が東へ走って標高二三六mの峯となり、ここから象鼻山として南へさがってゆき、やがて行く手を牧田川に遮^さぎられて消滅する。象鼻山の東麓は北が別庄で南が橋爪に所属する。別庄には山麓から集落にかけて五基の円墳があった。そのうち一基から須恵器と直刀が発掘されたので古墳であることは確かだが、非常に小型の古墳群である。

別庄一号墳 別庄天待三四・三五。円墳。径一〇m。高さ一m。竹林。北方の一部を削り不完全。

東隣りの円墳は宅地造成の折、削り取られて現在住宅地となっている。出土品須恵器・直剣。



別庄二号墳。別庄天待一六の二。円墳。八m・一二m。高さ一m。白山神社境内社中山神社裏の雑木林中。完全。

別庄三号墳。別庄天待一六の四。円墳。径九m。高さ一m。二号墳より二〇m西方の山道左側。完全。

別庄四号墳。別庄天待一六の四。円墳。径一二m。高さ不明。三号墳より一〇m西方。頂部を削って不完全。

橋爪の古墳

橋爪古墳群 橋爪古墳群の古墳は總べて象鼻山に所在する。

橋爪一号墳。橋爪岡山二二四の一。前方後円墳。前方部の幅一〇m、後円部の径約二四m。高さ約三m。高原状になった山頂の最北の最高地に位置し、象鼻山古墳群のうちで最も規模が大きく、また唯一の前方後円墳である。不完全。

橋爪二号墳。橋爪岡山二二四の一。円墳。径二〇m。高さ二、五m。高原状になった山頂の西端部にあり、この古墳上に蔽島神社が祀ってある。完全。

橋爪三号墳。橋爪岡山二二四の一。円墳。径二三m。高さ三m。高原状になった山頂の南端部にあり、この古墳上に招魂社が祀ってある。完全。

橋爪四号墳。橋爪岡山二二四の五七。円墳。径八m。高さ一、五m。雑木林のうち。北方の一部が削られている。不完全。

橋爪五号墳。橋爪岡山二二四の五七。円墳。径八m。高さ一、五m。四号墳より一〇m西方の雑木林のうち。完全。

橋爪六号墳。橋爪岡山二八五・二八八・二八九。円墳。径一八、五m。高さ四m。一号墳より二〇m北方の雑木林のうち。完全。

橋爪七号墳。橋爪岡山二二四の一。円墳。径六m。高さ二m。高原の西南部、中腹に碑あり。完全。

橋爪八号墳。橋爪岡山二二一。円墳。径二四m。高さ一、八m。三号墳より二〇m南の雑木林のなか。完全。

橋爪九号墳。橋爪岡山二二四の一。円墳。径六・五m。高さ一・五m。高原の東南部斜面にある。完全。

橋爪一〇号墳。橋爪岡山二二四の一。円墳。径六m。高さ一・五m。高原の東南部斜面に位置する。完全。

橋爪一一号墳。橋爪岡山二二四の一。円墳。径六m。高さ一・五m。高原の東部斜面にある。完全。

橋爪一二号墳。橋爪岡山二二四の一。円墳。径一〇m。高さ二m。高原の東部斜面。完全。

橋爪一三号墳。橋爪岡山二二四の一。円墳。径一九m。高さ二・五m。高原の東部斜面に位置する。完全。

橋爪一四号墳。橋爪岡山二二四の一、岡山二二四の二〇九。円墳。径一五m。高さ二・三m。高原の東部斜面。完全。

橋爪一五号墳。橋爪岡山二二四の一。円墳。径一二m。高さ一・九m。高原の東部斜面。完全。

橋爪一六号墳。橋爪岡山二二四の一。円墳。径一〇m。高さ一m。高原の東部斜面にあり。完全。



橋爪の古墳群

象鼻山古墳群について、檜崎彰一は標高四一九mの南宮山の東南端で牧田川が平野へ流れ出る出口にある標高一四三mの丘の上に一三基の群集墳があるとし、現在は一〇基しか残っていないと述べている。

このうち北から二番目の古墳は、この古墳群の中でただ一つの前方後円墳であり、全長二七m、後円部は直径一七m、高さ二・九m、前方部は幅一〇mの低平な小形のものである前述橋爪一。これが最大で、次ぎは直径一六m、高さ二・九mの円墳である。他のものは、直径五〜一〇m、高さ一〜二mの小規模の円墳で、どれも内部に横穴式石室を有しているとは思われない。古墳時代前期に属するものであろう（檜崎彰一調査。岐阜県史所収）。

封土の大きさが調査によって違うのは、封土の底辺と地盤との境が長年の雨風にたたかれ崩されていて明確でないことによる。

室原古墳群 象鼻山から東へ約二、五km離れた室原でも以前に古墳があったという。集落室原の東二五〇mの字五郎丸の西と東に五〇m離れて古墳が二つあった。また字茶園原の東寄りに長持の形をしていたので長持墳と呼んでいたもの、五郎丸に隣接する字安田に四m・二mの縦横で高さ一・二mのもの、また旧除よじの北にあたり四m四方に高さ一・五mのものがあったという。いずれも大正三年の耕地整理でこわしたが、何も出なかったという。須恵器の破片は茶園原・太郎丸・安田から多く発見される。

古墳としては、これも小型であるが、今日では実証の方法が無い。

桜井古墳群 ここには三基の古墳があった。

桜井一号墳。桜井字平松四七九。円墳。径一〇m。高さ一m。白鳥神社裏の高台の山林の中にある。

桜井二号墳。桜井字平松四七九。円墳。径一〇m。高さ一m。白鳥神社裏の高台にある山林中の古墳は封土が流れ、石も運び出されたりして、確認がむづかしい。



桜井の古墳（白鳥神社付近）

桜井三号墳。桜井字坂尻。円墳。大正一〇年六月一五日付の勢濃新聞の記事によると、面積約七坪。石槨は長さ三間、幅五尺、高さ九尺で、壁面は百貫から二百貫の石で囲み、底は一〇貫目ほどの石が敷き詰められてあったという。後期横穴式の古墳である。内部はやや小高い上段とやや低い下段に分かれ、人骨の一体は上段に、四体は下段に相對して臥して居り、人骨をかこんで周囲には五振の直剣と多数の須恵器が副葬されていたというが、現存二箇の須恵器以外は一切行方不明である。現在は石さえ採掘されて原形は無く、桑畑となり、地藏が建てられている。

勢至古墳群 勢至一號墳。勢至字甚五郎七二。円墳。長径一二m・短径七mの円墳で高さ二・四m。杉林の中で桜樹一本が混っている。完全。

勢至二號墳。勢至字甚五郎七六。円墳。杉林の中にあるが、一度掘って再び埋めた為、墳丘の大きさは不明であり、出土品についても不詳である。

勢至三號墳。勢至字葉場八二の一五。円墳。畑に開墾の折、潰されていて、墳丘は小さく明白でない。

勢至四號墳。勢至字葉場八九。円墳。径一五m。高さ二・五m。檜林の中にあつて三號墳の西一〇〇mに位置する。
未発掘。

勢至五號墳。勢至字葉場八九。円墳。墳丘の直径一〇m。高さ一・五m。檜林の中にあり、四號墳の西南一〇mに位

置する。

勢至六号墳。勢至字葉場八九。円墳。規模は直径一九m。高さ三・五m。檜林の中で、四号墳より一〇m西にあたる。完全。

勢至七号墳。勢至字江の尾一四五の四七。円墳。径一〇m。高さ一・五m。松林の中にあり、頂上部に小穴がある。不完全な保存状態。

勢至八号墳。勢至江の尾一四五の四七。円墳。封土の直径一〇m。高さ一・五m。松林の中にあり、封土の頂上に小穴があけられている。

勢至九号墳。勢至江の尾一四五の四七。円墳。封土の直径一〇m。高さ一・五m。松林中に位置し、封土の頂上部に小穴があいている。

勢至古墳群は九基を数えるが、いずれも小さい。

白石古墳群 白石一号墳。千人塚一二二八の二。円墳。千人塚古墳群の中で最大のもの。直径二五m(三〇m)、高さ三m(五m)。墳丘上をならして宅地化して居り、保存状態は不完全である。

白石二号墳。千人塚一一八二の一。円墳。直径一〇m(一五m)、高さ不明(〇・七mカ)の封土であったが、現在は封土中央に大穴があり、物置小屋が建っている。この古墳からは長さ一mほどの直刀及び多くの須恵器を出土した。

白石三号墳。千人塚一一八二の一。円墳。大悲閣の西にあり松林の中に見える。径一〇m。高さ一m。完全。

白石四号墳。千人塚一一八二の一。円墳。径一〇m。高さ一m。大悲閣の西部にあたる松林の中にある。封土の直径一〇m、高さ一m。完全な形で残存。

白石五号墳。千人塚一二四九の五。円墳。大悲閣の東南部の松林の中にある。封土の径一二m。高さ一m。完全に残



白石古墳（大悲閣の裏西）

る。

なお、大悲閣の周辺には一〇基餘の古墳群があるが、封土が流れくずれていて確認出来ない。

檜崎影一は白石古墳群は白石千人塚と呼ばれて居て、以前は一、二、一三基の円墳を数えていたが、現在は四基しか残っていない。そのうちの一基は直径二九m、高さ三・七mの円墳で、墳頂は直径五m余の平面となり、また周囲に濠をめぐらして居ると記している。岐阜史

千人塚とは古墳の多さをうたった名称であるが、現在は四・五基を数えている程度である。

散在する古墳 次ぎに、以上のように古墳群とならないで、一基つつ独立の姿をみせている古墳に次ぎのものがある。

三神一号墳。三神字中屋。円墳。多芸神社の境内。社殿裏手の円墳は直径二〇mで、濠をめぐらしていた。これは竜泉寺古墳一号墳より二km東北にあたる。

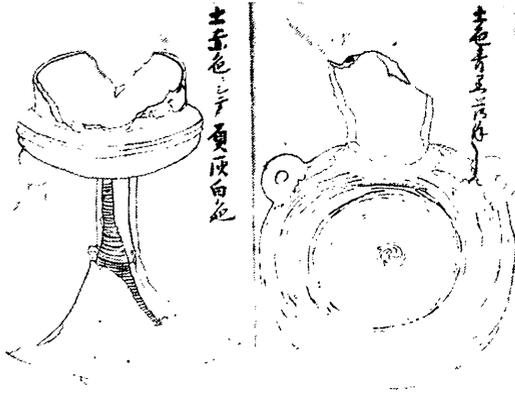
竜泉寺一号墳。竜泉寺南尾三三四。前方後円墳。谷と林道がV字型になった場所に位置し、大石がほり返されたままになっているが、前方部は幅約一五m。後円部の直径約二〇m、高さ三mほどの大きさである。

京カ脇一号墳。京カ脇二四七三。円墳。畑の中で老柿樹の下に埋もれている。封土の大きさも知られていない。不完全な形で残っている。

小倉一号墳。小倉字小倉山二四一九の二。円墳。杉檜林の中に位置し、赤岩明神を以前には祀っていた。封土の大き

さは直径一八m。高さ六m。完全な形で残っている。

若宮一号墳。若宮 円墳。文化六年(一八〇九)若宮の山麓で谷の南に当る松林を拓いて田にしようと計画し、翌七年一月から絵図場を開き始めた処、大岩でかこんだ長さ三間・幅一間ほどの石室があった。その石室から須恵器を始め「青玉といふべきもの、白銀もて造れる釦くわめくもの、小き釦の形」のものなどが、数多く掘り出された。文化七年 年彦根 人小原。君雄稿。今、その跡は残っていない。



若宮の古墳出土の須恵器

古墳時代と当地域 当地域の古墳は南宮山から養老山脈にかけて、その東山麓に北から南へずつと築造されている。即ち別庄から若宮にかけて点在している。

その中で群集墳となっているのは別庄・橋爪・桜井・勢至・白石で、その間を結ぶように、竜泉寺・京カ脇・小倉・若宮とつづく。なお山麓から離れて室原に古墳群があり、多芸神社に古墳が濠をめぐらしている。尚、これ以外にも消滅した古墳はあろう。

さて以上の古墳の形状・大小から判断すると、牧田川の北の象鼻山の麓に力のある土豪が住んでいたようで、当地域としては目立つ一つの前方後円墳もある。東方にひろがる水田を耕作した農民集落の力を凝集した実力者が住んでいたが、この勢力は、南宮山の北から東へまわりこんできたか、或いは牧田川のせまい谷間を西からくぐってきたのであろう。

養老山脈の東麓では勢至・白石の二つの古墳群が数で目立つものの、い

ずれも封土は小さい。桜井の古墳群は前二群よりは小さい。ただ養老山脈の東麓としては竜泉寺に一基の前方後円墳があり、桜井・勢至・白石の古墳群を總括する構えとなっている。

今一度概観をくりかえせば、牧田川が山地を離れる位置に、北に象鼻山、南に桜井の古墳群があり、中心は象鼻山の前方後円墳である。今一つは竜泉寺の前方後円墳が桜井・勢至・白石の古墳群を脚下にふまえている形である。古墳は墓である。葬られているのは実力者であり、小さくてもその地域を率いた人の墓である。従って古墳の分布は現実の実力者の所在を暗示する。しかも巨視的に言えば前方後円墳は上級実力者を表徴する。そうみてくると、橋爪と竜泉寺に郡長クラス、その他の古墳は村長クラスの人々の所在を暗示するとしても、さほど不自然では無い。ただし不破郡ならびに南濃町などに見られる古い古墳や大きな古墳は無い。恐らく、それら古墳に葬られた大豪族に当地域の幹部は従属していたのであろう。

なお宇田の支郷北野から多くの須恵器が発掘された。室原では径一五cmの土師器の碗が発見されている。字五郎丸で田を床上げた折、発見した。(室原の歴史)

須恵器といい土師器といい、古墳時代の土器である。それらの発見がその時代に集落が存在したことを明らかにしてくれる。

二 日本武尊と建部

日本武尊の多芸野通過 古事記は日本武尊が蝦夷征討の帰途、尾張から伊服岐ノ山の神を殺そうと赴かれた折、大永雨になやまされ、正気を失って、やっと玉倉部の清泉にたどりつき休息して徐々に意識を回復した。ここを出発し



て当芸野のほとりに至った時

「私は平生、心の中で、歩くのはもどかしいので空を飛んでゆこうと思っていたが、今はその足ですら歩けなくなり、とぼとぼしてはかどらない」

と歎かれた。原文では

『我が足、当芸^{たぎんぎ}しく成りぬ』

社 鳥 白 の 方 上
 とある。タギタギンはとほとほとしか歩めない形容である。本居宣長は古事記伝の中で、タギンは船の舵を指すとし、足が舵ようになったのであるか」と記している。いずれにしても、この故事から「其地を号^{なう}けて当芸と謂ふ」とある。次いで杖衝坂^{つえつき}を越して伊勢国桑名郡尾津の岬へ出た。

当芸野を南下したのであるが、経路としては養老山脈の東と西と一筋が考えられる。しかし当芸野とあるから山脈の東麓を南下したとみるほうが自然であろう。日本書紀は伊吹山から居醒泉^{いさめがひ}へたどりつき、身体が萎^なえるような病状となったので、尾張を経由して伊勢国桑名郡尾津に着いたとして、当芸野を南下したとはなっていない。

いずれにしても日本武尊^{みこと}は伊吹山の神の征討に失敗し、重傷の身を伊勢で亡くなる史話であるが、古事記によれば当地域（当芸野）を通過されたと考えられる。もともと日本武尊征旅の生涯は英雄伝説であって、多くの史実などから構想されたとの見解が有力であるが、然し当芸野を南北に貫く道筋があつて、この史話の伏線となっていることは疑いない。

建部の意味 和名類聚抄に美濃国多芸郡に建部郷を載せ、石津郡にも同じ郷名を記している。大宝二年（七〇二）



第一節 古代のあけぼの

の味蜂間郡あはらま（安八郡）の戸籍や本質郡しんじの戸籍には建部の氏の名が見え、味蜂間郡では建部君の氏の名もある。これらの地名や人名から大化前代に美濃に建部が置かれていたことが明らかで、その地域は西濃を中心としていた。

建部については日本書紀に日本武尊の東征とその死を記した後で、「功名を録へむとして、即ち武部を定む」（日本書紀の本文の説文）とあり、また出雲国風土記に「纏向の檜代の宮に御宇しめし天皇（天行）、勅りたまひしく、「朕が御子、倭建命の御名を忘れじ」とのりたまひて、健部を定め給ひき」（日本古典文学大系）とあることから、本居宣長以来、日本武尊の名代部であると考えられてきたが、最近では記紀に建部を日本武尊の後裔（後裔）のように記すのは、建部の名から付

会した説で、実際は武人であるために付けられた名であり、軍事的職業部の一つであるとする考え方が支配的である。（日本古典文学大系）

建部君と建部 建部は東は常陸から西は薩摩に至る諸地域にひろがり、特に近江・美濃・出雲・備中・筑前など大和朝廷にとって軍事上重要であったと思われる地域に多く氏名・地名・神社名として記録・文書・木簡・像銘その他に出でくる。これらの建部を管掌している伴造は、建部君や建部臣と呼ばれる氏族であるが、建部君（公）は美濃・尾張・近江・伊賀・肥後などの国々に分布している。建部はこうした伴造氏族である建部氏に率いられて大和朝廷に仕えていた。もともと地方の小さいクニの首長が、大和朝廷の下で再編成されて国造や県主となり、国造・県主の一族から大和朝廷の内廷に仕える伴が編制され、その伴に貢納する地方の民が、部（部）または部民と後に呼ばれる。部民制が確立すると、国造・県主は部民の伴造と

なつて、彼等を統率する。美濃の建部を管掌したと考えられる建部君は国造の一族で、主として西濃に設定されたとみられるので、その国造は恐らく本巢国造であろう。建部君は本巢国造の一族または国造と同族的系譜関係にあったものと推測する。(野村忠夫
岐阜県史)

大和朝廷は建部の設置にともなつて、国造の一族に建部君の氏姓を与え、一部の建部を率いて大和朝廷に上番させ、軍事的職務にあたさせた。しかし一般の建部は在地にあつて農民の生活を営み、これを統率する建部君など伴造氏族に貢納を行なつていた。なお建部の成立は五世紀後半から六世紀初頭のころ、即ち雄略天皇の時代を中心とする時期とみるのが妥当かも知れない。(野村忠夫
岐阜県史)

当地域に早く建部が置かれ、建部君の氏姓を与えたのは、朝廷にとつて当地域が軍事的に重要であつたに因る。ひとり敗軍の将が重傷の身をひきずりながら通過したというに止まらない。養老山脈は山の傾斜が扇状地の傾斜となつて、そのまま東側の低地につきこんでゆく。従つて南濃の低湿地帯は通過も容易でなかつた。低く平坦な広野を前にして、扇状地帯は近畿を守る前線として重要であつた。多芸の当地域は畿内を支える責務の重さを背負つていた。

第二節 輝く白鳳・奈良期

一 壬申の乱と高田首新家

壬申の乱 なかノおえ 中大兄皇子が蘇我氏を亡し中央集権国家としての基礎固めをしたのが大化の改新であり、その新政は弟の大海人皇子によって完成する。しかし、その道はなだらかでは無かつた。中大兄皇子てんぢ（天智天皇）には後継者とし

て子の大友皇子おほともと弟の大海人皇子が並んでいたが、天智天皇の死後、大豪族が大友皇子をもちたてて弘文天皇こうぶんとした。大海人皇子は都を離れて吉野に移ったが、大友皇子方がたとのもつれが益々激しくなったので、六七二年（壬申）六月二四日吉野から俄かに美濃へ移り、安八郡の湯沐令多臣品治ゆのながしおのおんほんじをたより、西濃に拠って、大豪族が擁した朝廷と戦って快勝した。大海人皇子の部隊に美濃の将兵は加わって死力を尽くして戦った。かくて大海人皇子は即位して天武天皇てんむとなり、天智天皇の志業を完成した。美濃は天武天皇に心を寄せたこととて新政の施策はよく徹底した。心情として当然であろう。

その一つとして条里制的遺制の名称が地名として多く現存する。即ち、沢田に丁田ちよだ、鶯巢・横屋・直江に一町田があり、上之郷に一丁貝戸かひと、下笠に五町田の字名がある。また飯ノ木・船附に五反田、鶯巢に四反田・三反割、西岩道に六反長、中に三反田の字名がある。根古地の三反割・七反割や大場の西一町地・中一町地・東一町地・二反地・八反畑は新しい語感を伴うが、大坪・飯田・祖父江の一之坪、飯田の八ノ坪・西九ノ坪・東九ノ坪・東町田ちよだは条里制的遺制の名称とも見られる。これらの地名の中には、近世の地割じわりもあるだろうが、徹底した条里制の施行が地名として残ったものもあるであろう。

高田首新家の戦功 壬申の乱に高田ノ毗登足人の祖父は戦功を立て賞を賜った。續日本紀卷二四に

『丁西。前ノ監物ノ主典從七位上高田ノ毗登足人カ之祖父嘗テ任ス美濃ノ国主稻ニ。属リ壬申ノ兵乱ニ。以テ私馬一奉シテ皇駕一申ス美濃尾張国ニ。天武天皇嘉シテ之ヲ。賜ニ封一戸ヲ傳ニシム子子ニ。至リ是ニ坐レテ殺スト云ニ高田寺ノ僧ヲ。下ツテ獄ニ奪ハル封ヲ。』

とある。即ち美濃国の主稻であった高田毗登足人の祖父が壬申の乱に際して大海人皇子のため私馬を差出し、それによつて大海人皇子は美濃・尾張を馳駆されたとある。文中の申の文字を狩谷掖斎かりやえさいは恐らく幸の誤りであろうとしている。戦いに勝った大海人皇子は天武天皇となり、高田ノ毗登足人の功を嘉して封戸を賜い、これを子孫に伝えさせら

れた。封戸の文字については徳川侯爵家所蔵金沢文庫本・旧輯国史大系所引堀正意本には封廿戸となっていて、封と戸の二字の間に廿（二〇のこと）の文字が入っている。伴信友は慶雲一年（七〇四）七月二二日の

『贈從五位上高田首新家功封卅戸、四分之一（傳一）子元位首名（二）』（統日本）
（記卷三）

から祖父の新家（トシノカ）が四〇戸をもらったが、その子の首名には、その四分の一にあたる一〇戸だけが功封として傳えられたとある。首名の子が毗登足人である。壬申の乱の論功では村国小依の一二〇戸、牟宜都君比呂（ヒロ）・和余部臣君手（キミテ）の八〇戸には及ばないものの、行賞されている。高田ノ毗登足人の祖父新家は美濃国で主稻を勤めていたし、壬申の乱には大海人皇子に乘馬を献じたとあれば、当町域の高田をあてても不自然では無い。新撰美濃志は高田毗登足人を「この高田に住みし人なるべし」と記している。

高田は平田・高田など水田地域の高低を指す一般的な呼称であって、当地域の高田を指す決定的な理由は無いが、壬申の乱に活躍して居るので西南濃に據ることは確かであり、且つ地名高田がいつまで溯れるかは不明であるが、自然地形に名づけられ呼ばれてきた点も考え合わせれば、現在の高田一帯を指したとしても良いのでは無からうか。

高田毗登足人と高田氏 天平宝字七年（七六三）一〇月二八日、高田ノ毗登足人は前ノ監物ノ主典で從七位上であったが、高田寺の僧を殺したため、獄に下され、封を奪われた。その封・戸は祖父が壬申の乱に殊功を立てて貰い、子孫に傳えたものである（統日本紀）。ここに高田寺の名が見える。高田ノ毗登足人の高田を当地域の高田に宛てれば、高田寺も当地域に在ったこととなる。恐らく壬申の乱に功績のあった高田首新家が、戦乱が鎮まった後、建てた寺であろう。壬申の乱に功績を立てた美濃の豪族は夫々その氏寺を建てたようであるから、高田氏として例外では無からう。ただ寺址は明らかでない。

二 元正天皇の養老行幸と醴泉

多度山の美泉と養老改元 靈龜三年（七一七）八月元正天皇は多治比真人広足を美濃国に派遣して、不破郡に行宮の造営を命じ、九月一日に平城京を出発し、近江国を経て一七日、美濃国の行宮に至った。二〇日当嗜郡に行幸して、多度山の美泉をみた。かくて十一月一七日養老と改元され、美濃国司と当嗜郡の郡司らに官位一階を進め、当嗜郡は来年の調庸を、ほかの諸郡は庸を免除したが、美濃守・介も位を昇叙された。

文中の多度山については、美濃明細記に多度山に註して『古老傳に云、養老山より南、多芸郡石津山を古代は都て多度山と云へり、今は北伊勢の山ばかりを云』とある。

この史実は当地域にとって極めて重大な関繋があるので、以下、続日本紀の原文を読み下して載せる。読み下しは大日本文庫本によるが国史大系本によって加除した。

『養老元年

○八月甲戌。從五位下多治比真人広足を美濃国に遣して行宮を造らしめたまふ。

○九月丁未。天皇、美濃国に行幸したまふ。

○戊申。行て近江国に至り、淡海を觀望したまふ。山陰道は伯耆より以來、山陽道は備後より以來、南海道は讃岐より以來の諸国司等、行在所に詣りて土風の歌儻を奏しまつる。

○甲寅。美濃国に至りたまふ。東海道は相摸より以來、東山道

は信濃より以來、北陸道は越中より以來の諸国司等、行在所に詣りて風俗の雜伎を奉まつる。

○丙辰。当者郡に幸して、多度山の美泉を覽はしたまふ。駕に從ふ五位已上に、物を賜ふこと各差有り。

○戊午。駕に從れる主典已上及び美濃国司等に、物を賜ふこと、差有り、郡領已下雜色四十一人に位一階を進めたまふ。又、不破・当者の二郡の今年の田租、及び方県・務義の二郡の百姓の行宮に供れる者の租を免じたまふ。

○癸亥。還りまして近江国に至りたまふ。駕に従つれる五位已上、及び近江国司等に、物を賜ふこと各差有り。郡領已下雜色四十餘人に位一階を進めたまふ。

○甲子。車駕、宮に還りたまふ。

○十一月癸丑。天皇、軒に臨みたまひ、詔して曰はく

「朕、今年九月を以て美濃国不破行宮に到り、留連ること數日。因りて当耆郡多度山の美泉を覽る。自ら手面を盥ひしに、皮膚は滑なるが如し。亦、痛処を洗へるに、除愈えざるなし。朕が躬に在りて、甚だ其の驗有り。又、就きて之を飲み浴する者は、或は白髪も黒に反り、或は頬髪も更に生ひ、或は間目も明なるが如し。自餘の痼疾も咸く皆平愈ゆ。昔聞く、後漢の光武の時に醴泉出づ。之を飲む者は痼疾も皆愈ゆと。符瑞の書に曰はく、醴泉は美泉なり、以て老を養ふべしと。蓋し水の精なればなり。寔に推るに、美泉は即ち大瑞に合へり。朕、庸虚なりと雖も、何ぞ天、呪に違はむ。天下に大赦して靈龜三年を改めて養老元年と為すべし。」と。天下の老人の年八十

元正天皇再度行幸

元正天皇は養老改元の翌二年、再度養老へ行幸せられた。続日本紀には

「〇二月壬申。美濃国の醴泉に行幸す。

○甲申。駕に従ふ百寮。輿丁に至るまでに純布銭を賜ふこと差あり。

己上に位一階を授ふ。若し五位に至るものは授ふ限に在らず。百才己上の者には純三疋・綿三疋・布四端・粟二石を賜ふ。九十己上の者には純二疋・綿二疋・布三端・粟一石五斗。八十己上の者には純一疋・綿一疋・布二端・粟一石。僧尼も亦、此の例に准ず。孝子・順孫・義夫・節婦は其の門間に表して、身を終るまで事勿らしむ。鰥寡・悖獨・疾病の徒の自存すること能はざる者は量りて賑恤を加ふ。仍て長官をして親しく自ら慰問して、湯薬を加給せしむ。山沢に亡命し兵器を挾藏して百日まで首さざるは、罪に復すること初の如くす。又、美濃国司及び当耆郡司等に位一階を加ふ。又当耆郡来年の調庸、餘郡の庸を復す。百の官人に物を賜ふ事、各差有り。女官も亦同し。美濃守従四位下笠朝臣麻呂に従四位上、介正六位下藤原朝臣麻呂に従五位下を授く。

○十二月丁亥。美濃国をして立春の暁、醴泉を抱て京都に貢せしむ。醴酒に為ればなり。

○己丑。行きて經至る所の美濃・尾張・伊賀・伊勢等の国郡司

及び外散位己上に、位を授け祿を賜ふこと各差あり。

○三月戊戌。車駕美濃より至る。(国史大系本による説にくだし)

とある。醴泉は勿論、養老を指しているが、今度の旅に通過した国々の中に尾張が見え、近江が出て来ない。近江が

出て来ない以上、養老への往返は共に伊勢經由であったとしなければならぬ。尾張は直接經由されなかったが、警衛のため働いたとの意味であろうか。

再度の行幸について詳しい内容は不明だが、当時天皇は三九才であった。歴代天皇の美濃行幸は景行天皇の伝誦を除けば、明治天皇の美濃御通過以前には、奈良期の元正・聖武天皇のみである。しかもその中、元正天皇は二回来濃されたのであった。

行幸の道筋 壬申の乱の折、大海人皇子は伊勢の三重郡こほりのみやけ家から桑名郡家に至り、ここに皇后を留めて不破郡家へ進まれた(日本書紀 卷二八)。戦が終わって帰られる折も桑名・鈴鹿を経ていたので、往還とも桑名と不破を結ぶ交通路を使用されている(日本書紀 卷二八)。これは天武天皇一年(六七二)のことであるが、次いで大宝二年(七〇二)持統上皇が三河国へ幸し、帰途、尾張・美濃・伊勢・伊賀とたどられた道筋も、この通路と重なる部分があった筈である(統日本 紀卷二)。三〇年ほど前、夫の天武天皇と行軍を共にした日をなつかしんで美濃から伊勢へと旅されたことであろう。美濃の国府へ寄られたであろうことは美濃守と共に不破郡の大領が封一〇戸を授けられていることで想像出来る。

桑名から不破への道は養老山脈が南北に大きく聳えるため、山脈の東ぞいと西ぞいの道となる。東ぞいの道は濃尾平野に臨んで展望の良い道筋であり、西ぞいの道は養老・鈴鹿両山脈の谷間を縫う道筋である。

元正天皇は近江国から美濃へ入り、多度山の美泉を覽て、再びその道をひき返して都へ戻ってゆかれた。従って養老山脈の東麓の道筋を往返されたこととなる。但し、多度山の美泉までであって、それ以南へは旅していられない。

養老改元 元正天皇は天武天皇の孫にあたり、草壁皇子の子であるが、大化の新政は順調に展開し、平城京も充実を見つつある折の巡幸であった。近江で西日本、美濃で東日本の遊芸歌舞を娛しんだ旅であるので、多度山の美泉が改元の瑞祥として取上げられても不自然ではない。当時年号は大宝・慶雲・和銅・靈龜と移ってきていた。大宝は對

馬から金を貢じたことにより、慶雲は慶雲が宮中で見えたことにより、和銅は武藏国から和銅（熟銅）を献じたことにより、靈龜は左京職から瑞龜を献じたことによる。大宝・和銅のように貴金属が進献されてくるか、慶雲・靈龜のような祥瑞によって改元されている。もともと広い意味でいえば大宝・和銅も祥瑞と言えよう。多度山の美泉は瑞龜とならんで大瑞である。元正天皇が治世の隆昌を大瑞の美泉で表徴しようとする養老改元を詔された客観状勢は以上のようである。なお改元の詔の中に符瑞書とあるが、符を欠いて瑞書となっている写本もある（新訂増補國史）。

牟義都首と水取部 續日本紀の養老二年（七一七）二月二二日の条に「美濃ノ國ヲシテ、立春ノ曉、醴泉ヲ挹テ、京都ニ貢セシム、醴酒ニ為レバナリ」（原漢文、読みかたし）とある。これは同年九月、当耆郡多度山の美泉へ行幸され、方県・務義両郡の百姓を不破行宮に供奉させられた後の記事であるが、野村忠夫説によれば、美濃国からの清浄な水の貢進は、大化前代のある時期から、特に務義都君氏が大和朝廷への服属の証として、支配領域内の美泉の水を献じていたとされ、後に主水司に発展する大和朝廷の内廷の職掌に一族を伴として勤仕せしめられていたことに基因するとして間違いないとされる。（野村忠夫「律令官人制の研究」）

即ち美濃国と水との関繋を延喜式でみると、美濃国の調の税目に水椀二五合と水鉢二五口を記し、主水司式条に主水司で行なう御生氣御井神の祭と美濃国との関係を挙げている。後者は恵方（御生氣）によって宮中または京内の一つの井を選定し、前年冬の小寒から立春までの一八日間に、牟義都首がその井戸をさらえ清めて祭った。そして立春の日になると夜明けに牟義都首が水を汲み、主水司に供をした。主水司はその水を内裏に献じ、天皇が清涼殿の西庇の一室で朝食に用いられて年中の邪気をはらわれた。井戸は若水を汲み終ると、もう使わないうで廃井とした。ここに記される牟義都首は美濃の牟義都国造の子孫である牟義都君氏と関係がある。この首をカバネとすれば、牟義都君氏の一族またはその輩下であった氏族が、都で首のカバネを名乗って伴造的な下級官人となり、若水を汲む儀式に

従っていたこととなる。また首をカバネと見ないで、人と通字である立場をとれば、単に牟義都の人ということになり、牟義都君氏自身が上京して儀式に奉仕したこととなる（野村忠夫「岐阜県史」）。

大宝二年（七〇二）の美濃国加毛郡半布里富加町羽生の戸籍に、あがなめし「主族安多の戸口に水取部広・水取部都売、神人牧夫の戸口に水取部古売など水取部を氏の名とする人々が見られる。水取部は律令制では宮内省の被官である主水司に属した伴部である。水取部は水部とも書くが、大化前代にその源流である水取は供御の水を朝廷に貢納しているので、恐らく美濃の鴨泉主の一族は水取の伴に選ばれ、水を大和朝廷に貢納していたのであろう。加毛郡の戸籍に見られる水取部は、その伴に貢納する部民の系統をひくものであろう（野村忠夫「岐阜県史」）。

以上、野村忠夫説に導かれて多度山美泉に多少はからむ牟義都首と水取部について記した。

三 聖武天皇の養老行幸

聖武天皇の立場 天平一二年（七四〇）八月の末ごろ太宰少貳従五位下藤原朝臣広嗣が西海道ひえつてくの諸国に據って反乱した。即ち政府首班の右大臣橘宿禰諸兄すくねもろえの失政がその政治顧問である僧正玄昉と右衛士督しむつみちの下道朝臣真備まきび（後の吉備朝臣真備）の意見によるとして二人を排除する目的で挙兵した。

広嗣の乱は中央へ大きな衝撃となり、聖武天皇は反乱が畿内に波及することを恐れ、関東への行幸を企てた。一〇月一九日には造伊勢国行宮司を任命し、同月二三日には行幸の次第司を任命し、二九日に平城京を出発して東国へ向われた。「朕意うところ有るに縁りて、今月の末に暫く関東に往かむ」の詔の通り、伊賀国から伊勢国へ入り、壹志郡の河口頓宮かろみやに至った時、すでに広嗣が捕えられ斬罪に処せられたとの上奏に接した。しかし行幸は続けられ、一月

二六日には美濃国当伎郡に入り、一二月朔日には不破頓宮に到着した。聖武天皇は翌二日、宮処寺および曳常泉に幸、四日には反乱も鎮静したので警固の騎兵司を帰京させて美濃の国域を巡視し、その夕方、不破頓宮で新羅楽・飛騨楽を奏させた。五日には美濃の国・郡司、百姓で行幸に勤仕した人々に位一階を賜い、六日に天皇は不破頓宮を発して近江へ向われた。

聖武天皇は西海道の反乱が都への進撃となることを憂慮し、都を離れて東国に據ろうとし、急遽離京した。統日本紀には「関東」に赴くと詔している。状況は反乱の鎮静を伊勢で知った為、引返しても良いわけだが、そのまま美濃へ向ってきた。けだし関東とは美濃を基地と考えたのであろうから、その基地まで予定の行動をとられたのでは無いか。即ち聖武天皇は曾祖父天武天皇が美濃を基地として壬申の乱に勝利を収めたことを思い浮かべていたのでは無いか。悲運にさいなまれながら関東へ走った曾祖父を皇位に即けた基地美濃を自身も足場にしたと考えたのでは無からうか。書紀は大海人皇子の美濃へ向う記事を「東に入る」「東国」と記している。即ち美濃は関東の基地であった。大事は收拾されたとあっても、聖武天皇はやはり基地は確かめておきたかった。旅は続けられた。しかしもう旅路に険しい緊張感は無かった。

なお統日本紀の天平一二年の条を書き下せば

「〇十一月戊申。桑名郡石占頓宮に至る。

〇己酉。美濃国当伎郡に到る。

〇庚戌。伊勢国の高年百姓百才已下八十才已上の者に大税を賜ふ。各差有り。

〇十二月癸丑朔。不破郡不破頓宮に到る。

〇甲寅。宮処寺及び曳常泉に幸す

〇丙辰。騎兵の司を解きて京に還り入らしむ。皇帝国域を巡視して、晩頭に新羅の楽、飛騨の楽を奏せしむ

〇丁巳。美濃国郡司及び百姓の労働ある者に位一級を賜ふ。正五位上賀茂朝臣助に從四位下を授く。

〇戊午。不破より発して坂田郡横川頓宮に至る。

（新訂増補国史大系本を主とし大日本文庫本参照）

と記されている。

大伴東人・家持と養老 この行幸に大伴東人・同家持らが随従した。萬葉集卷六の

美濃国多芸行宮、大伴宿禰東人作歌一首

(美濃国の多芸の行宮にして大伴宿禰東人の作る歌一首)

従古 人之言来流 老人之 変若云水曾 名余負滝之瀬

(古ゆ人の言ひける老人の変若つとふ水そ名に負ふ滝の瀬)

大伴宿禰家持作歌一首

(大伴宿禰家持の作る歌一首)

田跡河之 滝乎清美香 従古 宮仕兼 多芸乃野之上余

(田跡川の滝を清みか古ゆ宮仕へけむ多芸の野の上に)

不破行宮大伴宿禰家持作詩一首

(不破の行宮にして大伴宿禰家持の作る歌一首)

関無者 還余谷藻 打行而 妹之手枕 卷手宿益乎

(関無くは還りにだにもうち行きて妹が手枕纏きて寝ましを)

の三首は、この時に詠んだものである。三首の意味は、日本古典文学大系によれば、

「昔から人が言い伝えてきた、老人が若返るといふ滝である。その養老という名前を持ったこの滝の瀬は」

「田跡川の滝が清らかだから、昔から多芸の野の辺に行宮を造って、お仕え申し上げたのであろうか」

「もし不破の関が無いのだったら、せめてちょっと行って帰るだけでも、行って、妻の手枕をして寝てくるのだが(そ

れも出来ない」

という。「変若つ」は語根がオトで壮士（オトコ）・少女（オトメ）の語根と同じで、二段に活用する動詞で、若返るの意味である。

多芸行宮・田跡河の滝・多芸の野などの名詞が見られる。これは養老の滝のあたりからまかせて考えられる。

美濃明細記に「養老の滝。多芸郡多度山の滝。高さ七丈餘。謡に本巢というは非なり。瀧の近所に菊水と称する清水あり。美泉は是れか」と記している。また「醴泉近き所、亦頓宮あるべし。是れを多芸行宮というか。」と記し、「土俗、田跡河を傳えず。或いは多度川となせば養老の滝の流なり」と述べている。

四 奈良期を彩る人々

垂穂郷の秦公 天平四年（七三二）当嗜郡垂穂郷三宅里に秦公磨と呼ぶ戸頭が居り、その戸口に二九才の秦公豊足が（寧遠道文下）いる（五〇八頁）。

秦氏は倭漢氏と並んで古代での最も有力な帰化系の氏族である。伝えによると、秦の始皇帝の子孫の弓月君が応神天皇のとき朝鮮半島から百数十県の人民を率いて渡来し、養蚕・機織の技術で朝廷に仕えた。その後、秦の民が分散して諸豪族に所有されていたのを、雄略天皇が集めて秦酒公（さきのま）に与えたので秦氏はこれから発展したという（古事記・日本書紀・新撰姓氏録）。これはそのままを信ずるわけにはいかないが、おそらく先祖は楽浪・带方郡に住んで居て、五世紀の始めころ

来朝し、数代後に朝廷の伴造に加えられ秦造と呼ばれて、多くの秦部（部民）を持つようになっていたのであろう。天平年間（七二九〜七四八）畿内の秦系統の氏は一二〇〇戸を数えたという。酒公は庸調の絹織物をつくり、朝廷に

うづたかく積みあげたと伝えるが、秦氏は五世紀後半ころ朝廷の伴造となったのであろう。

ともあれ秦氏は中央において国々の秦人を掌握しながら、主として絹織物の貢上を職としていたようである。その中に当嗜郡垂穂郷三宅里の秦公も含まれる。

美濃の絹織物は一般の純よりも幅の広い「美濃純」が名高い。美濃純は奈良時代に新羅・渤海・高麗へ外交上の贈賜に使われ、また天皇の御服料に使用された。美濃国から納める絹織物は延喜式に白絹・緑帛・広純・帛・長絹・絹の六目目であるが、当嗜郡垂穂郷三宅里では、これらの絹織物を生産していたのであろう。

垂穂郷の三宅里 三宅里の三宅は屯倉みやけと一般に書く。本来は稻穀を収納する官倉そのものを指したが、後にはその官倉に納める稻の耕地、付属の灌漑施設、さらに耕作人まで含めて呼ぶようになった。畿外の屯倉は多くの場合、政治上・軍事上の重要據点に設けたり、地方豪族の田荘を没収して国有とした場合に置かれた。大化改新以後、租税は郷・里の正倉みやけに収納した。三宅里のミヤケが、以上に述べた大化以前の屯倉か、大化以後の正倉のいずれに由来するかは明確では無い。

優婆塞豊足 正倉院古文書の中に百通を越す優婆塞貢進解がある。その中に左の一通がある。

『秦公豊足美濃国当嗜郡垂穂郷三宅里戸頭秦公磨之戸口』

読経 法華経一部 最勝王経一部

方広経一部 弥勒経一部

涅槃経一部 雑経 十五卷

誦経 薬師経一卷 観世首品 多心経

誦咒 大波若咒 羅索咒 仏頂咒

大宝積咒 方向咒 十一面咒

金勝咒 虚空藏咒 支波書咒

七仏薬師咒 水咒 結界文

唱礼具 淨行八年

天平四年三月廿五日 僧智首

(寧楽遺文)

奈良時代は仏教が急激にひろまったので、多くの僧尼が必要となった。そこで民間から清信廉行、僧尼にふさわし

い者を貢奉させた。この折に貢奉されたひとは、仏への結縁を願う信者という意味で、智識優婆塞と呼ばれた。優婆塞は在家であるが仏道に入り、三宝に帰依して五戒をまもり仏道修行に志す男子を指した。従って優婆塞は僧の姿でない。しかし仏道修行に心がけ、写経などにも積極的に参加し、咒験力もそなえていた。天平六年（七三四）一月二一日の太政官奏では、法華經一部或いは最勝王經一部を闡誦し兼ねて礼仏を解し、淨行三年以上の者を得度させると規準を示している（統日本紀卷一）。

秦公豊足は法華經一部・淨行三年以上の規定を遙かに越え、僧となる資格は充分である。特に多くの呪文を誦することが出来、民衆の期待にこたえることが出来たと思われる。なお秦公豊足の貢進解は現存する正倉院優婆塞貢進解百通餘のうちでは最も古いものである。

栗原宿禰と物部多芸連 宝龜二年（七七二）五月三日、外從五位下栗原勝乙妹女と勲十等の栗原勝淨足が宿禰のカバネを与えられた。そこで本人一代限りで栗原宿禰乙妹女・栗原宿禰淨足を名乗ることとなった。その約半年前の宝龜一年一月、栗原勝乙妹女は無位から外從五位下に叙せられたばかりである。野村忠夫説は、その理由を光仁天皇即位後、まもなくの叙位なので、即位との関係を推測出来るようだと言った。栗原勝乙妹女は美濃国不破郡栗原、即ち和名類聚抄の不破郡栗原郷を本貫とする一族の出身とみられる。乙妹女が外從五位下に叙せられたのに伴って、おそらく彼女の戸主とみられる栗原勝淨足も、宿禰姓をあたえられたのであろう。これから六年後、宝龜八年（七七七）六月栗原宿禰弟妹女は、外從五位下から入内して從五位下にすんでいる（野村忠夫（岐阜県史））。

宝龜八年（七七七）一月八日、美濃国多芸郡に本貫を持つ物部坂麻呂ら九人が物部多芸連という氏姓をあたえられた。この折、左京に本貫を持つ正八位下多芸連国足ら二人が物部多芸宿禰に改賜姓された。国足らは、もともと美濃国多芸郡を本貫とし、後に左京へ移貫したのであろう。即ち、宿禰姓に国足らが改賜姓された時、同族の坂麻呂らが後

を追うように連姓を賜ったのであろう(野村忠夫)。
(岐阜県史)

第三節 移りゆく平安期

一 平安初期の流れ

石津郡の分離 都が奈良から京都へ移ったのが延暦一三年(七九四)であるが、九世紀末の昌泰二年(九〇〇)といえ、菅原道真が右大臣として、左大臣藤原時平と並んでいた年で、道真は翌年太宰権帥(すけ)に左遷されてゆく。即ち九世紀は平安初期といつてよい。九世紀に当地域では郡が二つに割れた。

即ち斉衡二年(八五五)閏四月、多芸郡(たき)から石津郡が分割独立した。これと同時に武義郡から群上郡が分立した。かくて美濃の南北両端に新しい郡が夫々一つづつ生まれた。郡の分離独立は、政治的要因がからんで居り、多芸・武義両郡が同じ日付で新郡を分離したのであるが、しかし分離出来る社会的条件が成熟していたことも事実であろう。

分離した後の多芸郡司としては仁和一年(八八五)一〇月一二日に大領として外従七位上刑部連春雄(三代)がいる(実録)。刑部連は恐らく前代からの名家であろう。

仁和一年(八八五)一〇月二日美濃国多芸郡大領、従七位上、刑部連春雄は罪を犯し父に告訴されたが、春雄は父に不孝であった為、国宰の手で裁かれている(三代実録)。

『美濃国多芸郡大領外従七位上刑部連春雄犯罪。為、其父所告。春雄亦為父不孝。仍付国宰。令推断。』

この多芸郡は既に石津郡が分離独立した後の多芸郡であるが、その大領に刑部連がなっている。刑部は古事記によれば允恭天皇の皇后忍坂大中姫のために設けた名代で、大宝二年（七〇二）の美濃国の戸籍には戸主・戸口にこの姓を称するものはよく見られる。新撰美濃志は刑部から押越の地名が出たのでは無いかと推定している。

平安初期の点描 貞観六年（八六四）八月一七日、太政官の史生であった正八位下物部吉宗が美濃国多芸郡から山城国愛宕郡に移貫している。雑任クラスの史生の地位で、官位も低く正八位下に過ぎない（野村忠夫「跋」）。この物部も当地域に長く住んできた家では無からうか。

不破郡の大領宮勝木実の同族子孫である宮勝十二月曆が、九世紀後半に不破郡の権少領として、多芸郡の空閑地六〇町歩を貞観寺へ献進している。隣郡の大領が多芸郡の中に空閑地を私有し、その広さが六〇町歩に及んでいるとすれば、財力も富んでいたこととなる。

二 多芸郡八郷

源順が延長八年（九三〇）ころ醍醐天皇第四皇女勤子内親王の頼みをうけてつくった和名類聚抄に、多芸郡は八郷となっている。即ち富上・物部・乗穂・立野・有田・田後・佐伯・建部の八郷である（元和古活字）。

阿部栄之助の八郷配置 阿部栄之助は、多芸郡八郷を次の通り位置づけた。

1 富上郷 明白で無い。濃陽志略に富土とし、栗笠に福地明神があることから、そのあたりと推定した。笠郷地区を指した。しかし地勢上からすれば、むしろ広幡地区のあたりから養老地区の南部にかけて一郷をおいてはどうか。

2 物部郷 美濃国神名帳に多芸郡従四位上、物部明神がある。宝龜八年（七七七）一二月在京の人、正八位下、多芸

連国足らに物部多芸宿禰の姓を賜う。また美濃国多芸郡のひとつ物部坂麻呂ら九人に物部多芸連を賜う。貞観六年(八六四)八月、多芸郡のひとつ太政官史生、正八位下、物部吉宗が本居を改めて山城国愛宕郡に貫した。これら続日本紀・三代実録らの記事を勘案して、大墳の多岐神社が多芸氏の祖神を祀ったと思われることから、物部郷をここに推定した。なお多芸郡大領刑部連春雄の刑部は押越と関連するか。

3 垂穂郷 正倉院文書の天平四年(七三二)三月二五日、僧智首の解に「秦公豊足、美濃国当嗜郡垂穂郷三宅里戸頭秦公麿之戸口」とある。垂を乗と記した和名類聚抄の写本もある。日本地理資料は多羅は多留保を約めたとし、垂穂郷を多良二四郷の地域としているが果してどうか。大日本地名辞書は乘は剩と通じ、剩は剩有の意味からアリとなる。有尾の地名に結ぶことが出来るが、明白でないとしている。

4 立野郷 明白でない。足利義教が徳雲院への寄進状で、美濃国弓削庄内立野金間両村と記している。金間は金屋のことか。弓削は帳内社弓借明神の座地か。

5 有田郷 有田と宇田は字音が通ずるので、宇田を指すのであろう。

6 田後郷 万葉集に田跡とあるが、タドと読んで上多度地区をあてる。

7 佐伯郷 佐伯部の居所から郷名が起る。日本武尊が東征された後、蝦夷人を神宮に献じたところ、諠譁して無礼のため、諸国に分置したと日本書紀にある。天平勝宝二年(七五〇)美濃国少豫に佐伯宿禰久良侶が居る。大同類聚方には当芸郡のひとつ佐伯義道の名が見える。恐らく佐伯郷の人であろう。下多度あたりを指すか。

8 建部郷 多芸郡に従四位上、白鳥明神と美濃国神名帳に載っている。これが建部郷の祖神であろう。社は上方に鎮座しているので養老地区を指していると思われる(渡飛両國通史)。以上の阿部栄之助の説も決定的なものはない。

次に先学の諸説を表示する。

八郷推定地の諸説

		多芸郡		八郷の推定	
郷名	大日本史国郡志	新撰美濃志	大日本地名辞書	濃飛兩國通史	養老郡志
富上(土)	栗笠	栗笠だろろう	栗笠	広幡地区から養老地区南部	池辺・笠郷地区か
物部	馬目	馬目だろろう	多芸地区	多芸地区	笠郷西部及び広幡東部地区か
乗穂(乗)	不明		有尾か	不明	上多度地区か
立野	不明		(安八郡)	不明	養老山下か
有田	宇田だろろう	宇田	日吉地区 小畑地区	宇田	日吉・多芸・小畑地区だろろう
田後	白石		上多度地区	上多度地区	安八郡多芸嶋・高瀬地方か
佐伯	不明		多良谷か	下多度地区	一之瀬・牧田・養老西部地区か
建部	不明		牧田・一之瀬か	養老地区	多良・時地区か

地区とは養老町合併以前の町村を指す

多芸郡八郷のうち有田と宇田と字音が通することから、宇田を中心に有田郷を想定することは、ほぼ誤り無からうが、他の郷については断定は困難であろう。ただ八郷の大半が当町地域に含まれていることは疑い無い。

三 平安期の社寺

多芸郡式内社四座 延長五年（九二七）奏進された延喜式には三二三座の神名帳が含まれている。これは官社で祈年祭に幣帛をうける神社で、美濃にある式内社は總べて国衙から幣帛を受ける国幣社であった。

美濃国三九座のうち大社の社格は仲山金山彦神社

（現在の所宮大社）

だけで、他は總べて小社であった。多芸郡には四座あり、

多伎神社・大神神社・御井神社・久久美雄彦神社である。このうち大神神社は上石津町多良にあって当町域の外であるが、他の三社は多岐の多岐神社、沢田の久々美雄彦神社、金屋の御井神社である。

久々美雄彦神社については統日本後紀承和五年（八三八）八月七日の条に

「壬辰。奉授美濃国多紀郡五位久々美雄彦神從五位下」（統日本後紀卷七）

社とあり、無位から從五位下に任ぜられている。位階を神に授けることは奈良時代の後半からしきりに行われ始めたが、これは神社を国家として統一しようとしたものであろう。美濃では仲山金山彦神が承和三年（八三六）從五位

下を授けられたが、久々美雄彦神の從五位下は、これに次ぐ古いものである。

美濃明細記に久々美雄彦神を沢田村にあるとしながら「石津郡一ノ瀬邑、亦、同名の社あり。何れの宮社か未考」と記している。一ノ瀬の神社が長彦神社を指すことは確かだが、慶安二年（一六四九）以後の同社棟札は總べて



長彦大明神であり、三代実録貞観一一年一二月五日の条の従五位下、長孫神にあたる。かくて長彦神社が久々美雄彦神社と呼ばれたことは無く、美濃明細記の所説は誤っている。しかし不破の関から南へ下った道筋が、南と東の二筋に分れて、夫々長彦神社と久々美雄彦神社を一ノ瀬と沢田に並べて構えたのであるから、同名の神社では無いが、不破の関の出城にも似た姿勢は同じとみて良い。御井神社は三度鎮座地を変えている。

多芸郡帳内社 美濃国神名帳は多芸郡に式内四社のほか一二社を記した。阿部栄之助「濃飛両国通史」は、一二社のうち当町域で五社を推定し未詳として郡内に三社を残した。即ち

久々美雄彦神社

		(美濃国神名帳)	(鎮座地)	(社名)
	従四位上	養老明神	白石	養老神社
	従四位上	白鳥明神	上方	白鳥神社
	従四位上	内浜明神	明徳(船付)	船着神社(欵)
	正六位上	大酒明神	橋爪	篠塚神社
	正六位上	大縣明神	宇田	五社神社
	(座地未考)			
	従四位上	物部明神		
	正六位上	国津明神		
	正六位上	弓借明神		
である。さらに不破郡のうちで	従五位下	小栗栖明神	室原	小栗栖神社
を推定している。			字小栗栖	

養老郡志では美濃国神名帳の神社（ふつう帳内社と呼ぶ）を推定して、式内社以外に

白石	從四位上	養老明神
明德・船附	從四位上	内浜明神（欵）
上方	從四位上	白鳥明神
三郷・有尾	從五位上	大渭明神（欵）
橋爪	正六位上	中山南明神（欵）
橋爪	正六位上	大酒明神
宇田	正六位上	大縣明神

の存在を記した。両説とも未確実な推定については欵を付記した。

かくて両説が共に確実視した帳内社は、養老明神・白鳥明神・大酒明神・大縣明神である。もっとも小栗栖明神についても問題は無い。その他の神社のうち一説だけでも確定的見解をみた神社は無く、總べて疑問符をつけた推定である。

式内社はもとより、帳内社も地域の人々に支えられて、平安時代に信仰されていた。ひとり信仰されているに止らないで、その神社を背景とする一族が勢力を張っていた。勢力には消長が波うち、地域は災害・復旧・開墾・放棄が繰返される。その間に、社の廃滅・合祀・新設が行なわれる。かくて約千年の歳月は当地域の神社を変貌させてきた。

室原の小栗栖神社 美濃国神名帳の不破郡八二社の中に大栗栖明神と小栗栖明神があり、共に從五位下である。現在室原には泥川ぞいに小字名として小栗栖があり、小栗栖神社がある。このことから推察すると、平安中期の室原は不破郡であり、更には言えば不破郡栗原郷に収まっていたのでは無かるうか。栗原郷は天応一年（七八一）秋七月一六日、右京の人正六位上栗原ノ勝子公が申し出て



小栗神社

「私たちの先祖伊賀郡ノ臣は中臣の遠祖天ノ御中主ノ命の二〇世の子孫にあたる意美佐夜麻の子である。先祖の伊賀郡ノ臣は神功皇后の御世に百濟へ使者としてゆき、百濟の娘を娶って二人の男子をもうけた。この二人の男子は日本へ帰化したので、美濃國不破郡栗原の地を賜ってそこに居住した。住居によって氏名を名づけ栗原ノ勝の姓を称していた。この由緒によって中臣栗原ノ連を賜わりたい。」

と願い出て、子公ら男女一八人が許されている。栗原勝姓では宝龜一年（七七〇）一月二〇日、無位栗原勝乙女が外従五位下に任ぜられている。この栗原勝姓が不破郡栗原郷に住んでいた（統日本紀 卷三一）。

養老寺の十一面観音像 多芸七坊については中世にまとめて記したが、ここでは、その一つである養老寺の仏像について記しておく。養老寺には十一面千手観音立像がまつられている。観音信仰は平安時代に人々の心をとらえた。世は末法であるとの絶望感から脱け出るため、浄土教への帰依、地藏信仰と並んで観音信仰が強くうちだされた。従って観音像は特に多く造顕された。

現存の観音像を並記すると、藤原初期とみられるものが谷汲山華嚴寺の十一面観音立像、岐阜市慈恩寺の千手観音坐像、富加町大梅寺の聖観音立像、藤原期として岐阜市浄土寺の聖観音立像、美山町観音堂の十一面観音立像、富加町清水寺の十一面観音坐像、平安末期としては、神戸町日吉神社の十一面観音坐像、関市神光寺の十一面観音立像、養老寺の十一面千手観音立像を挙げることが出来る。このほか岐阜市護國之寺の千手観音仏頭、同市乙津寺の千手観音立像、大垣市円興寺の聖観音立像を加えて、その数は多い（佐久間寛 一岐阜県史七）。



養老寺の千手観音

養老寺の十一面観音立像は鎌倉期の造頭であるとする説もある（『泉文化』）。佐和隆研の見解は平安時代からの通例な形式で、繊細な表現であって藤原期の特徴を強く示しているものの、末期的な弱さがあり、鎌倉時代への過渡的な時期のものとしている（『泉文化』）。高さ九二〇、本手二臂・脇手四〇臂寄木造りの十一面千手観音立像は以前は寺の本尊だった日々もあるという（吉岡勲「七十」）。

四 貞観寺領多芸荘

貞観寺領 貞観一四年（八七二）三月九日の貞観寺田地目録帳は美濃国庄五処として多芸荘・若女荘・長友荘・栗田荘・枚田荘をあげている。貞観寺領の由来は、嘉祥三年（八五〇）藤原良房の娘で文徳天皇の女御となった明子が清和天皇を生誕した時、良房が真言宗の真雅と相談し、修法のため嘉祥寺の西院を建立したことに始まる。嘉祥寺西院は貞観一年（八五九）真雅の由請により年分度者三人が与えられ、貞観四年に貞観寺と号するようになり、貞観一

六年三月道場完成の大法会があつて正式に寺名を貞観寺と定め、九月に定額僧一六人を置き、貞観一八年に座主を置いて僧綱の摂領をのぞき独立し、元慶二年（八七八）には、貞観寺の座主と三綱が、僧綱の摂領を止めた嘉祥寺を檢知することとなった。

この間、多くの田地が貞観寺に施入されたが、貞観一四年（八七二）三月九日の貞観寺田地目録帳によると七五五町七段八二歩の寺田が山城・美濃・遠江・越前・伊賀・丹波・信濃・武藏・下野・備後・伊豫の一一ヵ国に分布しているが、美濃国は最初に掲げた五荘三〇三町一段二四五歩で全体の四〇％が美濃国に集中していた。

多芸荘 多芸荘の記載は次ぎの内容である。

『多芸荘地百冊町 在多芸郡

熟田十二町

未開地百廿八町 田代

八十町 故右大臣家地 依太政官去貞

貞観九年五月十五日符施入

六十町 不破郡権少領宮勝十二月曆所進空閑地 依太政官

去貞観八年正月廿日符施入

『(仁和寺) 文書』

多芸荘は多芸郡にあり、一四〇町歩の広さである。これは約一六五・二haにあたる。うち一二町は開墾のすんだ水田、即ち熟田で一二八町は水田予定地であり、八〇町は故右大臣家の地で、貞観九年（八六七）五月一五日の太政官符によって施入されたものである。故右大臣とは藤原良房の弟で、同年一〇月一日死去した良相のことと考えられる。残りの六〇町は不破郡の権少領宮勝十二月曆^{みやのすけりしわすまろ}が進上した空閑地で、貞観八年一月二〇日の太政官符で施入されたものである。三代実録貞観八年一月二〇日の条に

『廿日丁酉。勅。美濃国多芸郡空閑地六十町施入貞観寺』

とある。宮勝十二月曆は六〇町の開墾権を持って居り、人臣摂政となる直前の良房に接近するため寄進したものであ

ろう。三代実録には勅によって寄進されたと記すが、清和天皇は一六才なので、外祖父で且つ太政大臣である良房の処置であらう（水野柳太郎「県史古代」）。

美濃国庄五処のうち、多芸荘を除く四荘は、總べて中世までに廢絶し、ひとり多芸荘だけが中世に生き残った。多芸荘も恐らく多くの変移を重ねて、中世の多芸荘として、いわば再生したのである。

なお多芸郡の空閑地六〇町歩の所在地を養老郡志は高田地区及び広幡地区西部に一応推定した。この一帯は牧田川・金草川が常に氾濫し空閑地となっていたとみたのである。

第四節 中世の発端

一 鷲巢玄光と折戸

落ちのびる源義朝 平治物語に、平治一年（一一五九）一二月二六日京都の戦で平清盛に敗れた源義朝は、東山道を落ちて美濃国青墓宿の長者大炊の許にたどりついた。義朝は長子義平とここで別れ、次男朝長を介錯し、尾張国内海を目指した。その折、乳母子鎌田兵衛正清は

「鶯の栖の玄光と申は、大炊には弟なり。古山法師にて候が、大剛の者にて候。たのませ給へ。」

と申せば、金王を御使にて宣ひけるは

「是より海上をへて尾張の内海へつかはやと思ふがいかに。た

のまれよ。」

とのたまへば、玄光

「これならでは、いかでか左馬頭殿のおほせをばかうむるべき。」
とて、小船一艘たづね出し、左馬頭殿・平賀四郎・鎌田兵衛・

金王丸四人の人々のせたまつり、うへにはしば木（柴）をつみ、玄光一人棹（楫）をさしてくせいせ河をぞぐだしける。おりくたり津に関す　　も、玄光聞かぬやうにしてくだしければ……」（平家物語）

かくて舟を調べられたが、言いくるめて通過し、海上を内海へ着いている。

この中に当地域と関連する二つの内容がある。一つは玄光のことである。

鷺巣玄光 玄光については吾妻鏡建久一年（一一九〇）一〇月二十九日の条に

『故六條廷尉禪門最後妾、内記平太政遠、平三真遠、大炊、此四人連席枝也、内記大夫行遠子息等云々』

とある。氏名にはみな註があり、最初に記した為義の最後の妾は大炊の姉にあたり乙若以下四人の小児の母であったし、内記平太政遠は保元の乱に為義の小児天王丸が殺された折、乳母子（乳母）として七年よりそった幼主に殉じて自刃した。大炊は青墓宿の長者である。残る平三真遠が出家して鷺栖禪師源光を名乗ったとある。学習院図書館藏（九条家旧藏）平治物語には『養老寺の住僧、鷺の巢の源光』とある。玄光は古山法師と記されて居り、叡山で以前に永く僧であったともあるので、青墓の長者の出自（しゆつ）である玄光は久しく叡山に僧として居たが、後に青墓からさして遠くない養老寺の住僧となっていたことがわかる。叡山で僧兵であったのだろうか。単に大炊の兄というだけでなく、この非常時に義朝を一人で護送するだけの胆力と奇智にめぐまれていた。

折戸 今一つは地名「おりと」である。静嘉堂文庫ならびに天理図書館藏本には「おりと」とあるが、内閣文庫藏半井本には「折戸」とあり内閣文庫藏（本）には「おりしもつ」、宮内庁書陵部藏古活字本には「府津」、学習院図書館本には「こうづ」となっている。日本古典文学大系の頭註には、「おりと（折戸）に従うべきか。折戸は養老町船附』となつてゐる。どうして船附としたか明らかでないが、金刀比羅宮藏本に「おりくたり津（つ）に（ま）関すへて」とあるので、杭瀬川を南下し、牧田川の合流点からやや東へ流れ、ここで折れるように南へ向きを変える位置に船附があり、ここ

なら「おりくたり津」として良いとしたのかも知れない。ともあれ折戸を船附とすれば、この津に関を置いて、義朝の行方を搜索していた。関屋も建っていたが、頭註には「関所の番小屋」とある。新撰美濃志は『折戸は其地とくうせて知る人なけれど、此辺（舟付村）必ず其旧跡なるべし。其関を居て川船を改むるに、ここより便りよき地はなく、又船着という村名の今に残れるもその証なり』と記している。この関が義朝探索のために設けられたもので無いことは、玄光が柴木を売って家計を立てているため、月に数回は上下するので、今後は問題なく通してほしいと言っていることで明白である。乃ち船附は津として関屋が置かれているほど賑っていたこととなる。なお内海へ義朝を送り届けた玄光は義朝が殺害された折、義朝の従者金王丸と共に長田庄司忠致の家臣七・八人を斬り、馬を奪ってびきあげてきた。この時、玄光は、逆馬さかまに乗って走ってきた。玄光は鶯の栖にそのままどまったが、金王丸は京都へゆき、常葉とこは（牛若丸らの母）に事情を報告した。

源氏橋と鎧掛松 美濃明細記で源氏橋を解説して「義朝が青墓の長者の許もとから、青墓の東に小金川とて榎戸村の東を流れる川を小舟で下った。今は小さい川跡が残っている。この折、飯木邑で越えた橋を源氏橋という。飯木邑で鎌田兵衛政清が鎧を脱いで掛けた松が昔からあると傳えている。ここから野間へ落ちていった」とある。新撰美濃志は村東の神明神社の境内に義朝の甲掛の松があったといい、源氏橋の近くにある政清の脱懸けた鎧掛松と並記している。

二 額 額 源五と多記荘

頼朝へ忠告した源五 建久三年（一一九二）多記荘は上中村と共に額額源五盛康に与えられた。平治物語に源頼朝が平治の乱に捕えられた折、侍どもが出家をすすめたのに対し、額額源五盛安だけが

『如何に申候共、御髪惜ませ御座せ。君の助からせ給ふ事只事に非ず。八幡大菩薩の御計ひと覚え候と申せば』

とささやいたので、頼朝はその言を聞き入れた。やがて伊豆へ流される頼朝を盛安も大津まで見送り、武部の明神で通夜して行路を祈った深更、盛安は頼朝に以前に出家するなどと告げた理由を語った。それは夢で、頼朝の供を盛安がして八幡へ詣った処、神の声で義朝の弓胡籬やなくひは後に頼朝に与えるからしまつて置けと言ひ、更に六六本の打鮑を頼朝に食べよという。頼朝は太い所を食べ、小さい所を盛安に投げたので、盛安はそれを懐にした。この夢は将来頼朝が天下を掌握することを示したので、出家してはいけないと申したと語った。そして盛安は老母がいるといつて、此処で別れた。

頼朝の報恩 やがて頼朝は伊豆から起つて天下を平定した。その折、頼朝は

『頼は故池殿に統つがれ奉る。其芳志には、大納言殿を世にあらせ

申侍り。髪は額源五に統つがれたり。但し盛安は雙六の上手にて、

院中の御雙六に常に召され、院も御覽せらるるなれば、君の召

平治物語は更につづけて盛安のことを記し

『建久三年三月十三日、後白河の院崩御なりしかば、聽きて盛安鎌

倉へぞ参りける。頼朝対面し給ひて、最前も下向したりせば、

然るべき所をも給はんずるに、今まで遅参こそ力なき次第なれ。

と述べた。以上の記述でわかるように、額源五盛安は頼朝が捕えられ伊豆へ送られた折、心づかいをしたことによつて、多記庄の半分と上中村とを建久三年頼朝からもらつた。

多芸荘 藤原定家の日記「明月記」建久九年（一一九八）一月二四日の条に

『或人云、美乃多芸庄頼朝云々、可以目』（国書刊行会本）濃飛両国通史は「頼朝」の二字を「頼例」としている。当時、既

仕はせ給はん者をば、争でか呼下すべきと思ひて斟酌するなり
と語り給へば、此由源五に告げたりしか共、天性雙六に好きた
る上、院中へ参り入るを思出とや存じけん、終に下らざりけり』

小所なれども、先づ馬飼とて、多記の庄半分をぞ給ひける。由
緒の由申しけるにや、美濃国上中村といふ所をも、同じく給ひ
てけり』

に八条院領となっていた。この場合、「顛倒」とは八条院領である多芸荘が武士の爲、違乱せられたことを指す。

八条院とは鳥羽天皇とその妃美福門院との間に生まれた暉子内親王のことで、二百余箇所を数える鳥羽天皇の遺領を悉く継承し、後鳥羽天皇の皇女昇子内親王（春華門院）を経て順徳天皇に伝領されたが、承久の乱によって鎌倉幕府に没収された。ついで幕府はこれを後高倉院守貞親王に献じたが、後に龜山天皇が幕府にはたらきかけて、八条院領の全部を継承し、後宇多天皇・昭慶門院を経て後醍醐天皇に伝えられていった。こうして持明院統の長講堂領に對して八条院領は大覚寺統の基本的な所領となる。

三 鎌倉初期の高田氏

高田四郎と保房 治承五年（一一八一）三月一〇日の墨俣川合戦に平重衡方に和泉太郎重満、同弟高田太郎とあり（吉）^{（記）}、壽永二年（一一八三）七月三〇日京都防衛の一方の責任者として

「高田四郎重家、泉次郎重忠」

の名がある。この場合は木曾義仲の指揮下に入って高田重家が浮かんでいる。高田氏は源平争覇の浪間に浮沈していたのであろう（吉）^{（記）}。

建久一年（一一九〇）四月高田郷の地頭は保房である（吾妻）^{（鏡）}。保房は私領のように知行して、院宣に従わない。そこで地頭職を改補されようとしている。同年七月高田四郎重家は配流と決定したが預送使が送らないため、九月になっても存京していると風聞が立っていた（吾妻）^{（鏡）}。

頼朝と高田四郎 吾妻鏡に建久二年（一一九〇）一〇月三日鎌倉を出発して上京の途についた源頼朝が、一〇月二八

日墨侯宿に着いた。高田四郎重家が配流の宣旨を受けながら、なお本所に住み、更に謀反の企てさえ評さが立っていると聞いた頼朝は使者を出した。重家父子は即刻参上して異心が無いことを誓った。この折、山田次郎重隆も同様だった。重隆父子も召寄せられ、重隆だけはそのまま供をさせられ一月一日赦免となった。「内々の仰せに依り、墨侯辺りで尋ね聞いた処、重隆・重家謀反を発すべきの由、聞くに依り」(吾妻鏡)、高田四郎重家を使者を遣して呼寄せた処、重家父子が頼朝の墨侯宿へかけつけたという。

当日の頼朝の行程は小熊宿から墨侯までであるから、木曾川と長良川の合流点を対岸へ越しただけである。恐らく部隊を渡し切るのに時間を要したことであろうが、高田重家・山田重隆らの居館は、墨侯から、こうした行動・連絡が取れたほど近かったに違いない。これらの地方小豪族は謀反の評さにしても、それほど遠くまで拡がる筈もない。そこで高田重家を当地域の高田に館を構えていたので、高田氏を名乗ったとも考えられる。墨侯・高田間は直距離で一三kmは無い。馬で走れば大した道法では無い。

高田氏 尊卑分脈に宇治の平等院で討死した源頼政の子に、父と共に討死した仲綱・兼綱のほかに国政・頼兼があり、頼兼の子に頼茂のほか光円の系列があることを示している。光円は僧で高田を称したが、その子孫の盛員は初め高田を称して美濃国住人であったが、後に上野国に移住したとある。もっとも光円を兼綱の子とする説もある。この高田氏と吾妻鏡の高田氏とを接合し、当地域の高田に據ったと構成出来ないわけではない。真相は不明というの他はない。新撰美濃志は『高田氏の武士を美濃の人なりといはんも亦據なきにあらず、猶考ふべし』と結んでいる。

第五節 室町期の豪族と多芸荘

一 多芸荘と土岐・斎藤氏

禁裏御料多芸荘 永享五年（一四三三）一月二日、看聞御記は

『晴、三條宰相中将參、室町殿為御使、則対面、禁裏勅書並室町殿御内書賜之、熱田社領可致知行云々、祝著喜悅千万也、旧好異于他御領之間、事更自愛無極、（中略）禁裏へ長講堂領・法金剛院領・丹州山国庄・灰形・濃州多芸御月宛・出雲国横田庄等被進云々』

と記した。ここに多芸荘は禁裏御領の主要な一つとなった。三宝院文書に見える美濃帷荘と合わせて応永五年（一三九八）迄の美濃での禁裏御領である。

御湯殿上日記には「ちみ（持明院）ようみんみのよりのほりて、みのかみ（美濃）一そくしん上あり、御れう所は（進）まいらす」のように

美濃の御領所とあって、永享五年（一四三三）から禁裏御領所となった伊自良荘なのか、多芸荘かのどちらを指すかが、はっきりしない場合が少なくない。しかし同書の享祿五年（一五三二）三月二九日の条には「みのよりちみ（美濃）やう（持明院）みんのほりにて、御れう所万足参る、いしら（伊自良）一か月まいるよし申さるる、めてたし」とあって、美濃御領所と伊自良

荘とを区別している。その上、伊自良荘を指す時は「いしらより、うすしろ五十てうまいる」と明記しているので、美濃御領所と称した場合は多芸荘としてよい（奥野高広「皇室御」（經濟史の研究））。

多芸荘から御領所としての収入は、言国郷記には月額三千疋程とあり、御湯殿上日記には年額万疋を定額としたようである。しかし例外もあって、長享二年（一四八八）五月には、二年度分百貫文を一時に進貢している。これを御

倉辻中務丞に預けられたので、御倉職から山科言国に柳一荷・白瓜三〇・鮒鮓五等を、長橋局へは千疋を贈っている（言国卿記）。禁裏の御倉職は文明四年（一四七二）辻氏であるが、文明八年には入道して宗秀と号した。即ち辻入道宗秀である。長享二年（一四八八）の多芸荘の御年貢は御倉役辻中務方へ納められているので、既に辻中務丞が宗秀の家督を嗣いでいる。応永一四年（一四〇七）の長講堂目録では、本荘東方の代官は花山院忠定であるが、長享二年（一四八八）頃の申次は山科言国である。同六年には、神祇伯忠富王のようである。

永正一一年（一五一四）一月五日押小路師象が広橋守光に送った書状の中で『抑濃州・筑前御領所只今持明院被執進候、目出候』と記されて居り、持明院基春の努力で美濃の御領所の年貢が進められている。この場合の美濃御領所は多芸荘と考えられる（守光公記）。

土岐頼貞の多芸荘地頭 嘉元四年（一三〇六）の昭慶門院御料目録には

『美濃国多芸庄・西郡新典侍御管領、地頭請所知行不可有相違之旨被仰経量了』（京都大学古文書纂）

とあり、典侍の知行下で地頭の請所うけしよとなっている。暦応二年（一三三九）二月一八日、土岐太郎三郎光賢法名元快は、伯父土岐伯耆守頼貞法名存孝の讓状に任せて、多芸庄内の友江・吉田の地頭職を領知せよとの足利直義の下文をもらっている（町史料編古）。また頼貞の孫土岐彦九郎頼重も土岐郡妻木郷と共に多芸庄内の多芸嶋・榛木の地頭職を前記と同じ理由で足利直義から領知を命ぜられている（町史料編古）。共に土岐守護家初代の頼貞から譲り受けているが、頼貞自体が何日から知行していたかは不明である。網野善彦説によれば、頼貞の知行は鎌倉末期までは溯ることが可能ではないかという（岐阜県史通史中世）。

元応二年（一三二〇）沙弥承念、即ち中嶋正介の讓状案に「讓渡所領注文事」として、尾張国大介職とともに

『一所 美濃国多岐庄内貞松名地頭職 副関東御下文』（一宮市史資料編五妙興寺文書）

とあり、多芸庄のうち貞松名は中嶋氏が領知としていた。これらを考え合わせると、鎌倉末期の多芸庄は全体が一人の地頭に統一されていないで、郷・名ごとに、それぞれ地頭がいたとも思われる。

土岐家と多芸荘地頭 とまれ観応一年（一三五〇）一月二十六日、翌二年二月七日、同年九月二〇日の御下文により所領を安堵された土岐民部少輔頼重は文和四年（一三五五）弟の土岐下野入道浄皎（頼高）に美濃国多芸荘のうち春木郷の地頭職を譲っている。浄皎はこれを貞治五年（一三六六）安堵された（町史史料編三）。

下野守頼高（浄皎）は永徳三年（一三八三）七月二十五日足利義満の袖判下文によって多芸庄のうち春木郷・多芸嶋郷の地頭職を安堵されている（町史史料編四）。貞治五年八月の御下文安堵の旨に任せてと記しながら、貞治は春木郷だけであったのに、永徳三年には多芸嶋郷が加わり、暦応二年の土岐彦九郎頼重の時と同じになっている。

応永六年（一三九九）一月二四日土岐明智十郎頼篤は土岐下野守頼高が持っていた跡の多芸荘のうち春木郷・多芸嶋郷などを返されている。この文書は土岐美濃入道頼助に宛てた足利義満袖判御教書である（町史史料編六）。

なお頼助は応永二四年（一四一七）に多芸嶋荘司となっている。

これより前、明徳一年（一三九〇）六月二〇日、佐々木大膳大夫高秀は多芸荘のうち吉田（高山跡）を去る四月二五日の御下文に任せて支配することとしている（町史史料編五）。そこで応永一〇年（一四〇三）二月には高秀の孫佐々木民部少輔高光は、その知行している多芸庄のうち大跡・吉田郷鑄物師らへの守護使入部を停止し、諸公事・臨時課役・国役などを足利義満袖判御教書で免除されている（町史史料編七）。

土岐家譜 土岐守護家初代伯耆守頼貞は甥の土岐太郎三郎光賢へ多芸庄内の支郷吉田の地頭職をゆずっている。暦応二年（一三三九）足利直義は知行を承認している。吉田は大垣藩座右秘鑑に「吉田を貞享元子年（一六八四）豊村と改む」とある処から豊の地域である（史料編古一）。

同年土岐頼貞は孫の土岐彦九郎頼重に美濃国妻木郷・多芸庄内多芸嶋・榛木の地頭職をゆずり、同じく直義の承認をうけている。このうち榛木は飯ノ木のことで多芸嶋と共に多芸庄内の内にある(史料編古)。(代中世二)

土岐太郎三郎光賢は頼貞を伯父と書いているので頼貞の兄の子の筈である。尊卑分脈には頼貞に三人の兄があった。長兄を国時といい、隠岐太郎を名乗ったが早世した。この国時に三人の子があり、長子は孫(弥)太郎国経、次子は弥太郎国貞、三子は太郎三郎光方となっている。光方は光賢と同人である。

土岐彦九郎頼重は、祖父は頼貞、父は土岐九郎頼基で足利高氏に属した。頼基を父として生まれたのが彦九郎頼重である。頼重は明地(あけち)を号し、足利義詮に属して奮斗し、美濃明知一統の祖となった。

美濃明細記に載せた土岐家譜は、土岐光賢を頼員(頼貞のこと)の弟船木左近将監頼重の子で頼員の養子となり、頼員の領知の中から多芸庄内支法吉田地頭職を譲り受けたが後に頼員の子頼基の子である彦九郎頼重に譲り渡している。頼重の父頼基は若死したと伝える。頼重は勲功をたて尾張国海東で左近将監の旧領を尊氏から領知させられた。頼重には頼高・頼助の二弟があった。頼助は兄頼高から領地を譲られ、明德二年(一三九一)には山名氏清が幕府に叛乱し京都へ攻め入って内野で幕軍と戦った時、土岐大膳大夫康行・同宮内少輔光名らと共に幕府方として戦功を挙げた。かくて応永六年(一三九九)一月頼助は兄頼重の子頼篤に多芸内多芸嶋御司庄内を譲っている。頼篤は応永二四年(一四一七)多芸庄地頭職を一族と争論したが、康応一年(一三八九)募府が土岐守護家四代康行を討った折は叔父頼高・頼助と共に哀訴して罪をゆるされた。頼篤の後は頼邦・頼秋・頼秀・頼弘・頼定・頼尚・頼明・頼明・定政と嗣いでいく。頼弘が応仁から文明年間まで、定明は土岐守護家頼芸が美濃敗退の折に討死した(美濃細)。

室町中期以降の多芸荘の代官 多芸荘の下地の代官は概ね守護代斎藤氏が勤めたようである。長享二年(一四八八)六月に恐らく斎藤丹波守に替って補任された預所斎藤越前守利藤(言国卿)は、貢納状態が不良のため、明応五年(一

四九六）六月罷免され、守護代持是院齋藤利国（妙純）に改任された。同年、美濃守護土岐政房を奉ずる齋藤利国に對し、前守護土岐成頼方として近江守護六角高頼は美濃に出兵して敗れた。これは船田の乱であるが、勝った利国父子は復讐のため近江へ出兵したが、帰途一二月、遂に父子とも討死した。そこで翌六年、綸旨及び傳奏の奉書を下して貢納を督促した（忠信）。永祿二年（一五五九）四月二十七日「御湯殿の上の日記」には

『（多芸）（伊自良）みののたき、いしら御れう所の事に、（武家）ふけへ文くたさるる、（美濃）（齋藤）みののさいとうちふたゆふさいきやうにて、文ふけまでいたさるる』

とあり、多芸荘と伊自良荘の貢納について、在京中の齋藤義竜に命ぜられている。義竜在京については敵助往年記に『美濃道三子齋藤、御相伴衆御免、雑掌罷上、御禮錢濟々進上云々』

と永祿二年四月の条にある。守護代の前齋藤氏と道三に始まる後齋藤氏は家は違うが齋藤の名跡を嗣いでいるため、引続き齋藤氏が下地の代官を勤めたのであろう。多芸荘下地の統制機構は明らかでない。預所の他に嘉吉三年（一四四三）五月に地頭方預所職を任じているが、（建内記）、この地頭方預所とは下地の預所の意味であろう（奥野高広「皇室御」）。この折、地頭方預所職に任命されたのは平真秀である。

『美濃国多芸庄地頭方預所職事、所被仰付平真秀也、可令存知者、天氣如件、悉之以狀、

嘉吉三年五月廿六日

（功城俊秀）
権中右弁判 一（建内）

真秀は刑部□輔を名乗っていた。なお鷲巢に庄司屋敷（しやうじ）の地名が現在遺存しているが、何時、誰が住んでいたか、適確には不明である。

足利義満の養老観瀑 足利治乱記は明徳四年（一三九三）足利義満の養老観瀑を伝えている。即ち九月一日京都を出発し、同月六日伊勢国山田に着き七日神宮参拜。九日朝熊から二見浦へゆき、ひきかえして山田に泊った。

『爰に美濃國主土岐彈正忠、類しよに言上して、養老の滝見物のことを勧め申すに依つて、十二日に山田を御立ありて、美濃へ御移り、養老其
他御見物ある。十六日には江州多賀の社へ。』(足利治乱記)

詣り、同月一九日帰京している。ここにいう土岐彈正忠は土岐守護家四代康行が明徳一年没落した後であるので西池
田家の頼忠かその子頼益を指したのであろう。足利治乱記の著者は偽書造りで名高い沢田源内が著した数多い偽書の
うちの一冊で、本書は足利氏の全盛時の治乱を記しているものの、後世の編著で記事は正確を欠き、史料價値は低い。
この三代將軍足利義滿の養老觀瀑も傍証が無い。ただこうした記事を記したものがあつたことを此処では付記したに過
ぎない(村雨退二郎「史談叢の市」所。
取「偽書作り沢田源内」参照)。

二 室町期の土豪



小笠原長清の骨壙

小笠原一族の展開 高田の莊福寺は源義光五世の孫、小笠原
阿波守長清が鎌倉幕府から多くの寺田をもらい草創したとい
う。長清は信濃守遠光の子で小笠原を号し、承久の乱後、阿波
守護職を賜つたといふ(尊卑分脈)。

小笠原長清から始まつた小笠原氏は長経・長忠・長政・長氏
を経て兼頼に至る。長経以下四代は信濃守を称して居り、長氏
は小笠原總領職となつてゐる。兼頼は丸毛六郎を称した尊卑分脈。こ
れが丸毛家の始祖である。兼頼は貞治二年(一三六三)九月京

都南禅寺の天関を招いて開山中興とした。兼頼五世の孫丸毛兵庫守長照は応仁二年（一四六八）八月、戦に加わって京都にいたが、祖先小笠原長清が草創した京都清水坂の長清寺が戦火を浴びて灰となった。長照は廢墟となった寺域から長清の屍を納めた石棺を掘りあげ、その遺骨を持って帰国した。そこで三つに分骨し、一つは長清寺に納め、一つは信濃の開善寺に届け、一つは荘福寺に納めた。荘福寺には今も長清の骨藏器があり、銘文は文明二年（一四七〇）二月一五日、横川景三が記している。この骨藏器は元禄年中（一七世紀末ころ）火災にあい一部が焦がれている。

小笠原長氏の一族丸毛六郎兼頼は多芸郡大塚村に住んでいた。貞治年中、祖先長清が開基した荘福寺を中興して菩提寺とし、子孫は多芸郡に実力をひろげた。

氏家一族の發展 氏家重国は中務丞を名乗り、足利高氏に属して暦応一年（一三三八）越前の戦功をたたえて、高須・沢田・一之瀬の領地をもらい、高須に住んだ。

『下 氏家中務丞重国』

可令早領知美濃国石津郡高須沢田一之瀬等地頭職之事

右件之所者、為勲功之賞所令宛行者也、守先例宜致沙汰之牒（ついで）如件

暦応元年寅十一月

源尊氏花押（ついで）

（美濃国諸家系譜）

時に土岐頼康が美濃・尾張・伊勢三ヶ国の守護であったが、氏家重国は土岐家の幕下となった。子の宗国は高須城に、孫の盛国は柴田城に移った。弟某は沢田に移り住んだ。沢田は当町域にある。弟利正は一ノ瀬に住み、一ノ瀬を名乗った。盛国の孫行国は初め大垣の牛屋城に住んだが、後に沢田城に移った。その子行隆は牧田城に移ったが、行隆の子が氏家常陸介卜全として名高い直元（友国）である。

土岐康任と宇田 応永年間（一三九四～一四二八）土岐康任が宇田に移り住んで、子孫がここに據って盛んであつ

た。康任は父土岐悪五郎康貞の為に碑を建てたが、大通寺に現存する。

康貞は土岐守護家三代頼康の弟であるという。しかし尊卑分脈には頼康の弟は頼雄・頼忠・頼里・直氏とあるだけで、康貞の名は無い。康貞の子とされる康任が載っていないのは当然である。

美濃明細記所収の土岐家譜は頼康の弟に康貞を載せ、悪五郎・三河守を名乗ったとし、大力で剣術に冴えていたが、文和二年（一三五三）の吉田合戦か、その前年の八幡合戦に討死と伝える。その子が康任で宇田二郎を号した。多芸郡宇田村の大通寺に土岐五郎の墓があるが、この康貞の碑は康任が父の為に建てたものである。この土岐家譜は康任で切れる。

澁谷氏の充実 徳永式部卿法印壽昌とその子左馬助昌重は慶長六年（一六〇一）澁谷六左衛門・古田五郎三郎・西脇久左衛門・丸毛六兵衛に領内百姓を『例の如く支配』するよう命じている。前年郷土澁谷六左衛門は壽昌父子から二〇〇石をもらい、此の年丸毛六兵衛は飯木村のうちで五〇〇石をもらい、慶長一三年（一六〇八）には西脇久左衛門へ米一二石五斗を知行方（かた）の夏成米として渡している（史料編近世三・四・五・六・八）。これら丸毛・西脇・澁谷氏らは前々からの豪士であり、徳永壽昌父子が関ヶ原の役後、当地域を治める大名となった折、家臣団に編入されたものである。澁谷六左衛門は押越村、西脇久左衛門は竜泉寺村、丸毛六兵衛は飯之木村に據っていた。多芸庄椿井郷公田御年貢銭帳には中島与三兵衛・中島二郎兵衛・高木小七郎・玉井小兵衛・澁谷そういん・玉井五郎左衛門尉・西脇孫十郎・高木新衛門・道善三郎左衛門らの名が見える。

このうち、澁谷氏は「祖先平将恒が正暦年中（九九〇〜九九五）武藏国秩父荘司となったので、姓を秩父と称したが、平重継に至って澁谷を分知し澁谷荘司となり、姓を澁谷と改めた。室町時代となって延文四年（一三五九）澁谷右馬允重元に至って、美濃国池田郡土岐刑部少輔頼忠に随従した。頼忠は土岐一族で池田郡に住み西池田を称し、頼

忠に至って宗家をうけついで美濃守護となり、子孫相継いでいくが、澁谷氏はその隸下に加わった。文明年間（一四六九〜一四八七）といえは戦国の幕が切つて落された直後であるが、澁谷玄孝の末孫にあたる宗印が大跡村の戸倉九右衛門の城を奪い、大跡村へ移った。宗印の弟太左衛門は大塚村に住んでいたが、その後、押越西寺屋敷に居城を構えたという（澁谷保之（家藏文書））。

西脇氏の変転 西脇家は、菅原道真の子孫を称し、先祖は加茂郡西脇の土豪であった。利輝は嘉慶一年（一三八七）に美濃国守護土岐大膳太夫頼忠の幕下となり、利之は近江国の京極高詮に仕えて近江国春掄城主となった。永正九年（一五一二）一月に利元が先祖由緒の地として願望の竜泉寺村に移った。その子利勝は武田晴信に仕え、孫久左衛門貞勝は氏家卜全及びその子左京助に仕えて天正一年（一五七三）には知行七百貫をもらい、数々の武勲を立てたが、氏家氏断絶のため浪人したという。後高須城主徳永法印の客分として召出され、関ヶ原の役に戦功をたてた。

第六節 室町後期の状勢

一 崩れゆく土岐守護家

概観 室町時代の美濃は土岐守護家にせおわれていたが、守護家の勢力は成頼の後継者を争った船田の乱を境に弱くなり、守護代斎藤もこれに殉ずるかのようになつていった。地方の小豪族は自身の利害で去就を決めるようになり、戦国の只中（ただなか）に突入していった。やがて斎藤道三が下剋上の花とうたわれながら美濃を背負う大名となったが、子義竜・孫竜興とつづいて織田信長に滅された。信長は尾張から根拠地を美濃に移し、岐阜を拠城とした。城下を岐阜

と名付けたのは信長であるが、信長は後に安土へ移った。岐阜城は子信忠がゆずりうけたが、孫秀信の折、関ヶ原の役に敗れて城を明け渡した。当地域は美濃といっても近江国に近いので、両国勢力のもつれる位置にあった。その間の情勢を左記する。

船田の乱と多芸荘 土岐守護家の後継争いとして船田合戦がある。守護成頼の嫡男で斎藤利国に支えられた政房と、末子で石丸利光に擁された元頼との間で激しく戦った。明応四年（一四九五）両派は府城革手付近から揖斐郡で激闘したが、石丸勢は敗れ、利光は近江へ退いて六角氏にすがった。

翌五年利光は再起し、元頼を立てて大将とし四千の部隊を指揮して津島から堀津・石田を過ぎ狐穴・竹鼻を経て墨俣に迫った。また一部隊を多芸荘へ分遣し、集落を焼き村をおびやかした。丸毛氏を首領とし、遠藤・犬飼・宮河・高木の諸氏が応じた。船田後記は

『分一軍、入多芸荘、焚毀民里、脇懸寡村、丸毛氏為之首領、遠藤氏・犬飼氏・宮河氏・高木氏次之』

と記している。今度は岐阜市城田山舎衛寺の攻防となり、防いだ石丸勢は全滅した。新撰美濃志は「脇懸寡の三字、其意得がたし。誤字ならむか」と記したが、脇は脅と同じで「寡村を脅嚇した」意味と考えれば良からう。

浅井亮政の侵攻を防ぐ 大永五年（一五二五）八月、近江の浅井亮政が越前の越倉氏と共に美濃へ進撃し、多芸・不破二郡の村々に放火し、美濃の府城革手へ押寄せようとした。そこで不破河内守・稻葉備中守・丸茂兵庫頭・国枝大和守ら五百餘騎は栗原山に陣取り、射手二百余人を前に立てて待ち構えた。すると浅井亮政は退いて牧田に陣した。急報で土岐頼芸は革手から一七〇〇餘騎を従えて栗原山に到着した。かくて浅井・土岐両軍は牧田の戦を展開した。頼芸の部隊が敵の挟撃にあった折、国枝宗竜・稻葉通利と共にこれを救った一人に丸茂兵庫頭がいる。さらに頼芸が退こうとした折、支えたのは稻葉・丸茂の将兵である。『丸茂が一族、大きに働きて討死す』と美濃明細記は記した。

牧田の戦は浅井・土岐両軍とも引揚げて終るが、『丸茂・国枝にも恩賞感状を給は』(美濃明細記)。天文四年(一五三五)大塚の丸毛氏の家臣に西脇・安田両氏があり争論したが、堤次助・世古某が仲に入って和解した。当時の西脇一類は宗ほう・四郎五郎衛門・民部・右近らであった(史料編五頁)。

天文六年の多芸一揆 天文日記に

「天文六年(一五三七)七月二十二日。先度濃州多芸一揆蜂起の事、此の方、知りたることかの由、土岐・六角へ尋ねられ候へば、此の方へ問いに及はず候、知るまじき由、少弼返事せられ候」

とある。これは本願寺下間真頼が多芸一揆について土岐頼芸・六角定頼へたずねた処、六角定頼から無関係との返答があったというもの。天文六年(一五三七)の土岐頼芸は美濃国守護ではあるものの、当時は山県郡大桑にちぢこまっていた。定頼は南近江の守護大名六角氏で明主をうたわれていた。

当時、長井新九郎利政の勢力が強くなり、これに対して斎藤彦九郎宗雄との間がもつれ、六角定頼や朝倉孝景が彦九郎を援ける態勢であったが、ここにいう濃州一揆の具体的内容は明らかでない。天文日記は天文六年九月六日の条に「濃州一揆の事、濃の坊主衆尋ね候へハ、一向知らざる由」と記している。

なお次ぎの記事は斎藤竜興の家臣としての丸毛父子の勇戦を伝えているが、年月は不明である。

丸茂兵庫助長住とその子三郎兵衛長隆が多芸郡大塚城にいて斎藤竜興に属していた処、安東・氏家二氏が竜興に叛いて丸茂氏を攻めた。長住父子は三百人ほどで大塚から一里あまり出陣し、城付きの百姓にみな竹竿を持たせて大軍とみせかけ、氏家らの軍を破って感状をもらった(常山紀談)。

土岐氏の最後 天文一〇年(一五四二)十一月八日天文日記は土岐守護家を中心とした美濃の武将を、土岐美濃守

(頼芸)・揖斐五郎(光親)・鷺巣六郎(光就)・斎藤帯刀左衛門(利茂)・斎藤彦九郎入道(宗雄)・斎藤左近大夫(利

政)・長井孫九郎・齋藤右衛門尉(利賢)・木下源次郎・高木美作と並べた。本願寺が西園寺に托して贈物を届けた折の順序である。頼芸の次ぎに弟の五郎・六郎が続いて出てくる。なお最後の高木美作には『鶯巢へ取次なり』と註している。土岐家守護頼芸の取次ぎが守護代齋藤利茂であることから、取次ぎの立場の重要さが想察出来る。

鶯巢六郎は土岐守護家九代政房の子で、兄を右衛門尉頼純(政頼のこと)・左京大夫頼芸・三郎治頼・民部少輔光高・揖斐五郎光親といい、弟に七郎頼満・八郎頼香とつづく六郎に位置している。鶯巢六郎光敦という。美濃明細記の系図では六郎光敦に註して

「鶯巢六郎、石津郡鶯巢住。女子二人あり。揖斐因幡守・和田将監の嫁」

とあり、また五郎光親に註して

「揖斐五郎、天文頃揖斐在城。古橋に移り鶯巢において卒す」

とある。

天文一一年(一五四二)齋藤道三が守護土岐頼芸を攻めた折、大桑城中には「一族にては外山・根尾・遠山・各務・揖斐・鶯巢の外、集る人少なく防戦かなひ難」く、頼芸は美濃から退去した。ここに鶯巢の名が見られる(美濃明細記)。

天文日記には天文一二年(一五四三)十一月四日鶯巢齋藤右衛門尉の名が見える。右衛門尉の諱は利賢である。同年一二月一九日の條の土岐六郎は鶯巢光就を指す。

二 後齋藤家の体制下に

伊勢神宮へ齋藤道三祈願 天文一三年（一五四四）齋藤利政は武運を祈り、就中井ノ口城軍兵の戦勝を願って椿井郷を天照太神宮（伊勢神宮）へ九月一六日に寄進した。文書の年月は「天文三甲辰」となっているが、天文三年は甲午であり、同一三年が甲辰にあたるので天文一三年が正しい。天文三年といえは道三はまだ守護家土岐頼芸の一部将として頭をもたげだした頃で、天文一三年となれば土岐守護家の政頼・頼芸と戦って勝ち、国外に走らせ、自らは美濃の大名として臨んでいた時である。この神宮への寄進を取次いだのは伊勢の御師福島四郎右衛門尉である。そこで道三の家臣三益は同日、四郎右衛門尉にあてて書状をしたためた。その中で三益は

「当国再乱については早速しらせてもらって有難う。御被大麻は拝受した。先年利政が立願したことを忘れていたわけでは無いが、錯乱以来、思うに任さず失礼してきた。先年の立願について

ては後日のこととし、当面まず以て当城の祈禱のために椿井郷を永代寄進する。椿井郷は一二〇餘貫の在所である。神前で昼夜祈念を専らに行なうてほしい。」

と申し送っている（史料編古代中（世一三三―一四））。

齋藤道三は土岐家の政頼・頼芸兄弟を攻め守護家を滅して美濃を掌握したが、やがて隠居して子義竜にゆづった。道三に始まる齋藤家を土岐守護家の守護代を勤めてきた齋藤家と區別して後齋藤家と呼んでいる。しかし道三・義竜は不和となり遂に戦火をまじえ、道三は討死した。

弘治一年（一五五五）道三・義竜父子が戦った時、子義竜に加わった中に鷲巢六郎左衛門が宗徒ひなとの一人として、また鷲巢九郎兵衛が他家の輩しんがらの一人として、姿を現している。

後齋藤家の滅亡 永祿二年（一五五九）四月、齋藤治部大輔義竜の裁許によって多芸・伊自良御料所の納税について朝廷は武家へ申し付けている。（御湯殿の
上の日記）

永祿三年（一五六〇）六月、織田信長が美濃へ出兵すると、「齋藤方より丸茂・市橋、討って出で、足輕せりあいあり。後には鎗あわせとな」（織田
軍記）った。続いて同年八月信長が再び侵攻すると、「大垣・多芸より長井甲斐守・丸茂兵庫頭、千餘騎にて馳せ出で迫合あり。信長つひに引取らる」（織田
軍記）と記している。

永祿四年（一五六一）齋藤義竜は五月一日三五才で死去した。後嗣は子竜興である。信長の美濃攻略は激化した。永祿一〇年（一五六七）八月、織田信長は根據地を尾張から美濃へ移し、井ノ口を改めて岐阜と名づけてここに據ると、翌九月多芸庄椿井郷へ禁制を出した。それには

「椿井郷は伊勢大神宮領なので、伊勢寺の内陣取・放火・濫妨狼藉・竹木伐採など非分の行為は一切してはいけない」と認めている（史料編古代
中世一五）。

三 丸毛家と信長

丸毛氏の家系 新撰美濃志に『丸茂氏は清和源氏小笠原長清の裔孫にて三階菱を紋所とす』とある。寛政重修諸家譜には丸毛は『清和源氏。義光流。小笠原支流』と掲げ

「長照は小笠原信濃守長氏が六男、丸毛六郎兼頼八代の孫、喜八郎信吉が養子にして、実は高瀬備前守某が弟なり。長照、織田・豊臣の両家につかへ、その男三郎兵衛某も豊臣家に属し、慶長

五年断絶す。利勝は信吉が実子にして、別に岡崎に在いて御家にめし出さるといふ」

とし、兵庫頭長照は織田信長に仕え不白と号し、その子五郎兵衛利勝は家康に任せ、その子内匠利久は千石餘を領して旗本となったとある。

常山紀談に「丸毛兵庫助長住、其子三郎兵衛長隆、竜興に奉公して美濃の多芸郡大塚の城に有り」とし、安藤伊賀守・氏家常陸介が竜興に叛して大塚へ押寄せた時、兵庫助父子は兵三百を率いて一里ほど出陣して対峙したが、百姓をかりだして竹竿をもたせ多勢に見せかけて氏家陸介を破ったので、安藤伊賀守は降参した。竜興は丸毛父子の禄を増し感状を与えたとある。

織田信長と丸毛兵庫頭・同三郎兵衛 信長公記に丸毛兵庫頭・丸毛三郎兵衛の名は左記箇所に見られる。

一、永禄二二年（一五六九）四月、木造具政らが伊勢の国司北畠具教にそむき信長に味方したので信長は好機とばかり北畠氏の討伐を断行した。即ち具教父子の楯籠った大河内城を攻めた折、東西南北の山々に部将を配置して攻撃したが、東の部将の中に丸毛兵庫頭・丸毛三郎兵衛の名が見える。

二、元亀一年（一五七〇）六月二一日信長は近江の浅井長政の本據小谷城を攻撃しようとして先ず部将に南三・五kmの雲雀山ひばりを占據させ城下町を焼き拂らわせた。その折の部将八人の中に丸毛兵庫頭の名が出ている。六月二八日が姉川の決戦であるから、その直前にあたる。

三、元亀一年九月、朝倉義景・浅井長政は比叡山に據った。信長は京都を出発して近江へ入り、対峙した。その折、同二五日信長は下坂本に陣を取り、叡山の麓をとりかこませ香取屋敷の備えをかたくして、ここに部将八人を入れた。その一人が丸毛兵庫頭である。

四、元亀二年（一五七二）五月、信長は伊勢の長嶋一揆を征討しようとして三つの口から進撃した。そのうち川西たぎ多芸山の根へついて大田口へ向う道筋は柴田勝家ら九人の部将であるが、その終りから二人目が丸毛兵庫である。この

時の戦は信長方の惨敗で、柴田勝家は軽傷、氏家卜全は討死となった。信長記は信長が「多芸口の勢も在々を焼き払ひて引取申すべし」(記四)と命じたので柴田勝家以下が引揚げようとする、長嶋一揆はたくみに追撃した。氏家卜全は殿となつて退却したが、太田村七屋敷に陣取っていた市橋九郎左衛門・丸茂兵庫頭へ使いを出し、そこで待っていてほしいと連絡した。ところが兩人は一揆の強さを聞き、しのつく夜雨の中を約束を破つて引揚げてしまった。卜全が太田にたどりついた時は一揆が群がって居り、卜全は討たれてしまったと記している。

五、元龜三年(一五七二)三好義継・松永久秀らが結んで、畠山昭高の部将安見新七郎を河内交野城に攻めた。四月一七日信長は新七郎を助けるため出兵した。その折の部将一二人の中に丸毛兵庫が一―番目に記されている。

六、元龜四年(天正一年)七月三日足利義昭が兵を挙げて宇治の槇島に據つた。信長は七月一六日現地へ出陣して将兵を二手に分けた。一手は美濃衆、他の一手は南近江の部隊で、美濃衆は平等院の上流を渡つて搦手を攻撃することとなった。美濃衆の中に『丸毛兵庫頭・息三郎兵衛』が居る。

七、天正一年(一五七三)八月といへば、その二〇日に敗走の朝倉義景が殺され越前の大名朝倉家が滅亡している。

同月一〇日の攻撃の途次大岳を部将に守らせているが、その中に「丸毛兵庫・同三郎兵衛」の名が見える。

八、天正二年(一五七四)一月一九日越前守護代前波(桂田)長俊が自殺した後、一向一揆が起き「越前国一揆持」になつたので、羽柴秀吉以下を信長が敦賀まで派遣した。その中に「丸毛兵庫・同三郎兵衛」とある。

九、天正二年七月一三日信長は本願寺の長島一揆征伐に出兵した。長島の地は『濃州より流出る川餘多あり』として、その名を並べているが、中に真木田川・市の瀬川・くんぜ川・山口川・飛驒川・木曾川らと並べて養老の滝が記されている。この出陣の折、信長は中筋を進撃したが、その先陣に丸毛兵庫・同三郎兵衛がいた。九月二九日長嶋は信長に制庄され降つた。その退去をめがけて鉄砲を射ち、川へ斬り捨てた。僅かの人々が『川を越し多芸山・

北伊勢口へちりちりに罷退まかりいたに過ぎない。

一〇、天正三年（一五七五）五月二一日信長は武田勝頼と長篠で戦って勝ったが、信長は進撃の途中、五月一六日牛窪うしくぼ城（豊川市牛久保）へ泊り、『当城御警固として丸毛兵庫頭・福田三河守置かせられ』たと記している。

二、天正六年（一五七八）一月三日信長は攝津伊丹城主荒木村重が叛いたので、安土城に『神戸三七・稻葉伊豫・不破河内・丸毛兵庫をかせられ』とある。

三、天正一〇年（一五八二）六月二日信長は明智光秀のため京都本能寺で弑ころされたが、信長は安土城を出発した折、安土城の留守を家臣団に命じている。そのうち二丸御番衆一四人の中に丸毛兵庫頭の名が見える。

以上が丸毛兵庫頭・同三郎兵衛の名が信長公記に出てくる箇所である。丸毛兵庫頭、その子三郎兵衛は美濃衆と呼ばれる中の一人である。この二人の名は天正四年以降になると記載が少なくなる。信長が岐阜から安土に移り、且つその勢力圏が広くなると、美濃衆の信長幕下としての影が薄くなっていたのでは無かるうか。

天正一二年（一五八四）五月秀吉は織田信雄に力を合わせた竹ヶ鼻城を攻略し、一柳市場を城にとどめると、自身は多芸郷に進出し、直江村に要害を築いて丸茂三郎兵衛を入れ、大垣へ帰陣した。

大墳城 美濃明細記巻六古城に当町域では大墳城が記されている。

美濃明細記に「大塚城。いま在福寺境内になる。松井九郎直清・丸茂兵庫頭・丸毛三郎兵衛兼頼。兼頼は後に道の入道と号し、大墳より福束城に移る。太閤記・三河後風土記に天正一二年秀吉、直江城を丸茂三郎兵衛に守らしむとあり。直江に城跡なし。直江の土人これを伝えず。直江・大墳同地なるゆゑ、大墳城を直江といふ誤にや」とある。地名を手がかりとして中世の城跡・館跡をさぐる必要がある。最もたよりになるのが堀の内の地名である。

高田に城前しろまへの字名がある。大坪に堀ノ内、宇田に堀之内の字名がある。このうち「堀ノ内」は中世に土豪が居住し

た屋敷のあったことを暗示する地名であるが、具体的に何時・誰がいたかは明らかでない。

第七節 莊園と鑄鍛造業

一 禁裏御料所多芸庄・北野社領多芸領家

禁裏御料多芸庄 長享二年（一四八八）五月九日、『多芸御代官齋藤越前守御定今夕也』（山科家礼記）とあり、多芸庄の代官には齋藤利藤が任命された。内定は六日である。この利藤によって多芸庄の御年貢の四月分三千疋・五月分三千疋、合計六千疋が五月一〇日に禁裏へ届けられてきた（山科家礼記）。また多芸庄代官となった礼物を利藤の家臣である石丸利光（齋藤丹波）の使が六月届けてきた（山科家礼記）。

多芸庄の住民あての発令は

『下 禁裏所美濃国多芸庄沙汰人百姓等

定補 預所職事

齋藤越前守利藤

右以人為彼職、任例可令執行庄務、沙汰人百姓等宜承知、勿敢違失、故以下

長享貳年六月九日 袖ヘン也勅修寺殿』

（山科家礼記）

である。八月六日には多芸庄七月分一五貫文が納められている。具体的には石丸利光が取扱っていたのであろうか。延徳三年一月二九日にも『美濃齋藤丹州、多芸事申之』とある。丹州はいまもなく丹波守利光を指している（山科）

家礼
記)

延徳三年（一四九一）二月には多芸正月分三千疋を禁裏では受取っている。

延徳三年（一四九一）十一月五日、山科家礼記に

「多芸庄事、為 禁裏御料所之上者、諸役可被除之処、段錢已下被相懸云々、為事実者、
太不可然候、向後可有停止之由所候也、恐々謹言」

十一月五日

斎藤越前守殿

頼

広判

一（山科家
礼記）

とある。頼広は林河内守、宛名は斎藤越前守利藤である。

同年一二月『斎藤丹波方ヨリ多芸段錢料札十二貫文上候也』とある（山科家礼記）。この十二貫文のうち本所へ納まったのは三貫文だけで、あとは取次役人四人の収入となってしまうている。

長享三年（一四八九）一月、禁裏では使者を鷺巢の許へ遣し、濃州綿の納税について催促した（実隆）。同年八月には『鷺巢土岐子息出任』と記して鷺巢を名乗る土岐守護家の一族が出仕し始めたことを述べ、これまでは鷺巢の代理の浜豊前が中々意のように動かなかつたとしている（公記）。九月になると早速、鷺巢へ綿年貢納入について申し送っている。浜豊前は原豊後とも記され、浜豊後守康慶のことである。

享禄五年（一五三二）三月二十九日の御湯殿上日記には「みのよりちみやうのんのほりにて、御れう所五万疋まいる」とある。

押越・多芸嶋・直江の長夫 延徳一年（一四八九）「多芸長夫下る。人夫の名はおしこし九郎多もん、さきしま中務持、まこゑもん」とある（山科家礼記）。延徳四年（一四九二）「多芸長夫、替りて昨夕上り候、ヲシヨシの者也」とあり、

押越の地名は此処にも窺われる(山科家 礼記)。同年の別の記録には「多芸長夫タキシマ下る。後、かわり上らず候、早々上るべきの由、仰せられ候」とある。多芸嶋の地名が見られる(山科家 礼記)。さらに「多芸なおいの長夫かんにん料、上げず候間」の文もある。文中の『なおい』は直江のことである。

北野社領多芸領家 土岐成頼は多芸村上分を北野社へ寄進した。これを密乗院禅英は長享一年(一四八七)から五年間質に入れたが、延徳一年斎藤妙純はこれを奪い取った(北野社 家日記)。

延徳三年(一四九一)京都の北野社領を書上げた中に美濃では則松郷・綾野郷・世良田村と並んで多芸領家が出てくる(北野社 家日記)。

明応二年土岐次郎成頼に宛てた書面には『北野宮寺領美濃国則松郷・多芸領家・綾野郷・文殊内上分并中村・蜂屋三ヶ一色・同世良田村等之事押領』と報じている(北野社 家日記)。

二 刀鍛冶と鑄物師

鑄物師 揖斐郡谷汲村華嚴寺の鰐口には

『奉懸鰐口 大日本国濃州大野郡谷汲山華嚴寺 勅進沙門照春

文明拾一年己未 八月吉日 檀那三橋住人藤原家次 大工タキノ住 西金屋平吉久 敬白』

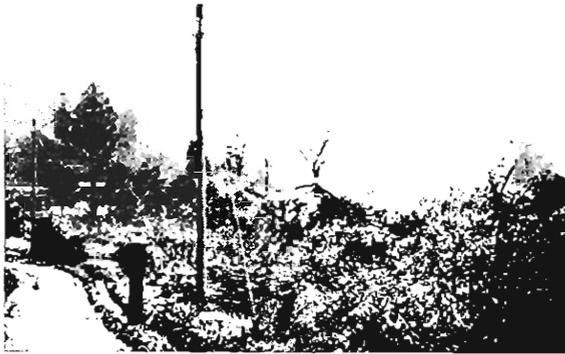
と銘が刻まれ、また美濃市大矢田おやだの大矢田神社には

『奉施入 美濃国武義郡山口郷東方天王山禅定寺 明応三寅 歲十一月十三日 願主 白敬

大工 藤原兼次 平吉久 』

と刻んだ梵鐘がある。

文明十一年（一四七九）と明応三年（一四九四）とは、五年しか隔っていないので大工は同一人と考えられる。即ち多芸の西金屋に藤原兼次・平吉久と名乗る鑄物師が住んでいて、梵鐘や鰐口を鑄造していた。谷汲や大矢田から註文が入ったほどだから、鑄物師として有名であったに違いない。西金屋の地名は鑄物師が居住した為、呼ばれるようになったことは確かであろう。この地は江戸時代に金屋村となっている。鑄物師がその名の末尾に次や久の一字を



第七節 莊園と鑄鍛造業

屋 町 字 至 勢

付けることは珍しくない。現存する美濃中世の梵鐘・鰐口の大工の名を拾い上げても貞治二年（一三六三）藤原末次・橘末次、応永五年（一三九八）高大路家久、文明七年（一四七五）藤原友次、文明十二年（一四八〇）正次、天文一年（一五三二）平吉久などが見られる。これらの中には『大工河内国高大路家久』など美濃国の住人でないものも含んでいる。従って、これらの人々と西金屋の鑄物師との関係は明らかでない。

刀鍛冶 美濃明細記に当地方の直江志津の刀鍛冶について次の内容を記している。即ち元応ころ（一三一九〜二二）志津三郎兼氏が大和から多芸郡志津村に來任した。兼氏の子という兼俊は直江六郎を名乗り、直江村に住んで直江志津を称し、刀をきたえた。住居址は直江村のうち南にある。兼氏の弟といわれる刀工に兼友があり、直江志津を称した。兼氏の弟子には兼仲・兼則・兼長がいる。こう記して「関鍛冶の名、異説多し」としている。



勢至の鍛冶屋町

新撰美濃志は直江村の条に鍛冶を掲げ、

「兼俊は志津三郎兼氏の二男にて、曆應(或は)（貞治）の頃ここに住し、直江六郎または直江志津と号す。名作にして、あたひ十五枚より二十枚に及ぶものあり。

村の南の方に居住の址あり。兼友は観応の頃、ここに住みて直江志津と号す。或は兼氏の弟といふ。あたひ七・八枚より十五枚までなり。兼信は善定兼吉の子にて永徳の頃、ここに住す。また兼氏の二男ともいふ。

とある。

なお勢至に鍛冶屋町、石畑に金尾起、瑞穂に志津・飯積に鍛冶屋田、安久に鐘鑄・研屋の字名がある。もちろん大字には金屋がある。これらの地名は刀鍛冶や鑄物師に總べて関係している。

勢至の鉄座 刀や鑄物の原料は鉄であるが、これが当地域に産するわけでないから移入せねばならなかった。天文四年（一五三五）九月玉井小兵衛(尉)に宛て近江国から牧田經由伊勢へ上下の荷は、代々の御判の通り運送せよと大野修理大夫から申し渡しているが、その荷の中には勢至へ届けられる鉄鉱、また送り出される鉄製品が含まれていたことは確かである(史料編)。

次いで永禄一二年（一五六九）織田信長は朱印状を玉井小兵衛尉に下し、勢至鉄座を確認し、諸商人の宿泊について保証している(史料編)。やがて池田勝入齋恒興は信長の朱印状の通り勢至の鉄座を安定している。天正一〇年（一五八二）信長が本能寺で斃れると、同月二八日堀久太郎入道秀政は近江国から牧田を經由して伊勢へ運ぶ上下の荷物の

宿や道を確保している。つづいて七月織田信孝は勢至の鉄座と諸商人宿の安全を申し渡し、翌一年三月、羽柴筑前守秀吉も、これを確認し布告した。領主にとっては戦国の花形商品である刀剣（つるぎ）を製り、鉄座を持つて榮えている勢至の繁栄と安定をはかることは大切であったし、逆に勢至の人々にとって政權担当者（せいけんたんとうしや）を後楯とすることがその隆昌につながったので、双方とも手を尽くして連繫した。従つて政權交替の度毎に、特權を確認し後楯となつたのである。鉄座では鉄や鉄鍬の荷も売買していたことは信長のものと見られる永禄一二年の朱印状に明らかである（（史料編）八頁）。

第八節 中世の社寺に結んで

一 多芸七坊

多芸七坊 多芸七坊は多芸郡に養老寺・竜泉寺・光堂寺・柏尾寺・光明寺・別所寺・藤内寺など、奈良期に相次いで建立され、養老山麓の伊勢街道沿いに集つたので多芸七坊と呼ばれた。西山七坊とも言つた。始め七坊は法相宗であつたが、平安時代に天台宗に改めてつづいたが、戦国期の兵火で焼亡したという。勿論、戦禍の中から復興した寺もあるが、そのまま廃寺となつた寺は少なくない。以下各寺ごとに伝える処を記すこととする。

(1) 柏尾寺

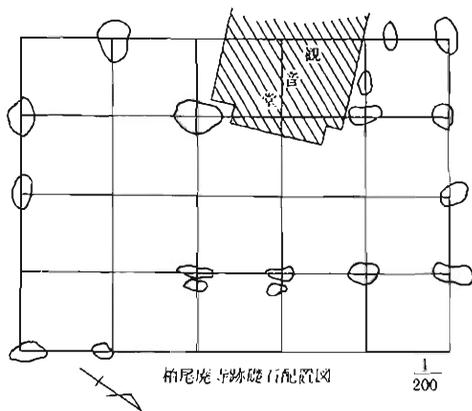
柏尾寺の遺跡 柏尾寺は二四坊あつたという。文化年間の記録に「多芸郡柏尾村。ここに柏尾山柏尾寺。天平宝字年中に建立。大伽藍なり。その後、七百年に及んで破滅す。西山七坊の内にて寺家二四本これあり、今に据石・五輪石塔共、数多これあり」と記し、新撰美濃志には「柏尾は勢至の南にあり。柏尾山觀音寺跡、多芸七坊の一所なりしが、

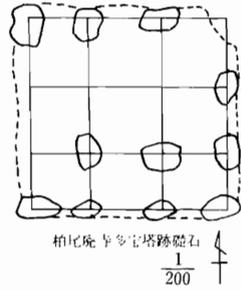
今は廃類す」とある。宝曆九年（一七五九）一〇月の柏尾村神社御改帳には「観音堂境内 一段九畝二〇歩 御除地、鐘堂跡（王森地境内）三段二畝二八歩右同断」とあり、計五段二畝八歩が御除地となっている（（森老））。

柏尾廃寺は現在同地表山神明神社下の平地にあり、地勢は西の嶺から下ってくる途中で、それまでの急傾斜が緩くなる境にある。神明神社の石段の北側に観音堂がある。観音堂の前面一帯に礎石があり、一部は観音堂の背面まで及んでいる。礎石は南北に六個、東西に五個が列をなしている。その分布状態から五間四面の建物があったと想定される。礎石について柱の距離をはかると、すべて九尺である。恐らく金堂であろう。観音堂の西北約四〇mの位置に、やや正方形



柏尾廃寺址





とみられる土壇がある。ここに一一箇の礎石が残って居る。小川栄一調査では土壇北方の礎石の東西両端の距離は一七尺・高さ一尺二寸の土壇がある。土壇の上には一一箇の礎石がある。その中間にある二礎石の間隔は両隅の距離よりも大きく、東西南北とも四箇の礎石があつたと推定される。遺存している礎石は一一箇であるが、その規模からみて武儀郡下ノ保の日竜峯寺の多宝塔の礎石の配置と全く同じで、日竜峯寺と殆んど同大同型の方三間の多宝塔であつたらうと小川栄一は推定した。中野効四郎は、その推定を受けて、この説は正しいものと考えてよいとした。

塔跡の西北方五〇mに高さ約三m、径約一五mに及ぶ円錐形の壇がある。周辺を石仏千餘軀で一三段に築きあげたもので、頂上に石造の阿弥陀立像を安置している。この阿弥陀立像は中央部で横に二つに割れているが「応永九年（一四〇二）壬午七月十三日沙弥妙全」と刻まれている。像の高さ七〇cm。附近には五輪塔・板碑・石仏などを集めて積みあげたのが数箇所ある。観音堂建立、林道開設などの折、各所から掘り出したもので、崇りを恐れて、この附近につみあげたという。

石仏・五輪塔の銘 これらの石仏・宝篋印塔・五輪塔などのうち、紀年銘のあるものに石仏五軀・五輪塔三基があつたと小川栄一は記している。

石仏五軀の銘文は次ぎの通りである。

一 『応永九年^{壬午} 七月十三日 沙弥妙全』

丈^たけ二尺三寸。舟形後背の立像。下に三段葺の蓮を刻んでいる。阿弥陀仏と思われるが、手部が欠損しているので、推定である。銘文は立像の両側に刻んである。

二『宗全上』 永正十六年^{己卯}二月五日』

丈一尺二寸。光背は上方三角形で前方につきだし、その面に月輪、その内に阿弥陀の種子を刻んでいる。定印の阿弥陀坐像で、衣文は曲線彫である。銘文は仏の両側に刻んでいる。

三『春禅尼 天文九 七月廿日』

丈一尺一寸五分。光背の上端三角形となり前方へ突出す。定印の阿弥陀坐像で、銘文は仏軀の両側に刻む。

四『妙心禅尼 天文十六 八月十六日』

丈一尺一寸、後背は舟形で、合掌の坐像である。仏体の下に蓮座を刻み、銘文は仏体の両側に刻んである。

五『妙原禅尼 弘治□□一月廿日』

丈一尺一寸。舟形光背で仏体は左手を欠損しているため仏名不詳。銘文は仏体の両側に彫ってある。

仏体には、このほか道祐・妙祐・妙祐尼・妙仙・妙全など法名を刻んでいるものがある。また妙法・道法と法名を並べて刻んだものもある。

五輪石塔のうち年号を刻んだものが三基ある。その銘文は

『妙慶禅尼 明応九年□□□□』

妙泉禅尼 享禄四 四月

妙薰禅尼 天文十六 四月六日』

と刻まれている。他に五輪塔には南無阿弥陀仏・定賢大徳・静秀法印・道円禅門・妙栄禅尼などと彫ったものもある。

この石仏の多くは自然石の周囲を削り落して光背とし、前面に半肉彫の仏体を刻み出したもので、稀には光背の上端を山形にしたもの、上方に屋根を造ったもの、光背のないものもあり、形式は多様にわたっている。仏体は一尊

のものが多く、中には二尊のものもある。定印の阿弥陀如来が多くて、地藏尊は少く、線彫の蓮座のものもある。石仏中には花崗岩製で、光背に較べて体軀が大きく、厚肉彫の雄大で気魄に満ちた鎌倉期と見られるものもあるが、室町期のものが多く、この期のものは形式化してくる。後方の山は古い墓地であったのであろうか。主として室町期の土器片が多く散在している。恐らく骨壺の破片であらう。

中世の柏尾寺 観音堂の建立年月は明らかでないが、本尊は、銅造りで丈^たけが四寸九分。前半面の坐像であるから、古くは懸仏か化仏であったと思われる。中世の作である。観音堂の場所を堂の庭、塔跡を仁王森といい、その北方にあたる千体仏の処を藤の森といった。さらに観音堂の上方山嶺を城の峯と呼んできた。いずれも歴史的な面影を宿す名である。

柏尾寺は文化年間の記録に天平宝字年中に建立した大伽藍とあるものの、小川栄一は奈良・平安時代を偲ぶ遺物を見ないとし、中野効四郎は堂庭の東北約三〇mの地点で発見された古瓦一片を『紋様その他がはっきりしないので不明ではあるが、奈良時代の瓦と推定してもよいのではなかろうか』としている。いずれにしても、柏尾寺が中世に築えたことは、石仏・石塔婆から想像出来よう（岐阜県史蹟名勝天然記念物調査報告書第八輯・吉岡勉）。

柏尾寺の廃絶 柏尾寺の廃絶年月は不明で、織田信長に焼き亡ぼされたとの伝えがあるに過ぎない。宝曆九年（一七五九）柏尾村社御改帳に八所権現社（維新後は神明神社という）の棟札（写）を載せているが、文中に『濃州多芸庄御遷宮師柏尾寺良舜阿闍梨 于時永禄貳年乙未九月廿四日、大工藤朝臣孫三郎』とある。永禄二年（一一五五九）には柏尾寺はあり、良舜阿闍梨が住んでいた。

柏尾寺の廃絶は信長記に

永禄五年五月上旬、信長公多芸山ふもとより北を上りにやきはらひ、洲俣へ越え、要害^{こゝろ}を拵^とし

とある。存徳寺記録には天正五年四月中旬織田信長の焼討ちによって焼失したとある。いずれにしても信長の兵火をうけて焼失したと記している。

(2)光 堂 寺

勢至寺の隆替 文化年間の記録に「勢至村、此所に勢至山光堂寺、天平宝字年中之建立。其の後三百年を経て破滅す。西山七坊の中にて寺家二十四本これ有り。今にその屋敷ども、これあり」とある。現在日吉神社裏に寺跡と思われる台地が残って居り礎石三箇を数える。

応永二七年（一四二〇）土岐伊与入道沙弥善弘、即ち土岐満貞は勢至寺の別当房・持宝房にあてて、鹿苑院（足利義満）の御判物を紛失したと寺が申し出たので、自分の本領のことなので、寺域を従前通りとするため証文を渡している。それによれば寺域は

東境 伊勢街道

西境 一瀬山の峯

南境 颯尾いだら□□（南谷カ）

北境 立岩の下大谷水落ち境

である。御判物とは、この場合、室町将軍が書判を据えて、所領の充行や安堵に用いた文書のことである（史料編古代・中世八）。

延徳三年（一四九二）五月一日『飯肥州渡辺出来、濃州勢至寺境相論文書裏判事申候也』（山科家）とあって、勢至寺の境界争いが決着している。

季瓊日録に「寛正六乙酉（一四六五）五月七日、常徳院領濃州椿井郷、海道の事に就き、勢至寺より違乱致す、守護方に仰せ付けらるべきの事に御奉書なされ、これを披露す。よって飯尾左門大夫に命ずるなり。かの院主は以遠和

尚なり」とある。常徳院とは京都の相国寺のことであるから椿井郷は相国寺の寺領であったのが、近くの勢至寺から違乱されたのである。

新撰美濃志は『むかし多芸七坊のうち椿井山勢至寺ありしが、今廃頽せし由』と記している。

光堂寺 勢至山光堂寺は寛正五年（一四六四）二月、住僧顯誓の時、兼壽に帰依して本願寺の末寺となり、勢至山専明寺と改めた。その後、勢至は人口が減少したので、寛永年中鷺巢へ移転して現在に至っている。専明寺記録に

『当寺は往古天台宗にて天平宝字の頃建立、美濃国多芸郡勢至村
正五^甲 二月住僧顯誓と申者、本願寺第八世蓮如上人様に帰依
に居住、勢至山光幢寺と申、七堂伽藍地にて、西山七坊の其一ヶ
し、其節御大品様御免にて専明寺と改号被下候。然る処、勢至
寺に候。除地五十三石所持申候時も御座候。追々廢頽、其後寛
村追々衰弱に及、住居難成、依寛永年中鷺巢村へ移転仕候』

とある。

光堂寺と勢至寺 この光堂寺と季瓊日記や新撰美濃志に記されている椿井山勢至寺との関係は定かでない。「勢至千軒・寺三カ寺」とうたわれた三カ寺のうちの別々の寺なのか、同寺を指しているのか不明である。

勢至村は、鎌倉、室町期を通じて鉄座があったところで、非常な繁栄を誇っていたが、津屋川の舟運が土砂堆積のため不便になるにつれて衰微して行き、三ヶ寺は村と運命を共にしたようである。

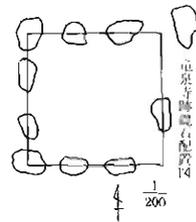
寺跡から灰釉長首扁壺が出土し、社宝となっている。

(3) 竜 泉 寺

竜泉寺の盛衰 新撰美濃志には「龍泉寺。むかし多芸七坊の内なりしが、今廢寺となる」とある。文化年間の記録に「天平宝字に建立、其後三百年を過ぎて破滅す。西山七坊の縁起この寺に在りて比叡山に納まる。七坊の内にて大伽藍也。寺家四十八本有之。今に基跡あり」と記している。



竜泉寺跡に残る礎石



金堂のあったところと推察される。

大正年間にこのあたりの谷から石仏一〇八体を集め現在の安養院内の地藏堂に祀ったが、その中の一体に「道幸(法名)大永四年(一一五二四)十二月三日」と刻まれており、又竜泉寺村西脇家系図に「利行 母落合五郎兵衛女、故有出家、康正二年(一一四五六)子十月九日、濃州大威徳山竜泉寺住持す。十六歳也、依之三男家督ス」とあることから、建立後三百年を過ぎて破滅したが、その後再建され、織田信長の兵火にかかるまで創建以来約八百年続いたものと思われる。

本寺は兵火にかかってから現在の名古屋守山区志段味に移って大威徳山竜泉寺を称してきたといわれてきたが、最近の調査で何の関係もないことが判明した。

竜泉 礎石のある所から北方約百mに谷がある。その谷の北沿いに水路があつて冷めたい水が年中絶えることなく流れている。この水は内法約六〇cm平方の石積みから流れ出ているが、中は堅固な暗渠で七〇m程段々に上り、そこ

で右折して谷を渡り、北岸にあると思われる大鐘乳洞の水を導いているようである。途中までは這^はって入れるが、石積みの内部が鐘乳化していることから非常に古い時代のもので、おそらく寺院創建の際構築された水道と思われる。

(4) 光明寺

光明寺の推移 光明寺は光明皇后の発願で天平年中に創建し小倉山光明寺を称し、天台宗となって多芸七坊の一寺となった。附属の坊も三六本あり、薬師山一带を寺領とし七堂伽藍も整っていたが、元龜の頃、信長に焼かれたと伝えている。その折、住僧一祐が燃え上る本堂の中から本尊薬師如来を奉持し、車に積んで避難したが、鷺巣村と小倉村との境に来た時、小倉へ行こうとすると車がギリギリと鳴って動かず、鷺巣の方へ行こうとすると車が軽く動くので、これは仏の示すところであろうとして鷺巣に着いた。そこで、その場所をギリギリという。後文禄元年（一五九二）鷺巣村に堂を建てて安置したが、安政一年（一八五四）二月二六日火災のため悉く焼失した。今はささやかな堂が残っているのみで、薬師堂と呼んでいる。

付近には石仏数体が祀られ、その内の一体は隣接白山神社境内の大木にまき込まれて古さを示している。本尊薬師如来は木像で鎌倉期の造願であるという。

(5) 藤内寺

藤内寺と慈眼寺 文化年間の記録に「津屋村。此所に福聚山藤内寺がある。嘉承年間（一一〇六―一一〇八）に建てられ、寺家六坊を持っていた。その後、断絶していたが、徳永法印壽昌が復活し福壽山の山号は活かして寺号を慈眼寺とつけた」とある。新撰美濃志には

『津屋村。慈眼寺は浄土宗にて観音領二石あり。多芸七坊の内の一ヶ寺なり』

とある。藤内寺は一時観音山円通寺と称して栄えたが、慶長五年関ヶ原の戦の兵火にあい焼失した。慶長一〇年（一

六〇五）九月徳永法印が現在の南濃町津屋の地に移して堂宇を建立し改めて福聚山慈眼寺と改称し、天台宗から浄土宗に転じた。

本尊雷除十一面觀世音菩薩は靈驗あらたかで、三代將軍家光は石津郡馬目邑に仏田三反余を寄進し、この村に安置して以来、雷の落ちたことがないと伝える。

新撰美濃志に「等の寺旧跡、等の原に在り。多芸七坊の一所なりしが、今廢寺となる」とあり、等の寺が藤内寺をさすのか、その付屬坊の一寺であるのかは詳かではない。

藤内寺跡 藤内寺は、今の南濃町下多度小学校や慈眼寺の西方山中の堂山地内にあったといわれ、その堂山の頂上が養老町と南濃町との境界になっている。頂上は約一・五アールの平地になって今は雑木が生えているが、六〇年代前までは石垣があったので何かの堂が建てられていたのであろう。堂山から奥への尾根を藤内尾根と呼んでいる。又、麓の方には等の原村が栄えていて、伊勢街道（現在の東海道自然歩道の一部）の通路に当り宿屋、風呂屋（近くの谷を不老谷不老谷風呂谷風呂谷という）まで営なまれていたが、その付近（現在サンケイミカル工場の付近）に藤内寺の伽藍や六坊があったといわれている。等の原村は今熊谷・不老谷の度重なる水害のため、次第に北の方へ移って現在の位置になった。等の原の戸口は、明治初年には約二〇戸、大正年代一〇戸、現在は六戸である。養老町へ合併の折、等の原の神明神社所在地は南濃町に編入された。伝説では、織田信長の命により石田三成の兵のため焼かれたが、その時信徒が養老の千人墳にたてこもって抵抗して全滅した。その人々の霊の供養のため護摩堂を建てたと伝え、その護摩堂跡は現在のサンケイミカル工場の付近にある。藤内寺跡付近の山中には、多くの石仏が散在していたが、村民によって集められ、中の一体は一色に地藏尊として安置され、その他数多くの石仏は養老千人墳の久保寺境内に柏尾寺跡から集めた石仏の一部と共に安置されている（寺倉俊一談）。



藤内寺跡付近絵図

(6) 養老寺

養老寺の盛衰 新撰美濃志に

『白石村。養老寺は瀧壽山と号し、浄土真宗東派にて、滝の不動堂を中古寺となしたるなり。天正年中豊臣秀吉公連歌師紹巴せうぱその外の学僧に命じて謡百番の註釈を作らしめられしが、其うちなる養老の註本を高須の領主徳永壽昌申請ひて当寺に寄附ありし、今に伝へて寺宝とす。その後、慶長十二年末の秋、法印ほういん(壽昌)堂宇坊舎を再建し、寺前に一株の松を植ゑられし。今徳永松と称する是なり』

とあり、また不動尊については

『当寺縁起に「不動尊は当国生津といふ所より鯰魚に乗じて来現ましましたし故、鯰を食せしもの参詣をゆるさず」と記せり』

とある。即ち、寺伝では養老寺は元正天皇病氣平癒の勅願所であり、改元の年号を賜つて寺号とした。源丞内開基の寺であるという。寺跡は高林付近かと思われるが、

信長の兵火に罹つて焼失し、天正一八年(一五九〇)大垣城主伊藤長門守祐盛が小堂を建て、現在地に養老寺を再建し、慶長一二年(一六〇七)高須城主徳永壽昌が本堂を建てたという。ただし伊藤祐盛が大垣城主となつたのは羽柴

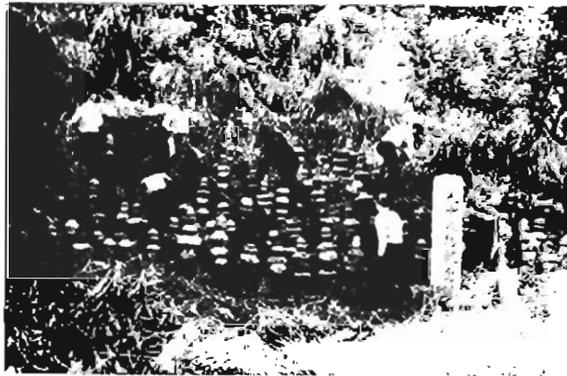
少将秀勝の岐阜転任をうけて天正一九年のことであるから、天正一八年の年次は無理である。いづれにしても多芸七坊のうち古くからの寺号で続いている唯一の寺である。

(7) 別所寺

別所寺・久保寺雙寺・清水寺 養老郡志に別所寺は橋爪に奈良期に建立され、始めは法相宗で後に天台宗と変ったが、戦国期の兵火で廃寺となったという。現在、象鼻山の東麓に別庄の集落がある。ここに所在したので別所寺を名乗ったのであろうか。

象鼻山の北麓の栗原地内に「九十九坊記念塔」の標柱が立ち、多くの五輪塔が集められている。文化年間の記録に「多芸七坊中、象鼻山別所寺」と記され、新撰美濃志には「栗原清水寺は多芸七坊のうちの一寺なる由」とあり、徳願寺文書には「象鼻山別所寺は西山七坊の中へも、北山七坊の中へもいれり」とある。しかし飯積八幡神社の記録では「不破郡栗原山に天台山正覚院久保寺雙寺とて九十九坊ありき」と記し、橋爪念長寺・飯積光敬寺などはその一坊であったと傳える。鎌倉期の騒乱は、黒田次郎真與が建仁二年（一一〇二）鎮圧したが、建武中興後の兵乱で建武二年（一一三五）久保寺雙寺が焼失した。寺はその後再建が出来ないまま、今日に至っているというが、別所寺と久保寺雙寺は或いは同じ寺を指していたので無からうか。

清水寺は始め天台宗であったが、明応一年（一四九二）大道真源によって再興され臨済宗妙心寺に所属し、万治三



九十九坊

年（一六六〇）宝鑑が栗田六郎兵衛と協力して堂宇を再建したが、昭和四八年（一九七三）四月焼失した。

不破郡志は一ノ瀬の天喜寺や高田の荘福寺（昭和九年現在地に移るまでは泉町の地にあった）も別所寺の二坊であったという。現在牧田川の川北一帯には寺院が多く、且つ由緒の古さを誇っているが、或いは別所寺四十九坊または久保寺雙寺九十九坊に關繋があるのでは無かるうか。

（藤田信誠「多岳七坊、西脇遠去多岳七坊の疑問点とその考察」、二、森老町の文化財所収）、
（栗福彦七「栗原山九十九坊 象鼻山 別所寺の歴史を尋ねて」、その他「寺倉俊一、村上井
二・維表順の
示教による」）

二 荘福寺と正徹

配所大塚 東福寺の招月庵正徹は書記の僧で、歌人でもあったが、

散らせ猶見ぬもろこしの鳥もひす桐の葉渡る秋の三日月

の歌詠で配所大塚へ移されてきた。荘福寺の地に徹書記配所の旧跡がある。

この流浪は

なかなかになき魂ならば古郷へ帰らん物をけふの夕暮

の一首により、赦されて都へ召還されたという。

徹書記が配所大塚にいたとき姥石と名づけた石に怪異がつづいたので

おふちにはあふことかたき姥石の さこそはたへのつめたかるらん

と詠んだところ、怪異は止んでしまったと伝える。石は現在も荘福寺にある

（美談明
細記）。



群塔印篋の宝の荘福

正徹の生涯 正徹は長祿三年（一四五九）に死去した室町前期の禅僧で歌人であった。青年の日から和歌を好み、生来の反骨に任せて風刺の和歌を作り、次々と世にさらした為、二六才で美濃へ流された。後に赦されて京都へ戻り、東福寺で出家して禅僧となった。しかし五山の禅僧が漢詩文へうちこんでいったのに対し、正徹は和歌の道を努め、定家への復帰を目ざした。万壽寺で書記の立場に在ったので、徹書記とも呼ばれた。七四才で源氏物語を將軍義尚に近江の陣中で講じたほどである。

正徹と和歌 姥石について新撰美濃志は『石のはだへ（肌）あたたかにして、姥の靈魂のこの石に託たくたるごとくなりければ』正徹が歌を詠んだところ「その怪事が止んだ」とある。歌の「おふち」は恐らく「おほぢ」のことで、翁を指したのであろう。翁と姥は相対する言葉である。即ち翁に会えない姥石は肌も冷えきっている筈だと詠んで、その温かさを封じこんでしまったのである。

美濃配流の原因となった和歌については、

なかなかに見ぬもろこしの鳥は来きじ桐の葉おとせ秋の夜の月

の一首が「時代を誘よびるの意あり」として罰せられたという（新撰美濃志）。桐紋はわが国では皇室の副紋であったが、足利氏は朝廷から賜って代々これを家紋とした。従ってこの場合は足利將軍家をそしつたとされたという。また佐野紹益のにはひ草には、内裏へ盗賊が入った時

四ツの海おさまりがたきしるしにや 雲のうへまでのぼる白波

と詠んで左遷せられたと記している（新撰美濃志）。

三 本願寺教団の展開

山科合戦と本願寺門徒 天文一年（一五三二）本願寺一〇代光教（法号証如）は近江の六角定頼と京都日蓮宗徒と戦った。同年七月六角定頼が山科本願寺攻撃を企図していると知った本願寺の中間頼慶は、国々の門徒へ兵を募った。文中で「その国々忠勤の御末寺並びに篤実達者の御門徒中、示し合わされ、急々出張、御守護の程、願い入れ候、非常の儀、遠路大儀に思し召され候得ども、早速出立、参籠致さるべし」とつづっている。この軍令を信濃巫子に紛装して国々へ触れさせた。一人の信濃巫子が近江路から多賀のあたりを山越えして美濃路へ入ろうとして山路へさしかかった。西美濃拾カ所組のうち室原村正海寺門徒二人・静里の長源寺門徒二人・荒川勝光寺門徒二人が山科の情勢を明らかにしようと、山越えの途中、偶然に信濃巫子に出合った。話し合った結果、門徒は引返し、昼夜、軍兵の準備に奔走し、まず六一人を三手に分けて先発とした。武具を荷造りして七月八日出立し、同一三日山科へ到着した。同月一四日には兵具・兵糧米を用意した本隊が伊勢廻り伊賀越で同月三〇日の夜に山科へ着いた。西美濃拾カ所組では僧と門徒を合わせて三三三人を石山へ送った。そのうち二〇人は軍用の上大工である。

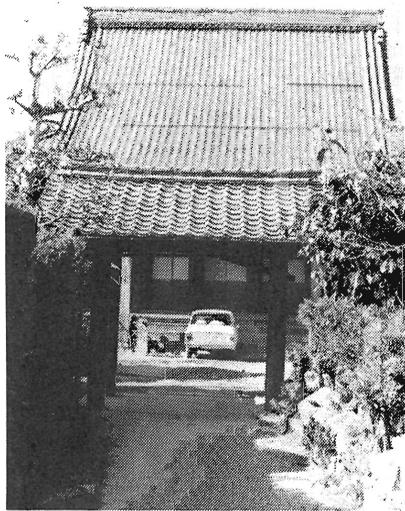
戦機は熟した。各地からかけつけた門徒は山科に集結する。八月二四日六角定頼・日蓮宗徒・叡山の連合軍は山科本願寺を包囲して攻撃を始めた。ついに火をかけられて山科本願寺は陥った。美濃から山科に赴いて防戦した人々の中から討死二人・負傷二七人を出した。西美濃拾カ所組の中には室原の正海寺・長願寺がある。

正海寺は四世賢順のもとに金森又八・大宅治部右衛門・宮川善十郎・安福惣内・杉野甚七が雑兵二三人と一團となつて計二九人。長願寺は二世了順が近藤源左衛門・青木徳三郎・清水半兵衛・清水庄藏と共に雑兵二七人をひきいて計

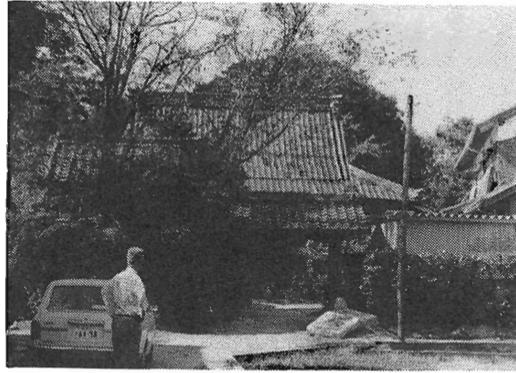
三二人。これらの人々が山科本願寺の指令で戦線にかけつけたが、戦斗の詳細や死傷者の有無は不明である。

山科本願寺は山城国宇治郡山科郷に兼壽（蓮如）が建てた寺である。本願寺は園城寺に被護され、園城寺の支配であった山科の地に築かれた。周囲に土居・堀をめぐらし「山科本願寺ノ城」と経厚法印日記に認めた寺構えて「寺中拡大無辺荘嚴、只仏国の如し」と二水記に称えられた壮麗さであった。兼壽はここで亡くなり、次いで光兼（実如）・光教（証如）と法主を継いだ。が、天文一年六角氏によって焼亡された。

石山合戦と本願寺門徒 光教は山科本願寺が焼失すると、祖像を奉じて摂津大坂の石山御坊（本願寺別院）へ移った。石山御坊は兼壽（蓮如）が建立したのであるが、光教はここを本寺とし建物を造営修理し寺域をひろげて方八町を、深い濠と土塀をめぐらし、なかに寺内町をかためていく。しかし光教の石山移動は戦に敗れた為であるから、山科守備の僧・門徒は石山へ共に移動し、ここを守った。美濃拾ヶ所組も石山を守った。天文二年二月一日、「美濃・尾張・三河三ヶ国の坊主衆上落あるべきの由、仰せ出され」たが、同年細川晴元は三好・木沢の党、日蓮宗徒と共に石山へ来攻した。戦は三月下旬から一〇月中旬にわたったが、八月中旬が特に激しかった。西美濃拾ヶ所組では七人の戦死者を出した。西美濃拾ヶ所御加勢由来記には『美濃勢も討死手疵のものすくなからず』とある。光教はその勇戦をたたえて



正面からみた正海寺



寺 願 長

「今度の戦場において報謝をおもい仏敵の為に莫大の信切ふかく感賞捨命の実意には往還
二首の回向を具す謝徳のおもひより我壽像を与ふものなり
(天文二)
八月 釈 証如 判

西美濃拾ヶ所諸道場坊主中

同 門徒中

この天文二年の戦に勝つて石山本願寺は立直り、その後の伸張をみる。

四 經塚を點綴して

当地域に四基の經塚があったという。經塚は平安期から鎌倉・室町へと続くので、ここでは藤原期も含めて經塚を記したが、四基のうちの一基「下池
皂莢經塚」は江戸時代に釜段の下池を開拓した折、森半入がその成功を祈つて法華經を埋めた經塚であるから、ここでは記述をばぶいて置く。

養老神社經塚 (養老町白石) 昭和三二年三月二八日養老神社本殿を改築した折、南面した本殿の^{きやでん}翰殿とほぼすれすれにあった東西約八m・高さ約三mの古い石垣を毀し、採土していたところ、本殿の^{ましろ}真後の石垣の南端から奥へ一・五m、地上から下へ一・五mの土中から一箇の無釉の甕を発掘した。中を調査したところ銅製の^{いんちん}合子の破片一個が発見された。經筒は厚さ^{うす}刀子一口と鉄器が一箇入っていた。その後、掘り返した土の中から^{ごうす}合子の破片一個が発見された。經筒は厚さ3mmの銅板を円筒形にし^{びょう}鉢でとめ、底は折返して外側から銅にかぶせ、高さ二六・三cm、胴径九・五cmの大きさであ

る。周囲に縁よちをつけているが、縁は八角形で、八角の尖端に各一個の瓔珞ようらくを垂たれている。蓋の中央についている鈕ちゆうは宝珠形で、その周囲に小さい四葉を配して居る。内外とも一面に緑青ろくしょうがふき出し、暗緑色となっているが、破損箇所は見られない。製作は藤原時代と推定されるが、経筒の中には経巻の破片さえ見られなかった。



養老神社の経筒

鏡は和鏡三面で、山吹やうじやく双雀文鏡・瑞花えんおろ鴛鴦文鏡・流雲双禽文鏡である。いずれも平安期の作風で直径一〇cm 餘のものである。瑞花鴛鴦文鏡は直径一〇・六cm、鈕座があり、鈕は鉄線花風の六弁の花形で、銘帯も環も無い。文様が瑞花に二羽のオシドリを描き外枠そとわくに流雲を描いている。山吹双雀文鏡と流雲双禽文鏡は共に直径一〇・二cmで、前者は縁の折返し但他的の二面が五mmであるのに対し、七mmとなっている。また鈕座が前者は無くして一環をめぐらし花蕊かすいの形となっているが、後者は鈕座は菊形で環は無く、共に銘帯は無い。刀子は二つに折れていた。鉄器は長さ二五cm、山形をなし頂の高さが八cm、厚さ三mmで中央部に五mmの穴があいていた。用途は不明というの他は無い。

納めてあった甕は、高さ三三・八cm、胴径三一・二cm、口径一二・八cmで、粘土をまきあげて作った無釉のものである。常滑焼で藤原期と推定される。自然釉が口縁から肩にかけて流れている。

これと同じ焼成にかかる甕が南宮山頂の経塚から掘り出され、その中から銅製経筒が発見された。同形・同時代の甕が南宮山頂と養老神社から掘出されたことよって藤原期に経塚が築かれていたことと、その内容品を察知するこ



和鏡 3 面

とが出来た。なお土中から発見された合子の影青は宋代から江西省の景德鎮で焼いたもので、わが国へは藤原期から鎌倉期にかけて多く渡来したもので、全国の経塚から多くの合子が発見されている。

如法経碑 三神字中屋の多岐神社
社殿の裏にある古墳の封土の上に如法経碑がある。碑面の文字は陰刻で

「土佐権守紀明棟

女施主藤原氏

如法経 文治五年己酉

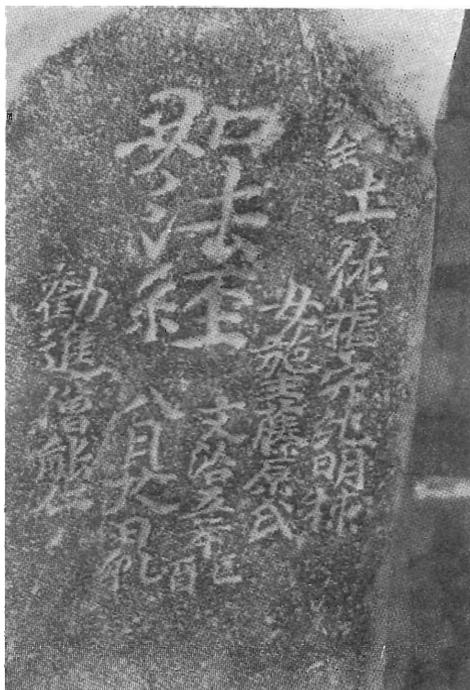
八月廿八日卯乙

勅進僧能仁

と記されている。文治五年の如法経碑は大垣市静里の塩田にある正門寺境内にもあり、その文字は

「願主増榮

女施主宮道氏



如法経

文治五年己酉

九月廿三日庚

勸進崇暁寺

同心緇素等

となつてゐる。さらに上石津町多良の字三里
観音寺裏の山頂に

願主慶覚

如法経

文治五年己酉

十月十四日庚子

同心 多良郷

緇素貴賤

となつてゐる。この三基は總べて文治五年(一

一八九)で、碑面の文字から見ても一つのグループで発起し勸進して、それぞれ所縁の良い地を求めて建てたものと思われる。即ち願主としては増栄・慶覚があり、勸進には崇暁寺・僧能仁などがあたり、施主には藤原氏・宮道氏の女などがあつてゐる。多芸神社碑の土佐権守紀明棟は願主か施主か明らかでないが、紀氏を名乗ることから尊卑分脈の紀維実の子孫一族では無からうか。

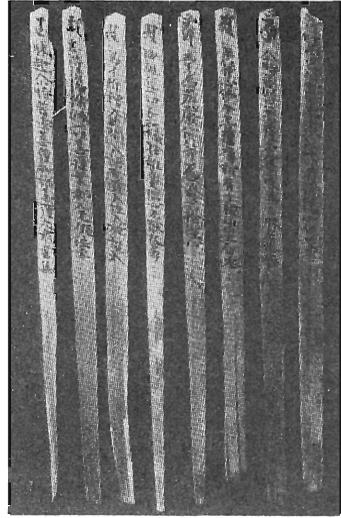
維実は信濃守淑望の子で池田宮内少輔を名乗り、母が美濃国池田郡の領主維将の娘であつたことから池田郡に代々住むこととなつた。それから六代の孫奉光は源頼朝に党して平氏と池田郡小嶋庄の城で戦い敗死したが、その註記に「美濃国池田郡司職は重代の者たりと雖も、当郡内池田庄ばかり領知せしむるなり」とあり池田郡司を名乗り薩摩守

を称している。敗死したのは治承五年（一一八一）で、如法経碑が建つのは、それから八年後で池田武者所を称した奉永の代である。このころ一族に土岐権守紀明棟を名乗った人が居ったのであろう。

如法経供養は天長年間（八二四〜八三三）円仁が叡山横川で三〇年間、六根懺悔の三昧行法を修し、如法作法で法華経などを石墨草筆で書写し、これを小塔に納めて安置したことに始まり、藤原道長が法華三部を書写して大和の金峯山に納めるなど、道俗を問わず、篤信者の中に広がっていった。写経をし、供養した後、経筒に納めて地中に埋めるようになった。経塚とも呼んだ。即ち平安中期以降、世は末法に入ったと信じ、經典を地下に埋めて弥勒出世の時に備えようとの思潮がみなぎり、その風習は強まった。多くの場合、紙本に墨書した経文を円筒形の経筒に入れ、地下一〜二尺の石郭におさめ、その脇に、魔除けとして刀剣・鏡を置き、間に木炭を詰め、石蓋をして地上に饅頭型の盛土をした。当地方では表面に『久安三年如法経』と刻んだ石碑が大垣市赤坂の明星輪寺の境内から出ている。久安二年は久安四年（一一四八）のことで、平安期に溯るが、南宮山頂の経塚群を中心に、当地方の経塚は拡がったのであろうか。

蛇持経塚 蛇持字池の割、蛇持のうち集落北蛇持の北を色目川が西から東へ流れる。この川に色目橋を架けているが、橋の東に縦二八間・横七〇間の池があった。昭和八年（一九三三）二月、救農土木工事のため、池の底をさらえ、その南方にある低地の地揚げをして水田を造成していた折、水面下一〇尺の処から柿経を発見した。柿経は池の中心から西にあたって多くを発見し、それより東方二〇間ほどの間に散乱していた。最も多く発見した処の近くには華瓶形の高さ四寸の陶器が見られた。

柿経出土地より東三〇間の水面下六尺に、西南より東北へ道路敷かと思われる跡がある。古傳に鎌倉街道が通っていたというのは、この道路敷のことであろうか。この傳えを信ずるならば、水面下六尺が鎌倉期の地表であり、柿経



蛇持出土の柿経

は当初地下四尺の深さに埋められていたわけである。

柿経は薄い檜の板片で、長さ八寸・幅三分内外、厚さは最も厚いもので二厘餘のを使い上端を山形に切り、経文を認めていた。経文は一葉に一七字を認めた。大方等大集経・華嚴経・一方広仏華嚴経・般若波羅蜜学空不澄品などの経文である。柿経は蛇持のほか県下では本巢郡巢南町美江寺及び佐波から発見されているが、蛇持のは数も多く、内容も豊かである。蛇持の柿経を容れた箱も発見され、高さ一尺、長さ二尺、幅九寸あるが、この箱を埋めた地面が平らであったか、盛り上っていたかは不明である。

五 多岐神社

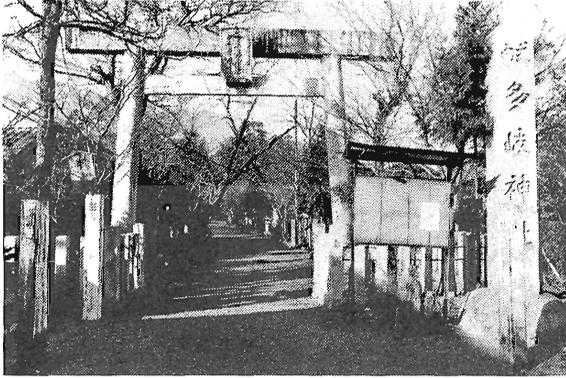
多岐神社 多岐神社は大塚大社（正中二年）、美濃国三宮大塚社（嘉吉二年）、大塚社（宝徳三年）などという。懸仏の墨書銘で猷納の範囲を確かめると、多芸嶋郷・嶋田郷・澁江郷・大塚郷・直江郷・宇田郷・志津郷・椿郷などの郷名と桜井が載っている。この郷名を包摂して庄名があり、例えば多芸庄直江郷・多芸庄志津郷などと記している。また懸仏寄進者の名は、藤原友貞・犬竹女（正中二年）、藤原綱光・犬松女（應永二年）、源定政（永享八年）、藤原吉綱（嘉吉二年）、藤原吉久・能松女・六郎兵衛（文安六年）、藤原行真・女性徳女（宝徳三年）、藤原昭文・女性益市・伍郎衛門（享徳二年）、藤原則安（享徳三年）・藤原秀藤・女性菖蒲女（長祿三年）、藤原吉家（寛正六年）、藤原重俊

(応仁一年)、藤原重直・女性次郎御前(文明九年)・藤原行常(文明一〇年)、佐藤五郎左衛門尉・藤原友善・女性初御前(文龜二年)、藤原友次(永正七年)、田中又八(天文一〇年)、藤原秀吉(天文一一年)乙能女(弘治三年)となっている。藤原姓が多いが、これは源平藤橘に溯って記したという立場の為である。実際は「田中又八藤原吉三」の一例のように、田中又八が藤原吉三を名乗っている。

多岐神社は中世美濃国三宮を名乗った。一ノ宮は南宮神社である。護法大菩薩(御法大菩薩)を祀るとされ、和銅年間に勧請した靈社であると信じられていた。また大塚神宮寺があった。年々二回の祭を行ってきた。神社には頭人があり、神宮がいた。こうしたことが多岐神社の懸仏の銘文から断片的によみとれる。

新撰美濃志に『正一位護法大菩薩神社は延喜式神名式に多芸郡多伎神

第八節 中世の社寺に結んで



多岐神社



懸仏 2 躰

社と記し、美濃神名記に従五位下多岐明神とある社にて、元明天皇和銅元年の御鎮座、当郡の惣社なり。祭神三座、当国三ノ宮と称」とある。

多岐神社は新撰美濃志に『天正の頃まで神領も三百五十石ありて大社なりしが、今は神領退転して無領なり』とある。

六 養老孝子伝説の展開

古今著聞集と養老孝子 養老の美泉は、元正天皇に讀えられて、改元となった。それより二五年前、持統天皇の七年、近江国益須郡に醴泉が湧くと聞いた天皇は沙門法員らを遣して試飲させられた。病人は益須寺に集って、この水を飲んで病を治す者が多かつたが、柳田国男は、これと多度山の美泉を並べ『察する所、美濃の方でも亦、時の信用を博した沙門などがあつて、微妙なる法術を其泉に託したのもあらう』（物語と）としている。

醴泉は延喜式祥瑞に「美泉なり。其の味は美甘にして、状は醴酒の如し」とあり、単に美しい泉に過ぎなかつたが、十訓抄・古今著聞集では「めでたき酒」となっている。

古今著聞集によれば、まづしく賤しい樵夫が

【或時、山に入て薪をとらんとするに、苔ふかき石にすべりて、うつぶしにまろびたりけるに、酒の香のしければ、思はずにあやしくて、そのあたりをみるに、石の中より水ながれ出る所あり。其色酒に似たりければ汲てなむるに、めでたき酒なり。う

れしく覚て、其後、日々にこれをくみて飽まで父をやしなふ。時に御門、此事をきこしめして靈龜三年九月日、其所へ行幸ありて覓覽ありけり】

と記し、樵夫から美濃守へ昇進した。『其酒のいづる所を養老の滝と名づけたり』

この主題は『美濃国の賤夫、孝養に依りて養老酒を得る事』となっている。全文は左の通りである。

『昔、元正天皇の御時、美濃國にまづしく賤しき男有けり。老いたる父をもちたりけるを、此男、山の本草をとりて、そのあたひをえて、父を養けり。此父、朝夕にあながちに酒を愛ほしがりければ、なりひさごといふ物を腰につけて、さけうる家へのぞみて、常にこれをこひて父をやしなふ。或時山に入て薪をとらんとするに、苔ふかき石にすべりて、うつぶしにまろびたりけるに、酒の香のしければ、思はずにあやしくて、そのあたりをみるに、石の中より水ながれ出る所あり。其色酒に似たりけ

れば、汲てなむるに、めでたき酒なり。うれしく覺て、其後、日々にこれをくみて、飽まで父をやしなふ。時に御門、此事をきこしめして、靈龜三年九月日、其所へ行幸ありて、觀覽ありけり。これ則、至孝の故に、天神地祇のあはれみて、其徳をあらはすと感ぜさせ給て、美濃守になされにけり。家ゆたかに成ていよいよ孝養の心ふかかりけり。其酒のいづる所を、養老の瀧と名づけられたり。これによりて、同十一月に、年号を養老とあらためられけるとぞ。』

古今著聞集は従五位下（朝請大夫）程度の下級官人であった橘成季が、官を止め、編著して建長六年（一二五四）に成立したものである。

十訓抄と養老孝子 古今著聞集と同じ内容の話が十訓抄にも巻六に載っている。十訓抄は建長四年（一二五二）の序文を記しているが、編者は不明で三卷・一〇編から成っている。古今の教訓的説話を並べ、少年のため勸善懲悪を志した教訓書である。

十訓抄といひ古今著聞集といひ、いずれも鎌倉期の説話文学だが、延喜式から二百餘年の間に美泉は酒に変わってしまった。孝子のめでたし・めでたしに終る話である。

『昔元正天皇御時、美濃國に貧く賤き男有けるが、老たる父を持たり。此男、山の草木を取て、其直を得て、父を養ひけり。此

父、朝夕あながちに酒を愛しほしがる。これによりて、男、なりひさごといふ物を腰につけて、酒を沽家に行て、常に是を乞

て父を養ふ。あるとき、山に入て、薪を取らんとするに、苔深き石にすべりて、うつぶしにまひろびたりけるに、酒の香しければ、思はずにあやしとて、そのあたりを見るに、石中より水流出る事有。其色酒に似たり。汲てなむるにめでたき酒なり。うれしく覚えて、そののち、日々には是を汲みて、あくまで父を

養ふ。時に帝、此事を聞召て、靈龜三年九月に、その所へ行幸有りて、御覽しけり。是則至孝の故に、天神地祇あはれみて、その徳をあらはすと感せさせ給ひて、後に美濃守になされにけり。其酒の出る所をば、養老の瀧とぞ申。且は依て同十一月に、年号を養老と改められける

謡曲「養老」 謡曲「養老」は「申楽談儀」に「世子作」とあるので作詞・作曲者は世阿弥である。場面は前後に分かれるが、いずれも美濃国養老の瀧。靈泉のほとりである。昔あった靈泉の湧出という奇跡は聖なる御代なればこそその現象だったとして、それを舞台に描くことによつて、今の世まで祝福しようというもの。素材は(イ)養老の靈泉湧出の伝説については十訓抄・古今著聞集等により、(ロ)靈水と酒徳に関する詩歌故事の数々は和漢朗詠集や太平記などに據っている。

全体の構成は

- 1 ワキの登場Ⅱ都から養老への道行
- 2 シテの登場Ⅱ老いを養い得た喜び
- 3 ワキ・シテの応符Ⅱ靈水発見のいきさつを説明
- 4 シテの物語・立働きの薬水や靈酒の故事。水を汲む
- 5 シテの中入Ⅱ奇跡の徴候
- 6 アイの独語・立働きの靈水を飲んで若返る
- 7 後シテの登場

8 シテの舞事

9 結末―君が代の祝福

である。世阿弥は室町期の能楽を大成した人で、幼名を藤若といい、のち左衛門太夫元清と称した。父は観阿弥清次である。父に死別して後、大和猿楽の名跡を嗣ぎ努力した。現在の能の曲目の大部分は世阿弥が作ったもので、広い古典の教養を活かしている。「養老」もその一作である。

「風も静かに檜の葉の、風も静かに檜の葉の、鳴らさぬ枝ぞどけき。そもそもこれは雄略天皇に仕え奉る臣下なり。さても美濃の国本巢の郡に、不思議なる泉出で来るよしを奏聞す。わが君の宣旨には急ぎ見て参れとの勅、詔に任せ、只今濃州本巢の郡へと急ぎ候。治まるや國富み民も豊かにて、國富み民も豊かにて、四方に道ある関の戸の、秋津島根や天離る、鄙の境に名を聞きし、美濃の中道程もなく養老の滝に着きにけり。養老の滝に着きにけり。

年を経し美濃のお山の松蔭に、なほ澄む水の緑かな、通ひ馴れたる老の坂、行くこと易き心かな、故人眠り早く覺めて、夢は六十歳の花に過ぎ、心は茅店の月に嘯き、身は板橋の霜に漂ひ、白頭の雪は積もれども、老を養ふ瀧川の、水や心を清むらん。奥山の深谷の下の例かや、流れを汲むとよも絶えじ。流れを汲むとよも絶えじ。長生の家にこそ、長生の家にこそ、いせぬ門はあるなるに、これも年経る山住みの、千代のためしを松蔭の、岩井の水は藜にて、老を延べたる心こそ、なほ行く末も久しけれ、なほ行く末も久しけれ。

第八節 中世の社寺に結んで

いかにこれなる老人。こなたの事にて候ふか、なにごとにて候ふぞ。おことは聞き及びたる親子の者か。さん候ふ。これこそ親子の者にて候へ。これは帝よりの勅使にてあるぞとよ。ありがたや雲居遙かにみそなはる、我が大君の勅を、卑しき身として今承ることの有難さよ、これこそ親子の民にて候へ。さても本巢の郡に不思議なる泉出できたるよしを奏聞す、急ぎ見て参れとの宣旨に任せ、これまで勅便を下さるるなり。まづまづ養老と名づけ初めし謂はれを詳しく申すべし。さん候、これに候ふはこの尉か子にて候ふが、朝夕は山に入り薪を取り我等はごくみ候ふところに、ある時山路の疲れにや、この水をなにとなく掬びて飲めば、世の常ならず心も涼しく疲れも助かり、さながら仙家の粟の水も、かくやと思ひ知られつつ、やがて家路に汲み運び、父母にこれを与ふれば、飲む心よりいつしかに、やがて老をも忘れ水の、朝寝の床も起き震からず、夜の寝覚めも淋しからず、勇む心は真清水の、絶えずも老いを養ふゆゑに、養老の滝とは申すなり。げにげに聞けば有難や、さてさて今の

薬の水、この瀧川の内にも、とりわき在所のあるやらん。ご
 監候へこの籠壺の、すこしこなたの岩間より、出でたる水の泉
 なり。さてはこれかと立ち寄り見れば、げに深き山の井の、底
 澄み渡る細石の、巖となりて苔のむす、千代に八千代の例まで
 も、目のあたりなる藻の水、まことに老いを贅ふなり。老いを
 だに養はば、まして盛りの人の身に、薬とならばいつまでも、
 御寿命も尽きまじき、泉ぞめでたかりける。げにや玉水の、水
 上澄める御代ぞとて、流れの末のわれらまで、豊かに住める癒
 しさよ、ゆたかに住める癒しさよ。

げにや尋ねても蓬が島の遠き世に、今の例も生く薬、水また
 水はよも尽きじ。それ行く川の流れは絶えずして、しかも元の
 水にはあらず。流れに浮かむ泡沫は、かつ消えかつ結んで、久
 しく澄める色とかや、ことにげにこれは例も夏山の、下行く水
 の柔となる、奇瑞を誰か慣ひ見し。いざや水を掬ばん。いざい
 ざ水を掬ばん。

甕の竹葉は、甕の竹葉は、影や緑を重ぬらん、その外籬の荻
 花は林葉の秋を汲むなりや、晋の七賢が染しみ、劉伯倫が既び、
 ただこの水に残れり。汲めや汲めみ薬を、君のために捧げん。
 曲水に浮かむ鸚鵡は石に礙りて遅くとも、手にまづ取りて夜も
 すから馴れて月を汲まうよや、馴れて月を汲まうよ。

山路の奥の水にては、いづれの人か養ひし、彭祖が菊の水、
 滴る露の養ひに、仙徳を受けしより、七百歳を経る事も、薬の

水と聞くものを、げにや薬と菊の水、その養ひの露の間に、千
 年を経るや雨土の、開けし種の草木まで、花咲き実生る環、そ
 の折々といひながら、ただこれ雨露の恵みにて、養ひ得ては花
 の父母たる雨露の、翁も養はれて、この水に馴れ衣の袖濃ちて
 掬ぶ手の、影さへ見ゆる山の井の、げに薬と思ふより、老の姿
 も若水と見るこそ癒しかりけれ、げに有難き薬の水、いそぎ帰
 りて我が君に奏聞せんこそ嬉しけれ、翁もかかる御恵み、広き
 み影を尊めば、勅使も重ねて感涙して、かかる奇特に逢ふこと
 よと、言ひもあへねば不思議やな、言ひもあへねば不思議やな、
 天より光輝きて瀧の響きも声澄みて、音楽聞こえ花降りぬ。こ
 れ只事と思はれず、これ只事と思はれず。

有難や治まるみ代の儼らひとて、山河草木縹やかに、五日の
 風や十日の、天が下照る日の光、曇りはあらじ玉水の、薬の泉
 はよも尽きじ、あら有難の奇瑞やな、これとても誓ひは同じ法
 の水、尽きせぬ御代を守るなり、我はこの山山神の宮居、又は
 楊柳観音菩薩、神といひ、仏といひ、ただこれ水波の隔てにて、
 衆生濟度の方便の聲、峯の嵐や谷の水音とうとうと。拍子を揃
 へて、音楽の響き。浪つ心を、澄ましつつ、諸天來御の影向か
 な。

松蔭に千代を移せる緑かな。さも深き山の井の水、山の井の
 水、山の井の水滔々として波悠悠たり。治まる御代の、君は舟、
 君は舟、臣は水、水よく舟を浮かめ浮かめて、臣よく君を仰ぐ

み代とて、いく久しきも、尽きせじや尽きせじ。君に引かるる玉水の、上澄む時は下も濁らぬ、瀧つの水の、浮き立つ波の返す

がへすも、善きみ代なれや、善きみ代なれや、万歳の道に、帰りなん、
りなん、万歳の道に、帰りなん。」

養老寺縁起

如是院年代記に「養老元丁巳(年)、美濃国山中に醴泉出づ。これを飲む者、白髪黒く変ず云々。白山

権現の顕迹なり」とある。また養老寺縁起や「植生の涼風」などに、

「源丞内が子孫の者、或る夜の夢に七句ばかりの老翁来り、ここなる大木の梢に鶯の巢あり。その中に宝のあるを汝に与ふ。我は白山権現なりといふと見て覚めぬ。告げの如く木に登りて十二の卵を得たりしが、鶯一羽梢に来り、又北の方に飛行せしが、赤坂の大岩にて羽根をやすめ、文殊といふ里に至り、我は白山の使なりといひて飛び去りぬ。それより加賀の白山にまうでけるに、夢に見し老翁現われて、我れ長く養老に跡たれむ、ここに志あらむものは養老に来るべしと告げて失せ給ひぬ。家に帰りて、かの卵を見れば、金銀の宝珠となれり。さて山の麓に白山権現を勧請し、養老寺を建てける」と記している。しかし新撰美濃志の岡田啓は、後者については「信じ難き説」と一蹴している。

とまれ養老寺縁起まで下つてくると、孝子の名は源丞内となり、長者にふさわしく養老寺を建て、鶯の使いや金銀二の卵の話添えている。

酒と孝子の組合せは、「親は諸白、子は清水」また「親皆酒の、子に清水」などの文句から酒と親が結びついたり、子は清水が強清水で酒をかもすに良かったと言ったり、天然木の空洞の水が酒であったとの伝えなどが、もつれあって生まれてきたものであろう(柳田國男「物語と語り」)。いずれにしても美泉が、孝子の汲む酒となり、遂には元正帝をもじつた源丞内という人名にまで発展したのであるが、ここまで息長く伸びたのは養老改元の大きい滲透力による。

和歌と養老 養老は、かくて名所となったので、歌人の和歌も多い。しかし中世までの和歌は歌の枕詞としての養

老の滝であつて、写真では無い。現地を訪ねて詠んだものでは無い。

一条兼良は藤川記に

わかえつつ見るよしもがな滝の水 老ひを養ふ名に流れなば

と詠んで居り、美濃明細記はこのほか風早実積の

名も老ひを養ふ滝と聞くからに 菊の泉のわかえつつ見む

山姫の老ひを養ふいと なみに くりてやおとす滝の白いと

さらに権少都玄覚の

美濃の国たぎの野上に宮あせし 跡に流れて滝ぞのこれる

(夫木和歌集)

の和歌を並べている。

新撰美濃志は、これらの和歌の外に

細川幽斎の老の木曾越に

醒井は養老の滝のながれはるかなる山の下をくぐりて、岩根よりわき出づる水となむいひければ

わきてあはん下くぐる水のすすしきを むすぶ心のきよくもあるかな

と田中道暦の

老人をやしなふ滝の氷こりりてや 田跡の川音きこえざるらん

を載せている。

第三章 近

世

第一節 織 豊 時 代

一、織田信長の美濃支配

信長の美濃進出 織田信長は永祿三年（一五六〇）五月、桶狭間で今川義元を倒し尾張を手中にして以来、美濃攻略に積極的のりだした。永祿四年森部の戦、同五年輕海の戦、同九年墨俣に築塞などによって西濃を経略した。このころ、斎藤龍興とその家臣である安八郡曾根城主稲葉伊予守良通（一鉄）、大垣城主氏家常陸介直元（卜全）、本巢郡北方城主安藤伊賀守守就のいわゆる西美濃三人衆との間に不和が生じた。それは三人衆が主君龍興に部下を統率してゆく才がなかったとみてとったからであり、そのことにより信長に内応することとなった。信長はこの機に乗じて小牧山から兵を出し、永祿一〇年八月稲葉山城を陥れた。

こうして信長は居城を稲葉山に移し、禅僧沢彦たけひこの案によって「井ノ口」を改称して「岐阜」とよぶこととした。また、信長の用いた「天下布武」の印判が使用されはじめたのもこのころからであり、それも沢彦の選定と伝えられている。その印文の中には、天下をめざす信長の氣宇がみられる。

信長は本拠地を岐阜に移してから、永祿一一年七月、足利義昭を立政寺に迎え、同年九月、義昭を奉じて京都に入った。たちまちのうちに畿内のおおかたを支配下においた。しかしその後、伊勢の北畠氏、近江の浅井氏、越前の朝倉氏、本願寺一向一揆、比叡山の僧徒、甲斐の武田氏、中国の毛利氏と戦火は絶えることなく続き、その一生を戦場ですごした。それは激戦の連続であり、死闘の積み重ねであったが、濃尾の将兵はそれによく耐え、信長の領域が

広がるにつれて、地位を高めていき、有力な家臣団となつていった。

信長が安土城建設に着工したのは天正四年（一五七六）正月のことである。丹羽長秀を普請総奉行としてはじめられた工事は、天守閣落成までに三年以上の歳月を要した。そして信長は、着工まもない二月末には、すでに安土へ居所を移した。浅井、朝倉、そして江南の六角をほろぼし、また東方の脅威も武田信玄の死と長篠の勝利によって解消させてしまった信長が、天下統一のための第三の本拠地へ乗りこむ日を急いだのもふしぎではない。信長がめざす京都に本拠をおかず、安土を選んだ理由としては、一挙に京都に移ると旧勢力の干渉、反発はもとより、大量の兵を率いてでは食糧も乏しくなってしまう。それに対して安土は、湖東・湖南の穀倉地帯をひかえるばかりか、琵琶湖に面し交通の便もよい。また、安土の山はゆるやかで、天下統一のシンボルとしての巨城の築城と、それにふさわしい城下町建設に適した地であるということなどがあげられよう。

一方、天正四年一〇月以降、山陰を明智光秀が攻め、山陽を羽柴秀吉が攻略していたが、容易に毛利氏を討つことはできなかった。天正一〇年三月には、秀吉が攻撃していた高松城の救援のため、毛利輝元が大軍を率いて到着した。この知らせを受けた信長は、自らの出陣を決め、安土から上洛して本能寺に泊った。しかし、六月二日、中国出陣の命を受けた明智光秀の叛乱のため、信長は本能寺で、子信忠は二条城で最後を遂げた。ここに信長の天下統一の事業は挫折し、その事業は秀吉によって受け継がれることになった。

信長の天下統一への政策 信長の経済政策としてまずあげられるのは、座の特権を認めず、誰もが自由に商売できるようにとされた楽市・楽座の令である。この政策は、商工業の発達をはかるとともに、城下町に商工業者を誘致してその経済力を利用しようとするものであった。天正五年六月に「安土山下町中」あてに出された一三ヶ条をみると、安土城下町を完全な楽市・楽座とし、諸役免許をして商業取引の自由化・保護をするばかりでなく、強制的に安土に商

人を宿泊させたり、取引させることによって繁栄をつくりだそうとしている。この楽市令の第一号として加納円徳寺（現岐阜市）に立てられた制札があげられる。この制札について最近新しい見解が出されている。つまり、「この楽市令は、じつは、信長に敵対する一向宗寺内の解体を目ざして創出されてきた、すぐれて軍事的な政策でもあったのではないか」（小学館「日本の歴史15」）として、信長が加納の市場に指令した内容を「加納の市場にやってくる者には織田領内の従来の自由を保障し、これまでの借金や借米などの債務も破棄し、それに屋敷地の年貢や諸負担も免除しよう。譜代の下人も市場では自由にあつてよい。強引な買上げや宿取りや暴力沙汰は絶対許さぬ」と解釈し、まぎれもない寺内市場解体令であるとしている。そして、解体者は信長、被害者は一向宗とするのである。つまり、信長はこのとき、諸役免許という守護特権をはこる寺内の特権をすべて否定して寺内を解体し、一向宗寺内という小都市Ⅱ町場を、信長の分国（領国）、つまりその政治・経済圏のひろがりの一環としてつくりかえてしまおうと意図されたとしている。（小学館「日本の歴史15」）

信長の統一事業が進められ、勢力範囲とともに経済圏が拡大されるにともない、これまで各所に設けられていた関所が撤廃されていった。それは、海路や陸路の要衝にその地の荘園領主や在地領主（土豪）たちが、関税の収益をねらって設けていた関税徴集権を領主から取り上げ、信長の権力のもとに再編成をはかろうとされたものであり、流通路支配のための新しい政策であった。しかし、この関所撤廃についても、単に領主権益の全面否定としてだけでなく、一向一揆の人々が大阪を中枢として創りあげてきたいわば一向一揆の流通路、石山戦争の大動脈としての大坂通路を破砕し、安土通路とでもいうべきものを創りだすことこそ、この政策のねらいであったとも考えられる。（小学館「日本の歴史15」）

信長は抜群の敏速さと機動性を備えた軍隊をつくりあげていた。信長軍の機動性を支えていたのは「御馬廻り衆」とよばれる直属親衛軍であり、実戦の中核部隊となっていた。「信長公記」が聖徳寺において斎藤道三と対面したと

きの信長について「御件衆七八百、轡すそを並べ、健者たけもの先に走らかし、三間さんま間中柄まなまの朱やり五百本ばかり、弓鉄砲五百挺もたせられ」と記しているように、信長親衛軍は長槍隊と鉄砲隊で組織されていた。しかもその鉄砲装備率とともに集団訓練度が高かった。

それはまた、鉄砲の生産地である堺と近江国坂田郡国友村を支配下に収めていたことによるものである。国友鍛冶との結びつきは、天正二年（一五七四）秀吉を通じて鉄砲鍛冶国友藤二郎に一〇〇石を与え特別の保護を加えるなど緊密なものがあつた。ここに当地勢至の鉄座と国友村、あるいは勢至の鉄座と信長の関係が大きく浮びあがる。このことについては別項で述べることにする。

次に、農民に対する信長の政策をみてみる。永禄十一年（一五六八）一〇月、近江国蒲生郡の村から「指出し」を取り、元亀二年（一五七二）には伊勢、天正八年には大和地方で検地を行なっている。その目的は、やはり年貢額や農民軍役を確定するためのようである。また、当時は年貢減免運動がくりかえし行なわれていたときである。それだけに信長は、限らない減免闘争を食い止めるために、収穫の三分の一を農民に与えるかわり、それ以外の減免は川道になった場合を除き一切認めないという原則をうちだしたりした。こうした農民支配のきびしさと同時に、治水・灌漑などに大きな関心をはらい農村の安定にも力を入れた。そのことは、生産力の安定をはかるとともに、積極的な農村介入を通して農民の自治的統合を解体し、領主的再編成を進めようとしたからである。

信長が統一政権を確立してゆく過程で最も果敢に戦つたのは寺院勢力であつた。当時の寺院は、依然として伝統的な権威の上に立って、武士の領国支配に対抗していた。そのため信長は、延暦寺を焼き打ちし、一向一揆をおさえるなど、仏教徒に対しては憎悪をにえたぎらせることに徹した。しかし、当時ようやく広まりはじめたキリスト教に対しては、それを許し、教会を建てて保護するなど好意的な態度を示した。

二、豊臣政権の成立

秀吉の天下統一 秀吉は天正一〇年（一五八二）六月二日の本能寺の変後、直ちに毛利氏と和を結び、摂津尼崎へ軍をかえした。そして同月一三日には天王山・山崎で明智光秀と対陣し、それを破った。このとき、信長の重要拠点であった安土城も坂本城も、占領していた明智一族とともにほろびた。ついで同月二七日には、柴田勝家・丹羽長秀・池田恒興らと清州会議を開いて、信長の継嗣を定め遺領を処分した。

清州会議を契機として、秀吉に対する不満がもちあがり、対決がせまられた。秀吉は伊勢の滝川一益、越前の柴田勝家を破り、越後の上杉景勝、加賀の前田利家と和睦するなどして、天下統一へ一歩一歩地をかためていった。

天正一一年には大阪城を築き全国統一の本拠地とした。この築城にあたって秀吉は、「畿内の廉目よきところ」に候の間、居城に相定」と大坂を選び、三〇余か国の城持ち大名衆に工事を割りあててすすめた。そのおり、夫役として農夫たちをかりだすにあたって、前年以来強化されてきた検地の結果が功を奏したようである。一方、徳川家康は織田信雄の求めに応じて、尾張国小牧・長久手で秀吉と戦ったのち、和睦し、その後家康は秀吉に従臣した。秀吉は天正一三年には四国の長曾我部元親を降し、同一五年五月には九州の島津義久を降伏させて九州を平定した。ついで天正一八年には小田原の北条を攻略して、ついに全国統一事業を達成した。

秀吉の政治 秀吉の政策の中心はいわゆる兵農分離の諸政策であり、検地と刀狩に重点がおかれた。

検地とは、土地の面積や収穫高や耕作者を調査することであり、すでに中世においても検注けんちゅうといひ荘園領主により、たびたび実施されてきた。また戦国時代においては北条氏綱・今川義元をはじめとし、毛利・武田・上杉・織田と各

地の大名たちが領国制を確立するために検地を行なってきた。しかし、秀吉の行なっていたいわゆる太閤検地は、従来の複雑な土地関係を整理し、貫高制から近世的な石高制へと知行の形を変革するものであった。それだけに、この太閤検地は「天正の石直し」ともいわれた。地方によっては、単に貫高を石高に換算しただけの場合もあったようであるが、繩打ち（実測）にもとづいて改めて査定するのが原則であった。またこの検地はそれだけにとどまらず、農民が土地にもつている複雑な権利関係にまでメスをふるっていった。

秀吉が美濃国を総検地としたのは、天正一七年の秋から翌年にかけてである。増田右衛門尉長盛・太谷刑部少輔吉継・浅野弾正少弼長政・伊藤加賀守秀盛・片桐主膳正貞隆・石田左頭正澄・木村常陸介重高・木村弥一右衛門清久・早川主馬首長政・毛利兵橋重政・石川備前守光吉・小野木縫殿助重次・寺西筑後守正勝・日禰野久助・竹中源介重隆など子飼の武将を中心に検地奉行を任命し、次のような検地条目を与えた。

一 田畠屋敷ともに五間・六〇間の定で、三〇〇歩に繩を打つこと。

見はからって定めること、

一 田地上は京舛一石五斗、中は一石三斗、下は一石一斗代に定め、それより下は見はからって申付けること。

一 給人や百姓にたのまれて礼錢や礼物を一切受け取らぬこと。

一 島上は一石二斗、中は一石、下は八斗に定め、それより下は

一 兵糧をもらえるから自まえてやること、

この条目で注目されるのは、従来の貫高制をやめ石高制としたことである。それに一反が三六〇歩であったのを太閤検地では縦横五間・六〇間の三〇〇歩を一反と定めている。また、田畠の石盛（標準取獲高）については、中世以来の雑多な斛を京斛（一升ますでいえば六四、八）に統一し、上中下田畑の一反ごとに査定していることである。

検地によって石高が定められ、検地帳に登録された農民は、耕作権が認められたかわりに、必ず貢租を納めなければ

はならなかった。この貢租は秀吉の時代には収穫高の三分の二（二公一民）の現物納として徴収した。そのため、田畑を荒したり、他へ移ることはできなくなった。また、土地を離れていった農民を呼びもどす政策や年貢完納をはかる手だてがいくつか講じられた。

この他に農民に課せられた負担として夫役（労働力徴発）があった。たとえば戦乱の際の陣夫、材木輸送人夫、堤防工事人夫などは、農村から夫役として徴発したものである。しかし、夫役徴発の権限は、必ずしも土地に対する知行権に附属したのではなく、治水工事のように公的な意味をもつ労役の場合は、知行の領域を越えて徴発される場があった。

その後、文禄三年（一五九四）、秀吉は古田兵部少輔重勝を奉行として、山林に対する総検地いわゆる一国山検地を実施し、寺社や個人の所有している全林野を調査し、入会林野の境界や用益方法を定めるとともに、この検地に基づいて山年貢を賦課し、これを蔵入とした。（農史史料編 近世三―八五）

ところで、検地帳の末尾には屋敷地とその持主の名が載せられているのが通例である。しかし、検地帳にはこの屋敷持ち農民のほかには屋敷地を登録されないで、一反・二反といったわずかな耕地だけを登録された小農民がたくさんあらわれている。これらは本家から分けてもらったわずかな田畑を耕作する隠居や弟妹・下人などで、零細なため本家に経済的に頼らなければ生活できない人々であった。秀吉は、これらの人々にもその耕作権を認め、はっきり分家させて年貢の負担者にしようとしたのである。

秀吉の政策の中で検地とともに注目されるのは刀狩りである。つまり、農民が武器を持つことを禁じ、これを取り上げるという方針は、すでに天正四年（一五七六）当時、越前の柴田勝家によって行なわれているが、秀吉は、これを全国的な規模で実施した。天正一六年、百姓には不必要な道具をたくわえ、年貢を納めず、一揆を企て知行主に

非道をふるまうからと理由づけ、武器を集めてさし出すことを命じた。この時、没収した武器・武具は、京都の方広寺に建てる大仏のクギやカスガイに使うことをぬけ目なくつけ加えている。これによって従来土一揆、一向一揆の主体となった農民、僧侶の力はおさえつけられ、兵農分離に拍車がかけられた。武士は農村を離れて城下へ移り、地侍の家柄で農村に残ったものは、検地帳に名請人として登録され、百姓として位置づけられた。この政策は諸大名たちにとっても領地支配をかためるためによい契機となった。

交通政策としては、信長による関所撤廃を受け継ぎ徹底的に行なった。そのため関税徴収を主目的とした中世的な関所は全くなくなった。また、従来六町一里、三九町一里、四八町一里、五〇町一里、六〇町一里など区々であった一里の制を、三六町一里と定め、一里塚の築造を行なった。

文禄三年（一五九四）正月、秀吉は京都から尾張清洲までの宿駅を定め、各宿は人足二〇〇人から一〇〇人、馬五〇疋を負担すること、これ以上必要なときは、隣郷が出すことを命じている。ただしこの場合も朱印状を持つ者だけに使用が許可された。宿駅はつぎのとおりである。

京・大津・勢田・守山・八幡・山崎・佐和山・柏原・垂井・大垣・墨俣・清須（垂井町史）

三、勢至の玉井氏と鉄座

勢至の玉井氏と鉄座 勢至は、養老山麓を牧田から津屋を経て伊勢へぬける伊勢街道に面して立地する集落である。現在は二四戸しかない小規模な集落ではあるが、里伝によれば、「勢至千軒・寺三ヶ寺」といわれ、かつて賑いをみせた勢至が語り継がれている。

その賑いが果して事実であったのだろうかと疑問に思われるところである。山麓という立地を考慮すれば、農家を

主体にする集落が千軒もまとまることは不自然であるし、商工業の発展した地域というのも直ちに理解しがたい。そのようなところから、従来、多芸七坊の勢力の展開が強調されてきた。

それが、玉井文書（福岡県久留米市梅満町玉井直氏所蔵）の発見により商工業者の町として勢至がクローズアップされることとなった。つまり、勢至に鉄座が存在したことが明らかにされたのである。それにともない、勢至には「鍛冶屋町」・「町屋」という字名があるとか、勢至の山からは鉄糞が出たなどという話題がひき出されることとなった。それと併せて、勢至は、単に京畿あるいは北国と伊勢を結ぶ伊勢街道に位置する一宿としてでなく、街道と舟運を結ぶ重要な起点あるいは中継地点となっていた。このように、軍事上、交通上重要な位置を占めていただけに、再三に亘り為政者より折紙・判物等が出されている。

- ① 多芸合戦直後に出された天文四年九月一日の大野修理大夫折紙（史料編上）
 - ② 美濃国を手中にした織田信長が、全国統一へ乗り出そうとした時期である永禄一二年の織田信長朱印状（史料編上）
 - ③ 信長が本能寺に倒れた直後に出された天正一〇年六月二八日の堀秀政判物（史料編上）
 - ④ 信長の正統な後継者として選ばれた織田信孝の天正一〇年七月六日付けの判物（史料編上）
 - ⑤ その後、信孝にかわって実権を握った羽柴秀吉の天正一一年三月二二日の判物（史料編上）
 - ⑥ さらに、天正一一年八月秀吉から大垣城を任された池田信輝（恒興）の九月二二日の判物（史料編上）
- このように、支配者が交替するたびに出されている一連の文書は、鉄座関係者玉井氏が、領主権力の擁護を求めたこともあるが、反面、支配者側としても放置することができなかった重要な地域であったことを物語っている。
- ところで、これらの書状の宛所となる玉井氏は如何なる人物であったのだろうか。今その出自を物語る系図等は、玉井家には伝わっていない。しかし、立政寺（岐阜市西庄）文書（岐阜県史料編古代中世一、三〇七頁、「玉井利次・

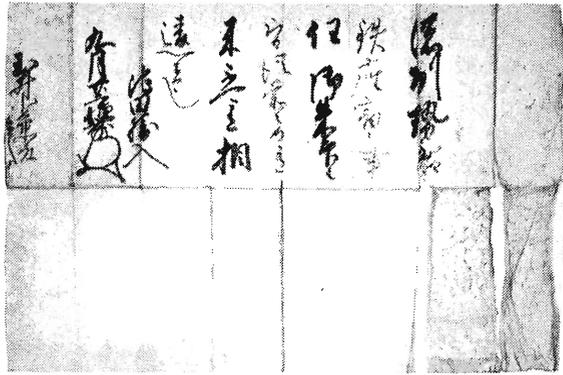
国枝勝助連署書状」)に登場する玉井次郎左衛門尉利次(斎藤山城守道三家臣、山県郡赤穂村領主)に関連ある人物ではなかったかと思われる。それというのも、立政寺の濫觴石川氏と玉井利次の関係は申すまでもないが、その後大垣城主となった石川氏が、元和二年(一六一六)転封に際し日田(九州福岡県)へ隨身し、移住した玉井氏の行動は、両者の関係の密接さを伺わせるものである。

さて、玉井氏を中心に、勢至千軒といわれ栄えた勢至も、天和三年(一六八三)には八軒となってしまっている。この急速な衰微は何によるものであったか大変興味もたれるところである。それを求めるべく玉井氏の動静を窮つてみることにする。

玉井文書によれば、年次は明らかではないが、「勢至ニハ子を置候て、……ぬしハつやへ越候て、せいしも□□仕候様ニ、舟たちん以下入候て可然候」(史料編上、二二五頁)と、勢至から津屋への移住が促されている。また、玉井氏自身も移住を望み、小倉へ移りさらに根古地へ越したいと願っている(史料編上、二四四頁)、さらにその後、「最前被申候おくらニ居候せいしの宿之事、高田町ニ置可申候条、則、家をも立て、涯分商人之付候様ニ仕候へと、可被申遣候」(史料編上、二二三頁)と徳永寿昌によって高田町へと位置づけられている。

このように勢至を去っていったのは玉井氏ばかりではない。三ヶ寺の一つである専了寺(現在栗笠)も、慶長一〇年栗笠へ引移っていった。他の二ヶ寺も、勢至の衰退にともないそれぞれ転居したようである。寺の移転は人口減少を物語るものであろう。では、この現象は、何に起因するものであろうか、今少し推測をしてみることとする。

一般には多芸七坊の衰退があげられるが、多芸七坊を支えた鉄座の存在をみのがすことはできない。つまり、多芸七坊の盛衰と鉄座の盛衰を表裏一体のものとしてとらえると、その起因は別のところに求めていかねばならぬものであろう。ところで、鉄座にはその材料となる鉄がつきものである。その鉄をどこで求めたのかに焦点をあてて考えてみる。



物判興恒田池

勢至を中心とする地域には鉄鋼産地は求められない。とすると他所からの移入が必然的に考えられよう。そこで浮び上ってくるのが国友村(現長浜市)である。琵琶湖の湖東に位置する国友村は、堺・根来とならぶわが国三大鉄砲生産地の一つである。ここでは、鎌倉時代以後の刀鍛冶たちが最良の素材として好んで用いた山陰・伯耆の玉鋼を、越前の敦賀と若狭の小浜より北国街道、若狭街道によって入手していた。それが今少し足をのばし、当地を経て太平洋側へ運び出されたと推測してもおかしくはない。尾張の信長が国友村より鉄砲を入手したのもこの経路であったことだろう。その後国友村の支配は、信長から秀吉・家康へと継がれていった。それは、鉄砲の重要性というより、むしろ危険が含まれるものとして統制はより厳しくされていった。家康が、美濃への入口、つまり今須を大久保長安のもとに幕領となし、国友村からの経路を見張り続けさせた。そして幕藩体制が固められる中で国友鍛冶が凍結されていき、鉄鋼輸送の減少とともに、その影響が勢至の衰退となつてあらわれたものであろう。さらに、慶長一六年、今須・関ヶ原・牧田宿が、上り下りする荷物をめぐって争論を越したのも、主要な下り荷物であった鉄鋼の輸送が減ったことによるものではなかっただろうか。慶長二年の玉井文書に、「下荷物方荷鉄」とあるところからも推測できよう。

勢至の衰退は、これらのこととともに、河川の変動も関係していると思われる。現在の牧田川は、牧田から烏江を経て揖斐川に合流しているが、かつては、牧田から桜井・勢至・小倉・津屋へと南流し、牧田川と津屋川が結ばれて

いたという。元禄六年牧田川筋変遷につき江戸検使に申上げた口上書によれば次のように記している。

一、濃州多芸郡烏江村前の川、先年ハ九瀬川斗ニテ、牧田川ハ山

通川筋にて駒野村前へ出、今尾村下ニテ大川ニ落合申候処、

其後徳永法印様御領分ニテ、山通落申候川を烏江村前へ御堀

替被成、九瀬川と落合、烏江・高瀬の間川通申候、其以後法

印様御領分御土地御蔵入ニ罷成、石原清左衛門様御支配ニテ、
其節岡田將監様美濃国御郡代被遊、堤丈夫被仰付、梓四ヶ所
烏江村前へ御入被為成、其梓の古木、今所々ニ御座候、御国
梓と申候事。

この口上書では、徳永寿昌が掘替えたと記しているが、それ以前にすでに河道がついていたものと思われる。つまり永禄九年（一五六六）の牧田川の氾濫とともに河道が変わり烏江村の方に向って東流するようになっていた。しかし、この時期にはまだ勢至の玉井氏による文書が発行されているところから、二流にわかれ、本流は依然として津屋川へ流れ込んでいたものであろう。その後、天正一三年（一五八五）の美濃国を襲った大地震は、養老山脈をゆり動かし、また翌年の大洪水は、津屋川へそそぐ数多くの谷川筋に土砂を運び出させ、川を堆積土で埋め、舟運を不可能としていった。それにともない、玉井氏は小倉・津屋（津屋川流域）、根古地（揖斐川流域）、高田（嶋田湊）へと移り住んでいる。

以上、勢至の衰退を裏づける史料が乏しいだけに、推測の域を出ぬが、参考のために記した。

第二節 江戸時代の政治

一 領主とその領知

幕府領 関ヶ原の戦後、西軍に属した大名たちの所領は、没収されたり削減されたり、また転封されたりした。それに対して東軍に属した諸将は、働きに応じて所領をあてがわれた。このとき大名領・旗本領とならなかった地は幕府直轄領とされた。

美濃国における幕府領の支配は、はじめ間宮彦次郎・諸星藤兵衛・栗原右衛門尉などの代官衆が行なったが、翌慶長六年（一六〇一）以降は、代官頭であり美濃国奉行の大久保石見守長安が支配した。

大久保長安は岐阜靱屋町に陣屋を創設し、美濃国内の政治・経済・軍事上の拠点を直轄領とした。そして大久保長安とその配下の代官山田右衛門尉直時・栗原右衛門尉盛清・徳永左馬助昌重・林丹波守勝正・岡田将監善同・遠山久兵衛友政・山村甚兵衛良安などが七万三〇〇〇石余の直轄地を支配した。そのうち現養老地方においては、徳永昌重が次の村々八か村高三五五四石二斗六升六合を支配した。

栗笠村	五八四石一斗五升三合	下笠村	四五九石八斗
鳥江村	二五六石二斗	江月村	七五三石八斗
舟付村	七〇二石九升	大野村	一一三石九斗
飯田村	一八八石七斗七升三合	口ヶ嶋村	四五九石五斗五升

それが、元和二年（一六一六）の美濃国郷帳（岐阜県史料編近世一—二）では、石原清左衛門一重の支配するところとなっている。おそらく徳永昌重の死去にともない、家督を継ぐこととなり代官職を辞したものであろう。

石原清左衛門は、もと武田氏家臣であったが、家康に仕えて代官として活躍した。陣屋ははじめ可児郡兼山にあり、ついで郡上郡上有知におかれていたが、元和年上有知が尾張藩領となるにおよんで多芸郡下笠村へ移された。

その後元和五年に、舟付・栗笠・烏江・下笠など前記村々は尾張領となったが、陣屋はそのまま下笠におかれ、正重（寛永一〇年〳明暦二年）、正永（明暦二年〳延宝三年）と続いた。しかし、元禄一二年正利の代に伊勢国四日市へ移された。その間正保年間には段海村・祖父江村・横屋村新田を支配したり、越前へ転封になった小笠原貞信の跡地を支配したりした。

館林領 慶安四年（一六五一）四月徳松君（徳川綱吉）のため一五万石の所領が設置された。寛文元年閏八月にはさらに一〇万石が増され、合わせて二五万石が綱吉の所領となった。このうち美濃国内には三万石が設定された。

綱吉は上州館林に居城し、寛文元年一二月参議に任じられ館林宰相と称された。美濃国内の所領支配は、代官岡田善政が行なったが、綱吉の家臣が代官となって各地に陣屋を設け直接支配した村もあった。室原村は、寛文元年（一六六一）に綾野・塩田・表佐村とともに館林領となった。

綱吉は延宝八年（一六六〇）五月六日將軍家綱の養子となり、同月八日に家綱が没したため、同年八月二十五日に將軍宣下を受けた。そのため館林領村々は再び幕府領となり、不破郡綾野村（現在大垣市綾野・真照寺屋敷）に立てられていた陣屋も引き払われた。（記録帳
鹿野栄子所蔵）

幕府領大垣藩預所 元文四年（一七三九）、代官野田甚五兵衛古武は、池田郡粕川野（加須河原）および池田野を、願主の加納町和泉屋吉左衛門、吉文字屋庄三郎および安兵衛に開発させた。新田開発が進み、しだいに農民が移住し、検地も実施されて、代官支配地になるところとなった。しかし、周辺の村々はすべて大垣藩領であったため、大垣藩主戸田氏英は、支配関係のちがいがから、「後年に至り彼是争論出入り等も出来仕る」ことを憂い、延享元年（一七四四）一二月、向新田を預所に指定するよう幕府に申請した。そこで同三年五月一六日、幕府勘定所より願のとおり、加須河原新田高七八四石八斗五升六合と池田野新田高二一石五斗九升八合、合計一〇〇六石四斗五升四合を預けられ、代官天野助次郎正景より請取った。これが大垣藩預所のはじめである。（歴史通史 編五世上）

大垣藩預の幕府領は、その後次第に増加し、寛延三年（一七五〇）・宝暦五年（一七五五）・同九年・同一三年・明和七年（一七七〇）・安永四年（一七七五）・享和四年（一八〇四）・文化三年（一八〇六）にそれぞれ増地村替が行なわれた。

寛延三年一〇月八日には、不破・多芸・安八三郡内で増地があり、預高は一万〇五一四石余となった。多芸郡では、根古地村・大場村・同新田を美濃代官青木次郎九郎より請取り、直江村を信楽代官多羅尾四郎右衛門より請取った。このうち、根古地村・大場村・同新田は、以後大政奉還まで預所となった。

宝暦五年六月一三日には、加納藩主安藤信尹の上知によって方県・本巢・席田三郡内で一万六二八二石余を請取り、同九年二月一日には、最寄替によって方県郡で八六一六石余の増地があり、川崎平右衛門代官所および笠松陣屋当分御預所より引継いだ。さらに同一三年八月五日には、笠松代官千種清右衛門直豊から多芸郡上之郷村・島田村・押越村・横屋村・五日市村・岩道村と安八郡内において九七五二石余を請取った。この時に引継いだ多芸郡内六ヶ村は大政奉還まで大垣藩預所となった。

明和七年四月には、大津代官石原清左衛門重久から本巢・大野・池田三郡内で二万〇九九〇石余、同年六月には最寄替によって代官石原清左衛門から不破郡の内において一万二六九二石余を引継ぎ、同年閏六月には最寄替によって不破・大野両郡内において六八三九石余の地を預けられ、石原清左衛門から引継ぎを受けた。

安永四年十一月二十九日には、厚見郡の内において一万〇八七六石余の地を預けられ、代官岩出伊右衛門から引継いだ。^(忠)

享和四年正月には不破・池田・安八三郡内で一万七〇八九石余を最寄替によって預けられ、多羅尾四郎次郎より引継いだ。

文化三年七月には、池田・安八郡内の大垣藩領と幕府領との村替により、多芸郡志津新田と石津郡内における大垣領分の地一五九八石余が大垣藩領所となった。

大垣藩領所はその後も多少の増減がみられた。大垣藩がはじめて幕府領を預けられた延享三年の支配高は、二ヶ村で一〇〇六石余にすぎなかったが、その後、数次にわたる増地によって安永四年には二一ヶ村六万九三二七石を支配し、西美濃地方の殆んど幕領が大垣藩預役所の支配下に入った。なお、明治元年(一八六八)一〇月には、一〇九ヶ村六万九三二七石余となった。^(大垣藩地方雜記 県史史料編近世二一六二)

高須藩領 徳永式部卿法印寿昌は、はじめ尾張国丹羽郡と美濃国松ノ木で二万石を領し、のち一万石を加増されて松ノ木城主三万石となった。その後寿昌は、慶長五年(一六〇〇)、関ヶ原の戦の戦功により美濃国で二万石の加増をうけた。同時に尾張国の領知を改められ、多芸・不破・石津・海西の四郡の内で五万六七三石を領し、高須を居城とした。

当養老地方では次の村々が徳永領となった。

九〇二石三斗五升	半の木村	一一一三石六斗八升	上戸村 ⁽²⁾
五二二石	石畠村	二二六石一斗九升	高富村 ⁽²⁾
七二八石八斗五升	押越村	四七二石	鷺巢村
五五六石六斗七升	上方桜井村	七七石四斗一升	五日市場村
四五九石九斗八升	橋詰村	二六〇四石	嶋田村
二四五石三斗	中村	五四石	あか ⁽²⁾ を村
一一〇〇石三斗七升	宇多村	一二石六斗一升	若宮村
四五九石七斗五升	金屋村 ⁽²⁾	四一石六斗五升	舟見村
四一〇石三斗二升	領富村	四七石三斗五升	大葉村
一〇五六石九斗八升	直井村	一一八石	ねこち村
一一二石五斗六升	龍清寺村	四五八石八斗九升	おくり村 ⁽²⁾
七九石八斗八升	明德村 ⁽²⁾	一六〇石五升	白石村
五一石四斗六升	法那村 ⁽²⁾	一〇四九石五升	室原村
八九石七斗一升	かしわ洞村		

(岐阜県史史料編近世一―一)
慶長六年「美濃一國郷牒」

寿昌は、翌慶長六年六月より三ヶ年、城郭を修築し、家中屋敷・町屋を建てつらねたりした。そのため本高のうち二五〇石が家中屋敷・濠などとして引高となった。また、その子昌重には多芸郡根古地村で屋敷を構えさせた。

一方、領内の支配にあたっては土豪層を活用して施政をすすめた。押越村の渋谷六左衛門、飯ノ木村の丸毛六兵衛、龍泉寺の西脇久右衛門尉などがその中心となった。その他田中伝左衛門尉・香川太介・西脇清介・稲葉平三郎・志藤田清左衛門・浅野少五郎・藤田助三郎・河村太兵衛などの名もみられる。

徳永寿昌は、慶長一七年（一説に慶長一六年）七月一〇日歿し、高須の広徳寺に葬られた。

ついで寿昌の子昌重が遺領を継ぎ、大阪冬の陣・夏の陣に戦功を挙げ、元和三年九月五日、新墾地を合わせて五万三七〇〇石余の朱印状を与えられた。

寛永四年（一六二七）、昌重は大阪城改築にあたって二の丸石垣築造を命ぜられたが、酒色におぼれて工事監督不十分であったため、期日近くに石垣が崩れ落ちてしまった。その子昌勝は、父の乱気を理由にみずからその工事にあたることを前將軍秀忠に願ひ出た。秀忠は工事さえ完成すればと諒承したという。しかし將軍家光は普請の不始末は父子の間で内分にすべきところを、父が乱気と申し立てるとは親不幸な所業として、翌年二月二八日所領を没収してしまった。昌重は出羽国荘内城主酒井宮内大輔忠勝に預けられ同一九年六月一九日に配所で歿した。

その子昌勝も三月一五日越後国新発田城主溝口伯耆守宣勝に預けられたが、慶安元年（一六四八）家康の三三回忌に許されて、同三年末に食禄二〇〇〇石を与えられて寄合の座に列した。

徳永氏 二代

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月	没年月	享年	備考
1	徳永 寿昌 (なかつか)	下総守・石見守 式部卿・法印	慶長 五・	慶長一七・七・一〇	64	関ヶ原の戦功により高須城を与えられた。慶長六年より三ヶ年城郭を修築し、昌重には根古地で屋敷を構えさせた。 法名は広徳院桂巖寿昌、墓所は高須広徳寺
2	徳永 昌重	左太郎・左馬助	慶長一七・七	寛永一九・六・	63	大阪兩陣とくに夏の陣には、後藤基次・薄田兼相らと一戦をまじえて大功があった。寛永五年所領を没収され、出羽国酒井忠勝に預けられる。

徳永昌重の旧領内村々は、しばらく幕府直轄となり、岡田伊勢守善同の支配となった。

ついで寛永一七年（一六四〇）九月、小笠原土佐守貞信が来治した。貞信は、多良村高木権右衛門貞勝（西高木）の長男として生まれたが、寛永一六年九月に下総国東葛飾郡関宿城主の小笠原政信の養子となった。翌一七年九月一四日に遺領を継ぎ、一月に関宿から高須へ移り二万三〇〇〇石を領した。

徳永氏が改易されたのち一〇年余も明城（あき）となっていたため、城の破損はもとより、家中屋敷も二・三残るのみで町家も大半が移住し去っていた。そこで貞信は城下の復興につとめ、延宝九年（一六八一）には、「繁川の城と相成り、郷中堤樋共丈夫に相成り、万民安堵」するまでになった。

しかし、高須は水害が多く、貢米収納が年年欠損するため、元禄四年（一六九一）七月二六日貞信は願って越前国大野郡勝山城二万三〇〇〇石に移った。

跡地は再び幕領となり、岩手藤左衛門・南条金左衛門及び石原清左衛門の三代官に分けて支配された。二年後、一円笠松陣屋支配となった。

小笠原氏一代 寛永一七〜元禄四年

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没年月日	享年	備考
1	小笠原貞信	伊勢松・新五郎 主膳・土佐守 一 支	寛永一七・一一・	正徳 四・六・一七	84	貞信は、多良高木貞勝の子で、外祖父下総関宿城主小笠原政信に養われ家督を継いだ。 元禄四年越前大野郡勝山城へ移つてのち隠居して一玄という。 法名は、真光院鏡梁一玄

大垣藩領 大垣城は、慶長五年九月に陥落してのちしばらく番城となった。その間松平周防守康重が城番として在城したが、翌六年二月、関ヶ原の戦功により封ぜられた石川長門守康通に城を渡した。大垣藩五万石の藩主となった石川氏の治世は、三代目石川主殿頭忠総が元和二年（一六一六）九月に九州豊後国日田六万石へ転封となるまで続いた。

石川氏が支配した村の内訳は判明しないが、元和二年九月から大垣藩に移封された松平甲斐守忠良も五万石を領有したところから、その領知は両者とも同じであったと推測される。つまり、安八郡六八村・池田郡二八村・多芸郡八村である。多芸郡八村は野口・上笠・瀧嶋などと現大垣市内の村落であり、当養老町関係のものはない。けれども、勢至にいた玉井氏が、石川氏転封に際し隨身したと考えられることもあり、参考のため石川氏の代より掲げることとした。

大垣藩主石川氏三代 一六年間

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没年月日	享年	備考
1	石川 康通	左衛門大夫・従五位下・長門守	慶長 六・二・七	慶長 二二・七・二六	54	天正一八年、家康より上総国鳴渡二万石を与えられる。関ヶ原の戦功で三万石が増される。 法名は法樹院華嶽崇英
2	石川 家成	彦五郎・従五位下・日向守	慶長 二二・七・	慶長 一四・一〇・二九	76	天正八年、家督を康通に譲って隠居していたが、康通が病死後、幕命により再び藩主となる。 法名は常寿院香譽梅殿

3	石川 忠總	宗十郎・從四位 下・主殿頭	慶長一四・一〇・	慶長 三・一二・一四	69	家成の外孫で大久保相模守忠隣の二男、大垣藩から豊後日田、ついで下総佐倉、近江膳所へ転封。 法名は忠総院日觀、墓所は京都本禪寺
---	-------	------------------	----------	------------	----	---

石川氏転封後、松平忠良が下総国関宿四万石から、大垣藩へ入部した。忠良の先祖は久松姓を称したが、永禄三年（一五六〇）徳川家康から松平姓を賜り、名乗った。寛永元年（一六二四）忠良が没した後は憲良が同年五月遺領を継いだ。幼少であったため四ヶ月後には、信州小諸藩四万五〇〇〇石へ転封になった。

大垣藩主松平氏二代 九年間

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没年月日	享年	備考
1	松平 忠良	五郎・三郎太郎 長三郎・從五位 下 甲斐守	元和 二・九・二八	寛永 元・五・一八	43	忠良の父康元は、徳川家康の同母弟にあたり、松平姓を与えられる。 法名は嘯月院江安宗吸
2	松平 憲良	五郎・忠憲・從 五位下 因幡守	寛永 元・五・	正保 四・八・	28	信州小諸城四万五〇〇〇石へ転封になるが、嗣子がないためお家断絶となる。 法名は高樹院月山江宗

松平氏の次に、丹羽福知山から岡部長盛が入部した。岡部氏は、はじめ駿河に住み今川氏の被官となり、のち武田信玄に仕えたが、主家没落後は徳川家康に仕えた。長盛は、小牧・長久手の戦いでは先陣をつとめ功績をあげ、天正

一八年（二五九〇）下総大崎城一万二〇〇〇石、慶長一四年（二六〇九）丹波亀山城三万四〇〇〇石、元和七年（一六二一）丹波福知山五万石と昇進した。長盛の子宣勝は、慶長一四年二月美濃守に任ぜられ、寛永九年一月遺領を継いだ。翌一〇年三月には播州竜野へ転封になった。

大垣藩主岡部氏二代 一〇年

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没年月日	享年	備考
1	岡部 長盛	従五位下・内膳 正	寛永 元・ 九・	寛永 九・一・ 二	65	岡部正綱の子、小牧・長久手の戦で功をあげる。大垣で没した。 法名は雄心院金室久要、墓所は池田部瑞蔵寺
2	岡部 宣勝	従五位下・美濃 守	寛永 九・ 一・	寛文 八・一〇・一九	72	寛永一〇年三月に播川龍野へ転封、のち攝州高槻へと移り、さらに泉州岸和田に転じ六万石を領す。 法名は泉光院鉄外可堅

岡部氏転封のあとを受けて、寛永一〇年四月二一日に松平越中守定綱が大垣藩六万石に入部した。定綱は、松平忠良の従弟で忠良の父康元の弟定勝の次子にあたり、将軍秀忠に仕え、慶長一〇年越中守に任ぜられた。そして同一五年下総国山川一万五〇〇〇石、元和二年常陸国河内郡下妻三万石、同四年遠江掛川城、寛永二年山城淀城三万五〇〇〇石の城主を歴任した。寛永一一年夏、將軍家光は上洛の途中に、大垣城に宿泊し、前年の水害救済のためとして金五〇〇〇両を定綱に与えた。定綱は同一二年七月に伊勢桑名城一萬石へ転封になった。

なお、定綱の入部に際し増加した一万石は不破郡と多芸郡のなかで与えられた。そのときの多芸郡下の村は、桜井・上方・石畑・橋爪・中・吉田・宇田・高畑・安久・大塚・多芸島・高瀬・上笠・野口といった村々である。

大垣藩主松平氏一代 三年

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没	享年	備考
1	松平 定綱	越中守・従四位下	寛永一〇・四・二二	慶安 四・二二・二五		松平忠良の従弟 寛永一二年七月二八日に伊勢桑名一萬石へ 転封 法名は大鏡院玄蓮社定誓一法

寛永一二年七月二八日、松平定綱の後を受けて摂州尼崎五万石より戸田氏鉄が入部した。それに際し五万石が増され、戸田氏鉄は安八・石津・多芸・不破・大野・本巢・池田の七郡内で一〇万石を支配することとなった。現養老町内で、その支配下におかれた村々は次のとおりである。

宇田村	一一〇〇石三斗六升五合	若宮村	一二石六斗一升
安久村	九四石一斗八升	柏尾村	八九石七斗一升
高畑村	二二六石一斗九升	清子村	五一石四斗六升
大塚村	一八八石三斗六升	龍泉寺村	一二六石二斗六升
石畑村	五二八石七升	上方村	三五四石四升九合
驚巢村	五〇一石七斗三合	櫻井村	三一八石二斗五升
船見村	四二石八斗四升	橋爪村	四九九石五斗七升一合

中村 二四五石三斗五升一合

吉田村 二四二石五斗

戸田氏は三河以来の譜代大名で、氏鉄の代には江州膳所三万石から元和二年（一六一六）摂州尼崎五万石へ転じ、寛永一二年大垣へ移ってきたのである。氏鉄は、寛永一四年の島原の乱には松平信綱とともに出陣し戦功をあげたり、正保元年（一六四四）には岡田将監・戸田丹波守光重とともに命により美濃国郷帳と国絵図を作製したりした。氏鉄以後の戸田氏は、一一代二三五年間にわたって西濃地方最大の領として明治二年の版籍奉還まで存続した。

大垣藩主戸田氏一一代 二三五年

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没年月日	享年	備考
1	戸田氏鉄	重氏・新二郎 采女正・左門 常閑	寛永一二・七・二八	明暦元・二・一四	80	寛永元年大坂城修築に大功をたて寛永一二年七月二八日、尼ヶ崎から大垣へ移封される。妻は家康の姪 法名は寛岸院長誉常閑、墓所は円通寺
2	戸田氏信	新二郎・伊賀 采女正・逸閑	慶安四・一・二八	天和元・一・二四	83	明暦元年、弟氏経・氏好に各四〇〇石、氏利に五〇〇石の新田を分知する。 法名は興林院天誉逸閑
3	戸田氏西	氏包・但馬守 左門・肥後守	寛文一一・七・一九	貞享元・六・七	58	延宝二年、弟氏広に新田二〇〇〇石を分知する。同五年美濃・江州の幕領の検地をする。 法名は高称院清蒼江白

8	7	6	5	4
戸田氏庸 <small>ヒロノブ</small>	戸田氏教	戸田氏英	戸田氏長	戸田氏定
伊賀守・采女正侍従	采女正・奏者番 寺社奉行側用人 老中	采女正・諸大名 寺社御判物御朱 印状改役・奏者 番	伊賀守・伊勢守 左門	伊賀・新二郎 采女正
文化三・六・一一	明和五・六・一三	享保二〇・九・二八	享保八・四・二二	貞享元・八・四
天保一二・三・一九	文化三・四・一七	明和五・四・二三	享保二〇・八・一〇	享保一八・七・二三
59	53	40	49	77
文化三年、命を受けて石津・多芸二郡内の領地一五九八石余を池田・安八二郡内の幕領と交換する。 法名は泰嶽院靈誓瑞雲	上州館林城主松平武元の二男。明和七年・安永四年の両度に幕領五万三〇〇〇石余を預る。 法名は寿徳院円啓教山	延享三年以後、次々と預所を増加し、氏英一代で幕領四万五〇〇〇石余を預かる。 法名は崇真院徳誓興善	享保一七年、弟定治に鷹米五〇〇〇俵を分け与える。 法名は享沢院乾誓徹元	元禄元年、弟氏成に三〇〇〇石を分知する。 (大垣新田藩) 法名は靈台院瑞誓松藏

11	10	9
戸田氏共 <small>たけ</small>	戸田氏彬 <small>たけ</small>	戸田氏正 <small>たけ</small>
采女正・大垣藩 知事・伯爵 オーストリア特 命全権公使・式 部長官	出雲守・采女守 侍従	采女正・左門
慶応 元・一〇・三	安政 三・一〇・二五	天保一二・五・七
昭和一一・二・一七	慶応 元・七・二九	明治 九・六・二八
83	35	64
氏正の子で、兄氏彬に子がなかったため養子となり家督をつぐ。 明治元年東山道先鋒を命ぜられ、勤王討幕軍に参加す。妻は岩倉具視の娘。 法名は慶徳院仁普温恭	文久元年和宮東下の際、警固役を勤める。 家茂の長州征伐に従い大坂に至る途で死す。 法名は大頭院仁普義勇	天保一五年江戸城本丸修営費金五〇〇〇両を献ず。ペリー来航の際、小原鉄心らを浦賀へ派遣し警固させる。 法名は善徳院積誉功道

尾張藩領 慶長一二年（一六〇七）閏四月尾張一円を所領として成立した尾張藩は、同一七年羽栗郡竹ヶ鼻村他七か村七五〇〇石、ついで元和元年（一六一五）には可児郡錦織村他六二か村三万二〇〇〇石余、同五年には多芸郡蛇持村他一四一か村四万八〇〇〇石余と美濃国内の村々を尾張藩領に編入していった。その結果、尾張藩領六一万九五〇〇石余のうち美濃国内にある尾張藩領が一二万七〇四三石余を占め、美濃国内藩最大の大垣藩をはるかにこえていた。

元和五年九月一六日から尾張藩となった現養老町内の村々を列記しておく。

蛇持村 四二三石四斗七升五合
 西岩道村 四五六石七斗九升
 飯田村の内 八七四石二斗六升五合
 栗笠村 六〇四石一斗五升三合
 下笠村 四五〇石

尾張藩主徳川氏一六代 二五〇年

舟付村 七一〇石九升
 大野村 一一九石九斗
 烏江村 二五二石六斗
 江月村 七五五石八斗
 ロヶ島村の内 四九五石五斗五升

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没年月日	享年	備考
1	徳川 義直	五郎太・義利 権太納言	元和 五・九・一六	慶安 三・五・七	51	徳川家康の九男、御三家の筆頭 法名は感慶院源敬公
2	徳川 光友	五郎太・光義 権太納言	慶安 三・六・	元禄一三・一〇・一六	76	法名は瑞能院源正公
3	徳川 綱誠 <small>誠</small>	綱義・権太納言	元禄 六・四・	元禄一三・六・五	48	法名は泰心院源誠公
4	徳川 吉通	五郎太・権中納言	元禄一・二・七・	正徳 三・七・二六	25	法名は円覚院源光公
5	徳川五郎太	参議	正徳 三・八・	正徳 三・一〇・一八	3	法名は真巖院
6	徳川 継友	八三郎・通頭 権中納言	正徳 三・一・一・	享保一五・一・二七	39	法名は晃禅院曜公

14	13	12	11	10	9	8	7
徳川 慶勝	徳川 慶藏 <small>ヒトカズ</small>	徳川 斉荘 <small>ヒロシタ</small>	徳川 斉温 <small>ヒロノ</small>	徳川 斉朝 <small>ヒロノ</small>	徳川 宗睦 <small>ムツ</small>	徳川 宗勝	徳川 宗春
義徳・権大納言	権中納言	言 要之助・権大納	言 直七郎・権大納	権大納言	言 熊五郎・権大納	友淳・友相義淳 ・権中納言	万五郎・通春 権中納言
嘉永 二・六・	弘化 二・八・	天保 一〇・三・	文政 一〇・八・	寛永 一二・正・	宝暦 一・八・	元文 四・正・	享保 一五・一一・
安政 五・七・	嘉永 二・四・	弘化 二・七・	天保 一〇・二・	嘉永 三・三・	寛政 一一・一二・	宝暦 一・六・	明和 元・一〇・
60	14	36	21	58	67	57	69
高須藩主松平義建の二男、宗家について藩政改革に尽力 法名は賢徳院文公	同右、斉荘の弟 法名は顕曜院欽公	一代將軍家斉の二男（九男ともいう） 法名は大覚院懿公	法名は良恭院僖公	一橋治済の嫡孫 法名は天慈院順公	嗣子なし、藩祖義直の系統断絶 法名は天祥院明公	高須藩主松平義淳で宗家を継ぐ、尾張藩中興の主 法名は賢隆院戴公	元文四年正月蟄居 法名は章善院逞公

15	徳川 茂徳 <small>茂徳</small>	茂栄・義比・権大納言	安政 五・七・	明治一七・三・	54	慶勝の異母弟、宗家をつぐ、のち慶応二年には一橋家をつぐ 法名は顕樹院
16	徳川 義直 <small>義直</small>	元千代・左近衛中將	文久 三・九・	明治 八・一一・二四	18	勤王に尽力 法名は隆徳院靖公

〔成瀬氏〕 成瀬氏は、はじめ本多正純・安藤直次らとともに徳川家康のもとで老中職をつとめた。その後慶長二年尾張藩徳川義直の傳役となり、元和三年（一六一七）には犬山城三万石に封ぜられ、今尾の竹腰氏と共に尾張藩附家老となった。

成瀬氏は美濃国内では多芸郡のロケ島のほかに安八郡で牧・中村の二か村、中島郡で市之枝・西加賀野井・東方村の三か村、合計一八七四石余を支配した。

大山藩主成瀬氏 九代 二五〇年

代	領主名	初名・官職等	家督年	隠居年	享年	備考
1	成瀬 正成	小吉・隼人正	元和 三	寛永 二	59	長久手、小田原、関ヶ原の戦いで戦功をあげる。 寛永二年正月一七日五九才で没
2	成瀬 正虎	隼人正	寛永 二	万治 二	70	妻は竹腰正信の娘、明暦二年、五〇〇〇石を増加される。万治二年に没す。

9	成瀬 正肥 <small>ねぶ</small>	主殿頭・隼人正	安政 四	明治 二	69	書山下野守忠良の子
8	成瀬 正住	隼人正	正保 九	安政 四	46	
7	成瀬 正寿 <small>ねぶ</small>	隼人正	文化 六	天保 九	57	
6	成瀬 正典 <small>ねぶ</small>	隼人正	明和 五	文化 六	79	
5	成瀬 正泰 <small>ねぶ</small>	隼人正	享保 一七	明和 五	77	
4	成瀬 正幸	隼人正	元禄 一六	享保 一七	64	
3	成瀬 正親 <small>ねぶ</small>	隼人正	万治 二	元禄 一六	65	

〈竹腰氏〉 竹腰撰津守重吉入道道鎮（道塵）は斎藤道三に仕え、天文一七年より永禄二年まで大垣城主であった。その子正時を経て係正信は、尾張徳川義直の同母兄にあたり、慶長六年家康に仕えて甲斐で五〇〇〇石を賜わる。同一二年義直の傳となって五〇〇〇石を増された。さらに同一七年に家康より一万石を加えられ、元和五年には義直から一万石を与えられて三万石となった。そして同八年より安八郡今尾に住み、代々尾張藩附家老として犬山の成瀬氏とやらんで仕えた。多芸郡における領地は、烏江・栗笠・舟付の三村一五六四石二斗四升三合と外新田八四二石六斗三升一合（概高二一四〇石六斗一升五合、外新田一一一七石九斗二升六合）であった。

今尾藩主竹腰氏 一〇代

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没年月日	享年	備考
1	竹腰 正信	万九・小伝次 山城守	元和 元・一二・二六	正保 二・四・三〇	55	光昌の子 法名は正信院安管道輝 墓所は名古屋相応寺
2	竹腰 正晴	山城守	正保 二・五・二六	延宝 五・正・一九	44	法名は正晴院曾管畢諦 墓所は名古屋相応寺
3	竹腰 友正	近江守	延宝 五・二・一〇	宝永 三・四・一九	34	法名は友正院賢管徹巖 墓所は名古屋相応寺
4	竹腰 正映	山城守	宝永 三・五・二五	宝永 六・正・一八	21	分家正辰の子 法名は正映院寛管徹巖 墓所は江戸西窪天徳寺
5	竹腰 正武	山城守	宝永 六・三・二二	宝暦 九・一二・八	75	正信外孫石河章長の子 法名は正武寺功巖義忠 墓所は志津野正武寺
6	竹腰 勝紀	山城守	宝暦 九・一二・二八	寛政 元・八・一九	52	尾張藩主宗勝の子 法名は映徳院諱管豊堂聽音 墓所は天徳寺

10	9	8	7
竹腰 正舊	竹腰 正美	竹腰 正定	竹腰 陸群
伊豫守	兵部少輔	山城守	山城守
文久 三・九・	天保 八・一一・二一	文化 四・二・一六	寛政 九・一〇・一二
明治四三・八・二一	明治一七・七・二四	嘉永 五・一二・九	文化 元・一〇・二六
	64		36
法名は清涼院正堂宗舊 墓所は関市円泰寺	墓所は天徳寺	法名は正定院聚徳晴山日円 墓所は天徳寺	法名は徳樹院崇誉天惠悠久 墓所は相応寺

〔石河氏〕 石河氏は、石河光吉の代には豊臣秀吉に仕え、犬山城三万石の領主であった。また木曾二郡の代官として一二万石の地をも管轄していた。しかし、関ヶ原の役のおり西軍に味方して敗れたため、光吉は京都で仏門に入った。けれども、光吉の子光忠は、徳川義直の生母である相応院に養われていたため、その縁により慶長一三年家康に召出され、同一五年美濃で九七八〇石余三三か村を与えられた。

多芸郡内では、飯田村六八五石四斗八升七合がそのなかに入っている。

石河氏が尾張藩に附属したのは、慶長一七年（一六一二）光忠の時である。光忠は邸を名古屋で与えられたが、在所は石津郡市之瀬村（現上石津町一ノ瀬）においた。大坂の役で戦功をたてたが、寛永五年（一六二八）三五才で没した。あとを継いだ正光は、慶安五年（一六五二）尾張藩家老となり、その子孫はいずれもこの重職をつとめ明治維新におよんだ。なお正光は、在所の市之瀬が、名古屋から遠く不便なため、中島郡駒塚村（現羽島市）に移った。以

下歴代は次のとおりである。

石河氏 一〇代（慶長一五〜明治二）

代	領主名	初名・官職	家督相統年	没年 月	享年	備考
1	石河 光忠	太八郎・伊賀守	慶長一五	寛永五・	35	慶長一五年美濃・棋津で一万石を賜り、慶長一七年尾張藩に附属。実母は志水氏の出身、五家老の一人
2	石河 正光	太八郎・伊賀守	寛永五・	寛文一・九・一〇	57	慶安五年尾張藩家老となる。在所を中島郡駒塚に移す。
3	石河 章長	伊勢守 大和寺 隠岐守	寛文一・	宝永五・五・四	60	
4	石河 正章	靱負・大炊頭 出羽守	宝永三	宝暦三・七・二八	70	弟正武は竹腰友正の家を継ぐ
5	石河 忠喜	伊賀守・隠岐守		享保一八・六・二一	28	
6	石河 光熹	・伊賀守	享保一八	安永二・七・二三	61	忠喜の弟
7	石河 光壽	太八郎・伊賀守	安永二	文化六・四・二〇	64	

8	石河 光豊	太八郎・		天保 三・	40	光富の長子光賢の子
9	石河 光美	伊賀守・隠岐守	文化 六	慶応 二・九・一六	76	
10	石河 光晃	太八郎・佐渡守	嘉永 六	明治一四・一・四	70	

織田長孝領 織田河内守長孝は、織田信長の弟有樂斎長益の子である。関ヶ原の戦功により慶長六年大野郡野村（現揖斐川町）に封ぜられて、多芸郡大塚村で二八二石五斗四升、吉田村（現養老町豊）で二八〇石五斗、その外本巢郡・大野郡で十ヶ村、合わせて一二ヶ村で一萬六石余を領した。

その子河内守長則は、寛永八年（一六三一）七月四日に没し、嗣子がなかったため家は断絶した。

織田氏 二代

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没年月日	享年	備考
1	織田 長孝	長一・従五位下 河内守	慶長 六・	慶長一一・七・五		号照藏玄高
2	織田 長則	従五位下・ 河内守	慶長一一・	寛永 八・七・四		嗣子なく家絶ゆ 号徹叟全英

堀直寄領 堀丹後守直寄は、慶長三年（一五九八）豊臣秀吉から越後国内で一萬石を与えられ、堀秀治（茜部出身

の秀政の子)に所屬した。さらに秀治からも知行を分け与えられて都合五万石を領し、越後国坂戸に居城をすえた。慶長一五年、主君の堀家が失政のため、所領没収となったとき、直寄も一万石を削られ信濃国飯山四万石に転じた。ついで慶長一六年に美濃国で一万石が増された。そのとき、当地の蛇持村、四二三石四斗七升五合、西岩道村四五六石七斗九升七合が直寄の所領となった。

その後、元和二年(一六一六)直寄が大坂の陣の恩賞によって越後長岡八万石に移ったため、蛇持・西岩道村はしばらく幕府領となった。そして元和五年、両村は尾張藩領となり、犬山成瀬氏の支配をうけた。

堀 氏 一代

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没年月日	享年	備考
1	堀直寄	丹後守	慶長一六・	寛永一六・六・二九	63	号鐵團宗釘凌雲院 墓所は東叡山の凌雲院

日根野領 日根野左京亮高継は、日根野織部正高吉の二男で、慶長七年(一六〇二)家康につかえ、安八・石津・多芸・方県・大野・山県・厚見の七郡で七〇〇〇石を与えられた。当地では、祖父江村、六三四石四斗五升弍合、段がい村四三石五斗八升三合、上ノ郷村六六石三合、東岩道村四九〇石五斗三升四合がその支配地となった。

のち高継は御小姓となり、大坂冬夏両度の陣に加わった。寛永三年(一六二六)、高継が卒したため、高次が遺跡をついで寄合に列した。しかし、嗣子がなく同八年に没し、家系は絶えた。

祖父江・段がい・上ノ郷・東岩道村は、寛永八年(一六三三)二月から幕府領となった。

日根野氏 二代

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没年月日	享年	備考
1	日根野高継	左京亮	慶長七・	寛永三・		日根野織部正高吉の二男 法名逸閑、墓所は駒込の勝林寺
2	日根野高次	左京	寛永三・六・	寛永八・二二・二		法名宗梅

佐々領 佐々左平太長重は、五〇〇石を知行する旗本である。五〇〇石のうち、当地の大津保（大坪）村で四〇一石五斗六合を、残り九八石四斗九升四合は山県郡伊自良村で領した。

長重は慶長一九年九月一〇日没し、その遺領は弟の長次が継いだ。

長次はまた、寛永二年（一六二五）父の遺跡のうち旧地五五〇石を賜わり、合計一〇五〇石を知行した。その後、隆直・成澄と継がれたが、元禄十一年（一六九八）佐々喜三郎成澄の代に、喜三郎が同僚の秋山十兵衛に遺恨があり、十兵衛を討取って切腹したため、采地を没収されてしまった。

佐々氏 四代

代	領主名	初名・官職等	領主就任年月日	没年月日	享年	備考
1	佐々長重	左平太	慶長五・	慶長一九・九・一〇・		法名源秋
2	佐々長次		慶長一九・	承応三・六・三・	64	法名伝尊

3	佐々 隆直	又兵衛	承応 三・一二・二七	延宝 五・四・二・	68	法名良長
4	佐々 成澄	喜三郎	延宝 五・七・一二	元禄 一・四・四・		切腹

法泉寺領 法泉寺領とは、伊勢国桑名郡七取村大字香取にあった法泉寺の所領で、ロケ島村五九五石五斗五升のうち一〇〇石がそれであった。その由来は、次のように伝えている。

織田信長の頃の法泉寺の任職を安田空明という。伊勢長嶋一揆か蜂起したとき、空明は本願寺に加擔し、一方の將として信長と戦った。しかし、石山本願寺が大坂を退き、紀州鷲ノ森に移るに及び、空明は多良高木家の先祖である高木彦右衛門のもとに身を寄せ、生地香取村へ帰った。尾張国長久手合戦のとき、空明は徳川家康に取り立てられ、香取で三〇〇石、近郷で三〇〇〇石の領地を与えられたが、天正八年（一五八〇）織田常信が国替となるに際し上地となった。

その後、家康が美濃路を下向するにあたり、しばしば空明の安否を尋ねることがあった。しかしその時空明はすでに歿し、その子は僅かに寺屋敷一箇を領し貧しく生活をしてきた。それを聞いた家康は大久保石見守長安に命じて香取村一円を任職の所領とするよう申渡した。けれども任職は、香取村は桑名領で本田中務秘蔵の地であるから他の地をと願った。願いは開き届けられ、多芸郡ロケ島村で一〇〇石が与えられた。それ以来明治維新に至るまで法泉寺領としてロケ島村に一〇〇石の地があった。(資老郡志)

弘化三年（一八四六）の免定によれば、取米四二石四斗八升四合とともに口米一一石九斗七升四合を納めている。その時の寺領庄屋は奥田吉三郎が勤めた。

伊勢神領 天正年中、織田信雄が伊勢国を領知した際、全国的に散在した神領をひとまとめとしたため、太閤検地

以降の近世村落においては、伊勢国以外に神領地はないといわれるが、そうではなかった。

神領暦代記抄には

一、五〇石

美濃国多芸郡石幡村

伊勢外宮 福嶋 伊豆

一、一四七石七斗余

美濃国安八郡今尾村・楡俣村両村之内

同 松尾 大夫

一、五〇石

美濃国安八郡今尾村之内

同 丹藏 大夫

と記し、また山田奉行所覚書には、

美濃国多芸郡石畑村・鷲巢村・飯田村

三方 福嶋 伊豆

一、一四七石七斗余

美濃国安八郡今尾村・楡俣村両村之内

山田町年寄 松尾 大夫

一、五〇石

美濃国安八郡今尾村之内

同 丹藏 大夫

と載せ、江戸時代に伊勢神宮領の存在することを示し、美濃明細記は、伊勢太神宮として多芸郡石畑村一八〇石、龍泉寺村一〇〇石、橋爪村一二石を載せている。

また、明治元年福嶋伊豆が綴る言上覚書をみると、福嶋が所務する石畑村の地の由来について、「美濃国領主齋藤

養老地方の御神領並寺院領

中 村	金 屋 村	押 越 村	明 德 村	五 日 市 村	高 畑 村	柏 尾 村	勢 至 村	白 石 村	島 田 村	直 江 村	龍 泉 寺 村	龍 泉 寺 村	大 墳 村	大 墳 村	大 墳 村	村 名
熊 野 權 現 領	三 十 番 神 領	正 八 幡 宮 領	牛 頭 天 王 領	正 八 幡 宮 領	正 八 幡 宮 領	正 八 幡 宮 領	正 八 幡 宮 領	養 老 寺 領	神 領	三 社 神 領 内 五 石 心 眼 院	六 所 春 日 大 明 神 領	伊 勢 太 神 宮 領	正 福 寺 禪 宗	明 德 院 領	正 一 位 大 墳 大 明 神 領	神 領・寺 院領
四六・	八一・	六一・	一六・	一四・	一五・	三二・	二五・	一六〇・	六一・	七五・	一八・五	一〇〇・	六五・	一一七・六	五八四・ 石斗	高
(美濃明細記より)	室 原 村	沢 田 村	直 江 村	飯 積 村	石 畑 村	石 畑 村	宇 田 村	根 占 地 村	烏 江 村	栗 笠 村	北 栗 笠 村 (栗笠村の内)	橋 爪 村	橋 爪 村	桜 井 村	上 方 村	村 名
	天 王 領	福 神 明 神 領	西 光 寺 領 (時宗)	正 八 幡 宮 領	大 桑 大 明 神 領	伊 勢 太 神 宮 領	大 明 神 領	正 八 幡 宮 領	正 八 幡 宮 領	速 戸 大 明 神 領	福 土 大 明 神 領	伊 勢 太 神 宮 領	志 墳 明 神 領	白 山 權 現 領	白 山 權 現 領	神 領・寺 院領
	二八五・	二〇〇・	三〇・	三七・	三三・	一八〇・	四六・	四二・	二四・五	五七・	九四・七	一二・	一一七・	一一・	一八・ 石斗	高

右近大夫利政が天文一三年九月一日に伊勢国太神宮へ椿井郷一円の地を寄進したことにはじまり、織田信長・信忠・信孝とひ護され、徳川家となっても、秀忠（元和三年）・家光（寛永一三年）・家綱（寛文五年）綱吉（貞享二年）と朱印をもらっている」としてゐる。

このように伊勢神領の存在は確かである。慶長二年の「太神宮領椿井郷御年貢納帳」をみると、畠方は高二〇石二斗一升三合、田方は高二九石四斗三升七合、合計四九石六斗五升とし、神宮曆代記抄で記す石畑村五〇石に近い数字がでてゐる。その後宝曆九年・一〇年の「石畑・鷲巣村御神領物成皆済目録」には、両村と新開地を合わせた畑方として高二五石六斗九升二合六勺、田方として六六石四斗四升一合が書き上げられ、伊勢神領内も新田開発がすすめられ、次第に村高が増加していく様子が伺われる。（町史料編）

また、宝曆三年の石畑・飯田村における「御神領御百姓中宗門御改帳」によれば、石畑村には、九軒、二九人の百姓がおり、飯田村には、一軒五人の御神領百姓がいたことが知られる。（町史料編）

二 領内の支配

大垣藩の支配 大垣藩政の基本は、初代氏鉄が一六年にわたる治政の中で生み出した施策が主であり、次に掲げる七点が柱である。

(一)、俸禄制の確立 氏鉄は大垣入部当初から、地方知行制をやめ、俸禄制を採用した。そのため大名と家臣との主従関係は、土地（知行）による結びつきでなく俸禄となり、これまで小領主的な存在であった家臣は、官僚的な性格をもつものになつていき、藩の領主権は確立、強化された。

(一)、新田開発の奨励 氏鉄は積極的に新田開発計画をたて開墾を奨励し、一代で一万三〇〇〇石の新田を開いた。これによって藩の財政は強固になった。

(二)、農民保護政策 氏鉄は入部した翌寛永一三年三月に、「条々」・「走百姓法度」・「訴人仕候者褒美寛」の三つの法令を公布し、農民対策の基本を明らかにした。これは新田開発や治水対策とともに、領内の農業生産力を増大させることを意図したものであった。

(三)、勸農政策 氏鉄は正保元年幕命により美濃国郷帳を作成するが、このとき、領内の戸口調査とともに、領内検地を実施した。それは領内の農業生産力を把握しようとしたものである。そこにとどまらず、勸農方の役人を農村へ派遣して農耕法を改善指導したり、品種改良につとめるなどした。

(四)、夫役代米納制の確立 大垣藩では水害が多発したため、農民は夫役として一軒につき月に三日ずつ徴発されていた。それが正保二年過重な夫役負担を不満とした農民の訴えにより夫役代米納が制度化された。代米は一〇万石につき七五〇石と定めたので、これを七分五厘夫役米といった。

(五)、治山治水事業 氏鉄は山林保護のため、根尾山や多芸山の藩林の乱伐を禁止し、植林につとめさせた。他方では、根尾・外山の山林から小物成として段木を伐出させて、大垣町中の薪として利用させた。

治水事業としては、慶安四年に水門川下流の川口村地内に、新たに水門を築造する計画をたて、幕府の許可を得て承応二年（一六五三）に竣工した。

(六)、文教の振興 氏鉄は儒学を藤原惺窩・林羅山らに学んで、みずから道八集・四角文集・戸田左門闇書などを著わした。氏鉄の文教政策は、その後の大垣藩の文化を振興させる基礎になった。

（岐阜県史通史編
近世七）

こうした氏鉄の施政をうけて二代氏信のときに成文化し、藩政の基本法典として定帳を公布した。この定帳は、家

中の部、江戸の部、町の部、在郷山中の部、普請の部、蔵の部、買物の部、勘定の部、法度の部、雑の部の一〇部から成っている。それらは藩主や家老だけが承知しておくという秘密の法ではなく、一般に家中が遵守せねばならない法である。

大垣藩の職制は幕府と同じく軍事的役職が重視された。それも行政の細分化がすすめられるにともない、藩主・家老の下に郡奉行・寺社町奉行・勘定奉行などを設けて行政を分担したりした。その行政機構は次表のとおりである。

大垣藩の行政機構

役所	役職	人員(人)	俸給	職務
御用所	家老 城代(執権・年寄) 用人(月番)	三 四、六 約一〇	一五〇〇、二〇〇〇石 五〇〇、一〇〇〇石 二〇〇、四〇〇石	藩務の評定、軍事を主とし藩主の補佐 行政の長官として政務を統轄 表用人は藩士の人奉・触・願届伺、勝手方掛用人は財政
所役	寺社町奉行 調心方 同心 物書・町同心 同心得 同心得 寺社町方吟味役 同心得	二 二 一 一	一〇〇、二〇〇石	領内寺社および大垣町の行政・司法・警察・郵便
町役	同心得	一		
社役	寺社町方吟味役 同心得	一		
寺役	同心得	一		
郡奉行	郡奉行	四	一〇〇、三〇〇石	領内郡村の行政・司法・警察・貢租を統轄 獄舎の管理

会計・出納	監察	所 役 部
<p>勘定奉行 別勘定奉行 ノ奉行(大吟味役) 銀札奉行 大蔵奉行 段木御用掛 小物成奉行 小払奉行 賄奉行</p>	<p>大目付 詰目付 歩行横目 足輕横目 宗門総奉行</p>	<p>代官手代官 代官預所掛 幕見奉行 見取奉行 在々榎奉行 耕作奉行 在方吟味役 往還奉行</p>
<p>四 一 二 三 四</p>	<p>五〇八 一〇 二二〇三 三五 一</p>	<p>二二〇一 七〇 七</p>
<p>切米二〇〇、 切米二〇〇、 切米三〇俵内外 切米二〇〇、 切米二〇〇、 切米二〇〇、 三〇俵</p>	<p>五〇、 一五〇石 五〇石以下 五〇〇石内外</p>	<p>切米二〇〇、 四〇俵 切米一八俵以下</p>
<p>収税・夫役・金殺出納 藩主に関する出納売買、舩奉行を兼務 会計の監察、主務は年一回、勘定奉行と兼務 藩札の発行・流通・引換、別勘定奉行と兼務 藩の倉庫を管理、禄米の渡し方 段木に関する一切の事務</p>	<p>藩士のうち主として上・中士の監察 主として下士の監察 目付の指揮をうけて監察探偵 目付の指示により軽輩の監督 宗門に関すること、指揮下に手形奉行・同下役あり、</p>	<p>部奉行が兼務 部奉行が兼務したが、のち役所を設置 領分四人・預所三人</p>

普請・營繕			
普請奉行 破損奉行 用水奉行 船作奉行 樋作奉行 橋奉行	三、四 四	五〇、一〇〇石 切米二〇俵	領内の堤防普請 造宮修繕（作事奉行） 城下の用水に関する事 藩用の船舶建造
	二 二 二		

各奉行はそれぞれ役所をもち、寺社町役所・郡役所・勘定役所・吟味役所などと称していた。これら役職の者は寄合日と称して、藩主在城のときは月六回（四日・六日・一日・一八日・二二日・二六日）、在府の場合は月八回（九日・二八日を増す）評定所に集って藩政について議論した。参会したのは、城代・用人・郡奉行・メ奉行・別勘定奉行・普請奉行・破損奉行・賄奉行・台所預・祐筆・大目付・詰目付である。また、寄合日のうち月二回（四日・一八日）惣寄合日と称する日があり、三家老、組頭・寺社町奉行なども参加した。

大垣藩の農村支配の様子について今すこし触れてみる。藩内の農村支配の最高役職は郡奉行であり、戸田氏の入部以来四人がおかれ、寛文一三年より領内を四分して、各人に一組ずつ分担させた。それも延宝七年には停止されたが、宝永六年には別勘定奉行が兼務することとなった。郡奉行の役料は、元禄七年から三〇俵、寛延四年に一五俵、明和四年以降は本役・加役とも三〇俵であった。また、その主な仕事は一般民政であり、折々廻村しては、川除・井水樋・荒地・入百姓などに関する農事を奨励したり、風俗をただしたり、また貢租の収納を促すとともに、村役人の監督・宗門改・諸法度の伝達などにあたったりした。

郡奉行の下には直接郡政にたずさわった代官がいる。代官ははじめ代官頭と小代官に分けられており、慶安三年に

は代官頭一〇人、小代官二八人がいた。寛文三年、代官頭を大代官と改称し、大代官・小代官と並ぶこととなったが、その後区別を廃して代官だけとした。代官は領内各筋に一人ないし二人の代官がおかれた。代官の数は、寛文期には二二人、延宝七年には二〇人あり、一筋を二人の代官が担当した。明和八年以後は一筋に大体一名と定め一一名がえらばれた。領内を分けられた筋は、寛永二〇年には多芸・今村・禾森筋など一三筋があつたが、延宝七年五月に次の一〇筋に一定され、以後組合村々にも異動はなかつた。

多芸筋 今村筋 古宮筋 林筋 赤坂筋 柳瀬筋 池田筋 長瀬筋 根尾外山筋 西北山小島筋

郡役所には代官のほかに代官手代・郡方・郡同心などの役人がいた。代官手代は三年交替で筆算にすぐれた足輕が任命された。郡方（郡奉行下役）は訴訟文書の取調べ・検見・破免などを担当した。郡同心は二人ずつ四組の八人で警察事務にあつた。

このほか郡役所には検見奉行・見取奉行・在々榎奉行・耕作奉行・在方吟味役・往還奉行などがあつた。また領内地方役人には根尾山方代官二人、多芸山方支配木方元縮二人、石炭方長瀬筋代官兼一人、山口六分一番一人などがあつた。（新修大垣市史）

幕府領大垣藩預所の支配 預所は、本来幕府領であり、便宜的な手段として採用された幕府領支配の方法である。大垣藩預所の場合、預けられた当初の支配は、藩の郡奉行が兼務していたが、次第に増地するにともない御預役所が設けられた。文政五年における預役所の構成をみると、預所掛の郡奉行四人・同下役一九人・預所代官八人・同手代九人・小使三人・合計四三人で組織されていた。その後、組織はさらに細分化され整備されていった。

預所の支配は、幕府領とほぼ変わりなく、その経費は支配高に應じて徴収した口米があてられた。また、支配にあ

たつての行政区画は、一番組から四番組までに分けられていた。(時代によって組数・呼称・所属村に異動があった)、天保七年の場合をみると、一番西組(本巢郡一・二か村・大野郡八か村)、一番東組(方巢郡七か村・厚見郡一・二か村・席田郡二か村・大野郡二か村)、二番組(本巢郡一・五か村)、三番組(不破郡一・一か村・池田郡二か村)、四番組(不破郡九か村・多芸郡一・一か村・石津郡五か村・安八郡一〇か村)、四番組北組(安八郡五か村)にわかれていた。当養老地方の直江・嶋田・五日市・押越・岩道・上ノ郷・横屋・大場・大場新田・根古地・若宮・舟見・室原村は、四番組に所属していた。

このように分けられた各組には割元がおかれた。割元は、組内になる村々の庄屋の代表者が月番で勤め、主として預所の貢納に関する事務にあたった。文化九年の場合、上ノ郷村庄屋の周右衛門は四番組多芸郡を代表する割元として、同じ四番組不破郡代表の綾野村庄屋とともに、一〇月と、翌一〇年四月に勤めている。

預所の農民たちは、幕領民という強い意識をもっていたように思われる。例えば、安政の開国後、「海防御備金」の充実をはかるために幕府が献金をよびかけたおり、大垣藩預役所もそれに呼応し、安政六年(一八五九)九月各組の惣代二人を集めて協力を求めた。その時の「海防」への熱意は高く、一〇月に出された志願者は九一名で、金一万二九五〇兩の巨額に達している。それに応じた多芸郡下の冥加海防献金者は次のとおりである。

島田村

庄六郎(五〇〇兩)、市右衛門(二〇〇兩)、藤太夫(二〇〇兩)、友次(五〇兩)、久治郎(五〇兩)、藤左衛門(五〇兩)

大場村

喜藤次(二〇〇兩)

上之郷村

藤太夫（二〇〇両）、宗右衛門（二〇両）、辰次郎（二〇両）

押越村

安左衛門（五〇両）

岩道村

藤左衛門（三〇両）

※（ ）内は献金額

この献金者たちには、その身分と献金高によって新しく「御目見」の資格が与えられたり、御目見の席が領主に近くなったり、また真錦、上下かみしもが与えられるなどいろいろな特権と褒賞が与えられた。

また、この「献金一件」の直前である安政六年正月の「御目見席順調帳」がいま残っており、預所内における有力者の名前がつけられている。そこに記される養老地方の者の名を参考のために記しておく。

並御目見（△印郡中惣代、○印上下免許者）

大場村○帳平、大場村源四郎、押越村安左衛門・嶋田村△○市右衛門、嶋田村藤太夫、大場村喜藤次、押越村△信

七、大場村武右衛門、室原村△忠左衛門、上之郷村藤太夫、上之郷村辰次郎、上之郷村甚五兵衛、根古地村七郎次

尾張藩の支配 尾張藩における地方支配は、はじめ、国奉行をおき、社領・名古屋・熱田・岐阜・犬山の町方を除

く藩領全般の事務を取扱わせた。国奉行の配下には郡奉行及び代官がおかれ、ともに国奉行役所で執務したが、給人

（犬山成瀬氏や今尾竹腰氏など）の知行地の管理は郡奉行、藩の直轄領である蔵入地は代官が担当した。その後寛永

一五年（一六三八）に尾州郡奉行・濃州郡奉行が設けられると、美濃国内の尾張藩領は濃州郡奉行が支配するところ

となった。

また国奉行役所には、用水管理を担当する用水奉行や荒廢地を管理する山方野方奉行などともに執務したが、直
 接任地に赴かず手代に民政をまかせていたため民情にはうとく、租税収納等に不正の生ずることも多かつた。そうし
 たところから天明二年（一七八二）郡奉行を廃止してその職務を代官職に併合することとした。そして領内の要所に
 陣屋を設けて、そこへ代官を派遣して任地で執務させることとした。美濃国内の尾張領支配に関係する代官としては、
 天明元年五月に北方と水野の二代官を置き、同二年四月には鵜多順・太田・円城寺の三代官を、さらに同三年八月に
 上有知代官が相ついで置かれた。このうち円城寺代官は天明五年に廃止された。
 これら美濃関係代官の天保五年（一八三四）における支配状況は次表のとおりである。

美濃国内の尾張藩領地方支配

名 称	陣屋所在地	支 配 区 域			村 数	石		
		区	域	域		惣 高	蔵 入	給 知
北方代官	尾張国葉栗郡 北方村本郷	美濃国中島・羽栗・厚見・方県・本巢・大野 ・池田・各務・安八郡の内 (尾張国葉栗郡全部・丹羽・中島郡の一部)			一七一	八七、一九三	三五、三五六	五一、五〇四
水野代官	尾張国春日井 郡上水野村	美濃国可児郡の一部 (尾張国春日井郡の一部)			一一一	六一、三一〇	二九、二六〇	三〇、九五三
太田代官	美濃国加茂郡 太田村光徳	美濃国加茂・惠那・土岐・各務・武儀・可児 郡の全部または一部			一三〇	五六、四〇七	三七、六九三	一八、六九八

鵜多須代官	尾張国海西部 鵜多須村中山	美濃国中島・石津・多芸・安八・不破郡の全部または一部 (尾張国中島・海西・海東部の一部)	一五四	七六、七六四	四六、一五五	三〇、六〇五
上有知代官	美濃国武儀部 上有知村小倉山	美濃国武儀・山県・加茂郡の一部	五三	二八、四五五	二三、三三三	五、一四一

林薫「尾張藩の給知制」による。

この五代官にはいずれも役米として五俵が支給された。代官所の所在地には陣屋のほかに代官およびその下役である手代・同心の住む屋敷も作られた。また附近には陣屋へ出頭した領民の食事、宿泊のための御宿も設けられて、その地方の政治の中心となった。以上のように代官制度が改革されるとともに、寛政六年には国奉行と財務會計担当の勘定奉行とを統合して地方勘定奉行が設置され、地方支配機構の簡素化がはかられた。

三 農民統制と村方支配

領主の農民統制 領主にとって土地とともに貢租を負担する農民がいることは欠くことのできぬものである。それだけに領主たちは戦国時代以降、戦乱により土地を離れ流浪する農民の還任策に力をそそいできた。領主が一定の貢租を得ようとすれば、一定数の農民の確保が必要であったからである。戦乱がとどえた江戸時代になると、年貢未納により欠落する百姓の対策が主となった。幕府は寛永一二年(一六三五)幕領・私領をとわず、欠落百姓とそれに宿

を貸した者も処分することとした。寛永一七年の押越村五人組法度請書には、その条文が記されている。(町史史料 編二〇六)

ついで正保四年(一六四七)の押越村物成五人組請書をみると、年貢未進の百姓が欠落したときは、その年貢を五人組のうち残る四人で納めることとしている。その後、未進年貢は村中で皆済とか、欠落百姓を探し出すことなどがつけ加えられたりするが、この規定はなかく実施され、五人組帳前書には必ず記された。

嘉永四年(一八五一)八月五日室原村の水呑百姓二人が欠落し、一八〇日探索を続けたがみつからない旨役所へ報告している。(町史史料 編一九九) また天保七年(一八三六)一夜の宿を貸した押越村小太郎は、村方よりお叱りを受け詫証文を認めている。(町史史料 編二二一) 江戸時代は村一つが納税単位でもあっただけに、欠落百姓などがあると、残された村民の負担がそれだけ大となるため、村民たちもこの政策には協力的な一面を持った。

大垣藩の戸田氏は、寛永一三年「走り百姓法度」を公布した。それによれば、百姓が一人でも走ったときは、五人組と十村組でつれ戻すこと。もし帰らぬときは、親類縁者と村中でどこまでも探しに行くこと。また走り百姓に宿を貸した者は、領内はもちろん幕領内でもぎつとせんさくすること。さらに、走り百姓を訴人した者には褒美の金銀を与え、走り百姓の家財を与えることとし百姓の逃亡を防止しようとしている。

また尾張藩でも、寛永一十九年欠落百姓について法度を出している。欠落百姓があれば、その村の庄屋・組頭・十人組は、その所の代官または給人へ届出ること、おくれれば籠舎に処する。そして必ず尋ね出すこととし、もし尋ね出さなければその次第により籠舎または過料に処する。さらに、欠落百姓とその宿主は、死罪または籠舎にするというきびしいものである。(町史史料 編一九九)

農民を土地に結びつけておくためには、欠落百姓の防止のみでなく、他国奉公や出稼ぎの禁止も必要であった。大垣藩では、寛永一三年、老若男女の一季奉公はもちろん、年を越して他国や他領へ一人も出ないことを定めた。

この中で、他領より善良な百姓が移り住んで来る場合は、米・竹木などを与えるなどとし、領内の百姓の増加を歓迎している。

また尾張藩でも、寛永二年（一六二五）百姓が他国へ小者・草履取りに出ることを禁じ、同一四年には日傭稼ぎに出ることさえも禁止した。そして同一七年に他国奉公・出稼ぎに対して敵しい法度を出した。それによれば、奉公人をひそかに他国へ出した場合、その訴人には褒美として銀三〇枚を与えるが、請人は死罪、本人は五〇日の籠舎、庄屋は死罪または籠舎、組頭は過料錢五〇〇文、惣百姓は軒別三〇〇文を課する。また、他国へ長く日傭に出ることも禁じ、違反した者を訴えた者には銀二〇枚を与え、違反した本人は死罪・籠舎・過料錢などに処し、庄屋から一貫文、組頭から五〇〇文、惣百姓から軒別三〇〇文を徴収する。また、領内から他国へ長く稼ぎに出ることも禁止し、他国で妻帯し土着している者は別として、そうでない者は親類から呼びもどし、商売の様子など吟味して不都合がなければ再び仕事につかせる。ひそかに出稼ぎに行つて訴えられたとき、本人は死罪・籠舎・過料錢などに、親子兄弟は一人五〇〇文ずつ、庄屋は一貫文、組頭は五〇〇文、惣百姓は軒別三〇〇文ずつの過料に処することとした。

尾張藩はこのような敵しい法度を出したものの、寛永一八年、全国的な凶作にみまわれ、翌一九年は非常な飢饉となったため、法令を緩和せざるをえなくなった。二月二九日に出された法度をみると、「子細あるもののほかは他国へまかり越すものも苦しからず、けれども町人・百姓は、みだりに他国・他領へ出る奉公人の請人に立ってはならぬ」とし、少しでも領内の食糧を保つために出稼ぎを黙認している姿が伺えよう。（町史料 編二九） 五月に出された法度をみると、前述の奉公人請人の禁止項目はそのまま認められ、違反した者は籠舎あるいは過料たるべきこととつけ加えられているが、他国へまかり越すものも苦しからずの項目はみあたらない。もとの禁止に復したものと思われる。（町史料 編二九）

寛文一九年の他国奉公の禁止緩和によって多くの奉公人が出た。同二〇年鳥江村奉公人調べの書上げをみると次の表のとおりである。これによれば、奉公人一三人のうち四人が、解禁前の一八年に幕領や高須領へと奉公に出ている。解禁発令前年あたりからすでに黙認されたものであろうか。ともかく発令と同時に多数出かけている。この外に、定まった奉公先なく二日三日ずつ働きに出る者が四人いた。また、毎日方々へ物乞いに出た者が九人もいたと記しているが、飢饉という特殊な事情のもとにあったことも考慮して考えなければならなからう。(町史料 編一七三)

鳥江村奉公人(寛永二〇年)

奉公人氏名	男女別	年齢	奉公先	奉公に出た暦年	備考	奉公人氏名	男女別	年齢	奉公先	奉公に出た暦年	備考
与助	男	三九才	飯積村	寛永一八	高須領	市蔵女房	女	四〇才	高田町	寛永二〇	高須領
ふじ	女	一九	鳥江村	〃一九	尾張領	―	女	二一	高田町	〃二〇	高須領
小兵衛	男	四〇	表佐村	〃一八	幕領	九助	男	三五	江月村	〃二〇	尾張領
喜作	男	四六	高田町(鳥田村)	〃一八	高須領	与三太	男	一八	金屋村	〃一九	高須領
きく	女	一二	江月村	〃二〇	尾張村	五助	男	三八	鳥江村	〃一九	尾張領
七郎	男	一九	高田村	〃二〇	高須領	七蔵	男	二三	高須村	〃一八	尾張領
市蔵	男	四九	高須村	〃二〇	大垣領						

領主は貢租負担者である農民がその土地から離れることがないように土地売買禁止令を発令した。まず幕府は寛永

二〇年（一六四三）田畑の永代売買を禁止した。これに違反した売主は籠舎のうえ追放、買主・請人・保証人は過怠率に処し、買得田畑は売主の代官または領主へ没収することとした。

しかし、その後元文三年（一七三三）・寛保二年（一七四二）と次第に禁令の罰則を緩和していき、延享二年（一七四五）には違反の売主は過料、買主に対しては、その田畑を取り上げることとした。また加判の庄屋は役儀を取り上げ、証人は叱りと改めている。この禁止令の緩和は百姓たちが田畑を好んで手ばなすのでなく、困窮にやむなく禁を犯すという現実の姿を汲みとったものである。

尾張藩では承応二年（一六五三）に法度条目を再確認し、田畑の売買禁止令に違反した売主は三〇日の籠舎、買主は二〇日の籠舎とし、その田畑は没収するため田畑の買入代金は買主の負担になるとしている。

商品経済の進展に伴い、困窮し、年貢の納入が果せなくなると、農民の間では処罰を覚悟の上で土地を売却したり、質入の形で年季売買をするなど合法的に田畑を手放したりすることが多くなった。寛文七年、喜多村の吉兵衛は畑方合一町八畝一九歩（高一〇石九斗五升）を代金三兩二分で売却している。（町史料 編六六）

一方、幕府は百姓が二・三男に分地することによって零細化し、没落してしまふことをおそれて、延宝元年（一六七三）分地制限令を出した。それによれば、名主は高二〇石、百姓は高一〇石以上を所持しないかぎり、田畑を配分することを禁止した。また正徳三年（一七一三）には配分地残地ともに高一〇石、反別一町歩以上あることを条件とし、高二〇石、反別二町歩以下の所持者の配分を禁止した。しかし当時の農民でこの条件以上の田畑を所持している者は少なかったので、多くの農民にとって分地禁止と同じであった。分地の結果零細農となり没落する危険は農民にもわかっていたはずであり、世におろか者を「田分け」というのは、為政者、農民ともに考えていたからであろう。

このように分地を制限する一方、新田開発も大いに奨励した。美濃代官岡田将監善政は、正保四年（一六四七）と

慶安三年（一五六〇）に三〇条余の法度を出しその中で、「野・山・川原の内に田畑に出来るところがあれば庄屋がみはからい希望者に開墾させ、耕作のできない野山には松・竹・柳などを植えて林とするように」と指示している。
（保史料編
近世二二七）

生活に対する制限 農民が働くのは自分自分のためではなく、領主への年貢生産のために働いたというほど農民の生活上の制限は、衣・食・住の全般に及んだ。

まず衣生活についてみると、幕府では、寛永五年（一六二八）に、百姓の着物は布（麻布）・木綿に限り、名主、そのほか百姓の女房は袖までは使用を許した。同一九年には、庄屋は絹・紬・布・木綿、脇百姓は布・木綿とし、そのほかはえりや帯にしてもならないとした。さらに袖ゆきを長くしてはならないと仕立方にも制限を加えるなどしている。（町史料
編二〇九）

元禄一三年（一七〇〇）の有尾新田五人組仕置帳によれば、名主は妻子ともに絹・紬・布・木綿を着る。平百姓は着るべからず。りんず・紗・縮緬の類は、えり・帯にしてはならない。しかし、平百姓でも、身体よろしき者は手代方まで申し出、指図をうけて絹・紬を着るように、としている。（町史料
編二〇九）

大垣藩の文政一二年（一八二九）の法令では、衣服は男女ともに木綿に限り、ただ帯・襟・袖口には分限に応じて粗末な絹を許し、下男下女は帯なども布・木綿に限り、紫色・鳶色・藤色・桔梗色に染めることを禁止している。

食物についても、幕府は寛永一十九年（一六四二）以来、祭礼仏事等を結構にしてはならない。酒を造ってはならない。豆腐を作ってはならない。百姓の食べ物には雑穀を用いて米を多く食べぬようなどと食生活の制限令をくり返している。慶安二年（一六四九）の御触書において「百姓は分別もなく末の考えもないものであるから、秋になれば米や雑穀をむざと妻子にも食わせる」などというが、多くの農民に取っては、平素に米を食うなどとは思ってもやらぬことで

あった。米は年貢として領主へとり上げられるもの、たとい金納であっても米を売って金に換えるわけであるから、飯米として残る余地はほとんどなく、雑穀以下のものに頼るより仕方がなかった。それだけに、領主より出される食物制限令も、冠婚葬祭のときの料理についてのものが多かった。住居について幕府は寛永一九年（一六四二）不似合の住居について幕府は寛永一九年（一六四二）不似合の家作を禁じた。そして一家のうちに子孫兄弟が多いとか、病身の者があって同居ができない時は、一屋敷のうちに小屋を作るか差しかけにするよう指示した。また、明和元年（一七六四）にも、家作に関する法令を出し、往古に高請をした百姓のほかは、今後門・塀・庇などの造作を禁じ、たとえ高請をした家の分家や親類であっても、これまで門・塀・庇のあった者は格別とするものの、新規に作ることは禁じ、村ごとに百姓の請証文を出させた。

大垣藩では寛政二年（一七九〇）家の大小は持高の多少に応じて耕作に都合のよいように作ることを命じ、無益な風流などをこらすことをきびしく禁じたりしている。

庄屋（名主） 代官や郡奉行の指揮を受けて、村の管理にあたる者を村役人といった。村役人は村方三役あるいは地方三役と呼ばれ、庄屋（名主）・組頭（年寄）・百姓代から成っていた。名主はおもに東国で、庄屋は西国で多く用いられたといわれるが、必ずしも一定していたわけではない。大垣藩では貞享五年（一六八八）五月までは庄屋、以降は名主と呼んでおり（大垣藩地
方雑記）、当地における大垣藩支配下の村々でその姿が見られる。その他は殆んどか庄屋を呼称としている。

庄屋の職務の根本は、行政の最小単位である村の長として年貢のとりたてをすることである。それを果たすためにいろいろな任務を持っている。五人組帳・宗門改帳・村入用帳など農民統制のための諸帳面の作成から年貢の割当てととりたての責任をもつこと。上からの命令を徹底させ、下からの申し出をとり継いだり、村内の公事をとりさばいた

りすること。また、農民が困窮して離散することがないように華美をいませたり、あるいは田畑が荒れないように水利に注意し、堤防・道・橋などの修理に気を配ったりすること。このように村民の生活の世話にまで任務は及び、領主に対する訴訟書類はもちろん、村民の土地の売買や質入れにも庄屋の証印がなければ無効であるとまでされた。

庄屋が村民に対して持っていた力は、今日の自治体の長とは比較にならないほど強いものであった。直江村の庄屋が「一月に兩度何拾人にも下用をいやおうもなくいい付ける」(町史史料 編三四七)として訴えられていることにその一端が伺えよう。庄屋の中には、村民を自分の雇人のように取り扱う者もいた。その反面、真に村民の利益を代表し、備荒米を貯えたり、寺子屋を開いたり、あるいは村民の利害のために領主の圧迫に対抗するということもあった。

庄屋の力を維持させたのは、その多くが中世以来の土豪の系譜を持っていたり、草分け百姓であったりして、一般農民より身分が高いものと考えられていたこと。それに経済的にめぐまれた富農で、筆算に長じ、幕府や藩の意志を代行する立場にあったことなどからである。それだけに、庄屋役を世襲する所・一年交替のところ・村民の選挙によつたところなど様々であったものの、庄屋になれる家筋というのはおよそ決っていた。有尾村庄屋武右衛門は老年に及び退役願を出すと同時に俣武三郎に庄屋見習役取立願を出している。(町史史料 編二四六)

中村名主清三郎は、病身に付き俣他左衛門を名主名代役にと願い、さらに他左衛門が病身になり御用が勤められなくなると、二男の雄平を名代に取り立てて欲しいと願っている。(町史史料 編二五一)

石畑村では入札で名主役を決めているが、高持百姓ならば誰でもよいというわけにはいかず、その筋の家でなければ勤めることができなかった。それだけに庄屋の威光は強く、下知にそむくことは少なかった。その反面、勢いにかせて我ままなことをし、百姓のためにならないこともあった。

庄屋は一村一人を通例としたが、村には二人以上の所もあった。金屋・飯積・大坪・大跡・押越・室原村などは

二人、直江村は三人、島田村では四人であった。直江村の場合、庄屋役を三人で勤めてきたが明和六年（一七六九）より年番にまわすことに変更した。そのいきさつは、当時の庄屋の言によれば、直江村を三組に分け御役を勤めてきたが、何事によらず三人の庄屋が互いに譲り合い、御用は混雑し、村方は不締になるばかりである。そこで百姓たちとの相談の上、勘略の筋として三人の庄屋が廻番に年番を勤めるように決めたとしている（阿史史料編四七）年番といひながらも、仕事が多く積んでくる場合は、非番の庄屋も出勤し、支障のないように勤めた。また、一村が何人かの領主に分割されているという場合には、領主別に名主があり、時には兼帯庄屋として一人で兼任することもあった。龍泉寺村名主唯右衛門が病死した時、石畑村名主彦六が龍泉寺附名主役として勤めているが、その村に適当な人がなく、他村の者が名主となることもあった。（阿史史料編五四）

安政六年（一八五九）横屋村では、庄屋と年寄が争い、訴訟をおこしたため、当事者となった庄屋は休役、年寄は退役させ新規に人選された。この時、年寄役は選出されたが庄屋になる該当者なく、中島村の庄屋が兼帯することとなった。

庄屋給 庄屋（名主）の給米は必ずしも一定していないが、およそ村高の大小によって、一応の規準が定められていた。「地方凡例録」によれば、村高一〇〇石から一五〇石までは給米二俵、二〇〇石から三〇〇石までは四俵、四〇〇石から六〇〇石までは五俵、七〇〇石から一〇〇〇石までは八俵、一二〇〇石から一五〇〇石までは一〇俵と定めている。また庄屋の持高のうち二〇石以下は高役を免除し、それ以上は他の百姓なみに高役を割賦するとしている。

しかし実情は村によって異なり、安永四年（一七七五）の明徳村（七九石）では老石六斗、飯木村（八四八石）・大坪村（四八二石）・祖父江村（六三四）・飯積村（四〇石）などでは二石。文化二年（一八一五）の大跡村（九九八石）では三石。大跡新田（三〇九石）では三石八斗を庄屋一人分の給米としている。また、白石村（一六〇石）の

ように、延享三年（一七四六）庄屋二人の給米を三石六斗としていた（二石四斗喜三郎・一石二斗所右衛門）のを天明八年（一七八八）には四石とした。さらに文久二年（一八六二）には三石六斗と再びもとにもどすなど変動している。なお庄屋の給米は高制によって、村民から年貢とは別にとりたて庄屋が受けるのが普通であり、村入用帳に諸経費とともに記入されている。

しかし、根古地新田や横屋新田のように免定に記入され、その分だけ年貢米から差引くことにより領主から支給する形をとる村もあった。

組頭（年寄）その他の村役 組頭は庄屋の補佐役であり、村によっては年寄とも呼ばれた。当地においては、ロケ島・烏江・栗笠・西岩道・高畑・橋爪・石畑村などで組頭と呼ばれ、岩道・白石・舟見・小倉・飯木・大跡・横屋・大坪・室原・五日市などで年寄とよばれた。

百姓代は村方三役といっても給米は支給されず、百姓の代表として庄屋（名主）や組頭（年寄）の村政に不正がないように監視するものであった。直江村の定によれば、「別て出水の節は、庄屋同前に相勤むべきこと」としている。庄屋のもとで御廻状のつけ届けや走り使いなど村方の雑務に従事するものに定使がある。庄屋一人に定使一人がつき、安永四年（一七七五）庄屋が二人いた飯木・大坪などでは二人ずつおかれていた。その給米は、飯木で二人分二石、大坪では一石五斗となっていた。これら定使の人選は、庄屋が選定した。

この他の村役に関する給米としては、年貢米上納のときに設けられる米見給（安永四年大坪村式斗）、用水の畝の管理をする畝番給（大坪村三人分六斗）（祖父江五人分壹石）、渡舟をあやつる船頭のための渡守給（祖父江八斗）がある。

五人組 五人組の起りは、秀吉が慶長二年（一五九七）辻斬り・盗賊・など犯罪者の相互検察を目的に、侍五人組・

下人十人組という武士の組織を作ったのにはじまり、間もなく、それが農民・町人の間に及ぼされていったものである。それだけに、隣保組織としての五人組（尾張藩などははじめ十人組）は、はじめキリシタンや浪人、浮浪者や犯罪者の取締など、主として治安警察の上の目的に利用されていた。その後、次第に、五人組編成員の貢租・課役の完納・上意下達・相互扶助などの役割に連帯責任を負わされるようになっていった。この五人組制度は、村の自治組織というよりも、領主が自分の支配を都合よくしていくため上から強制して作らせた面が強いものである。

さて、五人組とはいっても、各組とも必ず五戸ずつに分かれていたのではなく、寛永九年（一六三二）の押越村では、七戸二組、六戸一組、五戸三組、四戸三組、三戸一組の一〇組があつて各組頭がおかれ、ほかに二戸の三組がある。（町史料 編二〇五）また正徳四年（一七一四）有尾新田の場合は六人組一組、五人組一三組、四人組二組から成つている。（町史料 編二〇九）

美濃国における五人組史料の古いものとして寛永九年の押越村のものがあげられる。それによれば、五人組名と請人名が記されたあとに、一、竹木伐取りの訴人があれば、請人・組頭は処罪されても恨まないこと。一、麦・稗・大豆小豆そのほかさえん物（野菜）以下まで盗み取らぬこと。一、野山で、草薪を取らぬこと。一、人と争つたものを夜宿泊させないこと。一、村々の子供または下人が煙草を買うために稲五束・三束を米にしたいといつてもその世話をしないこと。一、秋に稲を盗みとらぬこと。一、秋に稲を川原で取り違えぬことの七カ条をかがけている。それに次いで、違反者はもちろん請人・組頭ともに処罪され、もし深く知らぬといつてかくしおいて後日に露頭した場合は、過錢一貫文を取つて知らせたものに与えると定めている。またこの中で、組作りは公儀よりたびたびいい付けられたので村中が寄り合つて出来たもので、公儀の法度にそむかないためのものと説明していることから明らかな通り、押越村としては幕命によつて初めて作つたものである。しかも冊物（ずくぶつ）でなく一紙文書であることも五人組初期のものであることを物語っている。（町史料 編二〇五）

その後各村毎に作成されるようになった五人組帳は普通前書と本文（五戸の戸主が組ごとに名を連ねて捺印している）から成る。前書きは最も基本的な村民の守るべき項目が記されている。この帳面は毎年、正月・五月・九月・十一月の四回、村中の百姓が寄合った席で村役人から読み聞かせ、その徹底をはかり、違背なき旨を誓って連印し、領主に差出すとともに控を村方にとどめおいた。その内容は、宗教・売買・家業・日常生活・身分・道徳・寺社・交通・治水・用水・勸農（耕作）・租税・民事・刑事・訴訟など多岐にわたり、具体的な内容は町史料編を参照されたい。有尾新田の場合、六〇条にも及ぶものである。

宗門改 幕府はキリスト教禁制のため踏絵や訴人の奨励等種々の手段を用いたが、寛永一二年（一六三五）寺社奉行を設置し、本格的に宗教行政へのり出した。寛永一四年の島原の乱ののちは、より一層キリスト教の禁教をはかり、寛永一七年、幕府直轄領に宗門改役を置き、領民の宗旨を改めることとした。諸藩に宗門改役（奉行）が置かれるのは寛文初期である。尾張藩の場合は、宗門改役設置以前の寛永二〇年に吉利支丹改めを行って帳簿を作成している。すなわち寛永二〇年二月二六日、烏江村では、吉利支丹御改帳が作成され、各戸ごとに構成員の名前・年齢・続柄・旦那寺名を記し、末尾に「代々拙僧旦那にて御座候」という本願寺宗善正寺の署名と「当村之内ニ男女共ニ御制禁宗門之者老人も御座なく候」という村役人の署名がされている。（町史料 編一七三）

宗門人別改帳の前書を見ると「例年の通り宗門改をしたが、吉利支丹宗旨の者はいなかったこと。もし不審な者があれば早速注進すること。キリスト教徒を隠しておいてあとで判るようなことがあれば、五人組は勿論、村の者がどんな罪科に処せられてもよい。」などと記され、五人組に連帯責任が負わされていることが伺える。（町史料 編一七五） また「新檀那や、他所から来ているもの（婚姻、入百姓など）については古郷の檀那寺を調べ、古郷よりの証文をとってあること」などを記すものもある。（町史料 編一七八）

ここには宗門改のもう一つの方法である寺請制度の姿がのぞいている。寺請制度とはキリシタンを禁制した幕藩体制が、かくれキリシタンを摘発するために設けたもので、檀那寺を定めさせ、檀那寺にその人間がキリシタンでないことを証明させる制度である。勿論宗門改帳もそのうちに入る。江戸初期においては僧侶が証明した寺請証文を集め、領主がキリシタン改めをする形式であったのが、時代が下がるとともに宗門人別改帳に、一村毎に記載され檀那寺が証明する形式となっていたものである。宗門改帳は当時の戸籍台帳の役割をも兼ね備えている。けれども宗門改帳とは別に寺院の証明(寺請証文)がなければ、結婚・養子縁組・旅行・住居移転・奉公などの理由があってもその村を離れることができない仕組みになっていた。天保五年(一八三四)四月勢至村林四郎の娘とくが押越村久吉方へ縁付くとき、旦那寺である柏尾村の存徳寺が「当寺の檀那にまちがいない、キリシタンの疑いがかけられた時は、どこまでも出かけ、申しあかす」と証明した証文を押越村役人あてに出している。この場合いま史料は残らぬが、天保四年二月、宇田村才市の娘ぬいが、飯木村文蔵方へ嫁いだ時、安久村の徳願寺から飯木村の長円寺へ寺送り証文が出されてるように、勢至村とくの檀那寺である存徳寺から、押越村久吉方の檀那寺へも出されたはずである。また、移動に際しては、寺請証文(宗門手形)のほかに、村役人が発行する古郷送り証文も必要であった。(町史史料 二九六参照)旅行に際しても同様、村役人が認めた往来一札にあわせ、自寺の檀家であることを証明した。送り一札がそえられる。このように檀家と寺との関係は緊密になり、離檀することはほとんど不可能になっていた。

キリシタン訴人の奨励については、島原の乱後の寛永一五年九月、バテレン(外国人宣教師の司祭)銀二〇〇枚・イルマン(バテレンの次位)銀一〇〇枚・キリシタン銀五〇枚を訴人に与えることにした。

ついで寛文元年(一六六一)延宝二年(一六七四)に訴人への懸賞金を増額し、正徳元年(一七一)には、バテレンの訴人に銀五〇〇枚・イルマンの訴人に銀三〇〇枚・立かえり者(転宗したのち再びキリシタンとなった者)の

訴人に銀三〇〇枚・同宿ならびに宗門の訴人に銀一〇〇枚と定め、もし隠しておいて露顕したときは、その村の庄屋以下五人組まで罰することとした。

第三節 江戸時代の経済

一 土地制度

石見検地 徳川家康は、関ヶ原役の翌年の慶長六年（一六〇一）から同九年にかけて、関東から畿内にいたる重要地域の検地を実施した。

美濃の検地は、慶長一三年から行なわれた尾張の検地にひき続き、同一四年・同一五年と実施された。この検地は、大久保長安を惣奉行とし、その手代・代官と加納城主奥平忠政・岩村城主松平家乗・三河岡崎城主本多家重・三河吉田城主松平家清・伊勢桑名城主本多忠勝・忠政父子、近江彦根城主井伊正勝など美濃国内と近隣の諸大名を動員して行なわれた。ことに、大久保長安が石見守であったことから石見検地と呼ばれている。

徳永法印領である押越村の検地は、慶長一四年八月一七日から行なわれ、八月二二日に終っている。その間に作成された検地帳をもとに、日付け順に検地面積をみると、

八月一七日	一三町七反六畝二二歩	二〇日	一二町九反二畝一〇歩
一八日	一二町五反八畝一九歩	二一日	六町 九畝二〇歩
一九日	一七町四反二畝二二歩	二二日（田畑分）	六町三反九畝 六歩

二二日（屋敷分） 一町二反七畝 五歩

となっており、一日に相当量をこなしていることが伺われる。検地は、兵左衛門尉・三郎介・弥八郎・喜平次が案内し、豊島三十郎と田辺藤七郎・小林長兵衛が検地を行なっている。（町史史料 編三六）

また、伊勢神領の鷲巢村は、同年九月一六日に貝津三衛門尉と樋口九右衛門尉によって検地されている。（町史史料 編五七七）

美濃国では、こうした検地竿入れが行なわれた翌年に、大久保長安の家臣である平岡因幡守・和田河内守・鈴木右馬助の三人の署名入りで、田畑の位と楮・桑の一束ずつの石盛定が各村へ交付された。その石盛の指示によって村高が決定するわけであるが、当地には現存しない。

石見検地は、太閤検地より厳しく細かに行なわれた。そうしたところから、一般に石見検の実施目的は、石高打出出しにあるといわれている。にもかかわらず、石見検地高が村高として採用されていることが少ない。揖斐郡大野町大野明氏所蔵本を底本とし、大垣市林周教氏所蔵本を異本として校訂した正保の美濃国郷帳（岐阜県史料編 近世一―三）によって、当地における石見検地使用の村名をひろってみると、大坪村・祖父江村・飯田村・西岩道村・蛇持村の五か村のみである。

これは、検地総責任者であった大久保長安の悪事が、死後ではあったが判明し、一族みな処刑されたことにより、彼が実施した検地にも疑点があったところから、採用されることが少ないといわれる。

尾張藩の概高 尾張藩は正保二年（一六四五）に財政立直しのため概高を定めた。尾張藩の貢租は六公四民を原則としてきたが、実際には各村によってかなり相違があったため、租率は一定にしておいて村高を延縮した。これを「正保の四つ概し」と呼んでいるが、その基準は寛永十一年（一六三四）以降一〇年間の平均取米で、その取米が四公六民になるようにしたものである。すなわち村高一〇〇石で従来免六つ（六公四民）の村は、免を四つに下げるか

わりに、村高を一五〇石に延ばした。これによって取米は従来通り六〇石であり、この村高一五〇石を概高というのである。

この概高の制定の目的は年貢増徴にもあったが、むしろ四つ概しによって家中給人の給知が従来不均衡であったものを是正することにあつたと考えられる。これによって以後の新知行の割り渡しも公正になり、また村方にとっては三役銀のような高懸り物の負担も公平になった。

尾張藩に属する養老地方の村々の概高は次のとおりである。

尾張藩領概高

村名	田畑	元高	概免	概高	備考
大野村	二五・三町反畝歩 一・一四	一〇七・九斗升合 〇・〇	六・五分厘毛 五・二・五	一七六・〇斗升合 一・二	
下笠村	三九・七・〇・四	四四五・〇・〇・〇		三八九・五・五・〇	
西岩道村	三一・二・〇・三	四五六・七・九・〇	二・三・三・六	二六六・八・二・二	
ロヶ島	四一・九・四・二四	四九五・五・五・〇	四・一・九・二	五一九・三・六・二	成瀬隼人正采地 法泉寺領
蛇持村	三五・七・七・二〇	四二三・四・七・五	四・五・〇・二	四七六・七・一・五	
飯田村	五〇・九・五・四	八七四・二・六・五		七九一・二・五・〇	石河伊賀守、神原孫 兵衛采地、御蔵入
江月村	五三・三・九・〇	七五五・八・〇・〇	二・六・六・三	五〇一・九・二・七	

鳥江村	二二・七・八・二	二五〇・〇・〇・〇	三・三・八・六	二一一・六・四・五	竹腰小伝次采地
栗笠村	五四・七・三・二三	六〇四・一・五・三	五・八・〇・七	八六五・五・八・〇	竹腰小伝次采地
舟付村	七二・四・〇・五	七一〇・〇・九・〇	六・〇・五・八	一〇六三・三・九・〇	竹腰小伝次采地
大牧村		一五八・〇・〇・〇	三・〇・一・〇	一一八・八・九・五	竹腰小伝次采地

(濃州徇行記より)

二 貢 租 制 度

貢租 検地によって貢租の基準である石高がきまり、それに租率(免)を掛けると租米が決定する。免四ノ三分といえ、租率四割三分すなわち四三%ということであった。この免は村によって違っていたが、平均してみると、幕領では、最初は六公四民(一〇〇石の村で六〇石の年貢)、あるいは五公五民であった。のちに四公六民となり、享保一三年(一七二八)からは再びもとの五公五民に引き上げている。大名領は一般にそれより高率であった。

しかし、租率は、同じ領内の村でも、その事情によって異なり、検地の仕方も大きく関係したりし、その高下だけでは貢租の寛厳はわからない。

検見法と定免法 租税の決め方には検見法と定免法がある。このうち検見法は、年々の豊凶を実際に調査し、その結果にもとづいて課税する方法である。検見法は、内見、小検見、大検見の順に行なわれる。内見は村役人と地主が立合って一筆ごとの作況を調べて、作柄を等級で書きこんだ内見帳を作り、田ごとに札を立てた。享保三年(一七一八)

宇田村の租税 (村高一二八石五斗五升五合)

年	毛付高	取	免租率
安政六年	九四九・九・八・二	三八五・九・五・二	(定) 免
万延元年	五五五・一・五・四	二二八・〇・三・七	(破) 免
文久元年	九四九・九・八・二	三八五・九・五・二	(定) 免
文久二年	九四九・九・八・二	三八五・九・五・二	(定) 免
文久三年	九四九・九・〇・九	三八五・九・二・三	(定) 免
元治元年	九四九・九・〇・九	三八五・九・二・三	(定) 免
慶応元年	六三四・八・七・五	二六一・九・八・二	(破) 免
慶応二年	八〇九・六・六・〇	一八三・六・九・八	(積り) 免
慶応三年	九四九・九・八・二	三八五・九・五・三	(定) 免
明治元年	九四九・九・八・二	三二七・九・五・三	(定) 免

上之郷村の租率 (村高一六石三合)

年	毛付高	取		米計	税率
		田	畑		
享保三年	五六四・五・三・六	一六八・七・三・四	六八・七・五・八	二二七・四・九・二	〇・四二〇七
享保四年	五六五・六・三・六	一六九・二・二・九	六八・七・五・八	二二七・九・八・七	〇・四二〇七

享保五年	五六五・六・三・六	一七二・九・八・九	六九・七・〇・六	二四二・六・九・五	〇、四二九一
享保六年	四七一・一・一・三	一三三・三・九・八	六三・三・五・四	一九六・七・五・二	〇、四一七六
享保七年	五六三・八・九・〇	一七四・八・二・五	六九・五・三・一	二四四・三・五・六	〇、四三三三
享保八年	五六三・八・三・〇	一七三・六・〇・一	六八・〇・五・〇	二四一・六・五・一	〇、四二八六
享保九年	五六三・八・三・〇	一五五・六・四・八	六三・七・七・〇	二一九・四・一・八	〇、三八九二

大場村では、秋名田分け帳といい、享保一〇年白石村では、立毛百姓下見合附帳と称している。(町史料 編二一六)

大場村では一升毛から不納まで一段階に作柄を分けている。この外、検見のための耕地絵図を作り、二つをそえて役所へ提出するのである。そして小検見となる。

小検見は、代官の手代が二人ずつ一組になり、村々へ出張し、内見帳と立札に誤りのないことを確かめ、村内の数か所で坪刈し、実収予想高を調査算出することである。これが終ると代官自らが村々を廻って坪刈をし、小検見と比較して取箇とりかを決定する大検見となる。

いま、押越村のものと思われる検見取扱い方の起請文前書が残っているが、それを見ると、「検見を行うにあたり、誰からも、礼儀、礼物を一切うけとらない。たとい親子兄弟たりというとも、少しもえこひいきなくやる。免付米のことは、誰にも相談しない。すべて殿様のためによくするように念を入れ、精出して勤め、うしろくらぎことはしない」ということを誓い、検見取りにのぞんでいるのがみられる。(町史料 編一一三) こうした起請文を作成しているということは、それだけ検見に際し、不正が横行したということがいえよう。

検見法は、年々実収調査を行なう煩しきがあるということで、江戸中期頃から定免法が用いられるようになった。定免法というのは過去数年間の出来具合をもとに規準収獲高を設定し、それ以後、三年・五年・七年・一〇年等は検

見を行なわないで一定額の年貢をとりたてるものである。

宇田村の場合を前表によりみると、定免・破免・定免・破免と繰り返されている。定免法が適用されると、ずっと続けられるというのでなく、特別損毛の甚だしい年は、出願して検見をうけ、貢租を軽減されたときもある。これを破免願、破免検とよんだ。中村では天保二年（一八三一）から同四年までの三年の定免となっていたが、同三年に、「夏以来日照りが続き、作柄がよくないから破免にしてほしい」と願い出ている。また、文久二年（一八六二）には、「昨年の夏は長く早魃であったが、何の沙汰もなく、大変困った。また当夏も追々申上げている通り照続き、立毛は早損し、定免はとても持ち堪えがたい。何卒破免を仰せ付けられ、検見をされますよう」と破免願いを出している。

〔町史史料
編一三九〕

破免になると領主の租税収入が減少するため、領主の方はなかなかとり上げなかつたようである。

年貢の種類 租税には田畑にかける本年貢の本途物成と、小物成・高掛物・国役・夫役・連上・冥加などと呼ばれる雑税がある。

まず本年貢からみてみよう。本途物成でも田と畑では租率がちがいで、田より畑のほうが低いのが通例である。例えば、享保三年（一七一八）金屋村では、田方の租率は、三割九分三厘二毛であるが、畑方の租率は二割三分一厘八毛である。しかし、天保七年（一八三六）のように水損はなほだししいときには、本田は二割二分四厘二毛であるのに、本畑は二割二分五毛と本田が本畑以下になることもあった。

こうした田租、畑租を納めるにあたり附加される税がある。口米・欠米・込米などとよばれるものである。

口米は幕府では代官所の費用とした。その起りは、年貢米を増徴すれば、するだけ口米が多くなるということで、代官所役人が年貢増徴のために励むであろうとするところからであったといわれる。しかし、幕府は享保一〇年（一七二五）に口米は公納とし、代官所の経費は別途に下附することに改めている。

本年貢に対する口米の割合について、元和二年（一六一六）年貢米一俵（三斗七升）につき口米、目こぼれを一升ずつ納めること、貨幣納のときは永一〇〇文につき永三文ずつ口永を納めることと定めている。その後、正保元年（一六四四）からは、美濃・飛騨国は一石について三升ずつと規定している。

直江・根古地・根古地新田・横屋・横屋新田・白石・金屋・岩道村の免定をみると、米一石につき口米三升、欠米二升としている。それを延享四年（一七四七）白石村の年貢皆済目録でみると、本途三四石八斗三升に対し口米壹石四升五合、寛延四年（一七五一）の金屋村では、本途九九石六斗八升四合に対し口米二石九斗九升一合と規定通りを納めているのがみられる。口米は元来雑多な付加税をまとめたはずのものであったが、その後欠米、込米などの付加税がつけ加えられた。欠米は年貢輸送上の欠損を補うという名目で、込米は年貢米をはかるときに生ずる不足米を補う意味でそれぞれ徴収された。

貢租を納める方法をみるとまちまちである。田租は米で、畑租は大豆でという所もある。また、畑租を米に換算して納めるところもあれば、畑租だけは貨幣納とするところもある。或は田畑をあわせてものうち三分の一を、または二分の一を貨幣納とするところもあった。田畑の貢租を貨幣で代納することを石代納または石代といい、一般に幕領の石代納は、三分一ないし三分二の金納であった。三分一金納とは租米の三分二を米納し、三分一を金納とすることである。また幕府領の農民が米納でなく、石代納を願い出る場合が多かった。これを願石代といったが、その相場は、享保一〇年（一七二五）に三分一直段より米一石につき銀五匁高と定められている。しかし、石代納は廻米よりも費用や手数が省けるといふことで願石代を希望する村々が多かったようである。

次に雑税についてみてみよう。そのうちの小物成とよばれるもの多くは、山林原野・河川等に課せられたものである。寛永十九年（一六四二）、飯木・押越村では、小物成として麦合四六石八斗二合、綿合二貫五八〇匁、茶合六斤

を指出している。また、天明八年（一七八八）白石村では七石三斗の山年貢が納められた。これは松御林式ヶ所を合せた六八町九反一畝二三歩の下草を刈り取るための年貢としてとりたてられたもので、その口米は一石につき三升の割合で課された。その他に、百姓の持林に課せられた林錢運上として永九九文がある。また、同村には明和七年（一七七〇）嶋田村喜十郎によって建てられた藜湯が一ヶ所あり、その運上として永五〇〇文が納められている。

ところで運上冥加というのは、商業・工業・狩猟業・漁業など各種の營業に従事する者に対して賦課されたものである。そのなかで、運上とは一定の税率を定めて納付するものをいい、冥加は免許を得て營業するため金銭を上納する場合をいい、定率ではなかった。冥加は献金に類し、運上は租税に属するものであるといえよう。しかし、事実上は運上も冥加も小物成であり、同一の意義に混用される場合が少なくなかった。飯木村は鳥札運上（鳥獵免許税）として永一三三文三分を納入し、小倉村では、葭運上として永八六八文を納めている。これは、代官瀧川小右衛門のとき川となった土地に生い茂る葭を刈り取ったためとして課せられ納めるようになったという。

この他に課役がある。その主なものは国役・高掛物・助郷役・村役などといわれるもので、労働給付であるとはいふものの、労役を徴収することは少なく、米銭などで代納させるのが普通であった。

まず国役とは日光法会・朝鮮人通行・大河川修築などの費用にあてるため国を定めて石高に賦課するものである。また次の高掛物についてみると、幕府領ではとりわけ、高掛三役として伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用金の三種があった。伝馬宿入用というのは五街道筋の間屋や本陣の給米および宿場入用にあたるものをいいた。六尺給米は江戸城中台所で使役する六尺という人夫の給米にあてるものである。また、蔵前入用金というのは、江戸浅草の米蔵の諸入用にあてるものである。これら高掛物の額は、はじめ一定していなかったが、のちに伝馬宿用は高一〇〇石につき米六升、六尺給米は高一〇〇石につき米二斗、蔵前入用は高一〇〇石につき金一步（永二五〇文）と定められた。

大坪村の明細帳によれば、六尺給を九斗六升二合、御伝馬宿入用二斗八升九合ずつを年々上納しはじめたのは享保六年辻甚太郎代官のときからであるとしている。なお、金屋村の六尺給が、村高からすれば九斗一升九合五勺であるはずのところ一斗九升三合しか課せられていないというのは、助郷高が免除されているからである。

尾張藩では、元禄八年（一六九五）から夫役として、一石以上の高持百姓を堤防や井溝などの普請に年に三日間使役するという三日役が設けられた。濃州徇行記によれば、大野村八一人、下笠村三三六六人、西岩道村一〇二人、ロケ島村九六六人、蛇持村七二人、飯田村一〇五人、江月村七八八人、烏江村六九人、栗笠村一八九人、舟付村一八〇人、大牧村一一一人が三日役にかり出されたことになっている。この三日役の人足は、美濃国内の尾張藩領では元禄八年から賦課されたものである。

この他に栗笠村免割符帳にみられるような夫銀・伝馬銀・堤銀という三種の夫役銀がある。夫銀は寛永年中からはじめられ、高一〇〇石につき銀六〇匁とされた。その後正保二年（一六四五）からは概高が行われるので概高一〇〇石につき銀五〇匁となったが、寛文八年（一六六八）から倍にふえ、概高一〇〇石につき銀一〇〇匁となった。堤銀は、堤や井堰の普請を行うに際し、近くの村々へ人足を割当てると普請の多い村は困り、遠くの村でも同じことであるということから、村高に応じて銀を出させ人足を備うこととした。その割合は、正保二年から概高一〇〇石に対して銀四〇匁、寛文八年からは倍の八〇匁になった。これは、春二五日、秋一五日の計四〇日を人足二人ずつが働くとして、人足一人に銀一匁の割合で算出したもので、毎年一二月一〇日と一一日に取立てている。伝馬銀は、宿の人馬が近くの村々の負担になっているのを尾張全体でもつというところからはじめられたもので、美濃では元禄八年から概高一〇〇石につき銀七〇匁を徴収しはじめた。

（吉岡勲「岐阜県の歴史」近世）

年貢米の納入 年貢米の納入について、領主からはきびしい触れが出された。大垣藩では元禄四年（一六九二）年

貢米の納儀に内札（厚紙に米主、名主の名を記して印判したもの）外札（印判はしない）を必ずつけるよう命じている。享保七年（一七二二）には、納米の拵（かま）えが悪いときは刎米（なみ）にすることを、また寛政七年（一七九五）には、近年米質が悪くなり、粃（か）が交り、縄が細くなったことともに古縄・古儀を用いた場合には米主はもちろん村役人まで処罰することを触れ出している。さらに寛政一〇年には青米・死米・粃が交ることを戒め、文化一〇年（一八一三）には良く干すことを命じている。（大垣藩歴 右秘鑑）このように、領主からの触れは、年貢米を俵に入れるときの米の質と量、そして、俵装についてと細部にわたっている。

享保一〇年大場村では、大場新田とともに御城米御納所一札連判帳を作成し、笠松代官所へ提出している。それによれば、年貢米納入にあたり、お手本米として村々より上・中・下を袋に入れて提出し検査を請けた後、それに従って米を撰ぶとされている。また、斗斛で計るときには、まず米を箕へ入れ、乳より高く上げて斗斛へおとしかけ、山盛にし、真中より両方へわりかくこととしている。さらに、山巻升を両手にて一すくい入れることとしている。（編一〇五）尾張藩では、寛文元年、年貢米は一月中旬に皆済することとし、もし背く者があれば持高を取り上げ追放し、年貢は村中でひき受けるように命じている。

さて、年貢米はまず郷蔵に納められた。郷蔵は米納の村であればどんな小さな村でも一つは建っていた。室原・嶋田・大跡村などには二ヶ所あり、文化一二年（一八一五）家数わずか五軒であった大跡新田にも長三間・横二間の郷蔵が建てられていた。屋根の葺き方も種々で、安永四年（一七七五）飯木・金屋村では瓦屋根であるのに、小倉村では萱葺であった。

保管の責任は村にあり、昼夜番をし、ことに火の用心に気を配った。類焼の場合は藩の損失であるが、その防火に疎略のことがあったり、盗難にあうようなことがあれば、村方から弁済しなければならなかった。（児玉幸多「近世農民生活史」）

年貢米の廻送 郷蔵へ入れ置かれた年貢米は、下知に従って津出しされた。幕領の年貢米は江戸浅草・京都二条・大津・駿府・清水・甲府・日光などにある米蔵に納められるのである。浅草の米蔵に納入するのを廻米といい、その他に納入するのを詰米といったが、大部分は浅草に送られた。

廻米は、郷蔵から人馬によって近くの川岸へ運び、伊勢の桑名湊まで川下げし、そこで廻船に積みかえた。その際村方から川岸までと、川路五里以内は、村で運賃を負担したがそれ以上の分については、「五里外駄賃米」として幕府から支給された。

白石村の津出しは、小倉村前の川岸まで三〇町をつけ出し、小倉村から駒野川までの二里を小舟で運んだ。この舟賃は米一〇石につき銀六匁であった。駒野川で、小舟から大船に積みかえ、桑名まで六里を船賃米一〇石につき銀六匁を出して下った。桑名で御米入用船の上乗と川船上乗とが立ち合い、濡俵のものをなおした。この入用はかれこれ米一〇石につき銀三匁ほどずつかかったと記している。(町史料 編一五二)

桑名・江戸間一四五里の海上運賃は廻米一〇〇石につき金七兩一分、糶はその二割引の金五兩三分永五〇文、ほかに米、糶とも一割の割増金が幕府から支給された。その後文化九年(一八一二)の儉約令によって運賃も二割引となったが、翌一〇年から廻米は永五〇文、廻糶は永四〇文の減額にとどめられた。

廻船には上乗と納名主が乗り込んだ。上乗は船中一切の責任者であり、納名主は江戸における年貢米納入の責任者である。廻米の輸送中には欠米・濡米・沢手米・(湿米)・品質不良米などが出るため、納名主はその分を江戸で正米と買い替えて納めた。

明治七年(一七七〇)押越村の御膳糶一六石貯糶三石、熱田御詰糶三石、太餅糶一石合計二三石、この代米三八石九斗二升の輸送を小柳村清蔵が請負っている。(町史料 編一〇七)

第四節 江戸時代の産業・交通

一 農 業

農民階層 寛政八年（一七九六）における五日市村の場合、村高が七六石七斗九升四合で、二六軒であるから、一世帯あたりの平均持高は三石である。およそ一反に一石の石盛がされしているとすれば、五日市村はいわゆる「三反百姓」を中心としたことになる。しかし、実際には次頁表のように、水呑が四八%を占め、高持ちのうち平均石高に達しない層が二四%、一〇石以上のいわばこの村の上層が一六%となっている（町史、史料）

五日市村百姓 持高(寛政8)		人数
水呑	石以上	
1	1-2 石未満	4
2	2-3	3
3	3-4	0
4	4-5	3
10	10-15	3
15	15-20	1
計		26

表のように百姓の持高が少なく、水呑百姓が多いことは、五日市村が養老山麓に近いことともに、近隣を流れる牧田川の氾濫により安定した生活が得られなかったことに起因するものと思われる。例えば山村の代表として、天明八年（一七八八）の白石村をみてみよう。村高一六〇石五升、家数一〇九軒で一世帯あたり平均持高は一・五石である。そのうち水呑百姓は全体の五五%と半数以上を占めている。たとえ水呑百姓を除き高持百姓のみで村高を割っても、平均三・三石と持高は少ない。（町史、史料）

これに対して有尾新田のように水呑百姓が全体の一一％と少なく、平均持高が多いところもあった。元禄六年（一六九三）村高九九七石二升七合。そのうちより横屋村百姓持高・有尾村百姓持高、さらに、小倉・下笠・石畑・日下丸村などより入作している高を差引くと、高三六七石六斗二升六合である。それを全戸数二七軒で割ると、一三石六斗一升五合余で、平均持高の多さが目につく。いわゆる一町三反を耕作するのが平均となっている。従って大高持も

五日市村の構成（寛政8年）

戸主	持高	家族	下男	下女	公に奉出た者	牛
清右衛門	15,320	7	1	1		1
十郎次	13,264	7	1	1		1
常右衛門	10,290	6	1	1		1
十右衛門	10,027	5	0	0	娘 1	1
彦右衛門	4,789	9	0	0		1
藤八	4,738	4	0	0	弟 1	1
林右衛門	4,438	6	0	0		1
伊兵衛	2,730	8	0	0		1
了然	2,366	4	1	1	(林覚寺)	0
五兵衛	2,216	4	0	0		0
常八	1,800	9	0	0	姉 1	0
太兵衛	1,800	4	0	0		0
利三郎	1,600	4	0	0		0
忠助	1,350	3	0	0		0
和七	(水呑)	5	0	0	娘 1	0
庄八	(〃)	4	0	0		0
宇兵衛	(〃)	7	0	0		0
彦八	(〃)	4	0	0	弟 1	0
久兵衛	(〃)	4	0	0		0
弥吉	(〃)	6	0	0		0
清五郎	(〃)	4	0	0		0
助七郎	(〃)	4	0	0		0
喜三郎	(〃)	3	0	0		0
久藏	(〃)	2	0	0	弟 1	1
儀助	(〃)	4	0	0	兄 1	0
と	(〃)	2	0	0		0

多く二〇石以上が三八％

を占めている。(町史、史料編一八三)

農作物 養老地方の稲

作は、早稲を少し作った

だけで、殆んどが晩稲で

あった。稲の品種は、安

永四年（一七七五）の大坪

村では、かみこ・よつき・

ちこ・近江弥六を植え付

け、(町史、史料編一五五) 天保九

年（一八三八）の嶋田村

では、小鬚・弥六・長穂・

北国・中山を栽培してい

る。(町史、史料編一六一) 苗代は旧

曆の四月につくり粃をつけ、五月中旬に田植えをした。その刈り入れは、早稲は八月も彼岸すぎより刈り取をはじめた。晩稲は九月の土用中頃より刈り入れをした。その収穫量は上所で一反について一石から一石三・四斗といったところであった。(町史) また、享和二年(一八〇二)大垣藩が早稲の作付法を問い合せたものによると、春の土用一両日以前に一反に七升ずつの割合で粃種をまきつけた後、三五・六日すぎて田植をした。一株に苗七・八本ずつをさし、一坪に四五から五〇株を植えた。そして刈り入れは、さらにその九〇日後にした。(雑考)

次いで畑作についてみると、安永四年の祖父江村では、春作として大麦・小麦・菜種、夏作としては稗・唐きび・大豆・芋がつくられた。このほか、飯積村では、秋作として小豆・な・大根などがつくられた。また麦の品種としては餅麦・六角麦・小麦があった。作付けは、秋の土用中頃からはじまり、大麦は一反に九升ほど、小麦は六升ほどをまきつけ、翌年の五月節旬前後に刈取りをした。(町史料編 一五二―一六一)

享保二〇年(一七三五)六月の「美濃国尾州領村々産物書上帳」(岐阜県史 近世六―六) により多芸郡内の稲・餅・粟・稗等の品種をみると次表のとおりである。

多芸郡内産、穀類の品種(享保二〇年尾張領分)

穀類	品 種	
	早 稲	中 稲
早 稲	丹後、手越、柳わせ、山田、白わせ、あみて、かけわせ、たんてらし、たいとう、かみこ、北国	
中 稲		こほれ、弥六、ちんこ、あらぎ、大弥六、小弥六、かき弥六、いせこほれ、伊賀こほれ、こほれす、世つき、赤弥六、しまこほれ、たいとう、こみの弥六
晩 稲		ちこ、花おち、あひのこ、こみの、大ちこ、中しま、あらぎ、山田、大荒木、小荒木、白葉、てぬけ、ちんこ、のまちこ、こしけ、よりだし、うつき、傳成

餅	赤もち、白もち、あせこし、みの笠、美濃、かつは、京もち
粟	霜粟、餅、鼠粟、うるしね、ひゑあわ、わせ、おくて
稗	四十日、そはさき、二番六月、霜稗、くろひゑ、二度六月、大根さき、わせ、なかくて、おくて、いせひへ、赤ひへ、ちよこ、さくら、なんぎん、六月、小六月、白ひゑ、八こく、
黍	白きひ、ひゑきひ、餅、赤きひ、にきりこ、大みたれ、みたれ、めくろ
唐黍	赤、めぐろ、高麗黍、
小麦	石割、白川、あかこ、赤ほ、白ほ、はちかしら、
大麦	しんとく、六角、三月、ふるそう、はたか、京麦、霧しらす、ほなか、白三月、黒三月、ぢやうせん、わせ、中て、白麦、ねちり六角、大ひだ、にしり、長崎、ひた六角、ねしわ、やはつ、きひらはたか、へにはたか、
蕎麦	米そは、三角、とう高
大豆	黒さや、かきさや、毛しろ、さや黒、わせ、中て、おくて、け赤、足ふて、ゑん足、黒つる、ほん足、水くよりな畑、小けしろ、大けしろ、めくろ、立くろつる、ひわた、赤大豆
黒大豆	わせくろ、おくくろ
青大豆	青はた、こんりんさい、
赤大豆	わせ、おく、小納言、大小豆
大角豆	青さゝけ、白さゝけ、小さゝけ、へりとり、赤十六
空大豆	
ゑんどう	
唐大豆	
なた豆	

〔岐阜県史近世六「美濃国尾州領村々産物書上帳」より〕

多芸郡内の産物（享保20年尾張領分）

	種	類
菜類	菜（地な、四月な、大葉、芥子な、京な、夏な、白な、三月な）、大根（夏大根、三月地大根、赤大根、かゝしま、葉折）、牛蒡、よめな、うと、芥子、苜（とぎり葉、とうちぎ）、茄子（れんげし、長なすひ、わせ、丸なす）、ねふか、めうか、ひともし、わけき、とうがらし（長とうがらし、黄とうがらし）、芋（とうのいも、おご、まいも）つくねいも、うこぎ、ふぎとうふぎ、こま（白、黒）にんしん、にら、にんにく、はずいも、みつはせり、せり、たて、しそ、せうか <small>（しょうか）</small> からし、山耕	
瓜類	白瓜、黄瓜、青瓜、冬瓜、ゆふこ	
果類	柿（ほん柿、にたり、あんぎ、渋、わせ、御所）桃（白、赤）すもも、栗（大栗、芝栗）棗、柚（もちゆ、はなゆ）梅（もちむめ、かゝむめ、ぬかむめ）枇杷、胡桃、九年母梨子、水なし、木なし）あんず、みつかん、きんかん	

（岐阜県史近世六 「美濃国尾州領村々産物書上帳」より）

肥料 作物を栽培するには肥料は欠かすことはできない。天保一四年に直江村における田方の肥料として、種粕・馬踏肥・干鰯・灰が用いられた。その代金は、老反につき銀五匁ほどがつぎこまれた。それに対し、畑方の肥料としては、種粕・干鰯・灰・馬踏肥・大小便が用いられ、代金は老反につき銀五〇匁くらいであった。これらのうち、灰・馬踏肥・大小便は村内でまかなわれたが、種粕は金老反につき目方三〇貫目から三五・六貫目くらいの相場で飯田村・金屋村・橋爪村・高田町で買い求められた。また干鰯は、金一両につき目方二〇貫から二二・三貫くらいで南部・仙台・常州・房州・勢州あたりからとり寄せたものを今尾・高田で買い入れて使用した。（町史史料 編一六五）

安永四年（一七七五）に飯木村では藻草を買いととのえ、その不足分はほしかや油粕を用いたとしている。この代金

は、一反につき銀一二匁から一五匁ほどを費している。また大坪村では菜種糟・綿実糟を用い、田畑には一反につき銀一〇匁から一五匁を費している。とくに晩稲には一反につき銀五〜一〇匁をかけている。(町史史料編 一五三・一五五)

雨乞 水稻栽培のため最も重要なものは水である。この水を確保するため、古来、他村との間に水争いがおきるこ
とが少なくなかった。当地は干損所が多いため、苦勞を重ねており、とりわけ石畑村・若宮村・柏尾村・清子村(勢
至)・龍泉寺村・嶋田村・白石村・中村・明徳村・淡海村(段海)が旱害を受けやすかった。(岐阜県史史料 編近世一三三)

江戸時代には、川の水はもちろん、井戸水もかれてしまう日照が続くことがあった。このようなとき、人々は雨乞を行な
った。雨乞はどの村でも行なわれたことであるが、上方村・龍泉寺村が日照につき立毛が痛むためと弁才天へ雨乞を
することを奉行所へ願い出て許可されている(町史史料 編三五七) ように届け出制になっていたようである。

また、寛政六年雨乞の寄合に不参加であったということから庄屋所へ呼び出され、吟味を受け、詮証文を記すところ
まで発展しているが(町史史料 編四六八)、雨乞はそこまで村人を真剣にした一村あげての行事であった。

寛政二年の雨乞歌をみれば、宇田村の雨乞がどのようなものであったか明らかとなる。参考のため掲げておく。
一、寛政二ついぬの年、みな月半ばに早りあがり、山田の水も細々と、宇田樋の水も絶え／＼に、多くの田畑は枯れ
いたみ、百姓のなげきかばかり、ながのひでりがくるしさに、氏神様へ雨を乞う、無理もこまりの雨乞に、日のも
となれば照りもしつ、さりとては又あめが下、神も感応ましまして、俄かに黒雲まい下り、お慈悲の雨は千早振る。
二、ゆるきまわりや戌の年、六月半にてりあがり、山田の水も細々と、宇田樋の口もたえ／＼に、村のてみずは絶え
きりて、田畑のいたみは日にまさり、氏子打より神さまへ、雨乞かければごりしゃうで、空に黒雲たちおおい、雨
は時々ふりしきる、うるおいめぐりて田畑まで、作りは青々生しいしげる。ちはやふりしも御当社の、神のめぐみぞ
ありがたき。

三、茲に寛政成の年、六月半ばに照り上り、棚織ちこう雨ふらず、星にはかわりかみもたえ、雨をいのりのかしわ手に、氏子のなげきをあわれみて、龍神たちも納受あり、雨乞すりゃ又ふる雨は、(住吉神也)おすすみさまのみさらしを、わけたまわる神慮なり。

四、なる神月の半ばより、今日まで雨のふらざるに、作りのいたみ苦にせまり、氏神様へ雨を乞う、其ことわざに龍神の、御名を幟にかきおさめ、氏子集りひびくに、雨をねがいの法螺太鼓、神のめぐみは遠からず、ぬれてかえろよ神の庭。

五、段々ひでりがつづく故、作りのいたみやまさり、五社御神へ雨乞えば、氏子救いの神慮にて、利生の雨や折々に、五湿いありて田畑まで、たつやみどりも青々と、臥したる千草も色めきて、五穀のみのりもますくに、神の恵みを折りけり。

六、追々雨をたまわれど、地のうるおいも日にかわき、井水も次第に細くなり、作りのいたみも多き故、日々願う雨乞を、神も御受納ましくして、龍神たちもしろしめし、氏子の難儀あわれみて、神の恵みの一雨をしばらく願い奉る。

七、これくごらんぜ御らんなれ、雨のねがいの一通り、長のひでりがつづく故、多くの田畑かいたみ、幟の数を諸共に、なげきは日にまし夜にせまり、吹きくる風も心して、作りはよけていたませな、氏子の難儀かえりみて、しばらく一雨たまわらば、作りも青々生い茂り、人の心ものびやかに、祈らせたまえと神様へ、おして願ひし雨乞も、雨乞いそめてきょう迄に、最早七日の願納め、長の日照も今日ばかり、ぬれてかえらんうれしさに。

八、七日のあめも乞いおさめ、又もやねがう雨乞は、神慮も恐れす下とかみ、はるかに似たれど神力、のうして外はなし、氏子すくいの一雨を、是非しばらくと願うなり。

九、日にまし日照のつづく故、作りのいたみかぎりなく、雨をしたいし人心、たとえん方もなき雨を、こいし／＼の
又願ひ、とてもかくても御利生の、あらん限りぞ願うなり。

十、いまだにつづく長ひでり、数多の河水たえぎりて、作りやしなうてだてなく、是迄精々作りたて、今しばらくに
枯れんこと、何とながめていらりょうぞ、迎も此上風力の、及ばぬ天地の変化なり、五日の風や十日の雨が、下て
る日のひかり、諸神のかごや天とうの、慈悲仁愛のめぐみにて、元来弘誓のいなびかり、こうばくじゅ大の一雨を、
ふらしめたまえいのるなり、まず神前を見奉れば、やしろの作りは唐破風、お屋根に全紋かどやけり、龍神たちも
寄り集い、空に黒雲絶間もなしに、神も応護の雨たまわるや、此神様へ雨乞すれば、(かっぱう川)かっぱうの清水に黒雲さがり
清水をまさあげ雨ふらす。

病害虫 農作物に脅威を与えるものとして病虫害があげられることは今も昔も変わらない。しかし、昔は、虫害は
悪霊のなせるわざとして神に加護を念じ、しずめようとするすべしか知らなかったようである。

年号は詳らかではないが、龍泉寺村・上方村が代官所へ「当立毛いもち付候ニ付」と『いもち送り』を出願し、許
可されている。このように、各地で虫送りの行事が行なわれた。

大垣藩では、寛政六年（一七九四）二月江戸表からの指示を次のように村々へ触れ出している。「寒中で暖かなと
きは、翌年稲に害虫がつきやすいものである。従つて、苗代のとき、清き入れ物に水を入れ、これに種一升をひたし、
水の上に『多擲陀波羅跋願那蛇波提』の文字を指で二一回書き、これを他の種とまぜてまけば、秋に虫がつかない。
もし秋に虫がついたならば、右の文字を田ごとに二一回ずつまじなえば、一夜のうちに残らず虫はいなくなる」とい
うのである。

新田開発 美濃國の新田開発は他國にみられるような大規模なものではなく、未開発地として残されていた木曾三川

正保年間開発石高

村名	開発石高
村高外	68石
栗笠村	937石 3斗6升
下舟村	630石 1斗9合
大野村	1石 7斗9升2合
大馬村	144石 5斗1升2合
嶋江村	92石 6斗1升6合
直江村	12石 6斗4升8合
有尾村	1397石 8斗1升6合
大小場村	459石 1斗5升5合
大倉村	5石 1斗6升
根跡村	93石 9斗5升9合
古地村	676石 2斗2升9合
海田村	18石 4斗3升6合
沢田村	10石 5斗3升
村高内	

(岐阜県史史料編近世1-3)

合流域の三角州の開拓と、山間僻地の切添え開墾が進められたくらいである。

いま養老地方で、正保年間に開発された石高をみると、上表のとおりである。当地方は、低湿地で、河川が入り乱れて走り、古くから水に悩まされ続けてきた。その中で美濃流といわれる治水技術が生み出され、その技術をもって本格的な輪中堤が作られた。それだけに輪中堤の築造と新田開発の関係は深く、水上にさかのぼるほど古村や本田が多くなる。従って江戸時代に開発された新田村は河口近く、あるいはかつての遊水地であった地域に立地する。

江戸初期において、各大名たちは、新田開発に力を注いだ。だが、美濃国においてとりわけ大垣藩戸田氏鉄がとった新田開発政策にみるべきものがあつた。戸田氏鉄は、近江膳所^{（膳所）}に一〇年間、彌津尼ヶ崎に二〇年間と畿内先進地帯における三〇年にわたる民政の成果が認められ、寛永一二年（一六三五）に、大垣城主となつた。大垣領は揖斐川、根尾川、杭瀬川などが領内を流れ、つねに水防対策を必要としていた。また、これらの河川の水源地である山間地帯をその領内にもち、治水治山を総合的に計画実施しうるきわめて有利な一円所領の形態をもつていた。すでに尼ヶ崎領において神崎川の改修、悪水路による低湿地の排水と功績を残していた。氏鉄は、入部するとすぐに大垣から揖斐川に通ずる水路が洪水の原因となることをみてとり、揖斐

川との合流点に閘門を作つて逆流を防いだ。

こうした氏鉄の卓越した治水の見識と経験とをもって、新田開発も意欲的に進められた。まず郡奉行にひろく領内を廻つてつねに新田開発可能の土地を見分し、その開発の手段をとるよう指示した。そして新田開発のための井堰の造成には初年度経費は藩が負担し、あるいは百姓の移住・定着にも資金・資材を援助するなど、あらゆる手段をつくして開墾を奨励した。(興史料編 近世二一四二) このようにして新田政策の成果は着々とあがり、氏鉄入部より慶安四年(一六五一)までの一六年間に一万三千余石が開発された。

養老地方において新田開発がすすめられた地を概観してみることにする。

根古地新田 多芸郡根古地村は寛永一四年(一六三七)の岡田将監善政検地高七九四石余であったが、同一七年高須領となった。翌一八年名古屋の河内屋甚九郎はこの村の草場高の内三一八石九合と荒地との開墾を願い、正保二年(一六四五)完成した。その後慶安五年(一六五二)検地をうけ、新田高六三二石と草場高六三八石と、大場村草場高二〇〇石と合わせて高一一五〇石八斗八升の根古地新田(現在大字瑞穂)が誕生した。このとき甚九郎は新田を後藤三郎左衛門(京都の人か)に譲つた。

根古地新田の農家数と家族構成は、検地一三年後の寛文五年(一六六五)の宗門帳によると、次表のとおりである。戸数は二二戸でそれぞれに多くの下人・下女をもち、そのうち伝兵衛・長右衛門・又左衛門・九郎右衛門の四家が合わせて二三戸の家来分をもっている。このほかに「なごや久左衛門手代」一戸があり、久左衛門の家来分が五戸ある。この家来の主家に対する関係は不明であるが、「脇野村より寅年入百姓ニ参候」と註記されているように、近村の今尾・脇野などから移住したもののようである。その家族のうちには根古地・本阿弥など他所へ奉公に出ているものがあるかと思えば、「身上成り申さず」と生計が立たぬことを理由に代官にことわつて在所海松村や野寺村へ妻子

根古地新田の農民の家族構成（寛文5年）

当主	家族	下人	下女	家	来
孫太夫	6 ^人	3 ^人	2 ^人	0 ^戸	0 ^人
市右衛門	3	2	1	0	0
佐右衛門	6	0	0	0	0
伝兵衛	3	1	2	2	10
徳左衛門	6	1	0	0	0
八郎兵衛	5	0	1	0	0
市兵衛	2	1	1	0	0
仁兵衛	4	1	0	0	0
助三郎	4	0	0	0	0
奎左衛門	2	5	4	0	0
長右衛門	4	0	0	14	56(5)
又左衛門	7	2	2	3	13(1)
三郎右衛門	3	1	1	0	0
七右衛門	6	0	0	0	0
六藏	4	0	0	0	0
七左衛門	3	0	0	0	0
武兵衛	※5	1	1	0	0
彦十郎	1	1	2	0	0
九郎右衛門	※4	4	3	4	13
善兵衛	4	1	1	0	0
三九郎	2	1	0	0	0
なごや久左衛門 手代	5	0	0	5	21(5)
計	89	25	21	28	113(11)

※家族数は当主をふくむ、家来数の（ ）内は、その内他所奉公に出ているもの、※印は庄屋

ともども帰ったことが記されていたりする。こうしたところからすれば主家に対してきびしい隷属関係にあったわけでもないようである。しかし家来分の家は完全な一戸とは認められず、五人組編成からはずされている。この家来の名称が、正徳期の宗門帳には被官となり、さらに文政期には下人と改められている点から、はじめは相당한隷属関係にあったかとも想像される。

（町史史料
編一七五）

村内の土地所有状況は全く不明であるが、長右衛門は家来一四戸をもち、庄屋九郎右衛門は下人・下女計七人、家来四戸を有し、また名古屋の久左衛門はこの村に手代を住ませ、家来五戸をもっている。これらの人々を中心に新田経宮はつづけられたと思われるが、詳しいことはわからない。

元禄四年（一六九一）本村、新田ともに幕府直領となり、享保七年（一七二二）両者は分かれて別免定となった。寛延年間に本村は大垣領りとなったが、新田はながく元のままであった。

正徳年間、笠松陣屋の元締であった脇屋常右衛門は新田百姓出身であったところから、新田側はとかく「理非善悪にかかわらず時の役威」を笠にきて「増長致し、開闢の根元当本田へ対し、寛永・正保度開発人よりの確定書を反古に致」しており、排水問題について、新田側の横暴が目立ち、根古地村と根古地新田との間は必ずしも円満ではなかった。この契約違反の問題は嘉永元年（一八四八）になっても再燃している。新田地内藻草魚狛入会拒否の問題で、新田から本村と大場村とに対する訴訟が江戸へ出された。新田側は「河内屋甚九郎と申す者は、跡方もなき者にて、しかと取りとめざる儀、開発は慶安の度三郎左衛門開発にて、御証文もこれあり」と主張し、相手方は「河内屋をぶちけしに相懸り候につき、河内屋新田へ入ると之あるたしかなる御免定」を証拠として反論した。幕府の下した裁定は不明であるが、新田開発人抹殺が、当の新田側より出されるという奇妙な論争である。（児玉乙 羽文書）

有尾新田 大野郡五ノ里村の牧太郎助・居倉村の西堀三郎左衛門、席田郡柴原北方村の馬淵金左衛門、安八郡加納村の早野勘左衛門の四人は、寛永二十一年（一六四四）幕領津屋村と高須領有尾村の草場開墾を計画した。まず藩領分についてつぎの条件で出願して正保三年（一六四六）認可された。（町史料 編五二）

一、新堤延長一三〇〇間余の築造と、古堤一三六〇間余を新堤と同様に改造する。

一、七年間の作り取り、この期間中も津屋村草場野年貢米五石は従前どおり上納する

一、右の七年後から一〇年間は高につき三ツ物成、諸役は蔵入地並みとする。

一、検地は六尺竿を用い、三〇〇坪を一反とし、一反につき高一石代とする。

高須領についても同様な条件で出願し、正保二年につきのような補正的条件をつけて承認された。(町史史料編 五二―付編)

一、作り取りは五年間、この期間中の野米一〇石は従来どおり上納、六年目に検地の上一反高一石代、高につき四ツ物成とする

一、右の五年間に堤切れの場合、その年の立毛検見のうえ、物成米は開発主へ一時預け、作り取り年限を延期し、その年季明けの年に四ツ物成と一時預け分とを上納する

一、作り取り年限は明年よりとし、堤未完成でも年限に入れる、堤切れは二年のみ認める

一、四ツ物成以後は堤普請のほか、諸役は高につき五分上納する

一、新田堤外の草場は、従来どおり有尾、津屋兩村の庄屋支配、堤の新造、修覆用土はこの草場より取る。

一、庄屋給は検地のとき、一〇〇石に一反ずつ出す。

開墾が成功して有尾新田は慶安五年(一六五二年)検地をうけ、高七〇八石四斗(五七町歩)となっている。新田へ移住した農民は一八人でその出身地^{不明}一人はつぎのとおりである。

多芸郡の有尾・高田・(以上各2人)・飯積・横屋村

石津郡の馬ノ目・市之瀬・多良村

安八郡の成田・西島村

海西郡の秋江村

不破郡室原村

尾張の名古屋(以上各一人)

尾張の知多郡(三人) (名古屋よりの移住者は延宝八年の清右衛門で、中村を称し、代々有尾・津屋両新田の庄屋役をつとめた。知多郡は土地を開墾し、石垣を積むなどを業とする黒嶽の多い地方である。)

その他の新田

〈津屋新田(横屋新田)〉 津屋新田の検地の年は不明である。正保郷帳によれば、津屋村のうち

横屋村新田高七九石六斗七升、これが高須領二八八石六斗二升七合と幕領五一石四升三合に分かれ、津屋村は大垣領五二〇石五斗六升となっている。この五一石分が承応二年(一六五四)津屋村より分離独立して横屋村となり、他の二八八石分が津屋新田または横屋新田と称せられた。(安八郡輪之内町片野知二文書)横屋新田の開発願主である牧武左衛門・

谷宗斎・西堀佐左衛門・早野勘左衛門の四人は、寛永二年一月二月開拓をはじめるにあたって、伊勢神宮の御師高橋六左衛門・山路半左衛門へ堤成就祈願として田二町歩を寄進している。(養老郡志)

〈大跡新田〉

明暦二年(一六五六)五左衛門・四郎兵衛・長兵衛・新兵衛・十太夫・七兵衛・九兵衛が協同して新田

開発に力を入れ、その土功費は五〇〇両にのぼったという。また、新田石高九三石九斗五升九合は、はじめ徳永寿昌が家中の者に給していたものであったが、岡田将監のとき、あらためて新田としたと伝えられる。(養老郡志)それを裏付

けるように、元禄四年(一六九一)大跡村庄屋から開発主の小倉村兩人にあて、新田と本村とは別々の取扱いとなることを約束した証文が残っている。(町史史料編五五)

〈大場新田〉

正徳二年(一六四五)坪内七兵衛・後藤三郎左衛門・中嶋惣右衛門・奥村甚五郎・富水惣太夫・河

内屋甚九郎が多額の出資をして堤を築き、根古地新田とともに大場新田の開発をはじめた。その後、慶安五年(一六五二)大場村地内の村高二〇〇石を根古地新田に編入し、明暦二年(一六五六)根古地新田地内先の村高二〇〇石に新開発地三九石を加えて二三九石と有尾村地内の村高一六〇石を合わせて大場新田とした。(養老郡志)

〈大牧新田〉 安八郡今尾・土倉・脇野・大牧などの諸村の野跡は、名古屋の町人河内屋・土佐屋の所有であった。明暦三年（一六五七）鬼頭吉兵衛は代官村瀬七郎右衛門に願い出て、大牧村野跡の開墾に着手した。その範圍は、今尾大川端より西は根古地新田、南は釜段・小坪新田、東は高柳境までで、高一八石八斗九升五合のところである。寛文元年（一六六一）完成し、同年七年検地をうけて定免四つ三分となった。安永末年に尾張藩土重松篤大夫が集述したと伝えられる尾州藩占義によれば、

「濃州大牧新田之儀、万治元戌年（一六五八）新田開墾、大牧村高百五十八石は竹腰山城守殿三万石之内に候処、此所水損にて田畑なく、皆野方に成候、天和二戌年（一六八二）所々新田御取立之節、右新田も御取立に成、乍然草野米として米二百一〇石つつ其後年々被下候処、宝永元申年（一七〇四）山城守殿請扣に成、勿論草野米相止、同所鬼頭平六え被下候廿町分、元禄六酉年（一六九三）大牧新田取立候節、山城守殿申付、依有之、元禄三年より永々被下、宝永元申年廿町分御召上、為替地三ツ古川新田、如意新田・上原新田三ヶ所にて廿町分被下、兩度之証文別々に有、大牧新田廿町分は山城守殿扣見取に成」とある。

〈釜段・駒野高新田〉 尾州藩土藤田大学（知行）の子息は浪人して森半入また半斎といい、明暦四年（一六五八）本阿弥又左衛門、佐野紹益を代理として、高須領の多芸郡有尾村草場下池・駒野村草場、大垣領の草場（後の釜段）の開拓をつぎの条件で出願した。

- 一、作り取り免三つ五分の五年ずつ、一五年間の諸役は免除、その後諸役は他の新田並、災害の年は収獲兩者折半。
- 一、埵堤工事は藩で実施し、作り取り期間中の被損修理は開発主で負担し、他所の埵決壊しての入水はこの五年より除く。
- 一、作り取り後の一〇年間の埵堤修理入用は兩者折半、その後は藩の全額負担。

一、この新田輪中の池運上は免除。

一、六年目に検地、六尺二寸五分竿で八町歩につき高一〇〇石。

半入は駒野村に居を構えて着工し、有尾村の草場下池は土地がきわめて低く不成功に終わったが、他の二カ所は苦心の末ようやく一二年後の寛文一〇年（一六七〇）に検地をうけ、釜段村六八四石九升六合、駒野新田三三〇石四斗二升二合となった。釜段村は元禄一四年（一七〇一）無地高一六八石を加えて八五二石六斗三升となり、このうち五六石一斗二升を石津郡徳田村枝郷釜段村と称し、残り七九六石五斗一升を釜段新田といった。（養老
郎志）

〈下池新田〉 元禄一二年多芸郡上笠村の国枝彦太郎ら三人は、森半入より駒野新田三三〇石、駒野村本田一七石、駒野新田三七一石（外三〇一石は
元禄六年他へ）合計高七一九石（五七町八
反五畝）を金九〇〇両で譲りうけた。この年彦太郎は、未完成に終った有尾村草場下池の開拓に着手し、大金を投じて一応完成させ、高三八二石の有尾村のうち下池彦太郎新田と名付け、単独の免定を受けるまでになった。しかしたえず水害に悩まされ、しだいになかば新田放棄の形となった。

正徳年間となり、名古屋の青山勘右衛門・矢野市右衛門は彦太郎とともに、再びこの下池開拓をはじめた。しかし、名古屋の兩人は資金が続かず、これも名古屋の桔梗屋七左衛門・古川屋善四郎へ肩代りをした。そこで計画を大いに練り直し、百姓五〇人ほど入りこませて開拓につとめ、享保初年には下池新田と称し、年貢諸役本村なみになるまでに成功させた。しかし西を流れる津屋川の氾濫がひどく享保七・八年ごろには再び放棄寸前の危機にひんした。

しかし彦太郎は独力でこれを守りつつけるために、享保二〇年（一七三五）歟下七カ年、八町歩につき高一〇〇石の条件で、金二七〇〇両の巨費を投入して努力を重ねた。しかし津屋川の過去三〇年間に一六回という氾濫入水にはさすがの彦太郎も万策つきはて、寛保三年（一七四三）下池の開拓を断念し、その開拓権を有尾村に預けるにいたった。このような彦太郎の一生をかけての五〇年の下池開拓失敗の歴史は、輪中地域開拓の異常な困難性を如実に物語

っている。(県立図書館
館文書)

〈若宮村の場合〉 新田開発が何時も誰からも望まれていたというわけではない。寛延二年(一七四九)若宮村は野方の新田開発が命ぜられた。それに対し村方は次のような願いを出をしている。「当村は小さな村であり、その上山は多く、畑地も地味の悪いところであるため、新田開発とはいえ草場、野方を召上げられては村は難渋することになる。どうか新田開発は差止めてほしい。しかし、お上のこと故止めることが出来ないというなら、その仕事は他村の者にさせるのでなく当村の者にさせてほしい。もし、他村の者にされると、後日、村の紛糾のもとになる。」

ここには、僅かな畑と草場・野方にしがみつこうようにして生活している農民の姿が偲ばれる。

一一 諸 業

山林 山林は、普請材、燃料、肥料や株くさの供給地であり、また水源地として不可欠のものであった。大垣藩では、山林を定納山・巢山・留山・明山・鞘山・不入山に分けていた。定納山とは、藩有林のうち一部を村民に貸付け、樹木を植立させ、相当納税するものをいう。巢山とは、鷹巢を採るために設けたもので、村民が入猟することは許されなかつたのみか、きびしく伐木が禁じられた。いわゆる藩主の御猟場である。また、留山とは、樹木を栽培保護して伐木を禁じ、非常用に備える山をいった。明山とは、村民の日用薪炭及び建築のため、松・杉・赤松・黒松を除き、他の雑木を伐採することを許したものをいう。鞘山とは、巢山と明山・留山の境界にある巾三間乃至四間の伐木を禁じ、明山立入りの境界をはっきりさせるためのものである。不入山とは、藩用木といえども古来より伐採を禁じたもので、藩府の用木あるときのみ伐採した。

すでに明らかなおりと、村民が立ち入れるのは、定納山と明山のみである。しかしそこにも監視役が置かれていた。多芸山廻役がそれである。

文化十一年（一八一四）石畑村名主の与三右衛門が多芸山廻役を申付けられている。その仕事は、多芸山奉行の指

領主	村 名	山 年 貢	備 考
戸田左門	鶯 巢 村	2石	柴山・草山有り
	若 宮 村	1石4斗	柴山・草山有り
	龍 泉 寺 村	4石	草山有り
	上 方 村	2石7斗	草山有り
	桜 井 村	1石8斗	草山有り
小笠原貞信	橘 爪 村	2石	草山有り
	押 越 村	1石2斗1升9合	柴山有り 柴山有り小松林 柴山有り 柴山有り
	嶋 田 村	10石2斗5升	
	白 石 村	5石	
	直 江 村	3石4斗9升3合	
小 倉 村	1石8斗		

（美濃国郷帳より）

図を受けて働くもので、多芸筋村々の松、新開地は勿論、寺社境内にはえている松から墓にはえる松に至るまでを監督し、伐り出し、売り払いをしたいと願い出たときは、その場所、樹木の大きさなど間違いないか検分し、書面に奥印することが主であった。また、多芸山よりの石出しについても担当した。そして、繁々と廻り、もし違反する者がいたりすれば、即刻に徳田番所へ連絡することとなっていた。なお、寛政七年（一七九五）には、鶯巢村の田中喜平次が勤めていた。

藩領白石村の場合は、延享三年（一七四六）、伊勢領の藪山三カ所合わせて二反五畝歩、同松原一カ所四反歩、松御林二カ所合わせて七一町九反一畝二三歩があった。この御林守として栄次郎が、九年以前小倉村より白石村へ引越してきて勤めていた。御林守は帯刀が許され、公儀より二人扶持をもらっていた。その後天明八年（一七八八）には、田中勘兵衛が、文化七年（一八一〇）には田中直治が勤めている。

白石村には百姓持林もあり、村民が少しずつではあるが小松林を所持していた。この山年貢として七石二斗五升を上納している。それだけに男たちは、農間余業として山稼に精出した。けれど村内で燃料として用いたのは田畑作物のからで、不足分のみを薪で補った。また、多良山から薪を伐り出し、毎年一四・五両程ずつ売り出したりもしている。その多良山年貢として米四石九斗八升を、多良上原の善蔵・弥左衛門・九兵衛へ渡している。

安永四年の小倉村では、御林松巻カ所一町四反五畝歩を守る御林守を藤田紋八郎が勤めていた。この御林に下草が生い茂ると、猪や鹿が住みつき近在の作方を荒したため、五十七年目に願い出ては、村方が下草を刈取っていた。また、米三斗七升五合を上納している。なお多芸筋で山年貢を納める村は前表のとおりである。

竹藪 延享二年（一七四五）に笠松代官所は、管内諸村の高外・堤外地や堤腹法にある竹藪改めを行ない、その持主・反別、ならびに竹の大小・本数を登録させた。

嶋田村の竹藪改帳をみると、竹藪七四カ所四反六畝六歩を書き上げている。その竹藪は、五五七九本で、うち六寸廻りのもの九〇本、五寸廻りのもの一一二本、四寸廻りのもの一六七本、三寸より二寸以上のもの三七四七本、小唐竹四三八本、小内竹一〇二五本であった。

この取調べの意図は、「御竹藪」を設置して、御用竹の採取に備えるためであったようであるが、それに該当するような竹藪が管内にはなかったものと見え、低額の藪年貢（藪銭）を賦課するだけに止まった。藪銭の賦課について村民たちは、「御竹林に仰付けられては、村方では番人等を付け置かねばならず、入用も何かとかかるため、少々の藪銭を仰付けられても上納いたしません」という気持ちが強かったようである。（町史史料 編三六）

諸工業 当地方の産業としては、みるべきものがなく、ただ農間余業としての酒・味噌醸造・大工・油絞・農具鍛冶などが若干あったにすぎない。ほかに農閑期に女が糸をつむぎ機織をすることはあったが、ほとんど自給的なもの

のであった。もちろん、酒造や鍛冶屋などは、どの村にもあったというものでなく、その従事者は指折り数えるほどしかいなかった。

塩の取引 美濃国は海に面していないが、舟運に恵まれ、尾張・伊勢国との関係が深く日常必需品の塩も、はやくからこれらの国の商人の手によって運びこまれていた。

栗笠・船付・鳥江のいわゆる三湊は、名古屋・伊勢・桑名あたりからの上せ荷物を、北陸あるいは京・大阪へ運ぶための中継地点としての役割を果たしてきた。元和五年（一六一九）、尾張領となる以前から湊役金を納めていたが、以後も三湊に金二兩二分の湊役が課せられ、塩荷物問屋がこれを負担していた。名古屋から美濃・近江方面へ送る塩荷が、舟運を利用してこの三湊を中継地としていたことが伺われる。

また、高田町の商人が、幕末に桑名の有力な塩問屋栄次郎と一回の取引高が二五〇〇俵にもおよぶ大きな取引をしている。このことから、高田町には相当に大きな塩商人がいたようである。

薬湯稼 通史編「観光」、「岡本喜十郎」に詳述。

三 交 通

濃州揖斐川三湊 揖斐川三湊は、牧田川が揖斐川本流に合流する地域に発達した湊で、牧田川上流から烏江・栗笠船付湊とならんで立地した。

この三湊は舟運をもって桑名や名古屋、さらに遠くは江戸とも結びあった。また陸上においては、三湊を起点として、高田・牧田を経て関ヶ原へと通る九里半街道をもって中山道あるいは北国街道と結び、京畿や北陸とつながり合っ

ていた。いま江戸時代における交通量については知るすべもないが、東海道や中山道のような幕藩体制下の参勤交代の諸大名の通行はなかったとしても、東西間の内陸輸送の最短コースに当り、最短・最速・最低賃金を求めて関東・関西の諸荷物が行き合ったようである。このように三湊は、東西間の物資輸送上の主要なコースにあるという地理的条件を生かしつつ、木曾・長良・揖斐川の三大川の水運権を一手に掌中におさめた尾張藩の庇護のもとに、中継点としての役割を果しつつ発展した。

三湊の成立時期 三湊の成立時期について語っているものに次の二つがある。一つは、栗笠湊問屋佐藤家に伝えられたという永禄年中の山田平一郎折紙であり、

「栗笠村新屋敷之儀、何様ニも可然やうニ貴所へ任置候条、様子不能具候、再諸役之儀申付候由、貴所へ舟かこ屋敷ニ可被居候、恐惶謹言

八月九日

山田平一郎書判

佐藤五郎右衛門

と、その頃に栗笠へ移って屋敷を構え諸役を免除されたとするものである。(梳尾湊方 寛政抄四) もう一つは烏江湊問屋吹原家

に伝わる原田忠政・藤田民部連署状写であり、聚楽第・伏見城造営の折、運材に精を出し、以来湊役を免除された旨が記されている。(町史史 料編) これらはともに文言も疑問であり、後世の手に成るものであることが明らかである。しかし

このような伝承や文書の示すものは何かを一応検討してみる必要があると思われる。そのことについて高牧実著の「幕藩制確立期の村落」は次のように記している。

文明一五年足利義政の銀閣寺造営にあたって、木曾川の鶴沼、木曾・長良川落合の墨俣、不破郡の表佐・垂井が木曾材運送の拠点となっているが、天正一七年豊臣秀吉の方広寺大仏殿造営、或は文禄二年（一五九三）の木曾材運

送には天正一四年（一五八六）の木曾川流路の変動があったためか犬山・表佐が拠点としてみえ、木曾川から離れ長良川のみ河岸となった墨俣の名はあげられていない。大仏殿用材の運送に際し、池田輝政に課せられた役夫三〇〇〇人のうち一〇〇〇人が「犬山より表佐まで河下」、二〇〇〇人が「表佐より柏原迄材木可持」と命ぜられ、一柳直末など美濃の秀吉蔵入地代官が「濃州関迄、従木曾・飛驒、材木川並在之分、御蔵入人足申付、柏原迄急度可相着旨」申渡されているが、木曾川を下って長良川へ入り、大樽川を通過して揖斐川を遡行し、或は油島を廻って揖斐川を遡り、牧田川から泥川を上り表佐の河岸に陸揚げしたとも考えられる。吹原家に聚楽第・伏見城造営の運材に関する伝承があることは、揖斐川・牧田川が利用されたことにも関連するものであると思われる。もっとも必ずしも表佐まで遡行することなく、烏江湊で陸揚げされた用材もあったであろうし、その後角倉与一の木曾材運送に烏江湊が使用されているのは、かかる天正・文禄期の水運開発に因るものであらうと考えられる。（高牧実著「幕藩制」
「確立期の村落」）つまり、全国有数の山林資源を有する木曾・裏木曾から材木を輸送するためには、川は欠かすことのできない道である。ことに、世の中が次第に太平になるにつれて神社仏閣の復旧や大名・武家・町家の普請があいつぎ、材木の需要がますます高まっていた。そうした時期に三湊が誕生したのではないかと思われる。

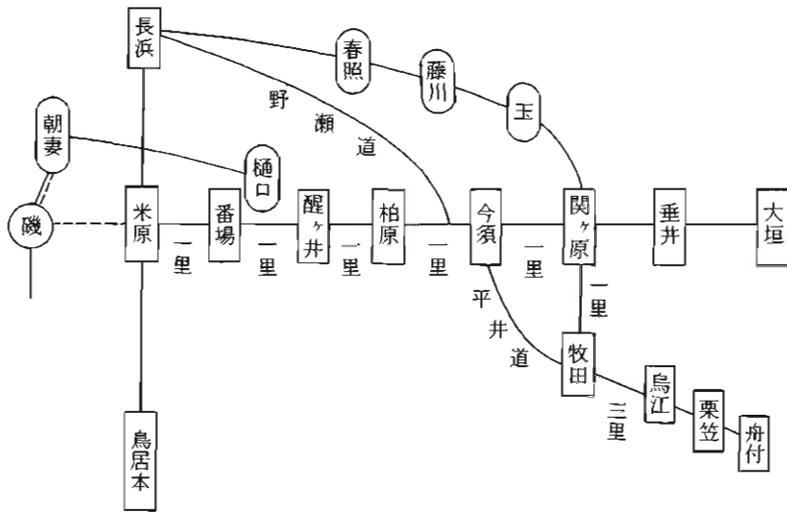
以上の推測が妥当であるとすれば、三湊が湊として機能を有するようになったのは、近世初頭であったと考えて誤りないであろう。慶長末年から元和初年にかけて米原の北原源十郎が、藩主井伊直政の許可を得て米原港の開発をすすめ、番場宿と米原を結ぶ新道や磯川を改修し、朝妻・世継湊と角倉与一の提携による天の川水運開鑿計画を多良築慣行によって阻止し、藩の御用船・軍用船の港としての役割も果すべく、藩権力と結んで米原港の位置を確立した。（高牧実著「幕藩制」
「確立期の村落」）

九里半街道 三湊から牧田・関ヶ原を経て、今須・柏原・醒ヶ井・番場・米原に至る通路が、今津と小浜を結ぶ通

路に倣ったものが行程も九里半であるところから九里半街道（九里半廻り）と称され、極めて重要な商品流通路であった。なお、三湊と牧田間、とりわけ三湊と高田町とを結ぶ道について、濃州徇行記は「烏江湊より牧田へ至るには、牧田川の堤上を高田町のうちへかゝり、それより五日市場、乙坂村・沢田村を経て牧田川に至る。又船付・栗笠湊よりは金草川の南堤をゆき、西岩道・ロケ島村北を通り高田町へ出る也」と記している。このうちの船付・栗笠と高田町間の街道が、文化一二年（一八一五）の洪水によってたち切られ、三湊に上り下りする諸荷物の通行がはばまれたりしたことがあった。（町史料 編四三五）

この九里半街道を上り下りする諸荷物をめぐって宿場間の対立がおきた。慶長一一年（一六〇六）関ヶ原宿問屋と今須・柏原両宿の間屋が、上り荷物をめぐって争論を起したのがそれである。原因は関ヶ原から北国街道の玉へ荷物を通したため、今須・柏原への荷物が減少したということにあった。このとき、幕府は、越前や長浜方面へ送られる荷物は北国街道（玉経由）を通し、京都方面へ送られる荷物は中山道（今須・柏原経由）を通すように裁定した。（岐阜県史料編 近世七一―一四四）

その後中山道が整備されるにともない、上り荷物は関ヶ原宿で、下り荷物は今須宿で継立てるよう定められた。しかし、慶長一六年には牧田宿が関ヶ原宿へ荷物を着けずに、旧道である平井道を経て今須宿へ荷物を付け通してしまったということ、関ヶ原宿と牧田宿が争うことになった。この牧田から今須へ通る平井道というのは、牧田・関ヶ原間の道に比して距離も近く、平坦な道であるため運送も楽であり、駄賃も安価であった。それだけに上り荷物を運ぶ牧田宿にとっては、関ヶ原への道よりも、平井道を運ぶ方が好都合であった。ここに目を付けたのが今須宿である。つまり当時の下り荷物は上り荷物にくらべて極めて少なく、上り荷物の一〇〇分の一にも満たなかった。その下り荷物の継立に限定された今須宿は、牧田宿に働きかけ、三湊や伊勢路を経て駄送される上り荷物を関ヶ原宿へ廻さず、今須宿へ運ばせたのである。争論に及び、今須宿はその代償として琵琶湖舟運による下り荷物を関ヶ原宿で継立



てるようにすることを申し出た。関ヶ原宿にとってこのような
 取引に応じられるはずはなかったが、支配者の圧力が大きくの
 しかかり、妥協を余儀なくさせられた。今須宿は代官頭であり
 美濃国奉行の大久保石見守長安の代官所で、鈴木左馬助の管轄
 下にあったのである。それに対し関ヶ原宿は旗本竹中丹後守重
 門の采地であった。そこで取り決められたことは次のようであ
 った。

上り荷物は、本街道の大垣・赤坂両宿より関ヶ原宿へ、関ヶ原
 宿より柏原宿へ継立てる。それに対して三湊で荷揚げされ牧田
 宿を経てくる荷物や、三湊を通過し、杭瀬川筋の野口村や大谷
 川筋の長松で荷揚げされる諸荷物については、関ヶ原宿を通過
 して今須宿で継立てる。また、下り荷物は、馬場（番場）宿か
 ら今須宿へ、今須から垂井宿へと付け通すが、脇道の北国街道
 や琵琶湖舟運によって運ばれてくる下り荷物は関ヶ原宿で継立
 てることとなった。
（岐阜県史史料編 近世七―一四四）

この取り決めを見ると、平井道を潰そうとした関ヶ原宿の願
 いが受け入れられたかにみえるが、上り荷物の一部継立てを認
 められた今須宿の方が有利な条件を獲得したようである。しか

し、その後も紛争は続いていった。

この争論をみてみると、上り荷物が圧倒的に多く、下り荷物が少なかったこと。上り荷物には牧田宿へ送られた三湊からの船揚荷物がああり、その荷物がかなりの量に達して、継立てをめぐる争奪の対象となっていたことを確認することができる。三湊―牧田宿の通路が近世初頭から重要なものとなっていたことが知られる。(高牧実著「幕藩制―確立期の村落」)

烏江湊と問屋吹原家 烏江村は北から南へかけて堤防の上に民家が建ちならんだ東向きの村であった。また、湊であっただけに小商いをする者が入りまじり、小百姓たちは湊に着いた諸荷物を運搬する駄賃かせぎをし生計をたてていた。従って栗笠や船付などとくらべると、大地主は少なかった。(農州荷行記)

〈問屋吹原家〉 吹原家の先祖は、菅井勘解由といい、備前国吹原庄内七ヶ村で五〇〇〇貫の知行をうけた家柄であった。その後烏江村へ引越し、同村内および近村において次第に新田開発をすすめ、土着をした。その間におそらく問屋経営もはじめたものと思われる。

持高による階層別戸数
(正徳5年)

持高階層	戸数
1石未満	22戸
3石	18
5石	3
7石	4
10石	3
20石	2
30石	2
計	54戸

「烏江村高持算」よりなお、吹原勘兵衛や無高の者は含まれない。

秀吉の時代には、聚楽伏見の構築に材木やその他の品々を供し、時の政治的権力と結びつき、近辺諸事支配の御朱印をもらった。しかし、慶長五年の関ヶ原の役には、市橋下総守長勝に随身したため西軍石田三成方の手の者により烏江村が焼き払われてしまった。その折、家屋敷とともに御朱印その他証文類すべて焼失してしまったものの、(町史史料編二一九・四〇三) 慶長一三年徳永寿昌から「往古より度々御用相動由緒に付、問屋持舟諸荷物番なしに積可申事」(町史史料編三九五) と定められ、翌年には「聚楽、伏見御作事之時分、依出精、湊役永々相

吹原勘兵衛被官
家族人数別戸数

家族人数 (男\女共)	戸 数
1 人	2 戸
2	4
3	3
4	1
5	3
6	—
7	2
8	1
9	3
計	19

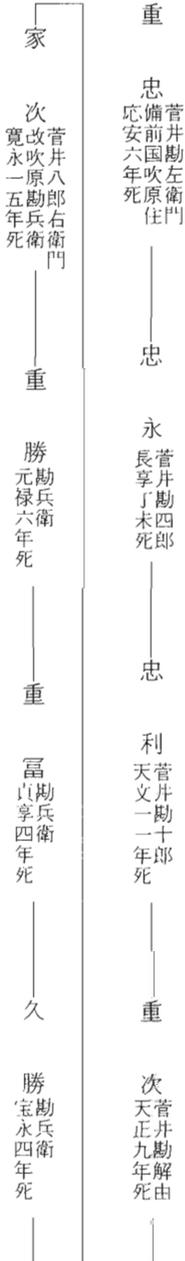
(町史史料編174)

ほぼ推測出来よう。

また、同家の配下にあった被官百姓は文政一三年（一八三〇）には一九軒、男女計九八人を数えた。

吹原家が問屋として所有した運送用の舟数は寛文二年のとき四艘、その積載能力は三五〇石であり、三湊中随一であった。

吹原家の略系図を示すと次のとおりである。



免有之由、可為従先前之通事」(町史史料編三九六)とされた。その後

尾州領になってからも同様に認められていた。さらに、寛文

二年、数代の功績によりと名披露・御目見が許され、また苗

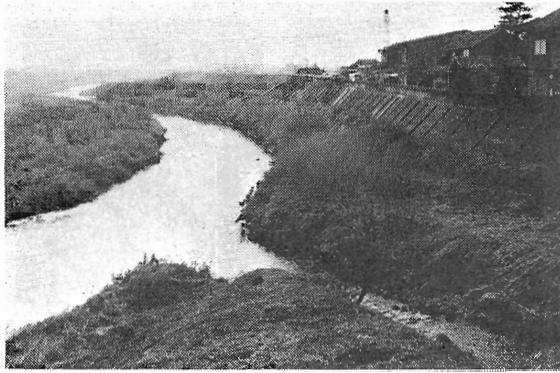
字帯刀・宗門自分一札ができる頭百姓となった。(町史史料編一九九)

正徳初年における吹原勘兵衛の烏江村内持高は、村高の四

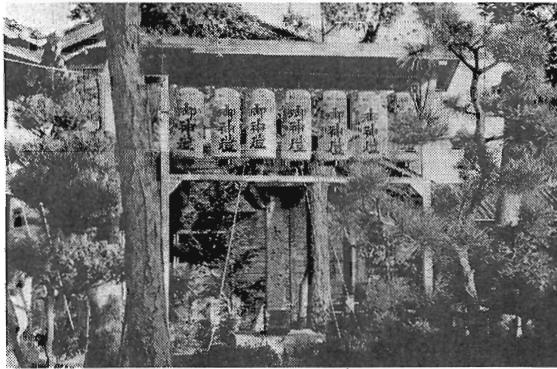
二パーセントを占めた。近村内に所有したものについては不

明であるので総持高によって同村内における地位を明示する

ことは出来ないが、前表の持高による階層別戸数と対照して



栗笠湊の船着場のあった付近（左牧田川
右金草川）



栗笠湊の船頭から奉納された献灯（現在七軒） 向うに見えるのは天保8年栗笠湊に建てられた太神宮の灯明を移転したものである。

栗笠湊と問屋佐藤家 栗笠村は牧田川堤の南傍にあり、町並のようすを濃州徇行記は「町長は東西三町ほどあり、町の名はなきよし。酒屋・味噌屋・小物屋・紺屋・菓子屋・其外小商する家余程みへたり」と記している。また、「其内佐藤与三郎、佐藤文四郎富戸にて家づくりもよし、湊問屋を佐藤次郎左衛門と云、御役船六艘と鵜飼船四艘、御役船の外二艘、四ツ乗一艘、藻採船八艘ありて、此は船かせ

重

尚勘兵衛
天文久二年死

重

久勘兵衛
天文久二年死

勘兵衛
大正七年死

第三
昭和五〇年死

重

良勘兵衛
享保八年死

重

数勘兵衛
数宝曆二年死

重

格勘兵衛
格寛政三年死

重

斯勘兵衛
斯文化二年死



柿屋清助の通

ぎをする家八戸ほどある由、岐阜より商い上せ荷物多くてこの湊へ着岸し、茶荷物も来るとなり、みる所村にぎはしく豊饒の地なり」とも記している。

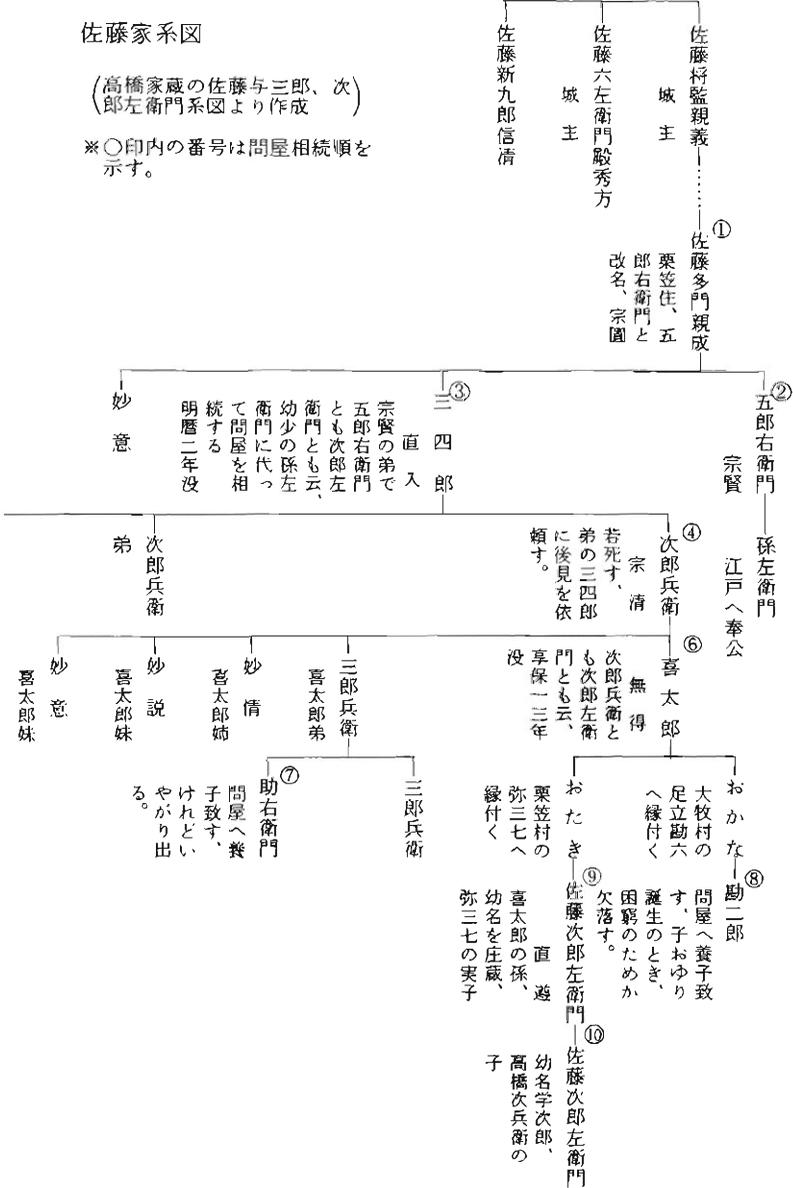
いま栗笠には、茶碗屋・飛脚屋・傘屋・島津屋（酒屋・ますや（みそ・たまり）・かき清（仕出し屋）等の屋号がその職業存続いかんにかかわらず使われ残っている。その全てが近世から残るものとはいえないにしても、農村集落にみられない湊町的なおいを残している。それにまた、現存する宝永二年の家並帳あるいは栗笠村絵図をみると明らかな如く、往還に面して立ち並ぶ町並みは、間口が狭く奥行き深い様子を示し、これもまた、周辺農村にみられぬものである。こうした町並みは、三湊のうち栗笠がきわだち、栗笠こそ商人荷物が多く着いたのではないかと思われる。その理由としては、一つに、元和五年の徳永寿昌の書状にあらわれる一人の特権を保持した者の船株が佐藤家に伝わっていたこと。それに、九里半街道の起点を船付としながらも、栗笠を経て、鳥江との間に流れこむ金草川に沿って鳥田をぬけ、牧田へと通っていたことがあげられよう。

〈問屋佐藤家〉 佐藤氏の出自について佐藤家系図は次のように記している。上有知（現美濃市）鉦尾山城主佐藤将監親義が、志津山（海津郡南濃町）に移住していたところ、織田信長の西濃征伐に際して没落し、大墳村の丸毛兵庫頭のとりなしによって栗笠村に住むところとなった。そして、父将監とともに栗笠に住んだ佐藤多門親成は、その後五郎右衛門と改名し、栗笠湊問屋佐藤家の基礎を築いたとされる。鉦尾山城主佐藤家を祖とするという伝承をもつ家

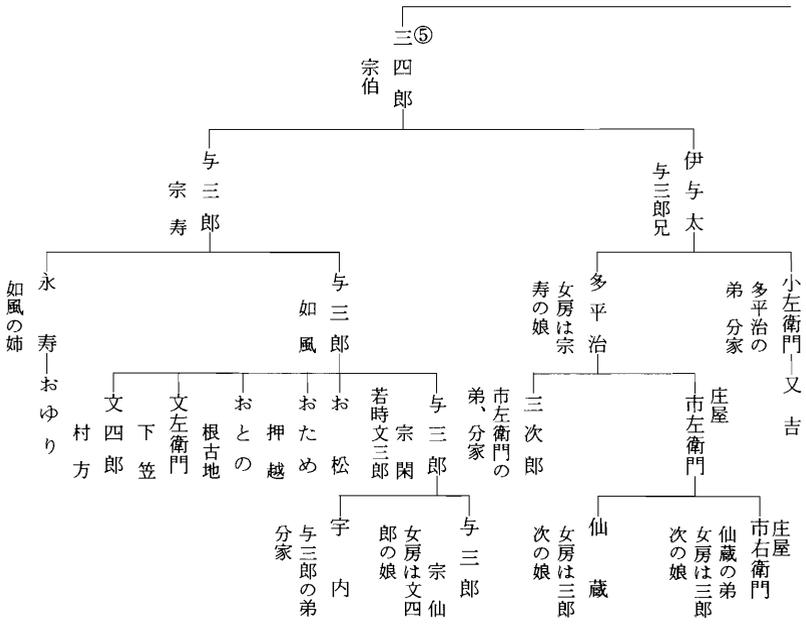
佐藤家系図

(高橋家蔵の佐藤与三郎、次郎左衛門系図より作成)

※○印内の番号は問屋相統順を示す。



第四節 江戸時代の産業・交通



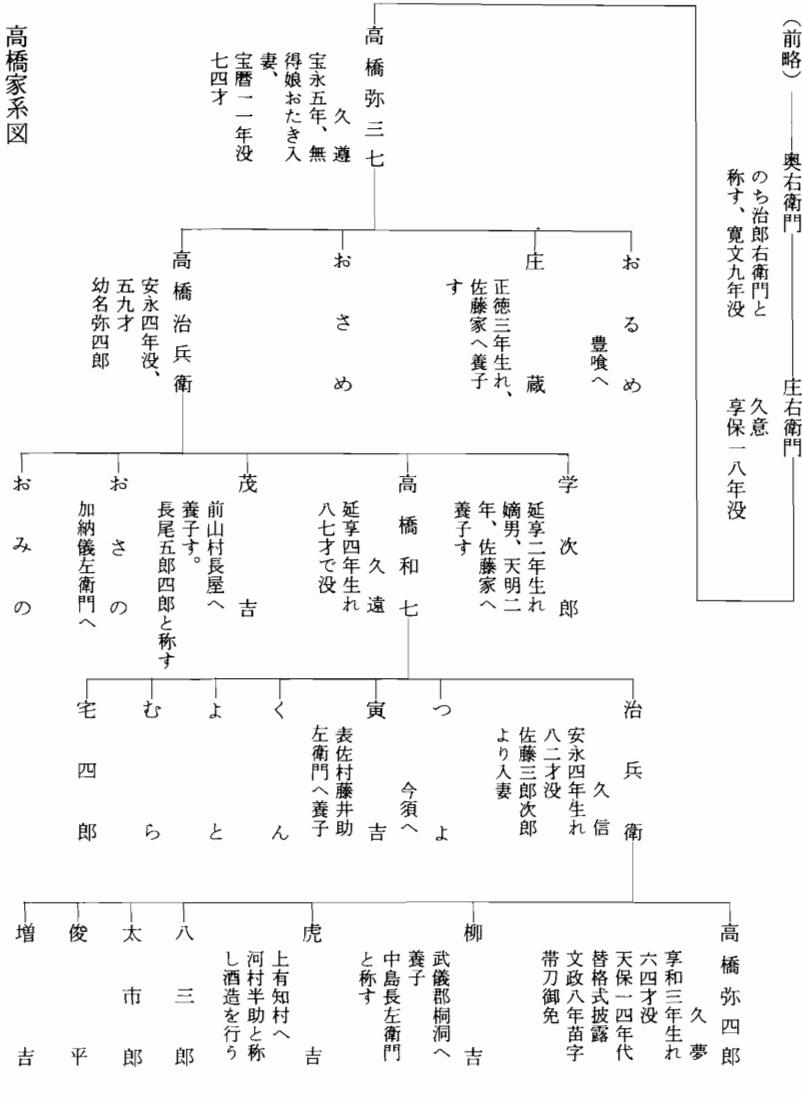
(前略)

奥右衛門

のち治郎右衛門と
称す、寛文九年没

庄右衛門

久意
享保一八年没



高橋家系図

第四節 江戸時代の産業・交通

に石津郡乙坂村の佐藤家があるが、美濃には中世初頭にかけて、土豪層の系譜をひく者が土着し頭百姓となっていた事例は多く、佐藤家もその例にたがわぬものである。

さて、五郎右衛門の間屋開業にあたっては、元亀元年（一五七〇）徳川家康が兵を近江に出して信長をたすけようとしたとき、「御前え被為召出、濃州太田村迄火急之御船御用被為仰付、供奉仕候」と家康と接触があったことを記し、その功によるとしている。

その子五郎右衛門親則は、慶長一五年一月当時幕府直轄領であった三湊の代官をつとめながら高須城主であった徳永寿昌より湊規定証文をもらっている。この証文は、栗笠・烏江・舟付・高田・横曾根の五湊に宛てられたものである。これによれば、どの湊の間屋で荷物を扱うかは商人次第とすること。船賃は法定によること。番船として順番に船積みすることを規定している。なかでも、五郎右衛門尉と三郎左衛門尉については湊の開発時より尽力したという功績を認め、それぞれ二艘持つことを許し、そのうち各一艘は番船の適用外として随時船積みをもよいと特別扱いがされた。（町史史料 編三九八）

その後慶長二〇年三郎左衛門は絶家となりその間屋株は五郎右衛門家（佐藤家）へ移った。そのいきさつについて、佐藤系図は、「慶長一九年一月二三日、五郎右衛門は、三郎左衛門のために高田において殺害された。岡田将監殿のきびしい取調べのため三郎左衛門は行方知れずになってしまった。三郎左衛門を取り逃したというので高田町の者七五人が死罪に処せられたという」とし、「その間屋株は元和五年、石原清左衛門様により佐藤三四郎へ渡された」と記している。この記載は果して事実であったかどうかはいま裏付ける史料はない。しかし、従来三郎左衛門が姿を消していった理由が明らかでなかったところを位置づけているところは興味深い。

次に佐藤家の間屋相続について若干ふれておくこととする。五郎右衛門の死後、実子孫左衛門が幼少であったため、

五郎右衛門の弟三四郎が問屋を相続するところとなった。その後問屋株はもとにもどされることなく、三四郎のもとに相伝され、孫左衛門は成人してから江戸へ奉公に出してしまったと伝えられる。三四郎のあとは、嫡子次郎兵衛宗清が問屋・相続したが若死したためその子喜太郎が成人するまでと約定証文を取かわし、次郎兵衛の弟の三四郎宗伯が相続した。

寛文一一年二月二八日、喜太郎こと無得次郎左衛門が成人したため問屋職が戻されることとなった。その折、三四郎宗伯は分家として独立したらしく、田地が分割された。本家治郎左衛門の当り分は上表の通りである。これに対し、三四郎の分け前はどれほどであったか明らかではないが、その後四〇年を経た宝永七年には六四石二斗八升四合を所持し、栗笠村で最大の地主となっている。また、宗伯のあとを継いだ与三郎の代の文化七年（一八一〇）には持高四

治郎左衛門田畑当り分（寛文一一年二月二八日）

村名	田畑	高
栗笠村分	田 七反四畝二二歩 畑 五反九畝二五歩	高 八石六斗五升五合三勺 高 五石五斗九升六合
船付村分	田 八反六畝一九歩	高 一〇石八斗七升四合三勺
高淵村分	畑 九畝七歩	高 七斗三升九合
計	田畑 二町三反 一九歩	高 二五石八斗六升四合六勺

九一石三斗二升一合と他を引きはなして大きな資産を築いた。しかもその時、同村内で三〇石以上を持つ家は与三郎の外に六戸あったがそのうち与三郎の身内は五戸、二〇〇石ほどを占め、佐藤家が栗笠のほとんどを支配した。三四郎の田地引き分けは、分家させるためのものでなく、本家治左衛門は問屋職を、分家三四郎は本百姓を主体とすることを意図した分け方がされたのではなかったかとも推測され

る。いずれにせよ、これほどまで与三郎を太らせていったのは何であつたか興味あるところであるが、いまそれを明らかにするものは何もない。

それに対し問屋治郎左衛門喜太郎は、その後相続問題で苦しみ続けなければならなかつた。喜太郎には男の子がなく、江戸に出た弟三郎兵衛の子助右衛門を養子に迎えたものの身持ちが悪く返してしまつた。ついで大牧村へ嫁いだ娘おかなの子勘二郎を養子にし、いとこにあたる与三郎宗寿の娘お丸を貰つてめあわせて相続をさせた。二人の間にはおゆりという子が誕生したが、困窮のためか勘二郎は欠落し行方知れずになつた。この間「問屋ハ身上持兼候為躰ニテ、家財蔵ニ至迄大破損」となり、それをみかねた弥三七（高橋家・佐藤喜太郎娘婿）は、喜太郎の娘おたきの子庄蔵を相続人に仕立てた。そして高橋家より資財を持出し、荷蔵から座敷などまで普請修覆し、問屋相続が成り立つ様にとりはからつた。その力の入れ様は、自家（高橋家）の長子を佐藤家の相続人にあてていることから知れよう。さらに、養子に入つた庄蔵にも子がなかつたために、再び高橋家より嫡子学次郎が迎えられたのであつた。

これで立ち直つたかにみえた問屋佐藤家も、文政九年（一八二六）御年貢御役銀に差詰りとして屋敷八畝拾七步、高一石五斗二升七合と新田高見取御高成一歩を代金一五〇両で質流れにした。さらに翌年屋敷五畝歩高八斗八升三合を代金一三〇両で質入れた。宛所は益田郡笹洞村長尾伊右衛門・同四郎右衛門である。この質入れも返金できず屋敷は手放すこととなつた。その後ますます借金がかさみ問屋相続がなりがたくなり、ついに、二二〇両の借金の肩がわりを長尾四郎右衛門に依頼し、問屋株証文から取締り方まで預けた。金山に住居した長尾は、近親の高橋弥四郎を支配人にたて佐藤家へのりこませた。この時に取かわされた証文によれば、問屋徳用金をもつて元利二五〇両を返済すれば問屋株証文等を戻し、学二郎へ家名を相続させるようにするといふものであつた。

問屋のたてなおしにあたっては、「治郎左衛門は儉約を專一にし家職を相守り申べき事」とするだけでなく、具体

的に「音信・贈答はやめること」「寺への上げ物や神社への志の類は必ず断ること、先代・中祖の年回忌日の志といえども、十文にろうそく二挺に限るべきこと」などと生活全般にわたっていましめ、経営たてなおしの意気込みをみせた。

しかし、困窮からぬけ出すことは容易ではなく、嘉永七年（一八五四）佐藤惣右衛門へ問屋株を貸渡し、また安政三年には津島の佐藤竹助に問屋の支配方一切を任せるなどしている。

このように問屋佐藤家を窮地に追いこんでいったのは、何であったのだろうか。相続人に恵まれなかったことも一因としてあげられようが、果して問屋経営で利益があげられたのだろうかと疑問が残る。

このことについて「三湊造船方留帳」（町史史料 編四〇六）に「舟賃は年により高下があるというものの、平均すれば一ヶ月に船一艘で名古屋・熱田を三度往復しその一往復に舟賃銀子二三匁を取っている。従って船一艘で一ヶ年に金子一三両ほどになる。そのうち船頭二人分の給金として三両。乗飯米として一往復に一斗三升宛で、一年分船一艘に四石七斗、この代金が五両である。合計八両が必要経費であり、差引すると、五両がもうけとなる」と記している。

それが、これまでにみてきたとおりたびたび問屋株を譲渡するなど困窮の中に苦しみ続けたということは、他に要因があったことを物語っている。つまり、河川に推積する土砂により、問屋経営自体も体質改善を計っていかねばならなかった。しかし、問屋に課せられる尾張藩よりの規制は、それを許さず、新しい歩みが出来なかったことにもよると思われる。

船付湊と浦高札 船付村は揖斐川と牧田川の合流点の堤西傍に位置し、川中が広い良い湊を有していた。民家は川の落合にかたどって立ち並び、船着けが自由に出きた。濃州徇行記は、「村の名はよく叶えり」といい、「この湊には浦高札があり、船かせぎをする者は八戸、湊問屋は安田七郎兵衛という。この湊は上り荷物を多く取扱い、名古屋

の荷物は納屋町桑名屋伊右衛門より運送し、信州あたりの荷物は大山問屋より運送した。」と記している。

いま、船付問屋安田家を語る史料がないため、ここでは、三湊中船付湊にしか立てられなかった浦高札について記すこととする。天和二年（一六八二）に出された高札の条文によれば、難波船がある時は助船を出すこと。とくに難波場所に近い浦の者たちが精を入れ、荷物・船具を拾い揚げる。その謝礼として、川船の場合、浮荷は三〇分の一、沈荷は二〇分の一を与えること。また、船荷のピンはねを戒め、後日において露見した場合でも船頭は勿論、申し合わせた者は死罪にすること。さらに、長く湊に船を止め置く者があれば、天候が晴れ次第船を出させることを命じている。ことに、御城米・廻米については、船具や水主（水夫）不足の悪船に積込まぬようにとし、日和よき日に難波した場合は船主や船頭の責任であるとしている。そしてまた、船頭・水主たちが、身を持ちくずす要因となる博奕・諸勝負については、堅く禁じたりしている。

貞享二年（一六八五）の高札では、宿なしや出生の確かでない者や雲助などは、日用人足などにも使わないこと。船渡し又は歩行渡しの川々については、舟賃や川越人足賃をみだりに多く取らないことなどを触れ出している。またその中で、船に乗合う者のうちには、急用がある者が多くあることだろうから、少勢たりとも待たせないようにすること。川々の渡船には、大勢を乗り込ませるようであるが、危険を伴うため、少なめの人足で運ぶようにすることなどにもふれている。

その後正徳四年（一七一四）になると、異国船より抜荷買いをするをきびしく罰するとし、抜荷の金元になった者は金銀・米銭・家財などに至るまで残らず取上げること。抜荷をした者を召捕えたり訴人した者には褒美が下されること。抜荷をしている者でも者でも訴人すればその罪をゆるし褒美がもらえることを触れ出している。この頃は、抜荷をする者たちが横行したものと思われる。

延享二年（一七四五）の触書きでは、諸大名ならびに家中の荷物は入念に取扱ひ、遅れないようにすること。商人荷物は、品目などを明記した手板と引合せて、相違なきことを見届けてから送ること。商人荷物の重さを改め、もし不足があったり濡荷などがあったりした時は、早速に荷物取扱人へ連絡するとともに荷主へもその訳を知らせておくこと。商人荷物が溙に着いた時、その溙で牛馬がまかないきれない場合はどこからでも雇入れて遅れないようにすること。川々が出水し、牛馬がころんだり、荷物を取落したりして濡れてしまった場合には、早々に荷主へことわり、損料などについては荷主と相対にて話し合うこと。下り荷物はすべて船積みすること。この場合、あかなどがついてる船にはつまないこと。また、船乗りは人品を調べ、よろしくない者は乗せないようにすること。船賃・駄賃については定めの外みだりに増さないように等と記している。（町史史料 編四〇二）

上り下りの諸荷物 揖斐川をさかのぼり、三湊へ荷揚げされる上り諸物、あるいは、三湊から川を下り、江戸・名古屋方面へ運び出される下り荷物には種々の品目を数えたと思われるものの、いま、その全貌を語ってくれる資料は残されていない。わずかに残るものうちからいくつかをひろいあげてみることにする。

まず上り荷物として木曾材・茶・塩・陶器類などがあげられる。

木曾材と烏江湊との関係は、天正一七年秀吉の方広寺大仏殿造営材の輸送にはじまる。その後徳永寿昌が烏江にある檜板一〇間を高須へ運ぶよう命じたこと。（町史史料 編三九七）慶長一六年徳永昌重が父寿昌の代に、木曾の代官山村七郎右衛門から請取った桎板の払方を調査していること。（町史史料 編二二一）角倉与一が吹原家に一時寄食していたこと、元和七年尾張藩主の命によって藤田民部が京都二条城へ檜皮を送るべく、勘兵衛に申渡していること。（町史史料 編三九九）同八年犬山の神戸長蔵（鶴飼屋）配下の筏乗が長蔵に提出した請書に、桑名・大嶋とともに三湊のうちでは烏江のみをあげて、その途次乗り捨てをしない旨、誓約していることなど木曾材の輸送を推測させる史料は多い。



送り状 (名古屋桜町戸屋新九郎からの送荷を)
佐藤治郎左衛門が継送りしたもの

また、江戸中期ころのいまだ駿河茶が起らぬとき、加茂郡白川村や武儀郡大矢田村など山間地域でつくられた美濃茶は、北陸から東北地方へかけて売り出され、裏日本筋を主要な販路としていた。その輸送中継点に三湊は位置していた。

海に面しない当地方にあっては、日常必需品として塩を欠かすことはできず、勢州富田村等伊勢・尾張方面より運び来った。高田町の塩商人のよう
に一回の取引高が二五〇〇俵におよぶ大きな取引をしたものもいた。

このほか、瓶など陶器類を尾州戸古名部村よりまた、黒塗腰障子やしっぽく台を名古屋桜町より運びあげたりもしている。これに対し下り荷物としては、大筒・油・炭・生綿・米などがあつた。大筒が常時運ばれたわけではないが、二代將軍秀忠の命により、近江国友村の鉄砲鍛冶のもとより度々運び出され、栗笠湊で船積みされ駿府へ送られた。(近江坂 田郡志)

また、栗笠村佐藤次郎左衛門が小浜市場町で油三八〇樽を賣付け、尾州名古屋油商へ請渡している。これらの油は御用油としてだけでなく、名古屋の町

家店々へ入るものでもあつた。(町史資料 編三七七八)

その他、多羅(上石津町多良)で焼かれた炭や大和より持ち運ばれてきた生綿などが三湊で船積みされた。

こうした諸国往來の諸荷物の輸送をもって三湊が成り立っていたことはいうまでもないが、年貢の米輸送に収入源を
求める生き方もみのがすことはできない。従来尾張藩領内の廻米については、無賃で三湊の間屋が扱ってきたが、米

の船積みが禁止されることとなった。これにより、問屋たちは御役軽減ということで喜ぶ一方、他領米の積出しも差止められてはと嘆願書を提出している。それによれば、「他領米については数多くあるだけに、引受けていかねば三湊の渡世は成立っていかない」とし、「私も引受けなくとも他領には舟付場があるだけに運送には差支えず、諸人が自由に取扱うこととなる。そうなると、三湊は助力を失い自然と衰微していくであらう」と訴え、他国・他領米については米の船積みが許されるようにと願っている。(町史史料 編四二二)

このように手広く商人荷物が三湊で扱われたが、京都へ輸送する鱧荷など魚類については全く扱われなかった。それだけに尾張藩は、「御領分村々よりの諸荷物はすべて三湊へと願ひ出ているのかかわらず、鱧だけ他領の根古地村へ荷上げし、高田町から柏原宿へ継送りをしているが、それを許してもよいのか」と三湊の意向をただしている。それについて三湊は、「生ま物のことゆえ、世話方も行き届きかね従来通りになっている」と返答しているが、下池に大きな魚問屋があり、そことの競合をさけることと考えられよう。(吹原第 三文書)

衰退する三湊 三湊が最も恐れたのは、雨天でも洪水でもなく、自分たちと同じ立場の湊が近くに出来ることであった。それは上り下りする諸荷物の中継地点で生活をたてているだけに、他との両立は、荷物を分け合うことであり、競争相手の出現は自分たちをはるほすものと常に考えていたからである。そんななかで、元和六年(一六二〇)大垣城主松平忠良のはからいにより杭瀬川から城下船町へ水路の開さくがされ、船町湊が新たに誕生した。

船町湊の成立・発展は、三湊にとって競争的地位に立つてであろうと脅威を与えた。それだけに三湊の問屋たちは、支配者である尾張藩へ働きかけ警戒したのである。元和七年四月尾張藩士の原田右衛門と藤田民部から綿織・金山・麻生・太田・勝山・土田・大脇・鶴沼・河田・北方・圓城寺・起村の各湊宛に、上方へ輸送する荷物船や筏は、領内の三湊に着けること。他領内にできた新湊へは着けないこと、もしそむく者は処罪されると申付けられた(町史史料 編三九九)。

このなかに出てくる他領内にできた新湊というのは、いうまでもなく同六年に新設された大垣船町湊をさしている。その後およそ一〇〇年間は何ごともなく過ぎたようであるが、享保二〇年（一七三五）尾張藩から「京・大坂へ送られる諸往來の荷物や積船ならびに筏を、他領内に出来た湊へ、猥りに付けられるようであるがもつてのほかのこと」として、長良川筋の村々である上有知・小瀬・長良三郷・岐阜六ヶ村・早田・墨俣・本郷および木曾川筋の村々である綿織・金山など元和七年の宛所に対し指令を厳守するよう申付ける触れが出された。（濠州河行記） それにもかかわらず、充分に守られなかったらしく元文四年（一七三九）にも同様な指示がなされた。

このようにしても大垣船町湊へ積み送られる荷物は絶えず、三湊は「衰微ニ相成難儀仕候」となげいている。明和五年（一七六八）に三湊の間屋が差出した願書では、「岐阜町の商人たちが京・大坂ならびに北国筋その他所々へ送る諸荷物の往來がみだりになり、他領大垣湊へ積み送られている」とし、「このことは、先年より忠節村・早田村の船持場所へばかり御触をお願いし、岐阜町方へ御触を出すことに気づかず願わなかった」ために生じたことと受けてめている。そこで「岐阜大桑町・下新田の両所に鵜飼船が四艘ある。それらが諸荷物を運ぶとき三湊へ必ず着けるよう取計らってもらいたい」と申し出している。これについては、同七年にも、さらに牧田宿の間屋も加わって願を出している。

すでに大垣湊が優位にあるためか、その成り行きをおさえることはできない。安永九年（一七八〇）・文化元年（一八〇四）文化一〇年と文政元年（一八一八）とあいっいで、「近年御領分中の諸荷物の過半は大垣表の間屋へ送られるため、年々三湊分の荷物は減り、三湊の助成は甚だ手薄になり、難渋しており、三湊が潰れるかも知れない」となげき、「他領分より他国へ送る荷物は仕方がないが、御城下や御領分中よりの上り下りの荷物だけは必ず三湊へつけるように触れ出してほしい」と歎願している。

このように江戸時代の中期以降は、大垣船町湊の占める位置は強化され、ともすれば三湊はそれにおしつぶされてしまふ不安にかられる守勢の立場におかれた。従って尾張藩の保護を求めようと三湊も必死であったわけであるが、藩権力による流通路の統制も江戸中期以降においてはいかんともしがたかった。

次に、三湊を衰退に追いこんでいった要因を考えてみることにする。

その一つに内陸輸送の減退があげられよう。貞享二年（一六八五）の船を建造するための拝借金願いの文書に「近年は大坂に江戸廻りの船ができ、直に彼地より船積みしてしまふようになった。その他国々より出される諸荷物も年々減り、三湊へ来る荷物も少なく徳分もない」とあるように、江戸から大阪間の太平洋岸航運の発達による内陸運輸減退の結果が三湊を追いつめた。それで、三湊としては、せめて最少限度の商品物資の取扱だけは確保したいと、同一藩内の立場を生かそうと計り、尾張藩にすがりつき何度も藩の手により布達を領内各湊へ出させたのであろう。こうしたところから、諸国往来荷物の中継点に位置し、よりどころとなる消費地を有しない三湊の立場は弱く、それに対し、消費都市として大垣城下町を市場に位置づく船町湊の立場は堅固なものであったといえよう。

次に、土砂の堆積によって川が浅くなり舟運にさしつかえるという自然的障害があげられよう。三湊は、牧田川扇状地の末端に程近いということもあり、すでに明和初年に「三湊の船は、拾石入より百石入の艀船があるけれども、近年川が浅くなり、右のような石数で荷物を積んでは運びがたい」としている。

安政五年の「艀船艀飼船ニ仕替願書」によると、三湊は元来川が浅い上に、追々土砂がたまり、川の中に洲が多くできて通船に大変支障をきたしている。それで折々川ざらえをする作業を行っているが、出水のたびごとに土砂がおびただしく流れ出て、干水時には航行できないような状態になる。そのため、荷物は瀬取船に積み艀船を従え川を下る。艀船は空船同様にして下流の太田村や万寿村あたりまで乗り下げ、そこで船荷を瀬取船から艀船へ積み替えを行なって

烏江湊持船の変化

年 代	寛文二	享保一三	宝曆一〇	文化七	文政八	天保五	天保六	天保八	天保一	弘化三
船	七	五	六	五	五	五	五	二	二	二
ちり船		四								
瀬取船		二								
小乗船	二									
大鵜飼船								六		
中鵜飼船				一	一	二	二	二	二	二
小鵜飼船				六	六	八	八	八	八	
四ッ乗船						六	六	六	六	
藻取船		三	三	六	六	三	三	三	三	三

※大鵜飼船……五〇石入・中鵜飼船……四〇石入・小鵜飼船……二〇〜二五石入

いる。それだけに瀬取銭や雑費が多くかかり、積荷は延引くなど荷主の安く・早くという願いは叶わず、自然に利用者が減少してしまふ。従つて不利な点の多い船船を鵜飼船に切り替えさせてほしいと願ひ出ているのである。

しかし、尾張藩としては従来御役船として船船を佐屋湊から熱田への渡船に使つてきたこともあり、簡単には切り換えさせなかつた。それでも再三にわたつて歎願し、天保四年（一八三三）三湊の船船二〇艘のうち一二艘を鵜飼船二四艘に造船しなおした。その後さらに残りの船船も、これを鵜飼船に切り換えたいと願ひ出た。右表から烏江湊に

おける大型船である艀船から小型船である鶺鴒船へ切り換えていく様子を伺うことができよう。この変化の過程は、
牧田川の土砂推積の進行に伴う航行困難化に対応するものといえよう（岐阜史學ノ上島正徳）
（濃州三湊について）

大垣船町湊と三湊の主役交替は、商人の体質改善の早さに対し、お役所仕事のゆうずうのなさによる差が如実にあらわれ、それがいきおい輸送量の差となつてあらわれたかにみえた。つまり、三湊は、尾張藩という権力の庇護のもとにあつた立場が、逆に、その権力により足をひっぱられ身をほろぼしていくはめになつていった。

そして三湊の衰退を決定的にしたのが明治維新である。つまり、幕藩体制の崩壊は、三湊が依存した政治的保護の消滅であつたから、三湊も同じ道を歩くことを余儀なくされた。それに対する大垣船町湊の飛躍的な発展は、商品経済の大きな発達を物語るものであり、そこに位置づいていった庶民の力のたくましさであつたといえるのではなかつたかと思われる。

第五節 治水・用水

一、治水制度

川普請の種類 江戸時代の川普請は、経費・労力の負担方法によつて次の五種類にわけられる。

①幕府の費用をもつて行なう公儀普請、

②諸大名に費用の八割以上を負担させる御手伝普請。

③ 美濃国内の幕領・藩領・給知の村々（手限普請を許された諸藩領を除く）へ課した役夫または役金によって施行する国役普請。

④ 各領主が普請入用を負担する領主普請。

⑤ 村々が自費をもって行なう百姓自普請。

このように区分される川普請を、実施面からみると、公儀普請の中には、御料所（幕府蔵入地）に限り施行される御料所限普請（元禄以後は定式春役普請という）と、御料・私領の別なく行なわれる御救普請とがあった。また、御手伝普請は、御料・私領を問わず、広範囲にわたっての大規模な普請で、明和三年（一七六六）二月のお手伝普請まではいずれも大名の家臣が現地へ赴き、直接普請を行った。けれど明和五年五月以降はお金お手伝となり、工事金のみを負担してその責務を果すこととなった。国役普請については、寛文期までは御料・私領ともに行なわれたが、その後、特に元禄以降は、御料に恒常的な定式普請が施行されるようになるため、殆んど私領に限られることになった。とくに美濃国内では、尾張藩・大垣藩・加納藩・高須藩など水害多発地を所領にもつ諸藩に対しては国役が免除されていた。（岐阜県史資料編近世五）

公儀普請 元禄期になり美濃の治水問題はあらたな段階を迎えた。つまり、近世初頭以来、輪中の形式による三角洲地帯の開発が進展するなかで、河道が固定化した。それにともない流出土砂の堆積による河床の上昇という現象が顕著となり、常水位は上昇し、わずかな出水による破堤という事態がもたらされるようになった。

元禄一二年から一六年にかけて木曾・長良・伊尾三川の洪水があいつぎ、牧田川・津屋川通も幕領村々で堤防川除が大破したものが少なくなかった。代官辻六郎左衛門は公儀普請として川々の堤防を修理した。いま元禄一二年以降元文二年（一七三七）までに公儀普請が施行された村を記すと次のようである。

養老地方公儀普請一覽

村名	川通り	村内川長さ 間	公儀普請が 施行された年
高柳新田	伊尾川通り	九五六	元禄一三、一四、宝永二、四、正徳五、享保元、五、九、一〇、一三、一四、一八、 元文元
小坪新田	同	六三九	元禄一二、一三、一四、宝永二、四、正徳四、五、享保元、五、一〇、一三、一四、 一六、一七、一九、元文元、二
沢田村	牧田川通り	八八〇	元禄一二、一四、一五、一六、宝永元、二、三、四、正徳元、三、四、五、享保元、 二、四、五、六、七、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一 八、一九、二〇、元文元
押越村	同	三四四	宝永元、二、四、正徳元、三、四、五、享保元、二、四、五、六、七、九、一〇、 一三、一五、一六、一七、二〇、元文元
飯木村	津屋川通り	二〇〇	宝永元、享保元、九、
大跡新田	同	六〇〇	宝永二、三、
小倉村	同	八四五	宝永元、二、四、正徳五、享保元、六、九、一〇、一一、一三、一四、一五、一六、 一七、一八、一九、二〇、元文二

祖父江村	大場新田	大場村	根古地新田	根古地村	横屋村	有尾新田 津屋新田	有尾村	五日市村
牧田川通り 小畑川通り 段海川通り	同	同	同	伊尾川通り	同	同	同	津屋川通り
六九五 五三二 二四五	一、五二四	一九四	二、四〇〇	七二六	五三	一、八二〇	三四〇	五一五
元禄二、一四、一五、宝永元、三、四、正徳元、五、享保二、四、五、六、七、九、一〇、一一、一三、一四、一五、一七、一八、一九、二〇、元文元	宝永元、四、正徳五、享保元、五、一三、一四、一六、一七、一八、元文元、二	享保一三、一八、一九、二〇、元文二	宝永二、四、享保元、五、六、九、一〇、一三、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、元文二	宝永二、四、正徳五、享保元、五、六、九、一一、一三、一五、一七、一八、二〇、元文二	享保一三、一七	元禄一三、一四、宝永二、三、四、正徳五、享保元、五、一三、一七	元禄一二、一三、宝永四、享保一七	宝永元、二、四、正徳元、三、四、五、享保元、二、四、五、六、九、一〇、一一、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、元文二

室原村	嶋田村	大坪村	飯積村	金屋村	直江村	岩道村	上之郷村
段海川通り	牧田川通り	段海川通り 色目川通り	小畑川通り	同	同	同	牧田川通り
一、九五六	三、二一九	三九〇 五八〇	一、五四〇	五九六	一、五〇〇	八〇	六五一
元禄一三、享保七、一五、一六、一七、元文元	元禄一三、享保六、七、九、一〇、一一、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、元文二	享保七、九、一三、一五、一七、二〇、元文二	元禄一三、一四、一六、宝永元、二、四、正徳元、三、四、五、享保二、四、五、六、七、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、元文二	元禄一三、一四、一六、宝永元、二、四、正徳元、三、四、五、享保二、四、五、六、七、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、元文二	元禄一三、一四、一六、宝永元、二、四、正徳元、三、四、五、享保二、四、五、六、七、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一八、一九、二〇、元文二	享保一三、一六、元文元	享保一三、一七、元文元、二

元禄一二年以降元文二年までに養老地方の幕領で公儀普請があつた年は、殆んど毎年に及んでいる。この普請に必要な竹木など諸材料は公儀費用で買上げられ、村々人足には扶持として賃銀が下附された。

御手伝普請 御手伝普請とは、公儀において普請を行うに際し、命を受けた大名がいわゆるお手伝をするということから名づけられたものである。美濃国においては、延享四年（一七四七）一月の奥州二本松城主丹羽若狭守高庸に水行普請を施行させたのを以てはじめとし、次いで宝暦三年一月鳥津薩摩守重年の宝暦治水工事以下、前後一六回行なわれた。

国役普請 美濃での国役普請は、記録の上では寛永二年（一六二五）から慶応三年（一八六七）までの間に、四六回ほど施行されている。水害多発国として知られた美濃国は、約三分の一が幕府の蔵入地で、あとの三分の二が多く私藩・旗本領に細分され、しかもその所領が複雑に入り組んでいた。それだけに、直接的な被害の及ばない美濃国中の領主たちにも復旧費を分担させる「国役普請」が行なわれるようになったようである。

美濃国における国役普請には、遠所役・水下役の制度がある。幕領の中で定式春役普請が行なわれる村を水下役村と呼び、それ以外の村を遠所役村といった。多芸郡には遠所役村が三ヶ村、水下役村が二ヶ村あった。遠所役村には村高一〇〇石に人足二五人が国役として賦課された。当初は正人足が出されたが、遠隔の地は失費がおびただしいということ、一人銀一匁宛の代人足賃が認められた。笠松役所でこれを取立てたが、遠所銀を差出した村々へは返り扶持といって一人に米五合宛を与えた。これに対し水下役村には、普請があるときは村高一〇〇石に一〇〇人の人足が賦課された。そして一人五合宛の返扶持を与えた。また、一〇〇人以上の人足が必要なときは、これを賃人足と称し、笠松役所で取立てる遠所銀から一人銀一匁宛支給した。その年定式普請が行なわれない場合は、定遠所役村と同じく村高一〇〇石に二五人の人足代銀二五匁を納め、これを取立遠所といった。

宝永4年、村別人足割

村名	人足高	村名	人足高
祖父江村	167	小倉村	111.5
飯積村	98.5	明德村	19
直江村	257	飯木村	217.5
有尾村(新田共)	348.5	押越村	175
津屋新田村	69	五日市村	18.5
根古地新田村	191	金屋村	110
根古地新田村	152	高柳新田村	90
大場新田村	121.5	小坪新田村	67.5
大場新郷村	18	室原村	252
大上ノ郷村	148	白石村	38.5
岩道村	119.5	嶋田村	647
大跡村	290	大坪村	116
横屋村	122.5		

足は一〇〇人で日数は春秋五〇日、概高一〇〇石には銀八〇匁で人足八〇人、春役に二五日、秋役に二五日計四〇日を入足二人ずつが働くこととした。この堤銀の取り立て日限は享保一一年以降の濃州分は、二月一日と二日に定められた。このほか尾張藩には三日役がある。これは慶安四年(一六五二)二月、堤川除井溝修理のため、その村に破損普請が行われる場合、年に三日、高持百姓に課したものである。美濃国内の尾張藩領では、三日役人足は元禄八年に定められ、

宝永三年(一七〇六)六月八日、美濃に大雷雨があり、山谷より洪水が押し出し、所々に山崩があり、各河川・道路が大破におよび領主・百姓自普請では修理復旧が難しいというので、国役普請が施行されることとなった。工事は宝永四年春着手され、翌五年五月竣功した。その時の村別人足割を示すと上表ようである。

各藩の治水制度

〈尾張藩の場合〉 尾張藩には、百姓人足の代り賃銀を上納させ、領内の普請経費にあてる堤銀制度があった。当初は高一〇〇石に人足二人宛、日数は、一人五〇日(春役三〇日、秋役二〇日)で一人銀五分宛であった。それが正保二年(一六四五)から元高一〇〇石に銀五〇匁、概高一〇〇石に銀四〇匁とし、寛文八年からは人足一人に銀一匁の割合となした。つまり、元高一〇〇石に銀一〇〇匁、その人

高一石以上の百姓に割当てられた。尾張国内では高四石以上の百姓に割当てたのであるから、それだけ美濃国は普請を多く必要としたといえよう。(尾州藩古義)

寛政年間の三日役は、大野村八一人、下笠村三三六六人、西岩道村一〇二人、ロケ島村九六六人、蛇持村七二人、飯田村一〇五人、江月村七八八人、烏江村六九人、栗笠村一八九九人、舟付村一八〇人、大牧村一〇一人となっている。(行記)

〈大垣藩の場合〉大垣藩には、領内の堤防普請を担当する普請奉行(三〜四人)が置かれていた。また、附属定渡足輕一人宛があり、下役に割改二人、割役四人、竿役四人、日払帳書、小触、小使若干人、土揚方場所世話役四人、石方二人、役人小頭二人を設けていた。この外に領内樋管の事を担当する在々樋奉行があり、その下には樋方掛代官が設けられた。

大垣藩では、寛永一三・四年頃から国役普請とは別に、毎年正月上旬より四月中旬迄の間に、領内百姓より人足を出し自普請をすることとしていた。しかし、農民たちは入用が高んだり、耕作準備の手間がなくなったりすること、正保二年、夫役の代りに夫役米を上納し、藩主の力で普請してほしいと願い許された。この夫役米を七分五厘夫役米といい、春夫役は五月中、秋夫役は九月中と三回に分納した。

宝永の大取払 元禄一二年(一六九九)から一四年にわたって西濃一帯は連続的な洪水にみまわれた。ことに高須、本阿弥両輪中の水害は甚だしく、三万石余の田畑の作毛が皆無となるほどの被害であった。このような連年被災の原因は、勢州桑名川通(木曾・伊尾両川の下流)周辺の百姓が、ほしのままに新田を拡張し、新堤・新猿尾を築出して川幅を狭めたことにあるとして、元禄一五年五月、濃州の高須・本阿弥・福東三輪中の七二カ村は、これら下流の障害取払方を江戸の評定所へ訴え出た。これを受けた評定所は同年七月、原告・被告を対決させ、また双方申立ての正否を判定するため、検使を派遣して実施見分をした。見分は、六月朔日より翌一六年にわたって諸川くまなく巡視さ

領主別取払箇所

(宝永元年) 養老地方

領主	取 払 箇 所						取 払 物		
							藪	柳	そ の 他
尾 張	船付村川通	大野村川通	大野村川通	大野村川通	大野村川通	伊尾川筋	○ ○ ○	○ ○	藪、民家15軒
	蛇持村川通	江月村川通	鳥江村川通	通鳥江村通	通鳥江村通	牧田川杭瀬川筋	○ ○ ○	○ ○ ○	藪 猿尾、藪
戸田采女正	高洲村通鳥江村堤より堤まで	山川筋橋梁村より駒野村まで	山川筋橋梁村より駒野村まで	山川筋橋梁村より駒野村まで	山川筋橋梁村より駒野村まで	牧田・杭瀬川筋		○ ○	猿尾 藪
辻六郎左衛門	根古地村川通	祖父江村川通	祖父江村川通	祖父江村川通	祖父江村川通	伊尾・牧田川	○	○ ○	藪

れ、水行の障害となる民家・木立・柳林・竹藪など詳細に調査された。その復命書により翌年三月、美濃側三輪中の主張はしりぞけられた。

けれども、この訴訟とは別に時の美濃郡代辻六郎左衛門守参は、連年の水難を抜本的に閉め出すためには、各河川の水行を妨げている障害を残らず取払う

ことが緊要である旨の意見書を提出した。幕府はこの建議にもとづいて元禄一六年三月、美濃衆の高木五郎左衛門衛貞・代官の南条金左衛門を奉行に命じ、御入用をもって桑名川通を主軸とする障害取

払普請を実行に移した。ついで幕府は翌宝永元年（一七〇四）五月、濃州川々の水行を阻んでいる障害物を一掃することを決め、御料・私領とも百姓役をもってこれの実施方を美濃国内の代官・領主に通達した。前者が桑名川通取払、後者が宝永の大取払と称される大がかりな川渡普請である（岐阜県史近世五）さて、宝永の大取払における、養老地

方の取払箇所は前表のようである。

各河川の取払対象物が、川敷内の樹木・葭の類から既設の猿尾・籠出しはもとより、堤・民家にまで及んでいる。そこには、幕府の強い権限と普請にかけた期待と意気込みが感じられる。

その後美濃では、宝永年間から宝暦年間まで国役普請は実施されていない。これは宝永の大取払によって、美濃の治水事業は小康状態を保つことができたためであらうし、享保一七年以降は、幕府が国役普請をいったん中止した理由によるものであろう。
(岐阜県史 近世下)

牧田川と色目川の自普請 宝永六年四月二九日、笠松郡代辻六郎左衛門より勘定所宛に「濃州多芸郡之内村々水除築留堤并川違掘百姓自普請願吟味帳」が提出された。それによって、牧田川と色目川の自普請について記すこととする。まず、水除築留堤普請が願われたのは、次のような事情からである。大塚村の内に前々より大量の水が湧き出す所があり、直江村前の堤ざわを通して牧田川へ水を落すように巾一間程の江筋が掘られてあった。ところが、たび重なる出水により牧田川には土砂が堆積し、河床が一段と高くなり、水が落ちなくなったばかりか、出水時には大塚・直江村へ水が落ちこみ田畑の損亡が大きくなった。そこで出水時に水が入らないように築留堤をつくりたいと大塚村が願ったのであった。これに對し対岸の押越村や嶋田村は、堤を築かれてはこまると申し立てた。というのは、押越と嶋田村の間にある喰違堤が持ちこたえがなくなるという理由からであった。けれども大塚村の籠出し老ヶ所・竹籠林老ヶ所と直江村の提出張所など水行の障害になるところをなおし、押越・嶋田が水難に及ばないようにされるならば築いてもよいと妥協する立場ももっていた。

そこで笠松郡代辻六郎左衛門は、笠松堤方役人並びに高木五郎左衛門・富次郎の家来を現地に派遣し検分させた。彼らはまず、押越村喰違で八間明いている所の地面と、直江村堤根の地面との高さを比較するため、押越・嶋田村よ

6カ村水除築廻堤間数

(宝永6年)

村名	堤長	根敷(平均)	馬路(平均)	高さ(平均)
金屋村 飯積村	524間	半間～3間	2尺～1間	2尺～1間2尺
宇田村	668間	半間～3間	2尺～5尺	2尺～5尺
同	408間	同	同	同
同	66間	同	同	同
飯田村	870間	3間半～8間	1間～1間半	5尺～1間半
祖父江村	114間	1間～5間	2尺～1間	5尺～1間半
同	280間	1間半～2間	1間～1間尺	1間～1間半
	382間	1間	半間	1間半
	6間	6間	半間	1間半
蛇持村	497間	3間半～6間半	1間～1間2尺	1間～1間半
同	340間	3間～3間半	1間	5尺～1間

り大工一人、大塚村よりも大工一人を出させ、三ヶ村の庄屋・年寄の立合いのもとに水盛をさせた。その結果、喰違堤根の地面より大塚・直江村堤根の地面の方が一丈四寸低いことが明らかになった。そこで出された検分方の結論は、「大塚村・直江村之間九十間之所、南は大塚村古堤の高サ並、北ハ直江村堤高サと取合候様ニ築留仕」というのであった。また、嶋田村の申分もつともなことであり、「川幅狭、川形も悪敷候間、前後見合相考候所、堤長三拾九間、川面より内之方へ平均三・四間ほど繰込」がのぞましいとのことであった。このほか、直江村出屋敷前築流堤と牧田川本堤との間の六五間の明き所を、両堤と取合うように築留ること。押越村喰違堤の八間あいである所の河床が、洪水で掘下がっているから、三尺築上げることなどが指摘されている。これをもって郡代が御勘定所に裁断を仰ぎ、

それによって牧田川の自普請がすすめられるという経緯をとった。次の例も手続きは全く同じである。

笠松郡代支配所の金屋村・飯積村・祖父江村、尾張領の飯田村・蛇持村、大垣領の宇田村の六ヶ村は、土地が非常に低く牧田川通りに近いこともあり、少しの洪水でも堤が切れたり、あるいは悪水が停滞したりして、作物は年々水腐し、農民はことのほか困窮した。それで水除築廻堤または川筋の改修方をしばしば多良・笠松両役所へ出願したが容易に実現しなかった。仕方なく六カ村の農民らは内談の結果、役人の目論見をもって百姓自普請として、これを施行せられんことを願い出た。その水除築廻堤の間敷は前表のとおりである。

また平岡三右衛門代官所支配の大坪村よりは、色目川筋が甚だ入り組み、屈曲が多いので悪水が停滞し、また、少しの出水でも田畑へあふれ年々損亡が多いから、これもまた百姓自普請をもって、隣村宇田村・蛇持村境へ川替え堀り通し、新堤を修築されるようにと、笠松・多良両役所へ願い出た。

ここにおいて宝永六年四月笠松郡代辻六郎左衛門は笠松堤方役人を現地へ遣し、多良高木五郎左衛門・同富次郎・同求馬家来らとともに実施検分調査させた。そして七カ村水除堤を築廻し、ならびに川瀬遼堀通は、いずれも他村の差障り無く、百姓自普請をもって施行するものなので、願いのとおり普請を施行させるのがよいのではないかと同年四月二九日幕府勘定所に届け出ている。

二、宝曆治水工事

普請の準備と実施態勢 延享五年の丹羽若狭守による御手伝普請竣工後も依然と洪水氾濫があい継いだ。農民は自活の途を失い、多良・笠松両役所に止まらず、江戸表まで出府し、公儀費用を以て治水工事を施行してほしいと歎願を

続けた。それによって宝暦三年（一七五三）五月、幕府は水行普請箇所を検分を行なった。その際、笠松郡代は私領の役人を呼出し、「水行普請存寄書」を提出させた。各輪中村々は、水損を免れるための計画を立案して提出した。このとき、養老地方からは、

- 一、牧田川通堤修覆（岩道村）
- 一、鷺巣川通川浚一カ所（飯木村）
- 一、牧田川通堤笠置腹付、腹籠・積籠外一件（嶋田村）
- 一、牧田川通堤笠置・腹付（押越村）
- 一、安八郡高洲村掘割川替一カ所外二件、（祖父江村外七カ村、室原村）
- 一、小畑川通祖父江村と江月村の間、川替一カ所外一件（飯積村外三カ村）

を出願した。幕府勘定所はこの検分復命書に基づき、木曾三川とその支派川の水行普請計画をたて、老中へ大名御手伝普請としての内申書を提出した。こうして根本的な解決策の実現をせまられた幕府は、宝暦三年一二月、濃・勢・尾州川々治水工事御手伝役を薩摩藩島津氏に命じたのである。それとともに、勘定奉行一色周防守正流に普請の総支配を命じ、以下勘定所役人、幕臣らをもって普請に応ずる態勢を整えた。また、地元の笠松郡代方、高木氏川通掛方もこれに加わり、ここに勘定方その他幕臣総数四一名、笠松郡代方二一名、高木氏八名、総勢七〇名の役人を配置した。これにお手伝方役人六七名を加えるとその数一三七名という治水工事の監督・管理体制としては未曾有の陣容であった。

さて幕府は次のような名目で薩摩藩に対し工事の担当を命じた。

第一期工事 一、定式御普請、一、急破御普請

第二期工事 一、水行御普請、一、扨樋御普請、一、田畑切上堀

第一期の定式急破普請は、堤の切所・崩所・欠所の築立、堤上置（増嵩）、外腹付、内腹付、洩水切返、猿尾の欠所築立・上置、砂浚・蛇籠・柵・石堤・蒔石・根杭等であり主として前年八月の洪水に崩壊した堤防川除の復旧（急破普請）や毎年春役として地元で負担施行してきた修繕工事（定式普請）であった。

第二期の水行普請は川分堤・洗堰・メ切堤・洗堰メ切等の難工事を初め、洲浚・切広・堀割・猿尾築立・同継足・籠猿尾・水刎杭出・堤上置・腹付・蛇籠・蒔石・築流堤・砂留・埋立・砂利留等で、三大川、その他支派川の疏通を改善するための純然たる新規治水工事であった。また扨樋の伏替および修覆等で従来自普請として地元で負担施工して来たものであり、田畑切上堀は、悪水堀・作場道への投渡橋架設等という個人の田畑にかかわる小工事まで加わっていた。

元来この治水工事は幕府の指導監督の下に行われたもので、工事の設計より工法の指図や監督等はすべて幕府側の担当するところである。その中で薩摩藩が分担したのは、幕府の設計に従って地元の人夫を雇入れ、これを指揮使役して工事を進行させると共に、工事に要する土・石・竹等の材料を蒐集供給することである。それに人夫賃は全部、材料費も大部分を薩摩藩で負担し、幕府は総工費の一割にも満たぬ額を負担したにすぎなかった。

工事現場は大体四区に区分し、一之手・二之手・三之手・四之手と称し、その区域は次のように定められた。

一之手 濃州桑原輪中より尾州神明津輪中迄

二之手 尾州梶島村より勢州田代輪中迄

三之手 美濃墨俣輪中より同国本阿弥輪中迄

四之手 勢州金廻輪中より同国海落口浜地藏廻迄

元小屋 総奉行平田鞆負正輔は、宝曆四年正月二十九日に、副奉行伊集院十蔵久東は同三〇日に、それぞれ部下を引き連れ鹿兒島を出発した。一行が大阪に立寄ったのも大牧村の元小屋に到着したのは、閏二月九日のことであった。元小屋は、幕府有司が御手伝方の工事総括の場として選定した豪農鬼頭兵内方の建物を修繕し役宅にあてたものである。この元小屋には、平田鞆負を初めとする次の諸士が詰め、工事全体を総括することとなった。

総奉行	平田鞆負正輔	元メ役	石川正右衛門長澄
副奉行	伊集院十蔵久東	同	山元藤兵衛秀周
用人	堀堀右衛門貞紀	目付	愛甲源左衛門季平
同	諏訪甚兵衛兼方	同	村田五右衛門経芳
近習役	伊知地新太夫季周	場所奉行	大野鉄兵衛清純
留守居	佐久間源太夫盛邦	同	黒田次郎兵衛清安
留守居	山沢小左衛門盛福	ほかに医師四人、小役人若干	
普請奉行	川上彦九郎親英		

元小屋以外に、中島郡石田村庄屋金太夫方、勢州桑名郡西对海地新田百姓平太夫方、桑名郡金廻村庄屋源蔵方、石津郡太田新田庄屋武平次方、安八郡大藪村渡辺勘右衛門方の五箇所に出張小屋を設け、馬廻一二人、徒士三六人、足軽若干を置き、直接工事の監督にあたらせた。

この工事にあたった人数は、同年六月八日、山沢小左衛門より郡代青木次郎九郎並びに代官吉田久左衛門へ提出した届書によれば、小奉行三二人・徒士一六四人・足軽二三人計四二七人とある。しかし、工事の進捗にともない本国へ追加派遣を依頼したりしている。その追加派遣された人数を合算すると、当時薩摩藩側の出役人数はおおむね次

のとおりである。

一、五六七人 御家老はじめ足輕迄

一、三八〇人 御家老はじめ歩行士迄の家来下人、

合計九四七人

この外、書役、医師等の随員人数は明らかでない。また、伝えるところによれば、工事場において土地の者を庸い入れた人々を加算すれば、総計二〇〇〇人に及んだという。

普請取掛期日並びに実施村々

月 日	村 名 (場所)	月 日	村 名 (場所)
二月二七日	根古地新田の内杵之池	二月二九日	大藪村、下大樽村、同新田
閏二月朔日	同 三日月	三月 四日	万寿新田、七右衛門新田、太田新田、帆引新田
六日	同 九郎右衛門東	五日	安田新田、本阿弥新田、
九日	同 酒阿弥、根古地村	八日	西結村、馬ノ瀬村
十一日	有尾新田、大場新田	一〇日	嶋田村、上之郷村、東岩道村、大跡村・同新田、
一七日	仏師川村、須賀村	一日	飯ノ木村、白石村、明徳村
一九日	高柳古新田、小坪新田、老結村、豊喰新田、横	一日	押越村、五日市村、沢田村、直江村、金屋村、
	屋村、岡村		小倉村、中須村、下宿村、西橋村
二〇日	勝村、高柳新田、仏師川村、内村東腹付	一五日	祖父江村、飯濱村、瀬古村
二一日	幡長村、野寺村	一六日	成戸村
二三日	福束村、海松新田、木戸村	二五日	有尾村、野市場村
二八日	南波村、楡保村		

第一期定式急破普請 宝曆四年二月二十四日頃までに幕府側役人、多良水行奉行所役人、笠松堤方役人等は各部署についた。それによって幕府は、工事の準備がまだ充分に整わないままに急遽二月二十七日に工事に着手することを命じた。薩摩藩総奉行平田靱負等が到着前に工事を始めることとなったのは、気候が暖かくなるにつれ雪解け水により出水し、工事に支障するということで、出水期に先立って急破復旧箇所の修築をめざしたためであった。

二月二十七日、各工事区において御鋤初めの式を行ない一斉に第一期工事に着手した。普請着手の期日並びに普請実施の村々は前表のとおりである。

第一期工事の一之手は定式普請のみ、二之手および三之手は定式並びに急破御普請、四之手は急破御普請のみであった。三之手のうち養老関係分の工事種類および延長をひろうと次頁の表のとおりである。

三之手の定式急破普請は場所が最も広く、普請箇所も多かったため、三月一〇日以後一之手・四之手の援助を受けつつ進められたものの五月二日には全部竣功した。このあと、農繁期に差ししかかるため、第二期工事はとりかからず中断されることとなった。それにより水行奉行高木三家は在所多良へ、代官吉田久左衛門は江戸へ引上げた。けれど薩摩藩御手伝方は全部残り、第二期水行普請の準備に努めた。

こうした薩摩藩士の努力も、六・七月に降り続いた雨にあらわれ、水の泡に帰すことが少なくなかった。それは、施行後まだ幾日も経ないので土砂がひ弱なためであり、六月一〇・一一日の牧田川の出水に際しては、三之手の押越・直江村の普請所が、また沢田村の石籠や谷川砂留が崩壊したりした。

難工事場の外請負 この御手伝普請は、全部百姓人足でもって施行することとされた。それは外請負（町人請負）にすると、もうけることのみを心に心を動かし、堤など堅固に築くことができないう。それに対し農民に請負わせれば、自分たちの田畑を守るためであるところから、手抜き工事などはなからうという発想からであった。けれど、土木工事

第一期定式急破普請 (三之手のうち養老関係分)

村名	川・地名	工 事 種 類 (延 長)
沢田村	牧田川通	堤上置(一五六間) 堤腹付(一五六間) 堤切所(六四間) 切留石堤(一四間)
五日市村	同	堤上置(七二間) 堤腹付(七二間)
押越村	牧田川通喰違	堤上置(三八八間) 堤腹付(三八九間)
嶋田村	牧田川通	堤上置(一三八五間) 堤腹付(二二〇・五間) 堤切所(五・五間)
白石村	猿尾上置(三四間)	堤欠所(六五間)
小倉村	堤上置(三九三間)	堤腹付(四九九間) 堤欠所(一一間)
飯木村	養老・柏尾谷川	堤上置(一一一六間) 砂凌(七〇間) 蛇籠(七〇間)
直江・金屋・飯積村	牧田川通	堤上置(一〇〇五間) 堤腹付(九七二間)
祖父江村	小幡川通	堤腹付(五二間)
東岩道村	牧田川通	堤上置(二二六間) 堤腹付(二二五間)
上之郷村	同	堤上置(五五三間) 堤腹付(五七六間)
横屋村	津屋川通	堤上置(一三六間) 堤腹付(一三六間) 堤切所欠所(三八間)
大跡新村	津屋川通	堤上置(五三四間) 堤腹付(四八六間)
大跡新村	同	堤上置(六一一間五尺) 堤腹付(八二三間) 堤切所(五間)
有尾・同新田・津屋	同	堤上置(一五五五間五尺) 堤腹付(二〇〇七間五尺) 堤切所欠所(一九一間五尺)
新田	同	堤腹付(二五三間) 堤切所(四四間)
根古地・同新田・大	同	堤上置(一六九一間) 堤腹付(一一九五間五尺) 堤切所欠所(七七〇間)
場村	伊尾川・鷺巣川	堤上置(二二九間) 堤腹付(二三四間五尺) 堤切所欠所(二一五間)
小坪新村	津屋川通	堤上置(七二五間) 堤腹付(四一五間) 堤欠所(四間)
高柳新村	伊尾川通	堤上置(七二五間) 堤腹付(四一五間) 堤欠所(四間)
高柳古新田	中尾川通	堤上置(一八間) 堤腹付(一八間) 堤欠所(一九間)

の未経験な農民に請負わせることは、勢い自村の勝手向を専らにすることに拍車をかけ、工事は遅れ、経費も増加することとなった。そのため、薩摩藩御手伝方では、土木工事に経験のある請負人に請負させた方が、工事も早く進捗し、経費も少額で竣功するとして、第一期急破御普請の際に「三之手有尾村・同新田・津屋新田・根古地新田、三月二九日右村々御普請所難場ゆへ、手間取り、御普請出来兼ね候に付、外請負申付け度く」(舊報記 卷三)と願ったりが、幕府方には認められなかった。

四月二四日、薩摩藩御手伝方は、第二期水行御普請は難工事場が多いため、村方請負では到底工事の進捗を期し難いとして「難工事場のみ御手伝方より外請負人に請負わせたい」と出願した。そして幕府方の要請に従って提出した「難場三八か所」に書上げられた養老関係分は、

- 一、伊尾川・津屋川通落口洲渡 長八〇間
 - 一、津屋川通小坪新田前洲渡 長八〇間
 - 一、徳田新田以先江桁築流堤 長三五〇間
 - 一、牧田川烏江村・高渕村之間附洲渡延 長二〇〇間
 - 一、牧田川通船付村地内鼠ヶ森附洲渡 長五〇間
- である。

五月四日、青木郡代・吉田代官・高木三奉行・御番衆等の評議結果、「難場三八か所」が外請負にすることを各村々世話役へ示達された。ところが、村々においては、すでに材料その他を契約してしまっていた。そこで再び一色周防守に裁断を仰ぐこととなった。

五月二六日、一色周防守は、石田村杭出下猿尾長一五〇間など六か所を難場と認め直し、外請負を認可した。しかし、

この難場も、水中の工事のみ外請負にし、陸上の工事は村方請負にせよとの命であった。

薩摩藩はあきらめず、六月八日、重ねて外請負を出願した。そして、村方得心ならば外請負にし、若し不得心があれば村請負にするようにとの許可をとりつけた。これによって難場六か所の外一二か所を合わせ外請負にした。一二か所の内には、一、大牧村地内杭出し長一五間、一、伊尾川・大樽川落合大牧村外畑下洲渡長九六間、一、牧田川通今村・古宮輪中込先江桁継足長一五間などが含まれ、これらは江戸芝三田老丁目の駿河屋嘉右衛門に請負わされた。この他の難場二〇か所は村請負とされたようである。

一 工事材料調達の苦勞 第二期水行普請準備として御手伝方の手で木材・竹・石材・砂利・切土等工事材料の調達が進められたが、その数量は予想外の巨額にのぼり、その苦勞もひとかたのものではなかった。とくに困難をきわめたのは石材の調達であった。第一期定式急破普請に用いた石材は、当初は工事現場附近より買上げていたが、後には欠乏し、伊勢国桑名郡多度谷川をはじめ石津部の般若谷川・山崎谷川・羽根谷川・多芸郡志津谷川へ人夫を遣して取らせただけであった。

第二期水行普請用の石材は、油島縮切工事用のみでも二万坪(約二万^三)以上を要し、総額五万坪にのぼるものであった。そこで薩摩藩は、外請負で調達させることとして、五月二日より毎日三〇〇隻余の川舟を動かし石材輸送に着手したが、六月二五日までの三五日間に二六〇〇坪を集めたにすぎなかった。幕府側は、「この運び方では七〇〇日程かからなくては石はそろわない」と工事進行の重大な支障と心配し、かつその原因は「運送賃が下値のため」として一色周防守に指導を請うとともに、お手伝方に石寄せの督促をした。再三の督促にもかかわらず、輸送量は増加しなかった。そればかりか、七月二六日〜晦日まで一日平均一五一坪余、八月朔日〜同四・五日まで一日平均一〇三坪余、同六日〜同二〇日まで一日平均七一坪余と、かえって減少の傾向をとりはじめた。

この石材輸送量の減少の原因として夏期雨天が続いたこともあるが、石材を出す村々が妨害したこともみのがせない。たとえば、長良川通りの各務郡岩田村では、村内の自普請所猿尾修繕のため必要であるからといって河原の石の搬出を拒んだことがあった。また、従前に、大垣領の直江・金屋・飯積村の普請に際し、大塚・高畑・橋爪村の牧田川通りの石を取ったり、石畑・龍泉寺村で石を整えたりしてきたため、そのつもりで当春御普請も計画された。しかし、「然所、右場所御手伝御普請仰付られ、仕立ニ取懸候得ハ、御領分村々申合候哉、石一切出シ不申候付、是非なく遠方場所より石取寄仕立候由ニ候」という事情のため、普請方の役人から大垣藩役人に対して「向後前々之通り石取さしつかえざる様ニ御領分右五カ村え御申渡置候様ニ致度候」と要求せざるをえなかった。(森越)さらに、大垣領の徳田・志津・羽根・安江・大里・松山・下一色村や、高須領の駒野・上野河戸・山崎村等は村人足ばかりで搬出していたので、運搬は思うにまかせなかつた。そこで普請方役人は、「メ切御普請ニ遣候石之儀……(略)……右ハ大造之石坪ニ候間、所人足ばかりにてハ出方はか取申さず、御普請之手支ニ相成るべく候間、外人足(村請人足以外の日雇人足)さし加へ候義さしつかえざる様ニ御領分村々え御申渡これある様致度候」と大垣藩役人に要望している。

こうした資材調達之苦労は石材ばかりではない、木材調達にも容易ならぬ苦労を重ねている。近くの材木商より買取るのが最も都合がよいわけであるが、莫大な量をそこでまかないきることはできなかった。従つて土岐郡釜戸村より材木を買取り、土岐川筋から庄内川を下り輸送したこともあった。幕府は、可児郡徳野村・野市場村・沓井村・古市場村・本郷村・前波村・不破郡綾戸村・垂井村・多芸郡小倉村・白石村等の官林を指定し伐採を命じたが、伐採に要する袖・木挽・大工・人夫などの賃銭から、荷車・船・駄馬・駄牛などの運送賃に至るまで一切を薩摩藩が負担せねばならなかつた。

なお、小倉村から伐り出す以御材木の薩摩藩請取役人は、吉田権左衛門・染川伊兵衛であり、白石村担当は川上七

村名	川、地名	工事種類 (延長)
直江村	牧田川通	洲渡 (14間) 砂留折廻 (70間)
直江村より、祖父江村迄	同	洲渡 (60間)
祖父江村	同	洲渡 (210間)
鳥江村	同	砂留折廻 (35間)
祖父江村より、鳥江村迄	同	埋立 (28間) 杭筋 (32間)
金屋・直江・飯積悪水落先	同	洲渡 (378間)
江月村	同	江桁 (30間)
鳥江村	同	杭出 (30間)
江月村	牧田川・段海川落合	洲渡 (90間・20間)
鳥江村下河原	同	水分猿尾 (20間) 下埋 (7間5尺)
栗笠村	牧田川	洲渡 (117間)
鼠ヶ森 (船附)	同	洲渡 (121間)
大牧村地内	同	洲渡 (164間)
大牧村外畑下	伊尾川通	水刳杭出 (96間)
小坪新田	伊尾川・大樽川落合	洲渡 (15間)
飯木村	津屋川通	洲渡 (52間)
鷺巢村	同	出張切広 (20間)
	同	堤上置 (695間) 堤腹付 (695間)

郎右衛門・長崎源蔵であった。

第二期水行普請 第二期工事の

計画は、宝暦三年五月から七月にわたって行なわれた笠松郡代・代官・水行奉行等の実地検分の上決定されたものであった。しかし、同年八月以降の出水により川瀬の変化もみられ、設計変更に迫られ、翌四年三月五日、御手伝方元小屋会所に幕府方、御手伝方が寄合設計変更が評議された。

設計変更の重なるものは、宝暦五年に施行される予定であった七郷輪中を貫通する新伊尾川掘計画が中止されるかわりに、三之手大樽川洗堰・四之手油島新田締切堤等の工事が追加されることであった。その後、さらに種々の工事が追加

計画されたりした。さて、宝暦四年九月二四日、一之手・二之手・三之手・四之手の各工区とも一齊に水行工事に着手された。三之手のうちより養老関係分をひろいあげてみると、前表のような工事がすすめられた。第二期工事のうち最大難工事となったのは、四之手の油島新田地先縮切堤工事であり、三川合流点である油島新田と松之木村の一〇九〇間(約二キロメートル)も隔っている間に本格的な縮切堤を築堤しようとするものであった。第二期工事着手の際には、全部縮切ってしまうか中間を明けておくか、いずれとも決まっていなかった。その決定が老中より下されたのは、翌五年正月のことで縮切堤は油島より五五〇間(約一キロメートル)、松之木より一五〇間(約二九〇メートル)の規模のものとされ、合流点の川巾約三分の一が開口されることになった。それは、前年一月に「此節残らずメ切候テハ、後年の差支計り難く候、先ず此度ハ中ヲ明置、一兩年モ水行の様子見合候て、其上にてメ切然るべく候はゞ、其節申し上げ、残らずメ切然るべきやニ存候」と郡代青木・代官吉田・水行奉行高木らの協議結論にもとづくものであった。こうした結論を待たずに基礎工事の下埋が、九月二四日油島側からはじめられた。次いで一〇月一三日に松之木村側から着手された。この下埋工事をすすめるにあたって、まず河流の仮縮切がなされねばならなかった。しかし、水位の高い木曾・長良川の奔流が揖斐川筋に流れこんでいるところを堰きとめることは容易なことではなかった。古船に石を積んで沈める方法がとられたり、巨木に大石を縛りつけ切り落したりして造られたりしたという。完成したのは宝暦五年三月二七日で、縮切堤は、平均高さ二間、馬踏二間、根敷一〇間で、当時としては稀にみる大規模な川分堤であった。

油島縮切工事とならび難工事と称されたのは、三之手の大樽川洗堰工事であった。大樽川は安八郡大藪村と勝村の間で長良川から分かれ揖斐川に流れ落ちていたが、河床が長良川より八尺(約二・五メートル)も低かったため、その流れは急流となり、洪水時には沿岸村々に多くの被害を与えた。そのため、すでに享保年中より大樽川流域にあた

る福東・多芸輪中の村々より、同川に堰を設けてほしいと出願していた。洗堰工事は宝暦五年正月にいたって着工された。当初の設計では、長さ九八間（約一九〇メートル）・巾五間（約九メートル）で、堰の上流に面した側に巾三間（約五・七メートル）の水うけを付け、下流側に巾五間（約九・五メートル）の水たたき五段をつくり、全体の堰巾は三三間（約六二メートル）という規模であった。この全面を蛇籠でおおい、出水二合（約一・三メートル）までは堰で留め、それ以上の出水は洗堰上を溢流することになっていた。なお、のち若干の設計変更がなされ、水たたき五段が二五間から一五間（約二七メートル）、全体の中も三三間から二三間（約四二メートル）に縮小された。けれどもこうした治水施設を木・竹と石・土のみで構築できた技術水準は高く評価されよう。

工事の竣功 第二期工事のうち二之手が最も早く宝暦四年二月一八日に竣功し、次いで一之手・三之手・四之手は、いずれも翌五年三月二七日または二八日に竣功した。その後、幕府から派遣された検分役の御目付牧野伊織・勘定吟味役細井九助ら一名に四月一六日より出来ばえの検分をうけた。検分役人らも普請の出来ばえを「いづれも出精故御普請丈夫ニ出来致し」とほめ、満足げであったという。

平田靱負は、五月二四日「右之通り御普請所首尾能く御成就にて、出来栄御見分迄も御滞りなく相済、御手伝方御引取仰渡され、先ず以て頂上之儀奉存候」と国もとへ報告するとともに、翌二五日払暁、自刃してはてた。その遺骸は元小屋のあった大牧村から川舟で桑名におくり、さらに山城国伏見大黒寺に運んで二七日に同寺に埋葬された。

なお、宝暦治水工事に出張した薩摩藩士ならびに関係役人で割腹または病死した人々は八〇余名にのぼる。このうち、根古地の天照寺（浄土宗）に三名、浄土三昧に二四名の人々が祀られている。（通史下巻「薩摩藩」参照）

三 明和三年の御手伝普請

明和二年の美濃国は、四月一六日、五月一六・七日、七月三日、八月二日・三日、九月一七日と五度にわたり強雨にみまわれ、各地で洪水があいついだ。養老地方では七月三日に津屋川筋の志津新田や徳田新田で堤が切入った。また牧田川沿いの多芸村では一三〇間が決壊し、耕地一一町歩が砂入り、流れ家二戸を出した。さらに八月二日には、大坪村で牧田川一〇合の出水を見、翌三日は小畑川通り江月村堤が切入り、翌四日には牧田川沿い鳥江村で堤が破壊し、長吉・半助・市作の三軒が切所となった。

洪水にみまわれた各地は、笠松郡代や高木三家に対し盛んに普請施行方を願い出た。それに動かされた幕府は、御手伝普請に組み込むこととし、普請の計画ができるや、明和三年二月七日長州萩藩毛利大臈大夫重就、若狭小浜藩酒井修理大夫忠実、周防岩国藩吉川監物経倫に対し、「濃州・勢州川々御普請御手伝御用仰せ付られし」旨を、老中松平右近将監より申渡した。御手伝を命ぜられた毛利家では、二月七日惣奉行益田喜次郎、副奉行児玉三郎右衛門、以下用人一人、留守居兼普請方三人、本締役三人、目付二人、惣頭二人、馬廻士五一人、小役人五七人、徒士五〇人、足軽三二〇人、中間二七〇人、合計四七三人を任命し、現地へ巡遣することとした。吉川家でも惣奉行吉川内記、添奉行山田三郎右衛門以下を、また酒井家も惣奉行山田甚左衛門、添奉行武久弥平太、同池上太兵衛以下を現地へ派遣した。

毛利家の元小屋は羽栗郡笠松村八幡神社裏手に、吉川家元小屋は海西部野寺村、酒井家元小屋は桑名郡七郷輪中上の郷村に設けられた。毛利家の分担区域は明らかでないが、全長七〇里六丁場に分かれ、普請場所一〇〇〇余か所に及んだといわれる。また吉川家分担区域は、長良川筋安八郎仏師川村より海西部成戸村迄および、海西部日原村より古中島石亀村迄、伊尾川筋石津郡七右衛門新田より深浜村迄である。さらに酒井家の分担区域は、詳かでないが、元小屋の位置より考えると、吉川家分担区域より下流で海口までを分担したものと想われる。



益田喜次郎肖像

さて毛利家では、元小屋が落成した四月一二日に金廻の内福田堤で、翌一三日には加路戸、五反郷村、根古地新田、別府村の各受持丁場で普請が始められた。

三家による工事が目付の検分をうけすべて完了するのは六月八日のことである。養老関係地域では、五月二四日に祖父江・飯積・直江村が目付の室賀源七郎の出来形検分を受け、金屋・五日市・押越村が勘定吟味役古坂与七郎と高木三家の出来形検分を受けた。また、同月二六日には、白石・小倉・小坪・高柳村が、室賀の出来形検分を、島田・大跡・大場新田・大場村・根古地村が古坂・高木に出来形検分を受けた。

四 その他の御手伝普請

明和三年の御手伝普請以降、何度も御手伝普請が施行されたが、養老地方に関係するもののみひろってみると、次のとおりである。

安永七年七月一日、津屋川通りの鷺巣村・志津新田・小坪新田・牧田川沿いの五日市村等で堤が決壊し、また烏江村で堤が切れたりしたのをはじめ、その後も雨は一日間降り続き、各地の河川は増水もはなはだしく堤防を破壊した。この復旧工事は、はじめ御入用普請の予定であったが、翌八年正月二九日幕府は因州鳥取藩松平相模守重寛に對しお手伝を命ずることにした。

また、天明三年の普請は、直江村（工事箇所九カ所——人足二、二九六人）、船付村（二〇カ所——四二二〇人、牧田川共）、大野村（九カ所——三、四〇二人）、大場村（二カ所——一九五間）、根古地村同新田組合（一三カ所——蛇籠二二三）、大牧村（一三カ所——一八、九五四人）、高柳新田（一六カ所——八七、九六三人）、小坪新田（一一カ所——一、四二五人津屋川共）をはじめとし、普請箇所一、二三八カ所、延間数七万五五三間五分、蛇籠数一万三七九五本三分、人足八六万一二四四人八分にのぼるものであった。この普請はいわゆるお金御手伝普請で、お手伝を命ぜられたのは豊前小倉藩小笠原左京大夫忠総・日向延岡藩内藤備後守政脩・和泉岸和田藩岡部美濃守長備・越前丸岡藩有馬大之進蒼純・但馬出石藩仙石兵部少輔久行の五大名であった。御手伝普請の負担金は、内藤家が一万一五四六兩三分永一五〇文、仙石家が八三二三兩一分を一〇月一〇日迄に上納している。他の三家については明らかではないが、御手伝普請が一万石に付千五六百兩を標準とされていたようであるところから推算すると、小笠原家は二万六三八四兩余、岡部家は八七三九兩余、有馬家は八二四五兩余を納めたものと思われる。

天明六年・七年・八年と洪水が相継ぎ、急破普請や春役定式普請ではまに合わず、寛政元年正月、幕府は美濃・伊勢二か国中三二〇か村のうち、三〇五か村は御入用普請、一五か村は国役普請として、一一之手に分けて大普請を目論見施行することとした。このうち五之手の旅宿は根古地新田におかれ、室原村・大坪村・金屋村・直江村・飯積村・祖父江村・押越村・岩道村・上ノ郷村・大場新田・大場村・根古地新田・根古地村・高柳新田・沢田村・五日市村など二四か村の普請がすすめられた。また、六之手は駒野新田に旅宿がおかれ、白石村・明徳村・小倉村・鷲巢村・大跡新田・有尾新田・横屋村・有尾村・釜ノ段新田など二一か村の普請がすすめられた。普請が殆んど竣工した三月になって、御手伝普請とすることに決められた。お手伝金を納めたのは、越中富山藩松平出雲守利謙・岩代二本松藩丹羽加賀守長貴・豊後岡藩中川修理大夫久貞・豊後臼杵藩稲葉能登守弘通・信州上田藩松平伊賀守忠濟・肥前唐津藩水

野左近將監忠鼎の六大名であった。

また、寛政八年には水行直しの御手伝普請が行なわれ、さらに文化二年・一三年と御手伝普請が施行された。

五、輪中と用排水

水害 牧田川・揖斐川を擁する当地方では、毎年のように水害を被ってきた。巻末の「大洪水と治水工事」年表は判明している主なものを年表にしたが、実際はもっと数多く、莫大な被害を受けたものであったことであろう。

輪中の形成 有史以前の濃尾平野は、一面水深およそ一〇メートルの海で、伊勢海に重なる大きな湾であった。この海に木曾川、長良川そして伊尾川などが注いでいたが、何万年か前に、河川の流出土砂の堆積作用により三角洲が拡大され、さらに土地の隆起が重なることによって次第に陸地化された。

各河川の堆積力は、流下途中の岩石の状態や水量からみると木曾川が最も大であり、長良川がこれに次ぎ、揖斐川が最も弱かった。そのことはもともと土地が養老断層に向って傾斜していた地形にさらに傾斜をかけることとなった。西濃・南濃地帯は、伊尾川や牧田川や相川の堆積作用により陸地化したのだが、それらの河川の堆積力が弱かったため、下池などのように大きな川や低湿地が一帯にできてしまったのである。

また、木曾川・長良川・伊尾川自身も堤がないため、洪水ごとにその流路を変えながら西部の低地方面に移動していった。

このころ、人々は人口の増加などにもない、それまで居住していた養老山麓や南宮山麓から次第に降り始め、三角洲の高台に、いわゆる高畑を開墾して集落をつくり始めた。

奈良時代ころになると、人々は水害から少しでも逃れるため、上流からの洪水の浸入を防ごうとして、三角洲の頂点から左右に半円形の土手とか小堤を築き、下流の方へ開墾を進めていった。その形態からこの堤は「尻無堤」、畑は「流作場」といわれた。しかし、すそがあいているため、出水のさいには水が自由に浸入してしまい、水害はほとんど防げなかった。平安時代ころになると、人々は尻無堤のあいているすそをふさぎ、地続きの堤として完全に囲ってしまった。そして共同して自分たちの生命や財産、土地や耕作物などを守ろうとした。これが輪中である。

輪中の初見は「百輪中旧記」に「高須輪中や、そのほか近郷の輪中もいままでは流作場であったが、後醍醐天皇の元応元年に高須輪中潮除堤ができ……」とある如く鎌食時代末期の元応元年（一三一九）の記事である。この輪中堤は常水位より二〜三メートル高いという程度の小堤のようであるが、石津・安八の両郡とともに尾張国海西郡一九か村を囲んだ周囲約九〇キロメートルに及ぶものであった。

この高須輪中の築堤から七年後の嘉暦元年（一三二六）には、美濃・尾張五郡（多芸・石津・安八・不破・海西）に潮除懸廻堤が築かれたことが、同じく「百輪中旧記」に記されている。高須輪中以外の西濃低湿地帯に、不完全ながら輪中らしいものが存在したようである。しかし、築堤には莫大な費用や労力が必要であり、地元のみだけではとてい無理なことである。そこには、荘園領主・貴族や権力者の援助に大きく依存した当時の姿が伺われよう。

多芸郡は清和天皇の貞観年中（八五九―八七七）に貞観寺によって開拓されたらしいが、後世に東大寺領になったようで、「多芸荘横堤等可修固之状」云……（東大寺文書 一年三月）のように堤防修理を訴えている史料が伝わっている。このことから小規模ながら輪中らしきものが発生したことが想像できよう。とくに、多芸輪中の名前は延享元年（一七四四）の大博川洗堰文書にみえている。

室町・戦国時代においても新田開発とともに輪中堤を造り、ついでその堤外を開墾し、そしてまた輪中堤を造ると

いったように輪中は下流低湿地へと発展していったと思われる。室町時代、新田開発の進展にともない、井溝等の土止めなどに用いられる樹木の需要が多くなり、山林私有の禁止が次第に守られなくなり、森林がむやみに伐採された。また戦国時代に山々で焼畑による農業が盛んになったりした。これらのことで洪水数が増加し人々の生活をおびやかした。後奈良天皇の享祿三年（一五三〇）六月に大洪水があり伊尾川（当時は杭瀬川と呼んでいた）は河道を変えた。それまで伊尾川は、現在の大垣市久瀬川町の西端から若森・割田町あたりを通り、横曽根町附近に達していたと思われる。当時の郡域を考えると、伊尾川が多芸郡と安八郡の境をなしていたようである。この洪水で流路が分れ、主流は現在の揖斐川、支流は現在の杭瀬川のようになった。

また、牧田川は、もと養老山麓ぞいに津屋川筋へと流れていたのが、多芸郡にも領知があった高須藩主徳永法印によって烏江まで掘鑿されて現在のようになったという。

この徳永法印は、その後、烏江から大野までの牧田川の堤防を防護するため、慶長年代（一五九六―一六一五）に桜井・上方・竜泉寺・勢至・柏尾・白石・明德・小倉・若宮・石畑・押越・飯之木・ロケ島・西岩道の一五か村の村々に作業を命じたりしている。

江戸時代になると、養老町を流れる諸河川の流路は、現在とほぼ同じになっていた。そしてまた、輪中は飛躍的に増加発展した。

輪中の発展 輪中の増加発展の主な理由として、

一、新田開発が急速に進んだこと。

二、水害度数が急激に増加したこと。

があげられる。

まず新田開発が急速に進んだことについて考えてみると、新田が開発されると、そこには当然のこととして、その田畑や、家屋などを水害から守ろうとして地域の周囲に堤をめぐらして、いわゆる輪中を形づくることになる。

この新田開発は幕府の開墾奨励もあって全国的に進んだが、当地について、江戸時代になってから元禄時代までに開発された主な新田をあげればつぎのようである。

徳田新田 約三三八石（慶長年代一五九六～一六一五）

江月新田 高不明（寛永年代一六二四～一六四四）

祖父江新田 高不明（同）

大場新田 約七五石（正保年代一六四四～一六四八）

根古地新田 約六三二石（同）

有尾新田 約七〇八石（同）

小坪新田 約二八〇石（承応年代一六五二～一六五五）

釜段新田 約七九七石（明暦年代一六五五～一六五八）

大牧新田 約一一八石（寛文年代一六六一～一六七三）

高柳新田 約三七三石（同）

鷺巣北畑新田 約四三三石（延宝年代一六七三～一六八〇）

大跡新田 約九三三石（元禄年代一六八八～一七〇四）

高柳古新田 約八六石（同）

石畑喜多新田 約五八石（年代不明）

柏尾新田 約四九石(同)

この外にも、石高・年代が不明なため横屋新田などあげなかったものかなりある。

このように新田開発が、とくに低湿地帯において、わずかの間に急速に進められた。開発の進展が一段落した宝永・宝暦年間ころになると治水に対する人々の意識は高まり、それにより、輪中に対する新たな考え方も生まれた。つまり輪中をもって生活を守ろうとする輪中共同体意識である。

寛政八年(一七九六) 水害頻度数についてつぎのような報告がなされている。

「多芸輪中の御高一万五千石余、村数二九か村は元文三年(一七三八)より五〇年ほどの間におよそ三〇回入水した」と。

これは、およそ三年に二回の入水で、収穫は三年に一回となり、「三年一穫」という言葉が文字どおり当てはまる様相である。各村々は、単独で、あるいは数か村で、あるいはまた数十か村で輪中をたてて、水害から生命財産などを守ろうとしたことも当然の姿である。

ところで、水害の頻度が増加した原因を考えてみると、主としてつぎのことなどがあげられる。

(ア)、河川自体に直接原因すること。

(イ)、輪中の存在に原因すること。

(ウ)、尾張藩の御田堤に原因すること。

(エ)、所領が分化していたことに原因すること。

以上の四つについて順次考えてみよう。

(ア)、「河川自体に直接原因すること」としては、つぎのようである。

揖斐川・長良川・木曾川の三川は河床の高さに相違があり、水位もそれに応じて順次およそ二メートルの差があった。そして、互に相通じているため、一たん洪水のさいには河水は木曾川から長良川へ、また長良川から揖斐川へと流れ込んだ。降雨は西方の揖斐川上流から始まり、その雨量も他の二川にくらべて多い。また、流路の長さは揖斐川・長良川・木曾川の順に長くなっているため、出水の仕方は「四刻・八刻・一二刻」といわれているように、揖斐川はまず流域の降雨で洪水になり、減水しかけると長良川の水でまた洪水になり、それが減水しかけると、こんどは木曾川の水でまた洪水になるという状態であった。

このようなため、長良川と揖斐川を結んでいる大樽川について、寛保三年（一七四三）関係七八か村の代表として横屋・舟付・下笠・大坪・江月村の庄屋が江戸の勘定奉行へ「大樽川を締切ってほしい。いまのままでは村々の水害が絶えることがない」と訴えている。

この揖斐川に船付で合流していた牧田川は、土砂の堆積のため烏江で水位が年々高くなり、いったん上流に降雨のさいは、急流・大出水となり、その下流が揖斐川のため堰止められるか、あるいは揖斐川から逆流し、さらに増水し、諸所の堤防を決潰した。

しかし、堤防の補強については両岸の利害がなかなか一致せず、南北の輪中地域はたびたび争った。その例として元禄六年（一六九三）におきた牧田川南側の五日市以下一九か村と北側の橋爪・高畑・大塚村の三か村の西岸の地域が牧田川の流れの向きを制御・操作するために設けられる水制（猿尾）について江戸まで出訴し裁判で争った。いわゆる「岡ヶ鼻猿尾論争」などがある。

また、烏江と高瀬のわずか二三メートル（二間五尺）の間に、牧田川と杭瀬川水系の久（杭）瀬川・合（相）川・大谷川・どろ（泥）川・木尾川・段海川・色目川・飯積川（小畑川）の九筋の大小の川が落合い水吐きしておるので、

水の流下が非常に悪く、これらの川々はなちまちのうちに増水した。さらにまた、水位が牧田川より低いし、勾配が緩かなので、牧田川から絶えず逆流して増水に拍車をかけ、その結果あちこちで堤防決潰、乗越えなどが生じて村々一面が池海のようになってしまった。

さらに年々牧田川の川床が高くなって杭瀬川水系への逆流の度合がまし水害がひどくなるばかりなので、

元禄六年には祖父江・直江・金屋・江月・大坪・荒川・久徳・松・一六の村々から「烏江村の狭窄部四三〇間（七八メートル）の河筋の流通をよくするために、茂っている柳・藪などを切払ってほしい」と。

宝永六年（一七〇九）には金屋・飯積・祖父江・飯田・蛇持・宇田の村々から「当地方はいたって低地で川通りに近く、毎年少しの水にても田畑や家まで水につかたり、悪水が深くたまつて作物が水腐したりして、百姓たちはことのほか苦しみ困っている」と。

享保一三年（一七二八）には飯田・蛇持村から「当村は小畑川や色目川の川口に近く、そして村を囲う堤防がないため、逆水が幾度となく押入り、米も麦も腐って村は亡びる寸前である」と。

天保一三年（一八四二）には多芸・不破郡の一二か村から「烏江村の牧田川狭窄部の川広げ、洲浚い、畑の切上げをしてもらいたい」と、以上のようにそれぞれ願ひ出ている。

そして結局、牧田川以北の江月輪中・祖父江輪中・蛇持輪中・室原輪中・綾里輪中・静里輪中などは、どこもが「烏江村の儀、上ヶ輪中、第一の難所と相見え候」と烏江と高淵の間の狭窄部を問題にし、その改修を訴えている。

このような状況のため、治水土木工事の発達していない当時としては、自然に抗らわれないような方法のうちで河川の水勢・猛威を少しでも減らそうとした。それは、たとえば牧田川・津屋川・杭瀬川など諸河川の流路・河中を流れるままに蛇行・広狭させているとか、また牧田川左岸の向野村に牧田川・杭瀬川・小畑川の遊水池として約三〇万平

方メートルの地域があることなどに見られよう。

宝暦年間に(二七五一〜一七六四)には、度重なる小畑川筋の氾濫で困った直江・飯積・金屋・祖父江は小畑川の川替えをしている。

そして、抜本的には牧田川の川替だとして、烏江村からは元禄年中、また川北の村々からは宝暦と寛政年中(一七八九〜一八〇一)に、川筋を往古の流れのように、橋爪村前、五日市より津屋川通りの方へ替えることを願っている。これに対して、川南の大跡村などから「川南輪中の四〇か村余、高およそ二万石の地域は、もし牧田川が津屋川筋の方へ変更されるならば、この地域の村々は亡んでしまうだろう」と反対した。

結局、これらの反対に加えて

①これらは工事が容易でないこと。

②資金が不足していること。

③幕府の新規事業停止の方針

などのために実施されなかった。

つぎに、栗笠で合流している金草川についてであるが、洪水のさい、やはり牧田川からの逆流が激しく、また上流五日市方面からの牧田川の滲透水・溢流水や、あるいはまた悪水と合わさって、しばしば流域の大跡・下笠・鳥田の各輪中に大きな水害を及ぼしていた。

最後に、津屋川であるが、昔は有尾地内を流れていたが、明暦二年(一六五八)に現在のような津屋川が飯ノ木境より普請されたようである。この川は距離およそ一三・五キロメートルで、途中いくつかの谷川や池沼と連絡しており、降雨量の多いときには揖斐川の逆流もあって相当の増水があり、飯ノ木の北の方にまで川水が押上がった

して、諸々で決潰・浸水が相つぎ、水下の多芸輪中地帯に牧田川を上まわる恐威・被害を与えるほどであった。いったん入水したときは、海拔〇・五〜四メートルの低湿地のため悪水停滞し、その上津屋川への自然排水は干潮時のわずかな時間しかできない状態であったので、三・四か村で小輪中を形成するようになり、入水を防いだのであった。しかし、輪中をつくっていない村々は大変に難儀をしたので、たとえば岩道・西岩道・ロケ島村などは、享保一三年（一七二八）、宝暦九年（一七五九）、嘉永五年（一八五二）と三回にもわたって、村を囲む堤防をつくらせてほしいと、村中が連判してつぎのように訴えている。「田は水につかかって作物はできず、また家も水が入って任せず大変に難儀をしている。ところが、鷲巣・小倉・大跡・飯ノ木村で一輪中、有尾・同新田・横屋村で一輪中、高柳新田・大牧村で一輪中、根古地・同新田・大場村で一輪中、下笠・舟付・栗笠・大野・上之郷村で一輪中という具合に、それぞれ小輪中を形成して水害を逃れているが、当村には輪中堤がなく、裸同然で断えず水害にさらされ、村亡の状態である。それで、ぜひとも輪中堤をつくり安心して毎日を暮らしたい。」と。

しかし、これらの小輪中堤は、大輪中の中の内堤であるから堤防の高さはさしてなく、大出水の場合には乗り越してしまい、水害から逃れることはできなかつた。小輪中堤はだいたい明暦年代（一六五五〜一六五八）ころつくられたようである。

また、明和三年（一七六六）に多芸輪中から水の深留りに困って、逆水樋門を小坪にぜひともつくってほしいとの訴えなどもある。

つぎに、(イ)、「輪中の存在に原因すること」としてはつぎのようである。

輪中堤のないときには、地域一帯が遊水池の役割を果し水害の程度をやわらげたのであったが、しかし輪中堤の築造以来、水は輪中堤の間だけしか流れ得ないことになり、そこへ牧田川などにみるごとく流出土砂が年々堆積して河

床を非常に高くし、いわゆる天井川となつてしまつた。それで、大雨のさいには、河川に水があふれ、少なからぬ水害を地域一帯にもたらしたのである。

したがつて、人々は水害を防ぐために堤防をどうしても高くしなければならなかつた。つまり流出土砂の堆積と堤防のかさ上げとが繰り返されたのである。そして、ますます天井川となつてしまひ危険は増加する一方であつた。たとえば、とくに堆積のいちじるしい牧田川ぞいの直江村では「牧田川の水害がひどく、作物は腐り、屋敷は池同様になつた水に幾か月もつかつてしまひ、それで人々は非常に困却し百姓をつづけるのも難しい状態である。ついでには、ぜひ一時的なりとも居所をかえたい」と願ひ出て、また、天明七年（一七八七）には「当村は両方に牧田川をかかえ、またその川底が高くなつて、年々水害断えまなく、高七〇石の稲みな腐り大變に難渋している。また、当年は米が非常に高くて食べられず、そして住む家もない、それで堤防の上なりと、道ぐるなりとも拝借して小屋掛けをした」と痛切に訴えている。

また、上輪中の堤防を勝手に下輪中堤より高くされると下輪中の水害が多くなるので、そこで約定が取りかわされたり、あるいは定杭が設けられ、勝手な行為をしないようにされていた。また、相對する堤防についても、いろいろ協約があつたようである。たとえば、

「色目川の室原堤は大坪・蛇持堤と高さを同じくする」（宝永六年一七〇九、八か村協約）

「飯積輪中堤は祖父江堤より少しも高くしないこと」（同前）

「飯田村新堤は三か村田所曲輪中（飯積輪中堤）が不丈夫なうちは二尺低くしておくこと（同前）
などがある。その他、堤防の高さについて争つた例は各所で見うけられるのである。

とにかく、輪中堤は輪中に住む人たちにとつての命であるから「堤防ノ儀ハ大事ノ事ニ御座候」と重大に扱つたもの

である。

輪中内の用排水 輪中は外部からの水害を防ぐために形成されてきたのであるが、内部でも問題をもっていた。輪中内の上の地域では用水が不足し、下の地域は排水に苦しんだ。日照りがつづくとの地域では水が枯れて用水が不足し、このため隣村や川向いの村と水を争うことが少なくなかった。

牧田川の南側の沢田・桜井・石畑などや、また北側の橋爪・金屋・豊・直江などは用水を求めて広瀬橋方面から営々苦心して長い水路を設けて取水をした。これが沢田用水・桜井用水・石畑用水・山田用水などと呼ばれるものである。しかし、牧田川は、常時水量が少ないところへもってきて伏流してしまいうため、水量は必要とする量の半分にも充たず、とくに石畑用水は、取入口が最下流であるため、関係地域一〇町歩余は慢性的な水不足に悩み、時々取水について地域間に紛争をが起した。

その他、用水源として利用された津屋川・金草川・小畑川も流水量が時として充分でなく、これらから取水している地域も灌漑用水不足になりがちであった。

そこで、灌漑用水不足や飲用水不足を補うために、これらの村々では井戸を掘ることがあったが、しかし無制限に掘られると下の地域でその排水に困るので、その数は相互間の協約で制限されていた。これが株井戸制といわれるものである。

たとえば、下笠輪中では、つぎのように決っていた。

- ① 堀抜井戸所有者には鑑札を付し、また井戸の現場には標木をおく。
- ② 新しく、乱りに井戸を掘らない。
- ③ もし隠し井戸が発見されれば相当に処分され、また直ちに埋めること。

④必要上どうしても井戸を掘りたいときは定まった金額を払うこと。

ところで、天保二年（一八四〇）上之郷村には、掘抜井戸は二七株あり、また下つて慶応元年（一八六五）には上之郷村は同じく二七株、大野村二株、舟付村一七株、栗笠村三三株あった。ところが、このうち一一株は無株背き井戸であったということで、これらの村には釜之段・駒野新田・小坪新田に詫状を差入れている。

一方、川や井戸や雨水などからとった用水が悪水となって下地の低位部に停滞して作物を腐らせた。しかし、一つの輪中の中では、その輪中をとり囲んでいる川は、おおむね天井川となっていて、直接その悪水を輪中堤外に自然排水できにくく、それで排水路を江下げし他の輪中の中を通過して自然排水できるような位置まで延長しようとした。そのさい、他輪中や他村との間に、いろいろな問題紛争が発生した。

たとえば、寛文二年（一六七二）、下笠輪中の悪水を排除するため、根古地輪中・釜段輪中・小坪輪中の境界を江下げし、そして下池の内の六〇〇間余の排水路を通過して小坪にある閘門から悪水を津屋川へ放流したのであった。そのさいの下笠輪中と関係村々との協約とか、下笠輪中内の申合せとかのうち主なところをあげれば、つぎのようである。

一、亀ヶ池より小坪新田新入までの江渡え藻刈りを行ない、また落江に水が滞っているときは下笠輪中の人たちで浚えること（根古地新田との協約）。

一、排水路内を田畑にしないことは勿論、柳・まこもなど植ものは一切しないこと。また魚取りなど水が滞るようなことも一切せず、なん時によらず水は滞りなく落ちるように浚えること（下笠輪中内の申合せ）。

一、釜段輪中の人々が迷惑しないように、その落江について下笠輪中で修理し、また大水の場合には充分に堤防を見廻って気をつけること（釜段村・徳田村との協約）。

一、大水で堤防が破損したときは水引き次第すぐに修復すること。修復が遅れるときは釜段への悪水落を認めない(同)。
一、釜段新田へ江代米として、五石九斗五升を永久に払うこと(同)。

一、大水のさいは人足を繰り出し、すぐさま防ぐこと(下笠輪中内の申合せ)。

このように、下笠輪中の悪水は少なからぬ代米と厳しい制約のもとに他の輪中を通過して落されていったのである。一般に、悪水が他の輪中地帯に落ちていくことは非常に敵しく、たいていは「根古地村・大場村の余った水が、根古地新田の方から小堤を越して入ってくるので、その場所を一か所だけに定め、そして定杭を打ち、他の場所からは一滴も落さないこと」(宝曆九年)とか「室原村の悪水は、定杭を設置し乱りに大坪村へ落さないこと」(明和八年)などのように悪水の通過排除を極力拒否しようとしている。

ただし、悪水を下地の方で用水として使用したいという場合があった。たとえば「上之郷・粟笠・船附・東岩道・西岩道村は多芸輪中の中でも比較的上の方に所在しており、用水は高田川(金草川)と押越村・島田村の悪水からとっていた。しかし、享保六年、旱天つづきのとき、さらに上のロケ島が高田川を留めて取水してしまったため、島田悪水を両岩道村へ三分、他の上之郷・粟笠・船附村の三か村へ七分の割で配分した」。

この島田悪水は、上流の松の木・中起・道仙・治郎三・蒲原・丑墳・五郎石起地区などにおいて、年々溜りがひどく、その排水に非常に困っていたくらいで、下流でこの悪水を利用してもらうことは好都合であった。

しかし、この水の需要は田植期ころのわずかな期間のみで、あとは悪水として滞ってしまうのであった。

つぎに、(ウ)、「尾張藩の御囲堤によること」についてはつぎのようである。

慶長一五年、木曾川の大山から海西郡弥富村にいたる一二里の頑丈な御囲堤がつくられ、いままで、尾州側にも侵入していた木曾水の洪水が、この御囲堤のために、すべて美濃側に侵入して氾濫するようになった。それで、いまま

では輪中堤のあまり必要がなかった地域までその必要が生じたり、あるいはまた輪中堤があっても、その規模では増加した洪水量に耐えられなくなったりした。

いま、「美濃の堤は御囲堤より三尺低かるべし」とか、「万一美濃側が破堤しても尾張藩の修築が終るまで美濃側は工事に着手してはならない」という命令が出されたと言ひ伝えられているが、確かな史料は残されていない。そこには尾張藩を思ふ美濃側の人々の心がしのばれよう。

最後に、(三)、「所領が分化していたこと」についてみると、元禄時代の所領は左のようであった。

〔御料〕 沢田・明德・白石・島田・押越・五日市・飯ノ木・大跡・岩道・小倉・有尾・有尾新田・津屋新田・横屋・大場・大場新田・根古地・根古地新田・高柳新田・高柳古新田・小坪新田・上之郷・大坪・祖父江・直江・金屋・飯積村。

〔尾張領〕 烏江・ロケ島・西岩道・大牧・大牧新田・船附・下笠・大野・栗笠・蛇持・江月・飯田村。

〔大垣藩領〕 上方・桜井・竜泉寺・勢至・石畑・石畑喜多新田・柏尾・柏尾新田・鷺巣・鷺巣喜多新田・鷺巣南新田・釜段・大墳・高畑・宇田・橋爪・中村・豊・安久村。

〔法泉寺領〕 ロケ島村。

〔高須藩領〕 駒野新田村。

〔石河領〕 飯田村。

このように細分されていたため、諸河川について、その治水政策が各々異っていた。それだけに住民は利害を共にする単位で輪中を作って自衛せざるを得なかったのである。

第六節 江戸時代の社会

一、戸 口

戸口の推移 江戸時代における養老地方の戸口を、残された史料からその推移を追ってみる。

その中で、とりわけ大きな変化が見られるのは嶋田村である。嶋田村は元禄四年（一六九一）二七五軒（男七四九人、女七三九人）、元文三年（一七三八）四四七軒（男一〇〇二人、女一〇五三人）、延享元年（一七四四）四四七軒（男九四六人、女一〇一五人）、宝暦一三年（一六七三）五一二軒（男一一〇四人、女一一六二人）、天保九年（一八三八）五一〇軒（男一〇一三人、女一〇〇一人）となっている。戸口の増加期は元禄から元文年間にかけてと、宝暦年間にあつたといえよう。それと同じような傾向をたどるのが栗浜の一つ栗笠村である。栗笠村の戸口推移は、元禄一六年一一五軒（男二七二人、女二九五五人）、宝永二年（一七〇五）一五六軒（男二五六人、女二八八人）、宝暦八年一九九軒（男三九四人、女二八六人）、寛政一〇年（一七九八）一五六軒（男四二〇人、女四〇〇人）と、元禄から宝永年間、そして宝暦年間が増加期となっている。両村の共通点は、川湊をひかえて立地する小規模ながらの町立てのある村である。そのことからすれば、農村へ商品経済の浸透が自立農民の増加をうながしたともいえよう。それとともに、宝永・宝暦年間ということからすれば、当地方の河川改修工事との関係も切りはなせない。おそらく工事関係物資の輸送にかかわる者たちの増加ではなかったかと思われる。一方、次表にみられるように、純農村である有尾村・横屋村では元禄以後一八〇年間ほとんど増減がない。

有 尾 村

年 号	戸数	男	女	計	年 号	戸数	男	女	計
元禄 4	26	67	77	144	文化 12	34	72	73	145
享保 6	36	99	88	187	〃 13	32	69	70	139
天明 4	32	71	82	153	文政 元	30	74	66	140
〃 7	32	86	79	165	〃 3	30	73	66	139
〃 8	32	79	76	155	〃 5	29	71	66	137
寛政 元	32	71	74	145	〃 7	30	74	74	148
〃 2	32	67	74	141	〃 9	31	77	75	152
〃 3	32	70	76	146	〃 11	32	75	76	151
〃 4	32	71	78	149	天保 元	30	77	71	148
〃 5	31	71	77	148	〃 3	31	71	69	140
〃 6	30	68	73	141	〃 5	32	74	76	150
〃 7	31	67	74	141	〃 7	32	80	77	157
〃 8	32	67	81	148	〃 9	31	76	67	143
〃 9	33	69	82	151	〃 11	31	70	64	134
〃 10	32	68	78	146	〃 13	31	74	65	139
〃 11	31	70	81	151	弘化 元	30	68	66	134
〃 12	31	71	83	154	〃 3	31	66	65	131
享和 元	31	73	79	152	嘉永 元	31	71	59	130
〃 2	31	76	73	149	〃 3	31	72	65	137
〃 3	31	75	74	149	〃 5	31	72	63	135
文化 元	31	71	74	145	安政 元	34	73	69	142
〃 2	31	70	72	142	〃 3	36	71	58	129
〃 3	32	72	73	145	〃 5	37	76	60	136
〃 4	32	70	73	143	万延 元	37	79	64	143
〃 5	32	66	72	138	文久 元	36	75	59	134
〃 6	31	70	69	139	〃 2	34	72	60	132
〃 7	34	74	70	144	〃 3	34	68	64	132
〃 8	34	75	69	144	元治 元	34	75	64	139
〃 9	34	73	71	144	慶応 元	36	83	69	152
〃 10	34	75	71	146	〃 3	36	78	70	148
〃 11	34	72	74	146	明治 元	36	81	79	160

横 屋

年 号	戸数	男	女	計	年 号	戸数	男	女	計
元禄 7	33	162	116	278	文政 10	55	145	121	266
“ 15	32	155	115	270	“ 11	60	159	131	290
“ 17	32	158	132	290	天保 8	56	152	134	286
天明 2	62	120	98	218	“ 14	56	127	129	256
“ 8	62	105	189	294	“ 15	57	127	130	257
寛政 10	54	103	91	194	弘化 2	58	128	128	256
享和 2	53	106	93	199	“ 4	58	131	145	276
文化 6	52	114	98	212	嘉永 4	61	131	147	278
“ 9	52	118	102	220	“ 5	59	128	134	262
“ 10	不明	123	98	221	安政 5	57	138	135	273
“ 13	53	136	109	245	“ 6	57	133	131	264
文政 6	58	165	119	284	文久 元	56	121	124	245
“ 7	58	163	119	282	“ 3	56	119	122	241
“ 8	58	163	129	292					

戸口の移動 農民が村を離れていく形式としては、養子・嫁入りなどの縁組や離縁、働き口を求めての奉公、そしてまた年貢の未進や借金で破産して逃げ出していく場合などがある。しかし、勝手な転住・転職は許されず、厳しい手続きが要求された。

元禄一七年（一七〇四）栗笠村金助が大垣領野口村への引越願を出すにあたって、栗笠村庄屋・与頭が奥書し役所へ提出している（町史史料 編二〇二）のもそのあらわれである。また、高田町取締一札の条文に、「他村より町内へ引越しを願う者がいれば、生所の村役人より請状を取ることに。もしその者の風聞が宜しくないときは、隠すことなく庄屋へ申出、早々に古郷へ帰すこと。尤五ヶ年も住わせ試しても不正がなく、永住を願うのであれば、古郷送りを取り願ひ出る。」（町史史料 編二二六）とあることからすれば、金助はすでに元禄一二年頃には野口村へ入りこみ同村の庄屋・小百姓中に認められ双方納得の上での出願であったと思われる。

元治二年（一八六五）石津郡馬目村保之助は、押越

村安左衛門方へ養子縁組の話がまとまった。このとき整えられた二通の書類が残っている。一通は保之助の旦那寺である蓮台寺から押越村役人に宛てられた宗門寺手形である。これは保之助が禁制の異教徒でないことを証明する旦那寺の寺請状である。もう一通は、転出村の役人から転入村へ宛てられた古郷送り証文である。この証文には、本人の出所の慥さを立証するため、宗旨、旦那寺を記し、切支丹やその類族・縁者でないことを認めている。さらに、公儀の法度や村法にそむかないこと。鉄砲やその他禁止された道具は持っていないことなどの記載もしている。(町史資料編一九六)

この外、転出以前の旦那寺から転入後の旦那寺へ宛てられた寺送り証文も作成されたはずである。

家族構成 江戸時代の家族構成は、宗門改帳によって知ることができる。その宗門帳により一軒平均の家族員数を出してみると、寛文五年(一六六五)の根古地新田五・三人、貞享四年(一六八七)の横屋・有尾新田六・九人、元禄七年(一六九四)の横屋村八・四人、宝永二年(一七〇五)の栗笠村三・五人、享保一〇年(一七二五)中村四・八人、同二〇年の石畑村三・七人である。年次により多少の増減はあるが、そのことよりも山添い地と水場地帯とのちがいが大きく目立つ。横屋村は石畑村の二・二七倍の家族構成をしている。それは農業労働力を多分に必要とするだけに、下人・下女を抱えているからである。高三六石二斗四升六合を有する弥右衛門家では、



烏江村奉公人

(寛永20年)

当主名	百石高	家族数	奉公人名	年令	戸主との統柄	奉公先	奉公初めの年	備考
孫助	14.6	6	与助	39	弟	飯積村	寛永18年暮	作り奉公 子ながら 養奉公 口のせ奉公 口すぎ
同			ふし	19	娘	烏江村	19年暮	
九郎右衛門	9.1	5	おこ	21	娘	高田村	20年春	
五助	8.9	3	五助	38	本人	烏江村	19年暮	
弥平次	8.5	5	小兵衛	42	弟	表佐村	18年	
久六	2.6	5	七蔵	23	弟	高須村	18年暮	
喜作	2.5	2	喜作	46	本人	高田町	18年	
市助	?	4	きく	12	娘	江月村	20年春	
九郎助	?	5	七郎	19	弟	高田町	20年春	
市蔵	無高	2	市蔵	49	本人	高淵村	20年春	
同			女房	40	女房	高田町	20年春	
九助	無高	2	九助	35	本人	江月村	20年春	
九右衛門	無高	5	与三太	18	息子	金屋村	19年暮	

(吹原文書)

という構成である。また、四一石余を所持する弥藤次は、二八才でいまだ独身であるものの、三右衛門(五八才)をはじめ、長介(四〇才)、又助(一〇才)、ばゞ(五九才)、清八(四三才)、平吉(一五才)といった家来とともにその家族を書き上げている。そして、「右は拙者一家紛無御座候」と記しているが、一軒の家に住んでいるというよりも、隷属関係を明らかにしたものともいえよう。(町史史料 編一七七)

奉公人 農民が村を離れていく場合を奉公人に限っていえば、武家・農家・商家のいずれかへ奉公に出た。当地では他所他国の農業奉公に出ることが多かったが、地域によっては、口入稼業があった江戸や大坂をはじめ、地方の城下町へ出ることも少なくなかった。

さて、寛永二〇年(一六四三)の烏江村は、四六戸、一九四人の村であった。このほかに上表のように一三人が農家奉公人に出ており、また、「二日・三日づつ口すぎに方々ありき候て、暮し申すもの」

烏江村奉公希望者の家庭状況

(正保4年)

当主名	当年主令	持高	未進年貢 (小作米)	子ども年令	奉公希望者
勘十郎	52才	7.497石	2.8石	9, 8, 6, 4, 2	当主 娘(21才)
係助	62	5.587	1.8	21, 11, 8	娘(18才)
市介	51	3.760	0.8	18, 11	当主
十兵衛	42	2.570	1.2	9, 7, 3	当主
十喜作	45	2.407	1.0	9, 3	当主
小助	48	1.939	1.0	22, 11	当主、娘(22才)
久六	42	0.495	2.0	11, 9	当主
小三郎	50	無高	(2.0)	11,	当主
七藏	31	無高	0	0	当主

※9人とも女房持である。
※子ども年令下の・は女子を示す。

が四人あり、さらに「毎日方々へこつじきにまかり出で、五日・三日すぎ候てまかり帰」るものが九人あった。こうした「作り奉公」すなわち農家奉公人の発生状況を知るために、この村の正保四年(一七一四)の奉公人帳の内容を表示すると、上表のとおりである。この奉公に出るのを希望する直接の原因は、年貢未進、ときには不作年貢(小作米)の未納である。その子どもの数は持高に比例しているようであるが、その子どもが意外に幼少なのが目立ち、非常に晩婚であることがわかる。しかも、老年の当主がみな奉公を希望しているのである。

二、農 民 生 活

衣食住の儉約令 幕末になると領主は、財政の引締めの一環として、農民に対しても儉約を強いる触れ書をたびたび発し、生活の細部にわたって干渉した。

栗笠村の儉約触書請書(文政年間のものか)をみると、一、吉凶に付き、村中の振舞いはしない。親類の者が集るときでも一汁一菜に限ること。

一、年始・八朔・祭礼・節句・諸休日も、前条と同じようにすること。

付、婚礼など至って簡単にすまし、元服は烏帽子親へ酒一升を出すだけとする。伊勢参宮で酒迎えをしたり、馬を出したりしない。元旦・節句の餅は省略すること。

一、音信・贈答は無用、年内禁酒、そして淨瑠璃や三味線・遊芸のため、家業を怠るようなことはしないこと。

一、衣服は、平常は木綿・地布の外用いないこと。他所者と参会のときは、頭百姓は絹紬込着用してもよい。

付、女のさしぐし・かうがいのことは、御触の通りきつと守ること。平常は子供に至るまでわけかけなど紙大永に限ること。

一、雨天のときは、なるだけ差笠・木綿合羽を用いないこと。

但、平常は竹の子笠を用いる。はきものも、合草履・雪踏等用いないこと。雨天の時も、下駄・木履に皮緒等用いないこと。

一、博奕は勿論、若き者の遊宿等しないこと。

と六条を掲げ、御上の御制度を守るを第一とし、次に御百姓内輪が成り立つたためのことだから、きつとつしみますと記している。

ここにみられるように、衣については木綿が主体であった。各村の村差出明細帳の農間余業の項にも「女ハ耕作之間ニハ着用之布木綿仕候」(史料編一五五)とある。また、食生活については、直接知りうるものがないが、米は貢納用として手をつけず、麦・粟・稗などの雑穀を主食とする者が多かったようである。

住居の方は、宝永二年(一七〇五)の粟笠村家並人馬改帳によれば、同村では一軒あたり平均建坪八坪であるが、無高百姓のうちには一・五坪とか二坪というせまい家もある。

農民の身分階層 豊臣秀吉による兵農分離以降、次第に士農工商の封建的な序列が生じた。そればかりか、農民の中にもいくつかの階層と格式ができ、とくに美濃国の先進地帯に属する西濃地区では、頭分（頭百姓）制として根強い身分階層が確立され存続された。

濃州徇行記に記される頭百姓にかかる記事をひろってみると次のとおりである。

舟付村 頭百姓を谷伝之右衛門・安田与左衛門・安田七郎兵衛・安田金十郎・勇吉と云、与左衛門・金十郎は庄屋也、七郎兵衛湊問屋の由緒わからず、此村にては安田氏を称する者皆頭百姓なればいづれ古き家筋の者とみへたり、此四人は地頭より帯刀・苗字免許也、其内勇吉は万治元戊年より帯刀、年頭御目見被仰付、苗字は天和二戊年初て御免の由、安田氏也、今は幼年に付継目を未願と也、其余中以下の百姓多し、

栗笠村 佐藤与三郎・佐藤文四郎富戸にて家づくりもよし、湊問屋を佐藤次郎左衛門と云、――（略）――其外頭百姓を佐藤文三郎・佐藤安三郎、庄屋宗内と云、又前に記す文四郎と与三郎なり、

烏江村 此村栗笠・船付よりは村立あしく小百姓ばかりにて、大戸は問屋吹原勘兵衛と其外二・三戸も頭百姓と思しきものみへたり、勘兵衛は古き家柄の者にて名披露御目見、苗字帯刀、一自一札の百姓なり、代々問屋なり。書院・玄関向など農家とは希れなる家造也、是は先年京師の角ノ倉与市此家に一旦養れ居し時、木曾御材木の事を執事せしにより、其良みを以て勘兵衛宅を築きしと云、又関ヶ原御陣の時焼払になりし宅趾は堤下であり、今字を奥ノ屋敷と云。

江月村 此村頭百姓を日比野定吉・市兵衛と云、定吉は庄屋也。

飯田村 此村頭百姓を広右衛門・安福森右衛門・安福五右衛門と云、皆石河氏百姓なり。

蛇持村 小百姓ばかりにて村立あしき処なり。

西岩道村——近來は漸々村成立振回しもよくなると也、庄屋喜三郎屋づくりよし。

ロケ島村——頭百姓田中弥平次と云ものあり、長屋門を構へ屋造よし、地頭より苗字・帯刀・自分一札免許なる由、あとは小百姓多し、

ト笠村——此村は村立大体よき処にて、頭百姓も余程あり、其内、構の田中権之右衛門・和田の小野作兵衛富戸也。大野村——頭百姓三・四戸あり、庄屋渋谷理兵衛屋づくりよし、其余小百姓多し、(略)頭百姓を祐右衛門と云。

大牧村——此村兵内・元右衛門・外頭百姓庄兵衛・庄作と云。

頭百姓の大部分は、中世末の土豪(土着武士)、または草分け百姓の系譜につながるもので、いずれも特定の姓を有していた。例えば舟付の安田姓、栗笠の佐藤姓がそれである。

三、災 害

火災 災害には風水害・雪害・地震など天変地変もあるが、日頃最も留意されていたのは火災である。人家の密集した所では特に注意されており、役所からも度々触書が出された。それでも大火に及ぶことが少なくなかった。

寛政九年(一七九七)一〇月一九日夜、栗笠村源吉家より出火し、おりからの風にあおられ、類焼居家三八軒、添家二一軒に及ぶ大火となった。またこの時、同村の専了寺・興専寺の両寺も類焼した。専了寺は、萱葺寺(長六間、梁六間半)、同庫裏(長六間半、梁二間半)、同門(横式間、巾巻間)、萱葺隠居家(長四間、梁二間)を焼失し、興専寺は瓦葺寺(長六間、梁六間)萱葺庫裡(長六間、梁三間)、板葺座敷(長三間、梁三間)、瓦葺高壁門(長二間)、瓦葺隠居屋(長二間半、梁四間)を失った。火災発生にあたっては、役所への報告の義務があり、庄屋市右衛

門・文四郎は翌二〇日に鶴多須陣屋へ注進し、同日及び翌二一日に検分を受けている。また専了寺・興専寺に関して
は神社奉行所へ注進している。(町史史料 編四五五)

安政五年(一八五八)四月、高田の大黒屋重兵衛の失火により類焼した中村久次郎家では、種々の火事見舞を受けている。近村の庄屋・寺院から縁故関係までその数は多く、久次郎の交際の広さがしのばれる。(町史史料 編四五六)

天災地変 西美濃に被害を与えた大地震は、慶長以降幕末までに前後一〇回を数える。このうち、宝永四年(一七〇七)一〇月四日には、畿内・南海道・美濃・三河・遠江・伊豆で大地震があり、垂井宿では惣家数二〇五軒のうち一〇軒が「少分破損」の被害をうけた。(垂井町史 通史編)

また、文政二年(一八一九)六月一二日八ツ時にも大地震があり、家屋が倒れるものがあつた。さらに、嘉永元年(一八四八)六月一四日夜七ツ時、水瓶の水が揺り零れ、土蔵の壁が破損するなどの被害が出た。同年一月にも、六月と同程度の地震があり、その後一〇日程昼夜震動した。(養老 郡志)

嘉永七年(一八五四)六月一四日の地震の規模も大きかつた。同夜八ツ時にはじまつた大地震は半時ばかりも続き、人々の肝をひやさせた。その後明け方まで六・七度も地震があつた。

飢饉 飢饉は江戸時代を通じて一五四回もおこり、とくに大飢饉といわれるものが二二回あつた。そのうちでもひどかつたのが享保・天明・天保の三大飢饉である。

享保一七年(一七三二)春の異常気象はひどく、五・六月になるまで長雨は降り止まず、いつまでも肌寒い日が続いた。そして七・八月になると、近江・伊勢から西日本一帯にイナゴの大軍が発生し、実を食いあらした。前代未聞の「蝗害」である。

享保飢饉で収獲が半減するという大被害を受けた諸藩は、御三家を除く大名二五〇藩のうち、五分の一に及ぶ四六藩に達した。飢民数は、当時の日本全人口の約一割弱の二六五万人にも上り、餓死した人は実に九六万九九〇〇人に及んだ。

享保飢饉はすでに安永年間に端を発し、天候不順のため作物は半作（四〇％減収）や七分作（三〇％減収）のところが多かった。天明二年（一七八二）は、春から夏にかけて国内各地とも降雨と低温が続き、秋のはじめには冬のような寒さとなって五穀が稔らなかつた。さらに度々洪水があり、田畑・人家とも何日も浸水している日が続いた。しかも冬になると逆に暖かくなり、十二月に菜種の花などが咲きそろう、たけのこが生える陽気となった。

翌三年春には再び寒くなり、四・五月頃は諸国とも雨が降り続き、冬のような寒さになった。また、信州では浅間山が大噴火をおこし、死者の数は約二万人におよび、火山灰のため不毛の地となった田畑も少なくなかつたといわれる。次の天明四年も凶作の連続であり、米価は上り、人々は飢饉に苦しんだ。さらに同五年も不作は続いた。また六年は五月頃から雨が降り続き、夏中に晴れた日は三日も無い程で、土用ころことに寒さが強まった。さらに八月二九日九月六日の二度にわたって「前代未聞の大風」が吹いている。七年も大飢饉になり物価の高騰のために苦しんだ。

このように天明の飢饉は長期間に及んだため、各地に餓死者が出た。飢饉の被害が大きくなったのは、各藩が自領内の穀類の不足を増長させないように藩境を閉じ、穀類の他藩への持出しを禁じる津留をしたことと、商人等の米の買い占めによって米価が暴騰したことも原因している。

天保の飢饉は江戸時代における享保・天明の飢饉とならんで三大飢饉の最後に数えられる大規模なもので、天保三年（一八三二）から天保八年に及んでいる。天保三年夏は干害によって田面は亀裂を生じ、農作物は枯死した。四年四月九日は大地震があり、五月に霖雨が続き、米の収穫は四分作とおちこみ、飢饉となった。五年も六年も春から秋まで霖雨が続き、飢饉となった。

七年もやはり二・三月より雨の日が続いた。そして五月一七日夜徳田新田堤が切れ入水した。水は一・三日程で大方は引落ちたため、畑方には地主が買調えた苗が、小作百姓に手渡されて植え付けられた。しかし、田方に植付

けでできるまで水は引かず、同年の田方には稲が一粒も実らぬこととなった。

それだけに米相場は、三・四月に一兩につき一一・二俵余、五・六月には八・九俵余、八・九月には六・七俵余と高値になっていった。値上りは米だけにとどまらず、稗・大麦・小麦・大豆・芋薯・大根とすべてに及んでいった。その広がりの様子は、大豆が安いとなると買い集め、食物として命をつなぐなどというように、下値なものを求めんとする人々の動きは、物価をまたたくうちに高騰させていった。

「世間一同大凶作、誠ニ前代未聞之大飢饉」と認める根古地の松永清九郎の申年飢饉留書（町史料 編四六四）から、その様相をひろってみる。

商売に身を入れぬ無精者や仕事に精出さぬ者たちは貧人や乞食に身をおしたり、盗賊になったりもした。と記しているが、食糧が絶対的に不足して飢饉状態となると、飢えにやむ浮浪者が多くなるのは当然のことである。当時飢えをしのぐため、田畑を荒す者も少なくなかった。往来・山中・小道などに飢死死体が数万人というだけに世の中の治安は乱れ、自衛手段として、村の辻々には農荒し者を見張るための番が置かれたりもした。

人々の食生活をみると、松の甘皮を粉洗にして団子を作り食べたり、榎の葉・石楠の葉を粉洗にしたり、団栗の実を喰むの中へ入れて食するなど、木の葉から草の根に至るまで食べられるものは何でも口に入れた。粉糠を粉洗にし、茶水にかいて食べたりもした。けれど粉糠を粉洗にせず食したものは、顔がお福のようにはれあがり、冬の間はまだしも、夏にかかった者は大方死亡したという。

同年根古地村には貧人・乞食は一人も無かったが、飢死する者が三家あった。

所々に粥の施行があり、その一膳・二膳の施粥せじゆを尋ね貰うため、人々は一里二里をかけた。根古地でも極難渋者へとして庄屋所で粥を出した。毎朝半年の間老人に五合ずつはかり、十二人へ渡した。また中極難渋の粥を渡したのは

二三人であった。

また、各藩では天明の飢饉の時と同様に津留めを行なったため、米は思う様に買えず、金銀をもって飢死するといありさまであった。尾張藩では荷物を一々取調べるなど米の出入りをきびしく監視し、領内の住民の安定をはかろうとした。

さて天保八年は、正月から天気が続き、今年は豊年かと人々を悦ばせたが、三・四月の時節に雨が降り続き、下畑・中畑へは大方水がかぶり、人々を落胆させた。しかし、間もなく水は引き、その後天気は順調にすすみ、二一〇日、二二〇日を送り「百年めの大豊年」と人々を悦ばせた。それもつかの間、二二一日に大雨とともに大風が吹き、根古地では、嘉重郎・常七の家がつぶれたのをはじめ、半つぶれ一四・五軒、倒れた木は数百本と大きな被害を受けた。またこの一四日夜七ツ時分に、高柳新田の塚戸開が吹き折れて入水し、まもなく収穫できるはずの作物が水中に没した。さらに一五日晚六ツ時分には、根古地新田三日月が切れ入水した。大豊年と悦びにひたっていた時だけに人々の落胆も大きかった。

それに追いうちをかけるかのように天保八年は日本中に熱病が流行した。当地でも多くの死者がでた。

疫病と予防 飢饉と悪疫の流行というのはきわめて緊密な関係にあった。餓死をおそれ人々が雑食をしたために、悪疫を流行させたともいえよう。たとえば、木の根を掘って渋をぬき、うちくだいて食べるとき、渋をぬいても樹木の根のもっている毒性分を除きることができない。それによって死者ができる。あるいは胃腸の状態が悪くなっているところへ種々の消化器系統の伝染病菌が入って病死者が多くなったりした。

江戸時代は、また予防法が確立していなかったため、一度悪疫が流行すると、たちまち広がり、何万人もの人命が失われた。悪疫のうちではとりわけ天然痘やコレラ（ころり）の流行がおそれられた。

美濃国では、元禄六年（一六九三）・同一三年・天明五年五月・同八年六月に疫病が流行した。（岐阜縣
災異誌）

天保八年に全国的に熱病が流行し、当地においてはことに栗笠・船付両村に多く、死者数百人をかぞえた。一日に三人・四人と死者が出たという。（町史史料
編四六四）

こうした疫病発生に対し、当時なす術を知らなかったわけではない。安政五年（一八五八）九月瀑瀉病が流行し、死者が多数に及んだとき、大垣藩では、その予防のため、各村へ宗門人別帳に従い施薬を配布している。等乃原新田及び津屋村へは、八九九服が渡された（町史史料
編四六〇）

天然痘予防のための種痘が、文久元年（一八六一）実施された。接種を受けたのは、一才から九才までの男女子で、桜井村男子八名女子七名、乙坂村男子二名女子一名、安久村女子一名の計一九名である。（町史史料
編四六一） なお天然痘予防のための Jenner 式種痘法が、わが国へ伝わったのは享和三年（一八〇三）といわれるが、牛痘接種が行なわれるようになるのは嘉永二年（一八四九）からである。また美濃国においては方県郡城田寺村河田熊碩の種痘が初見である。その後安政五年（一八五八）に至り、大坂の緒方洪庵の除痘館が種痘を免許されたり、江戸に種痘所が公許されたりしたのである。こうしたことからしても、美濃各地に種痘が普及したのは、文久年間ころからのことである。